

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2024年6月5日

【発行者名】

住友生命第4回劣後ローン流動化株式会社

【代表者の役職氏名】

取締役 関口 陽平

【本店の所在の場所】

東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内

【事務連絡者氏名】

S M B C 日興証券株式会社

橋田 学思

【電話番号】

03-3283-2972

【届出の対象とした募集内国
資産流動化証券の名称】住友生命第4回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・
任意償還条項付無担保永久社債（劣後特約及び責任財産限定特
約付）住友生命第4回劣後ローン流動化株式会社第2回利払繰延条項・
任意償還条項付無担保永久社債（劣後特約及び責任財産限定特
約付）【届出の対象とした募集内国
資産流動化証券の金額】住友生命第4回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・
任意償還条項付無担保永久社債（劣後特約及び責任財産限定特
約付） 500億円(予定)住友生命第4回劣後ローン流動化株式会社第2回利払繰延条項・
任意償還条項付無担保永久社債（劣後特約及び責任財産限定特
約付） 100億円(予定)

合計 600億円(予定)

(注)上記の金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、需要
状況を把握した上で、2024年6月21日頃に決定される予定で
す。

【縦覧に供する場所】

住友生命第4回劣後ローン流動化株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内

第一部【証券情報】

第1【（特定）社債（（特定）短期社債を除く。）】

1【銘柄】

住友生命第4回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）（以下「本1回社債」といいます。）

住友生命第4回劣後ローン流動化株式会社第2回利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）（以下「本2回社債」といいます。）

本1回社債及び本2回社債を個別に以下「本各回社債」といい、総称して以下「本社債」といいます。

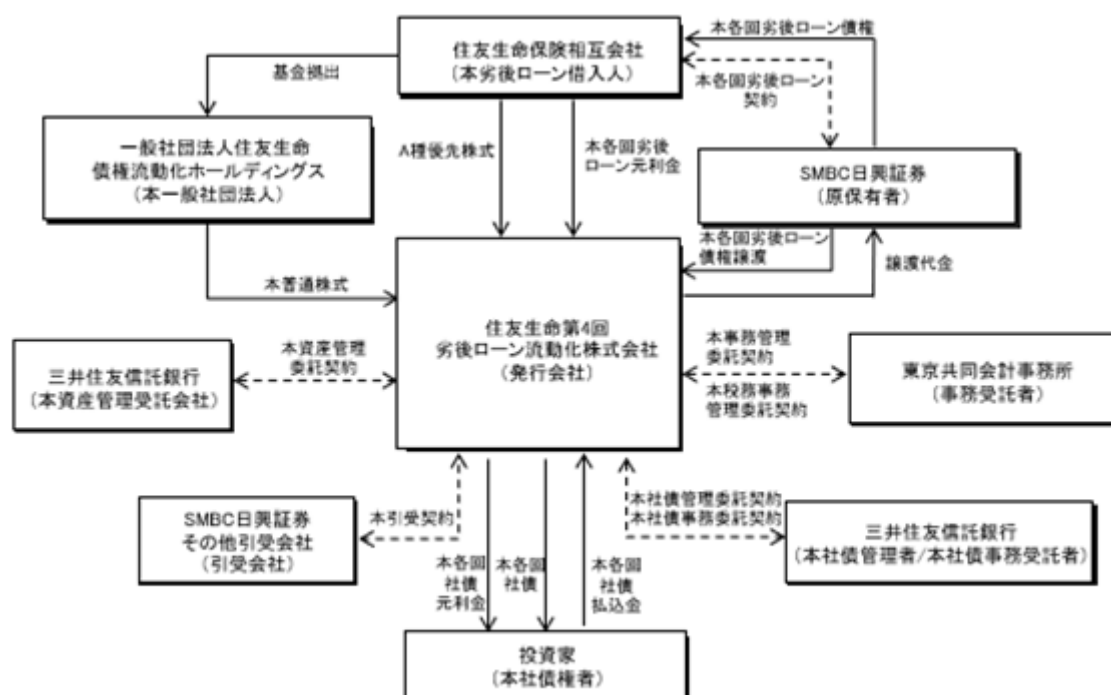
2【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

(1) 振替社債

() 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含み、以下「社債等振替法」といいます。）の規定の適用を受け、下記16「振替機関に関する事項」記載の振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとします。

() 社債等振替法に従い本社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債に係る社債券は発行されません。本社債の社債券（以下「本社債券」といいます。）が発行される場合は、無記名式で利札付きに限るものとし、本社債券の券面種類は1,000万円の1種とし、記名式への変更はしません。

(2) 内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等



() 住友生命第4回劣後ローン流動化株式会社（以下「発行会社」といいます。）は、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ5万円として、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含み、以下「会社法」といいます。）に基づき日本国内で設立された株式会社であり、その全ての普通株式は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。その後の改正を含み、以下「一般社団法人法」といいます。）に基づき日本国内で設立された一般社団法人である一般社団法人住友生命債権流動化ホールディングス（以下「本一般社団法人」といいます。）によって保有されています。

- ()発行会社は、2024年6月5日付で本社債につき、株式会社格付投資情報センター(以下「本格付機関」といいます。)からA+の予備格付を取得しており、払込期日(2024年6月28日)までに本格付機関からA+の本格付を取得する予定です。詳細については、下記(10)「本社債に関する信用格付」をご参照下さい。
- ()S M B C日興証券株式会社(以下「S M B C日興証券」又は「原保有者」といいます。)は、2024年6月21日付でS M B C日興証券及び住友生命保険相互会社(以下「住友生命」といいます。)の間に締結される劣後ローン契約書(その後の変更及び修正を含み、以下「本劣後ローン契約」といいます。)に基づき、2024年6月28日付で600億円(予定)(注)を、住友生命に対して劣後ローンとして貸し付け、劣後ローンの利息支払及び元本弁済請求権並びにこれらに関する一切の権利(以下「本劣後ローン債権」といいます。)を住友生命に対して取得します。
- (注) 上記金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、2024年6月21日頃に決定される予定です。
- ()発行会社は、2024年6月21日付でS M B C日興証券及び発行会社の間に締結される劣後ローン債権譲渡契約書(その後の変更及び修正を含み、以下「本劣後ローン債権譲渡契約」といいます。)に基づき、2024年6月28日付で原保有者から本劣後ローン債権の譲渡を受ける予定です。発行会社が原保有者に支払う本劣後ローン債権の売買代金は本社債の発行によって調達されます。かかる本劣後ローン債権の原保有者から発行会社に対する譲渡については、本劣後ローン債権の債務者である住友生命の譲渡実行日における確定日付ある証書による承諾によって債務者及び第三者に対する対抗要件が具備される予定です。
- ()本劣後ローン債権譲渡契約に基づく本劣後ローン債権の原保有者から発行会社に対する譲渡の後においては、住友生命による本劣後ローン債権の利息の支払及び元本の弁済は発行会社に対して直接行うものとされています。
- ()発行会社は、原保有者から譲渡を受けた本劣後ローン債権から生じるキャッシュ・フローを裏付けとして、日本国内市場において、本社債を発行し、S M B C日興証券、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社、野村證券株式会社及びその他の本社債の引受会社(未定)(注)が引受を行います。
- (注) その他の本社債の引受会社は、2024年6月11日頃に決定される予定です。
- ()本社債は、一般募集とします。
- ()本社債は年2回利息支払を行います。また、本社債の償還期限は定められていません。但し、下記9「償還期限及び償還の方法」(2)「償還の方法及び期限」()又は()の記載に基づき、本各回社債の元金を一括して償還します。なお、発行会社は、下記9「償還期限及び償還の方法」(2)「償還の方法及び期限」()の記載に従い本社債の買入消却を行うことができ、この場合、下記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」()「本劣後ローン債権の概要」才「弁済の方法及び期限」(イ)g「本社債の買入消却に伴う弁済」の記載に従い本劣後ローンの元本の全部又は一部は弁済されます。
- ()発行会社は、2024年6月21日付で発行会社及び三井住友信託銀行株式会社(以下「本資産管理受託会社」といいます。)の間に締結される資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約(その後の変更及び修正を含みます。)に基づき、本資産管理受託会社に対し、本劣後ローン債権の管理及び処分に係る業務を委託しています。

なお、本届出書で使用される下記の用語は、別途定義される場合を除き、それぞれ下記の意味を有します。

「アドバイザリー契約」とは、発行会社及びS M B C日興証券の間の2024年6月21日付アドバイザリー契約(その後の変更及び修正を含みます。)をいいます。

「一般社団法人法」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「会計監査人」とは、発行会社の会計監査人をいい、当初は有限責任あずさ監査法人をいいます。

「会社更生法」とは、会社更生法(平成14年法律第154号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「会社法」とは、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「会社法施行規則」とは、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「改定後利率適用期間」とは、各利率改定日につき、当該利率改定日の翌日(当日を含みます。)から次の利率改定日(当日を含みます。)までの間のそれぞれをいいます。

「貸金業法」とは、貸金業法(昭和58年法律第32号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「元金償還勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき、本社債関連口座に元金償還勘定として設けられた勘定をいいます。

「幹事会社」とは、本社債の引受を行うS M B C日興証券、大和証券、みずほ証券、野村證券及びその他の本社債の引受会社(未定)(注)を総称していいます。

(注) その他の本社債の引受会社は、2024年6月11日頃に決定される予定です。

「業務規程等」とは、下記16「振替機関に関する事項」記載の振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則を総称していいます。

「銀行営業日」とは、東京において法令等により銀行が休日とされる日以外の日をいいます。

「金融サービス提供法」とは、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成12年法律第101号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「金融商品取引法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「グロスアップ事由」とは、下記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」()「本劣後ローン債権の概要」キ「利息支払の方法及び制限」(オ)「グロスアップ」の記載に基づき住友生命が本各回劣後ローンについて追加の支払を義務付けられ、又は義務付けられることとなり、且つ、かかる義務が、住友生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「グロスアップ事由弁済日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に本各回劣後ローンにつきグロスアップ事由が生じ、且つ継続している場合において、住友生命が、その選択により行うグロスアップ事由による当該本各回劣後ローンの弁済のために設定する日をいいます。

「経過利息」とは、既に経過した期間に係る本社債の利息であり、利払日が到来していないため支払われていないものをいい、下記7「利率」記載の利率により下記8「利払日及び利息支払の方法」の記載に準じて計算されるものとします。但し、未払残高を含まないものとします。

「原保有者」とは、当初の本劣後ローン契約における劣後ローンの貸付人であり、当初の本劣後ローン債権の保有者であるS M B C日興証券をいいます。

「口座管理機関」とは、業務規程等に定める口座管理機関をいいます。

「更生特例法」とは、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「国債金利情報ページ」とは、財務省ホームページ内「国債金利情報」ページにおける「金利情報」（https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/jgbcm.csv）（その承継ファイル及び承継ページを含みます。）又は当該「国債金利情報」ページ（その承継ファイル及び承継ページを含みます。）からリンクされる日本国債の金利情報を記載したページ若しくはダウンロードできるファイルをいいます。

「参照国債ディーラー」とは、住友生命が本社債管理者と協議の上で国債市場特別参加者（財務省が指定する国債市場特別参加者をいいます。）又は市場で国債の売買を活発に行っていると認められる金融機関から最大5者選定する金融機関をいいます。

「参照5年国債」とは、ある改定後利率適用期間につき、参照国債ディーラーから住友生命が選定する金融機関が選定する国債で、当該改定後利率適用期間の最終日又はその前後に満期が到来し、選定時において市場の慣行として5年満期の円建て社債の条件決定において参照するものをいいます。

「資産関連諸契約」とは、本劣後ローン債権譲渡契約、本資産管理委託契約、本事務管理委託契約及び本税務事務管理委託契約を総称していいます。

「資産流動化法」とは、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「資産流動化法施行令」とは、資産の流動化に関する法律施行令（平成12年政令第479号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「支払金額」とは、本各回社債につき未払残高支払事由が生じた場合における、当該未払残高支払事由に係る本劣後ローン未払残高支払額相当額をいいます。

「支払金額の一通貨あたりの利子額」とは、本各回社債につき、業務規程等に従い、支払金額を残存する当該本各回社債の元金で除したものをいいます。但し、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

「資本事由」とは、保険業法若しくはその他の関連法令、告示又はそれらの解釈に係る改正又は変更が公表され、本各回劣後ローンが保険業法及びその他の関連法令における特定負債性資本又はその時点において適用のある規制上の要件において特定負債性資本と同等の資本性を有するものとして取り扱われないこととなり、住友生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「資本事由弁済日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に本各回劣後ローンにつき資本事由が生じ、且つ継続している場合において、住友生命が、その選択により行う資本事由による当該本各回劣後ローンの弁済のために設定する日をいいます。

「資本性変更事由」とは、株式会社格付投資情報センター、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社及びムーディーズ・ジャパン株式会社又はその格付業務を承継した機関のうちいずれか(本定義において、以下「格付機関」といいます。)が、当該格付機関における資本性に係る評価基準、ガイドライン若しくは手法の改正若しくは変更が生じたか若しくは生じる予定である旨を公表し、又は住友生命に対してその旨書面により通知し、当該改正又は変更に従い、()本各回劣後ローンについて本劣後ローン貸付実行日において当該格付機関が認めていた資本性よりも資本性が低いものとして取り扱われることとなった場合、若しくは、本各回劣後ローンの資本性が認められなくなった場合、又は()本各回劣後ローンについて当該格付機関から特定の水準以上の資本性が認められる期間が、本劣後ローン貸付実行日において当該格付機関から認められていた期間に比べて短くなった場合をいいます。

「資本性変更事由弁済日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に本各回劣後ローンにつき資本性変更事由が生じ、且つ継続している場合において、住友生命が、その選択により行う資本性変更事由による当該本各回劣後ローンの弁済のために設定する日をいいます。

「資本不足事由」とは、() (a)住友生命のソルベンシー・マージン比率が200%(資本規制が変更された場合は、変更後の要求水準)を下回った場合、若しくは適用ある規制(当該規制に関する解釈を含みます。)上、本劣後ローン利息の支払の繰延べが要求される場合、若しくは、(b)当該本劣後ローン基準日に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払を行うことにより、住友生命のソルベンシー・マージン比率が200%(資本規制が変更された場合は、変更後の要求水準)を下回ることとなる場合、若しくは適用ある規制(当該規制に関する解釈を含みます。)上、本劣後ローン利息の支払の繰延べが要求されることとなる場合、又は()金融庁若しくはその他権限のある監督官庁から住友生命に対して早期是正措置が発動されている場合をいいます。

「社債等振替法」とは、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「出資発行代り金」とは、発行会社が本社債の発行に先立ってその普通株式及びA種優先株式の発行によって受領した発行代り金をいいます。

「償還日」とは、下記9「償還期限及び償還の方法」(2)「償還の方法及び期限」()及び()の記載に基づき本社債が償還される日をいいます。

「譲渡実行日」とは、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき、本劣後ローン債権が原保有者から発行会社に譲渡される2024年6月28日をいいます。

「商法」とは、商法(明治32年法律第48号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「初回利率改定日」とは、本1回社債につき2029年7月3日、本2回社債につき2034年7月3日をいいます。

「住友生命」とは、住友生命保険相互会社又はその承継人をいいます。

「税制事由」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈の改正又は変更により、住友生命に課される法人税の計算において本各回劣後ローンの利息の全部又は一部が損金に算入されなくなるおそれが相当程度増大し、住友生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「税制事由弁済日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に本各回劣後ローンにつき税制事由が生じ、且つ継続している場合において、住友生命が、その選択により行う税制事由による当該本各回劣後ローンの弁済のために設定する日をいいます。

「ソルベンシー・マージン比率」とは、その時点において有効な保険業法若しくはその他の法令、告示又はそれらの解釈における意味を有します。

「大和証券」とは、大和証券株式会社又はその承継人をいいます。

「東京共同会計事務所」とは、株式会社東京共同会計事務所又はその承継人をいいます。

「当初利率適用期間」とは、本1回劣後ローンにつき、本劣後ローン貸付実行日の翌日（当日を含みます。）から2029年7月3日（当日を含みます。）までの期間をいい、本2回劣後ローンにつき、本劣後ローン貸付実行日の翌日（当日を含む。）から2034年7月3日（当日を含む。）までの期間をいいます。

「特定調停法」とは、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「野村證券」とは、野村證券株式会社又はその承継人をいいます。

「破産法」とは、破産法（平成16年法律第75号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「発行会社」とは、住友生命第4回劣後ローン流動化株式会社をいいます。

「発行会社上位債務」とは、発行会社同順位劣後債務及び本社債に関する発行会社の債務を除く、劣後的破産債権に係る債務を含むあらゆる発行会社の債務をいいます。

「発行会社同順位劣後債務」とは、発行会社の清算手続における支払につき本社債に関する債務と同順位となることが明示された発行会社のその他の債務をいいます。本1回社債と本2回社債は、発行会社の清算手続における支払につき互いに同順位とします。

「発行会社劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

- ア 発行会社について、清算手続（会社法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。）が開始された場合。
- イ 管轄権を有する日本の裁判所が、発行会社について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。
- ウ 管轄権を有する日本の裁判所が、発行会社について、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。
- エ 管轄権を有する日本の裁判所が、発行会社について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消

若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合には、本工による発行会社劣後事由は生じなかったものとみなされます。

オ 発行会社について日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

「払込期日」とは、下記13「払込期日及び払込取扱場所」(1)「払込期日」において払込期日として定められる、本社債と引換えにする金銭の払込みの期日をいいます。

「費用支払勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき、本社債関連口座に費用支払勘定として設けられた勘定をいいます。

「保管振替機構」とは、株式会社証券保管振替機構又はその承継人をいいます。

「保険業法」とは、保険業法(平成7年法律第105号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「保険業法施行規則」とは、保険業法施行規則(平成8年大蔵省令第5号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「本一般社団法人」とは、一般社団法人法に基づき設立された一般社団法人住友生命債権流動化ホールディングスをいいます。

「本一般社団法人誓約書」とは、本一般社団法人が発行会社及び本社債管理者に差し入れる2024年6月21日付の誓約書をいいます。

「本各回社債」とは、本1回社債及び本2回社債を個別にいいます。

「本各回劣後ローン」とは、本1回劣後ローン及び本2回劣後ローンを個別にいいます。

「本格付機関」とは、株式会社格付投資情報センター又はその承継人をいいます。

「本業務委託契約」とは、本一般社団法人及び東京共同会計事務所との2019年6月3日付業務委託契約書(その後の変更及び修正を含みます。)及び2024年6月5日付覚書(その後の変更及び修正を含みます。)を総称していいます。

「本資産管理委託契約」とは、発行会社及び三井住友信託銀行の間の2024年6月21日付資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約証書(その後の変更及び修正を含みます。)をいいます。

「本資産管理受託会社」とは、本資産管理委託契約における受託者である三井住友信託銀行をいいます。

「本事務管理委託契約」とは、発行会社及び東京共同会計事務所との2024年6月5日付事務管理委託契約書(その後の変更及び修正を含みます。)をいいます。

「本社債」とは、本1回社債及び本2回社債を総称していいます。

「本社債買入消却」とは、発行会社による本対応社債の買入消却をいいます。

「本社債買入消却関連合意」とは、本劣後ローン貸付人が発行会社である場合において、発行会社が本社債買入消却を行う場合に、本劣後ローン貸付人が、住友生命と本社債買入消却及びこれに伴う本対応社債に係る本各回劣後ローンの元本の弁済に関して行う事前の書面による合意をいいます。

「本社債管理委託契約」とは、発行会社及び三井住友信託銀行の間の2024年6月21日付住友生命第4回劣後ローン流動化株式会社第1回及び第2回利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債(劣後特約及び責任財産限定特約付)管理委託契約証書(その後の変更及び修正を含みます。)をいいます。

「本社債管理者」とは、本社債の社債管理者である三井住友信託銀行をいいます。

「本社債関連口座」とは、本社債管理委託契約に基づき発行会社が本社債関連口座として開設する口座又は本社債管理委託契約に基づき変更された後の当該口座をいいます。

「本社債権者」とは、本社債の社債権者をいいます。

「本社債事務委託契約」とは、発行会社及び三井住友信託銀行の間の2024年6月21日付住友生命第4回劣後ローン流動化株式会社第1回及び第2回利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債(劣後特約及び責任財産限定特約付)事務委託契約証書(その後の変更及び修正を含みます。)をいいます。

「本社債事務受託者」とは、本社債事務委託契約における受託者である三井住友信託銀行をいいます。

「本社債税制事由」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈の改正又は変更により、発行会社に課される法人税の計算において本対応社債の利息の全部又は一部が損金に算入されなくなるおそれが相当程度増大し、発行会社のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「本社債税制事由弁済日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に本各回劣後ローンにつき本社債税制事由が生じ、且つ継続している場合において、住友生命が、その選択により行う本社債税制事由による当該本各回劣後ローンの弁済のために設定する日をいいます。

「本社債任意償還日(利払日)」とは、下記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」()「本劣後ローン債権の概要」オ「弁済の方法及び期限」(イ)の記載に基づき、発行会社が、本対応劣後ローンの元本の弁済が本劣後ローン利払日において行われる旨の通知を受領した場合における、その直後の利払日をいいます。

「本社債任意償還日(利払日以外)」とは、下記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」()「本劣後ローン債権の概要」オ「弁済の方法及び期限」(イ)の記載に基づき、発行会社が、本対応劣後ローンの元本の弁済が本劣後ローン利払日以外の日において行われる旨の通知を受領した場合における、当該弁済が行われる日の3銀行営業日後の日をいいます。

「本社債要項」とは、本社債の社債要項をいいます。

「本社債利息」とは、下記8「利払日及び利息支払の方法」(1)の記載に従い決定される、各利払日に支払われるべき本各回社債それぞれの利息をいいます。

「本税務事務管理委託契約」とは、発行会社及び東京共同会計事務所との2024年6月5日付税務事務管理委託契約書（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「本責任財産」とは、発行会社の財産をいいます。

「本対応社債」とは、該当する本各回劣後ローンが本1回劣後ローンである場合には本1回社債をいい、本2回劣後ローンである場合には本2回社債をいいます。

「本対応劣後ローン」とは、該当する本各回社債が本1回社債である場合には本1回劣後ローンをいい、本2回社債である場合には本2回劣後ローンをいいます。

「本届出書提出日」とは、2024年6月5日をいいます。

「本引受契約」とは、発行会社、住友生命及び幹事会社との2024年6月21日付住友生命第4回劣後ローン流動化株式会社第1回及び第2回利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）引受契約証書（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「本劣後ローン」とは、本劣後ローン契約に基づく貸付をいいます。

「本劣後ローン貸付実行日」とは、2024年6月28日をいいます。

「本劣後ローン貸付人」とは、本劣後ローン債権の保有者をいいます。

「本劣後ローン基準日」とは、本劣後ローン利払日の15銀行営業日前の日をいいます。

「本劣後ローン強制停止」とは、住友生命が、本各回劣後ローンにつき、本劣後ローン基準日の5銀行営業日前において、（ ）資本不足事由が生じ、且つ継続している場合、又は（ ）本劣後ローン同順位劣後債務（但し、住友生命の基金を除きます。）がその直前の支払期日において支払を停止している場合には、当該本劣後ローン基準日までに本劣後ローン貸付人に対して通知した上で、当該本劣後ローン基準日に係る本劣後ローン利払日以降、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べなければならないことをいいます。

「本劣後ローン強制停止金額」とは、本劣後ローン強制停止により繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額をいいます。

「本劣後ローン経過利息」とは、本劣後ローン利払日が到来していないため支払われていない本劣後ローンの利息をいい、その対象となる計算期間について下記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」()「本劣後ローン債権の概要」キ「利息支払の方法及び制限」(ア)「利息支払の方法」bの記載に従って計算されるものとします。但し、本劣後ローン未払残高を含まないものとします。

「本劣後ローン契約」とは、S M B C 日興証券及び住友生命の間の2024年6月21日付劣後ローン契約書(その後の変更及び修正を含みます。)をいいます。

「本劣後ローン債権」とは、本劣後ローン契約に基づき、S M B C 日興証券が住友生命に対して本劣後ローンを貸し付けることによって発生した本劣後ローンの利息支払及び元本弁済請求権並びにこれらに関する一切の権利を総称していいます。

「本劣後ローン債権譲渡契約」とは、S M B C 日興証券及び発行会社の間の2024年6月21日付劣後ローン債権譲渡契約書(その後の変更及び修正を含みます。)をいいます。

「本劣後ローン債務」とは、本劣後ローン契約に基づく、住友生命の本劣後ローンの利息支払及び元本弁済債務並びにこれらに関する一切の債務を総称していいます。

「本劣後ローン上位債務」とは、本劣後ローン同順位劣後債務及び本劣後ローンに関する住友生命の債務を除く、劣後的破産債権に係る債務を含むあらゆる住友生命の債務をいいます。

「本劣後ローン同順位劣後債務」とは、全ての住友生命の基金に関する債務及び住友生命の清算手続における支払につき住友生命の基金又は本劣後ローンに関する債務と同順位となることが明示された住友生命のその他の債務をいいます(下記の債務を含みますが、これらに限られません。)。本1回劣後ローン及び本2回劣後ローンは、住友生命の清算手続における支払につき互いに同順位とします。

本劣後ローン同順位劣後債務に含まれる債務の例としては、本届出書提出日現在、下記の契約及び社債に係る住友生命の債務があります。

- ア 住友生命第1回劣後ローン流動化株式会社との間の劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約(原契約締結日:2019年6月19日)(注)
- イ 住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社との間の劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約(原契約締結日:2020年10月13日)
- ウ 住友生命第3回劣後ローン流動化株式会社との間の劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約(原契約締結日:2022年12月20日)
- エ 住友生命2023基金流動化株式会社との間の基金拠出契約及びこれに関する一切の変更契約(原契約締結日:2023年7月27日)
- オ 2077年満期米ドル建早期償還条項付劣後社債(利払繰延条項付)(発行日:2017年9月14日)
- カ 2081年満期米ドル建早期償還条項付劣後社債(利払繰延条項付)(発行日:2021年4月15日)
- キ 米ドル建永久劣後特約付社債(利払繰延条項付)(発行日:2024年1月18日)
- ク 住友生命保険相互会社第3回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)(発行日:2016年6月29日)
- ケ 住友生命保険相互会社第5回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)(発行日:2016年12月21日)
- コ 住友生命保険相互会社第6回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)(発行日:2016年12月21日)

(注) 当該契約に係る債務は、2024年6月21日付で全て弁済により消滅する予定です。

「本劣後ローン任意停止」とは、住友生命が、その裁量により、本各回劣後ローンにつき、本劣後ローン基準日までに発行会社に対し通知を行うことにより、当該通知に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べることをいいます。

「本劣後ローン任意停止金額」とは、本劣後ローン任意停止により繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額をいいます。

「本劣後ローン任意弁済日」とは、利率改定日(当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。)の3銀行営業日前の日をいいます。

「本劣後ローン弁済日」とは、下記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」()「本劣後ローン債権の概要」オ「弁済の方法及び期限」(イ)の記載に基づき本劣後ローンが弁済される日をいいます。

「本劣後ローン弁済要件」とは、本劣後ローン元本の弁済を行うために充足すべき、()当該弁済を行った後において住友生命が十分なソルベンシー・マージン比率を維持することができると見込まれること、又は()住友生命が当該弁済額以上の額の適格資本調達を行うことを条件とし、且つ、金融庁の事前の承認の取得(かかる承認が必要な場合に限りです。)その他その時点において適用のある規制上の要件をいいます。「適格資本調達」には、基金の発行及び劣後債務による資金調達が含まれるものとします。

「本劣後ローン未払残高」とは、本各回劣後ローンに関してその時点で残存する全ての本劣後ローン利払停止金額をいいます。

「本劣後ローン未払残高支払額」とは、各未払残高支払事由に関し、下記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」()「本劣後ローン債権の概要」キ「利息支払の方法及び制限」(エ)「本劣後ローン未払残高の支払」の記載に基づき支払われた本劣後ローン未払残高の金額をいいます。

「本劣後ローン利息」とは、下記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」()「本劣後ローン債権の概要」キ「利息支払の方法及び制限」(ア)「利息支払の方法」に従い決定される、各本劣後ローン利払日に支払われるべき本各回劣後ローンそれぞれの利息をいいます。

「本劣後ローン利息計算期間」とは、各本劣後ローン利払日につき、当該本劣後ローン利払日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)に開始し、当該本劣後ローン利払日の直後に到来する本劣後ローン利息計算基準日(当日を含みます。)に終了する期間をいいます。

「本劣後ローン利息計算基準日」とは、2024年6月28日を第1回として、その後毎年1月3日及び7月3日(但し、2024年7月3日を除きます。)をいいます。

「本劣後ローン利払停止金額」とは、本劣後ローン任意停止金額及び本劣後ローン強制停止金額を総称していいます。

「本劣後ローン利払日」とは、2025年1月3日(当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。)の3銀行営業日前の日を第1回として、その後毎年1月3日(当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。)の3銀行営業日前の日及び7月3日(当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。)の3銀行営業日前の日をいいます。

「本劣後ローン劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

- ア 住友生命について、清算手続(保険業法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。)が開始された場合。
- イ 管轄権を有する日本の裁判所が、住友生命について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。
- ウ 管轄権を有する日本の裁判所が、住友生命について、更生特例法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。
- エ 管轄権を有する日本の裁判所が、住友生命について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合には、本エによる本劣後ローン劣後事由は生じなかったものとみなされます。
- オ 住友生命について日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

「本劣後ローン劣後事由(本社債)」とは、本劣後ローン劣後事由が発生した場合をいいます。

「本1回社債」とは、住友生命第4回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債(劣後特約及び責任財産限定特約付)をいいます。

「本1回劣後ローン」とは、本劣後ローンのうち、500億円(予定)(注)の貸付をいいます。

(注) 上記金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、2024年6月21日頃に決定される予定です。

「本2回社債」とは、住友生命第4回劣後ローン流動化株式会社第2回利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債(劣後特約及び責任財産限定特約付)をいいます。

「本2回劣後ローン」とは、本劣後ローンのうち、本1回劣後ローンを除く100億円(予定)(注)の貸付をいいます。

(注) 上記金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、2024年6月21日頃に決定される予定です。

「みずほ証券」とは、みずほ証券株式会社又はその承継人をいいます。

「三井住友信託銀行」とは、三井住友信託銀行株式会社又はその承継人をいいます。

「未払残高」とは、各本社債に関してその時点で残存する全ての利払停止金額をいいます。

「未払残高支払事由」とは、本対応劣後ローンに関して、下記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」()「本劣後ローン債権の概要」キ「利息支払の方法及び制限」(エ)「本劣後ローン未払残高の支払」の記載に基づき、本劣後ローン未払残高が支払われたことをいいます。

「民事再生法」とは、民事再生法(平成11年法律第225号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「民事執行法」とは、民事執行法(昭和54年法律第4号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「民法」とは、民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「利息計算期間」とは、初回利率改定日以降に到来する利払日の翌日（当日を含みます。）を開始しその次の利払日（当日を含みます。）に終了する連続する各期間をいいます。

「利息支払勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき、本社債関連口座に利息支払勘定として設けられた勘定をいいます。

「利払停止」とは、本各回社債につき利払停止事由が生じた場合に、発行会社が、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに（但し、当該利払日の10銀行営業日前までに）通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べることをいいます。

「利払停止金額」とは、利払停止により繰り延べられた本社債利息の未払金額をいいます。

「利払停止事由」とは、各利払日の直前の本劣後ローン利払日において、本劣後ローン契約に基づき、本対応劣後ローンの利息の支払が任意に又は強制的に停止される旨の通知を発行会社が受領したことをいいます。

「利払日」とは、2025年1月3日を第1回とし、その後毎年1月3日及び7月3日をいいます。

「利率改定日」とは、本1回社債及び本1回劣後ローンにつき2029年7月3日及びその5年後ごとの応当日、本2回社債及び本2回劣後ローンにつき2034年7月3日及びその5年後ごとの応当日のそれぞれをいいます。

「利率基準日」とは、各改定後利率適用期間につき、当該改定後利率適用期間の開始直前の利率改定日の2銀行営業日前の日をいいます。

「利率決定日」とは、各利率基準日の翌銀行営業日をいいます。

「劣後支払条件（発行会社劣後事由）」とは、以下に該当する場合をいいます。

- ア 発行会社の清算手続において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は発行会社に知れている債権者に係る全ての発行会社上位債務が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- イ 発行会社の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての発行会社上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足（供託による場合を含みます。）を受けた場合。
- ウ 発行会社の更生手続において、会社更生法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての発行会社上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- エ 発行会社の再生手続において、民事再生法に基づき再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された全ての発行会社上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- オ 発行会社に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて発行会社上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。但し、当該手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件に服することなく発生します。

「劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)」とは、以下に該当する場合をいいます。

- ア 住友生命の清算手続において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は住友生命に知れている債権者に係る全ての本劣後ローン上位債務が、保険業法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- イ 住友生命の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足(供託による場合を含みます。)を受けた場合。
- ウ 住友生命の更生手続において、更生特例法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- エ 住友生命の再生手続において、民事再生法に基づき再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- オ 住友生命に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて本劣後ローン上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。但し、当該手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本劣後ローンに基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件に服することなく発生します。

「劣後事由」とは、発行会社劣後事由及び本劣後ローン劣後事由(本社債)を総称していいます。

「A種優先株式」とは、発行会社とその株主総会の決議及び普通株式に係る種類株主総会の決議に従って住友生命に発行するA種優先株式をいいます。発行会社が払込期日までに発行するA種優先株式の株式数は24,040株(予定)(注)、その払込金額の総額は1,202,000,000円(予定)(注)です。

(注) 上記の発行会社が払込期日までに発行するA種優先株式の株式数及び払込金額の総額は、本届出書提出日現在の見込数及び見込額であり、下記3「券面総額」記載の本社債の総額と同時(2024年6月21日頃)に決定される予定です。なお、それぞれ以下の算式によって算出されます(払込金額につき50,000円未満の端数は切上げ)。

払込金額 = 1,202,000,000円 + (下記3「券面総額」記載の本社債の総額 - 600億円) × 1.12%()

() 下記3「券面総額」記載の本社債の総額に応じて変動する引受手数料及び発行会社運営費を算出する割合です。

株式数 = 払込金額 ÷ 50,000円

「S M B C 日興証券」とは、S M B C 日興証券株式会社又はその承継人をいいます。

(3) 管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態

() 管理の方法及び管理の形態

管理資産を構成する本劣後ローン債権は発行会社の資産となり、本資産管理受託会社が本資産管理委託契約に従って管理資産を構成する本劣後ローン債権の管理を発行会社のために行います。本社債管理委託契約において、発行会社は、本劣後ローン債権を含む発行会社の資産につき、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、貸付、譲渡、交換、その他の処分を行うことが禁止されています。本劣後ローン債権の利息の支払による回収金は発行会社の本社債関連口座内の利息支払勘定に、本劣後ローン債権の元本の弁済による回収金は発行会社の本社債関連口座内の元金償還勘定において保管され、下記第二部第1、3「管理及び運営の仕組み」(1)「資産管理等の概要」「管理資産の管理」イ「回収金の処理の方法」(ウ)に記載の方法及び順序によってのみ利用することが可能であるとされています。

() 信用補完の形態

本社債については、特段の信用補完・流動性補完は行われていません。

なお、発行会社の普通株式及びA種優先株式の払込金は発行会社の本社債関連口座内の費用支払勘定において管理され、公租公課の支払や諸費用の支払の原資として利用されますが、本社債関連口座内の利息支払勘定及び元金償還勘定内の金銭が、本社債の利息及び元金の支払に不足する場合においても、当該不足に係る金額については、本社債関連口座内の費用支払勘定から支払われるものではありません。

(4) 元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因

() 元金償還資金又は利息支払資金が不足するリスク

発行会社は、通常の事業会社等とは異なり、普通株式及びA種優先株式の払込金並びに原保有者から取得する本劣後ローン債権のほかには、特段の資産を有しません。普通株式及びA種優先株式の払込金は専ら発行会社の当初費用並びに発行会社の維持、管理及び運営のための期中費用の支払資金に充当され、本社債の元利金の支払に充当されることはなく、且つ、払込期日後に発行会社が追加の普通株式又はA種優先株式を発行する場合においてその引受を約束している第三者は存在しません。従って、本社債の利息の支払は住友生命が支払う本劣後ローン利息の支払金によって行われ、本社債の元金の償還は住友生命が支払う本劣後ローン元本の弁済金によって行われることとなりますが、本劣後ローン債権の債務者である住友生命による債務の履行につき、他の如何なる第三者も保証を行っているものではありません。このため、本社債の償還及び利息の支払は本劣後ローン債権の債務者である住友生命による本劣後ローン債権の元本の弁済及び利息の支払の状況に影響されることとなります。そのため、住友生命による本劣後ローン債権の元本の弁済及び利息の支払の状況如何によっては、本社債の元金の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

このように本社債の元金の償還及び利息の支払は専ら住友生命の信用力に依存しており、その時々住友生命の信用力によっては、本社債の元金の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。なお、住友生命の財務状況については、下記第三部第3「住友生命保険相互会社の概況」をご参照下さい。また、住友生命の事業上のリスクについては、下記第三部第3、同5「住友生命の事業等のリスク」をご参照下さい。

これらのリスク要因については、住友生命の財務状況に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

() 本社債の元金の償還に関するリスク

ア 本社債が永久劣後債であることによるリスク

本社債に償還期限の定めはなく、下記9「償還期限及び償還の方法」(2)「償還の方法及び期限」()若しくは()の記載に基づき償還される場合又は下記9「償還期限及び償還の方法」(2)「償還の方法及び期限」()の記載に基づき買入消却される場合等を除き、本社債は償還されません。

そして、かかる本社債の償還は、発行会社が本対応劣後ローンの元本の弁済が行われる旨の通知を受領した場合に行われますが、本劣後ローン契約に従った住友生命による本劣後ローンの任意弁済はいずれも住友生命の権利であり、住友生命に任意弁済を義務付けるものではなく、住友生命がかかる権利を行使して任意弁済を行うとの保証はありません。

また、本劣後ローン契約上、本各回劣後ローンの元本は、本劣後ローン弁済要件を充足した場合に限り、当該本各回劣後ローンに係る残存総額を、本劣後ローン経過利息又は本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済するものとされています。本劣後ローン弁済要件を充足できない場合には、本劣後ローン元本の弁済を行うことができず、その間、本社債の元金の償還も行われないうこととなります。

これらの結果、本社債権者による投資資金の回収が、無期限に実現しない可能性があります。

かかるリスク要因については、本社債の商品性に起因するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

イ 発行会社及び本社債権者が、それぞれ本劣後ローン及び本社債の期限の利益を喪失させる権利を有しないリスク

本劣後ローンには期限の利益喪失に関する特約が付されず、本劣後ローンが期限の利益を喪失させられることはありません。従って、本劣後ローンの元本の弁済若しくは利息の支払が行われなかった場合、住友生命が本劣後ローンに関し負う義務に違反した場合又はその他の事由が生じた場合であっても、本劣後ローンについて期限の利益が失われるものではなく、かかる事由が生じたことを理由とした本劣後ローンの元本の弁済は行われません。その結果、本社債の元金の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

加えて、本社債にも期限の利益喪失に関する特約が付されません。また、本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失させられることはありません。従って、本社債の元金の償還若しくは利息の支払が行われなかった場合、発行会社が本社債に関し負う義務に違反した場合又はその他の事由が生じた場合であっても、本社債について期限の利益が失われるものではなく、かかる事由が生じたことを理由とした本社債の元金の償還は行われません。

かかるリスク要因については、本劣後ローン及び本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

ウ 本劣後ローンの任意弁済に伴う本社債の償還に関するリスク

発行会社は、本劣後ローン契約に基づき本各回劣後ローン元本の任意弁済が行われる旨の通知を受領した場合には、残存する本対応社債の元金の全部(一部は不可)を償還するものとされています。

そして、本劣後ローン契約上、住友生命は、その選択により、本各回劣後ローンにつきいずれかの利率改定日(当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。)の3銀行営業日前の日である本劣後ローン任意弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、残存する当該本各回劣後ローン元本の全部(一部は不可)を任意弁済することができるものとされています。さらに、本各回劣後ローンにつき資本事由、税制事由、資本性変更事由、グロスアップ事由又は本社債税制事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、住友生命が当該弁済のために設定する日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、残存する当該本各回劣後ローン元本の全部(一部は不可)を任意弁済することができるものとされています。

以上から、本劣後ローン契約に従い住友生命が本劣後ローンの任意弁済を行った場合には、本社債の償還も行われます。この場合、本社債権者は、当該償還金をもって本社債よりも不利な条件での再投資しか行うことができない可能性があります。それに対する補償は発行会社及び住友生命を含む如何なる当事者も行いません。なお、本劣後ローン契約に従った住友生命による本劣後ローンの任意弁済はいずれも住友生命の権利であり、住友生命に任意弁済を義務付けるものではなく、住友生命がかかる権利を行使して任意弁済を行うとの保証はありません。

また、本社債権者は、発行会社に対して本社債の任意償還を求める権利及び住友生命に対して本劣後ローンの任意弁済を求める権利を有していません。

かかるリスク要因については、本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

() 本社債の利息の支払に関するリスク

本社債の利息の支払は、下記8「利払日及び利息支払の方法」記載のとおり利払日において、同項記載の利息支払の方法に従って行われることを予定しています。しかしながら、住友生命による本劣後ローン債権の利息の支払及び元本の弁済状況並びに住友生命の財務状況によっては、本社債のその時々における利息支払資金が不足する可能性があります。

発行会社は、各利払日の直前の本劣後ローン利払日において、本劣後ローン契約に基づき、本各回劣後ローンの利息の支払が任意に又は強制的に停止される旨の通知を発行会社が受領した場合、当該通知に係る利払日における本対応社債の利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べる利払停止を行うこととされています。なお、利払停止により繰り延べられた本社債利息の未払金額である利払停止金額には利息は付されないものとされています。そして、本劣後ローン契約上、住友生命は、その裁量により、本各回劣後ローンにつき、本劣後ローン利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べる本劣後ローン任意停止を行うことができ、また、資本不足事由が生じ、且つ、継続している場合、又は本劣後ローン若しくは本劣後ローン同順位劣後債務（但し、住友生命の基金を除きます。）がその直前の支払期日において支払を停止している場合には、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べる本劣後ローン強制停止を行わなければならないものとされています。

以上から、住友生命が本劣後ローン任意停止を行い、又は上記事由が生じ本劣後ローン強制停止が行われている場合には、支払が停止された本劣後ローン利息の金額である本劣後ローン利払停止金額相当額の本社債利息の支払が繰り延べられることとなります。

このように、住友生命による本劣後ローン債権の利息の支払及び元本の弁済状況並びに住友生命の財務状況によっては、本劣後ローン利息の支払が本劣後ローン契約に基づき繰り延べられる可能性があり、ひいては、本社債利息の支払が繰り延べられ、その結果、予定された利払日において本社債利息の支払が行われない場合があります。また、支払が繰り延べられた本社債利息については、その原因となった本劣後ローン利息の支払の繰延に係る本劣後ローン利払停止金額である本劣後ローン未払残高が住友生命から支払われない限り、当該繰延が生じた後においても支払われませんが、住友生命は、本劣後ローン任意弁済日までの間、本劣後ローン未払残高を支払う義務を負わず、また、本劣後ローン未払残高の支払を希望する場合でも、適用ある規制上の要件を充足し、資本不足事由が発生しておらず、原則として本劣後ローン同順位劣後債務がその支払を停止していないことが支払の条件とされています。なお、本劣後ローン契約上、本劣後ローン利息の支払が繰り延べられる場合においても、住友生命の基金に係る元利金その他一切の支払及び社員配当の支払は禁止されないものとされています。さらに、本劣後ローン契約上、住友生命が当該基金に係る支払及び社員配当の支払を行っている場合や、本劣後ローン同順位劣後債務の弁済を行っている場合であっても、住友生命による本劣後ローン任意停止は禁止されません。

かかるリスク要因については、本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため発行会社による特段の対応は図られていません。

() 本劣後ローン債権及び本社債がそれぞれ上位債権に劣後するリスク

本劣後ローン契約上、本劣後ローン劣後事由が発生し、継続している期間中、本劣後ローンに関する一切の請求権は、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就した場合にのみ発生するものとされています。また、発行会社劣後事由が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件（発行会社劣後事由）が成就した場合にのみ発生し、さらに、本劣後ローン劣後事由（本社債）が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就した場合にのみ発生するものとされています。

破産法上、債務者について破産手続が開始された場合、破産法第99条第2項により、約定劣後破産債権についての配当の順位は劣後的破産債権を含む他の全ての破産債権に後れるものとされ、また、同法第142条第1項により、破産手続上議決権を有しないものとされています。

これに対し、民事再生法上は、債務者について再生手続が開始された場合、民事再生法第155条第2項により、劣後的破産債権に後れる約定劣後再生債権の順位を考慮して、再生計画の内容に公正且つ衡平な差を設けなければならないとされています。また、更生特例法及び会社更生法上は、相互会社又は株式会社について更生手続が開始された場合、会社更生法第168条第3項（相互会社の場合、更生特例法第260条第1項及び第3項並びに会社更生法第168条第3項）により、更生計画においては、異なる種類の権利を有する者の間においては、以下に掲げる種類の権利の順位を考慮して、更生計画の内容に公正且つ衡平な差を設けなければならないとされています。こ

の場合の権利の順位とは、相互会社の場合は、(a)更生担保権、(b)一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、(c) (b)、(d)及び(e)に掲げるもの以外の)更生債権、(d)約定劣後更生債権、(e)基金に係る更生債権、(f)社員権の順序となり、株式会社の場合は、(A)更生担保権、(B)一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、(C) (B)及び(D)に掲げるもの以外の)更生債権、(D)約定劣後更生債権、(E)残余財産の分配に関し優先的内容を有する種類の株式、(F) (E)に掲げるもの以外の)株式の順序となります。従って、約定劣後再生債権又は約定劣後更生債権は、必ずしも他の再生債権又は更生債権に絶対的に劣後することまで要求されているわけではありません。

もっとも、上記の更生特例法等の規定は、前述のような契約当事者が停止条件構成を用いて劣後債権に係る絶対劣後扱いについて合意すること自体を否定する趣旨ではなく、相互会社又は株式会社について更生手続、破産手続又は再生手続が開始された場合においても、かかる劣後債権に係る絶対劣後扱いについての合意もその効力が認められると解されています。

また、本劣後ローン契約上、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就し、本劣後ローンに関する請求権が発生する場合であっても、支払を請求しうる金額は、本劣後ローンに関する債務を含む住友生命の本劣後ローン同順位劣後債務がそれと同額の住友生命の基金に基づく債務であると仮定し、且つ全ての住友生命の基金に基づく債務が同順位であると仮定した場合に、基金の払戻しとして支払われたであろう金額に減額されるものとされています。

保険業法第181条第2項は、解散した相互会社の清算人が基金の払戻しをする場合に「相互会社の債務の弁済をした後でなければ、してはならない」とし、相互会社の解散時においては、基金の払戻しはその他の相互会社の債務に劣後するものとされているほか、更生特例法上も相互会社について更生手続が開始された場合の更生計画における権利の順位についても、上記のとおり、他の更生債権に比べて基金に係る更生債権は劣後するものとされています。しかしながら、本劣後ローンについては上記のとおり、支払を請求しうる金額が減額されることにより基金と実質的に同順位の債務として取り扱われることが企図されています。

以上から、本社債の元利金の全額が支払われる以前において、住友生命が相互会社として解散又は倒産した場合においては、発行会社が本劣後ローン債権の元利金の支払につき住友生命の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金の全額を支払うために十分な資金を得られない可能性があり、その結果本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。また、住友生命が解散又は倒産しない場合でも、本社債の元利金の全額が支払われる以前において、発行会社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債権者が本社債の元利金の支払につき発行会社の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。

なお、本社債の発行日以後、住友生命が本劣後ローン債権と同順位の債権又はこれに優先する債権に係る債務を負担することは何ら制限されていません。

かかるリスク要因については、破産法、会社更生法、民事再生法及び更生特例法等に基づく法制度並びに住友生命及び発行会社の財務状況に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

() 原保有者の破産等に伴うリスク

発行会社は本劣後ローン債権譲渡契約に基づき原保有者から本劣後ローン債権の譲渡を受けるものとされていますが、かかる本劣後ローン債権の譲渡につき、原保有者の破産手続、更生手続、再生手続その他の倒産手続において、裁判所あるいは管財人等により、本劣後ローン債権は原保有者の破産財団、更生会社の財産、再生債務者の財産等に属するものであって、発行会社の本劣後ローン債権に対する権利は原保有者の破産手続、更生手続、再生手続その他の倒産手続との関係で担保権に過ぎないものとして取り扱われるリスクは、以下のような理由から極めて低いものと発行会社は考えています。

ア 原保有者及び発行会社は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき、本劣後ローン債権の真正な売却及び購入を意図していること。

イ 原保有者は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき本劣後ローン債権が発行会社に移転した後は、本劣後ローン債権に対して一切の権利を有さないこと。

ウ 本劣後ローン債権譲渡契約上、発行会社は、原保有者に対して本劣後ローン債権の買い戻しを請求する権利を有さず、また、原保有者は本劣後ローン債権の買い戻しを行う義務を負担していないこと。

エ 原保有者は、本劣後ローン債権譲渡契約上、本劣後ローン債権の譲渡実行日現在における本劣後ローン債権に関する一定の事実表明及び保証を行っている以外には、本劣後ローン債権の回収可能性について、何らの責任を負担していないこと。

オ 本劣後ローン債権譲渡契約に基づく原保有者から発行会社に対する本劣後ローン債権の譲渡については確定日付ある証書による住友生命の承諾を取得する方法によって債務者及び第三者対抗要件が具備されることが予定されていること。

かかるリスク要因については、上記のとおり極めて低いものと発行会社は考えていますが、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

()住友生命の株式会社化に伴うリスク

住友生命は現在相互会社として保険業を営んでいますが、保険業法第85条第1項は「保険会社である相互会社は、その組織を変更して保険会社である株式会社となることができる。」として、相互会社が株式会社として組織変更することを認めています。

本劣後ローン契約上、住友生命が組織変更により株式会社となる場合には、組織変更の効力発生をもって本劣後ローン契約の一部の規定が読み替えられるものとされており、かかる読替の結果、組織変更前と比べて本劣後ローンの債権者の権利に悪影響を及ぼす可能性があります。例えば、読替前の本劣後ローン契約においては、本劣後ローン利息の支払が停止している場合に本劣後ローン同順位劣後債務に係る利息の支払等が禁止されますが、読替後はかかる支払等は禁止されません。また、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就し、本劣後ローンに関する請求権が発生する場合にその支払を請求しうる金額は、組織変更前においては、本劣後ローンに関する債務を含む住友生命の本劣後ローン同順位劣後債務がそれと同額の住友生命の基金に基づく債務であると仮定し、且つ全ての住友生命の基金に基づく債務が同順位であると仮定した場合に、基金の払戻しとして支払われたであろう金額に減額されますが、保険業法第89条により、株式会社への組織変更をする相互会社は原則として全ての基金を償却しなければならないため、組織変更後は、本劣後ローンに関する債務を含む住友生命の本劣後ローン同順位劣後債務がそれと同額の住友生命の最優先の株式であると仮定した場合に、住友生命の残余財産から支払われたであろう金額に減額されるものと読み替えられるものとされています。

以上から、住友生命が株式会社に組織変更する場合、その前後における住友生命の財務状況や資本構成の変動状況等によっては、本劣後ローン契約の債権者の権利に悪影響を及ぼす可能性があります。その結果本社債の元金の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

かかるリスク要因については、住友生命による株式会社への組織変更の実施その他の事情に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

()発行会社が目的以外の債務を負うリスク

発行会社が、本社債の元金全額が償還されるまでに、本社債発行に関係のない債務を負うことにより、本社債権者が不測の損害を被る可能性があります。発行会社は、本社債管理委託契約において、本社債管理者に対し、本社債の元利金の全てが償還され又は支払われるまでの間、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、以下の各号に定めるところを遵守することを約束しています。

ア 発行会社は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づきS M B C日興証券から発行会社に譲渡された本劣後ローン債権の取得、管理及び処分並びに本社債の元金支払債務の弁済並びにその附帯業務のほか、他の業務を行いません。

イ 発行会社は、本社債以外の現在又は将来の発行会社又は第三者の債務を担保するために、発行会社の資産の全部又は一部に抵当権、質権その他一切の担保権を設定せず、また第三者の債務を担保するために保証債務を負担しません。

ウ 発行会社は、その資産につき貸付、譲渡、交換その他の処分を行いません。

エ 発行会社は、()本劣後ローン債権の価値を維持・増加するために必要な資金を借入れる場合（但し、本社債に劣後する借入に限ります。）、本社債の元利金を償還若しくは支払うために必要な資金を借入れる場合（但し、本社債に劣後する借入に限ります。）、又は上記アに規定する業務及びその附帯業務に関連して必要若しくは有益な債務の負担をする場合（発行会社による本社債関連諸契約及び資産関連諸契約の締結並びに発行会社がA種優先株式又は普通株式を発行する場合において、私募の取扱契約を締結することを含みますがこれに限られません。）且つ()本格付機関が本社債に付与した格付が当該債務負担行為により低下させられるものではないことを事前に本格付機関に確認した場合を除き、借入又はその他一切の債務負担行為をしません。

オ 発行会社は、上記アに規定する業務及びその附帯業務に必要な資金を調達せず、リースを受けず、また、かかる業務遂行に必要な従業員を雇用しません。

かかるリスク要因については、上記の本社債管理委託契約における発行会社の約束により、発行会社が本社債とは関係のない債務を負担し、本社債権者が不測の損害を被る可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

()発行会社及び本一般社団法人に係る諸費用の支払原資に関するリスク

発行会社及び本一般社団法人は、払込期日までに、それぞれ普通株式及びA種優先株式並びに基金の払込金として、それぞれが当初費用並びに維持、管理及び運営のための期中費用（本()において、以下「諸費用」と総称します。）の支払を目的とした金銭の払込みを受けます。そして、当該払込金は、それぞれの諸費用の支払に充当される予定です。

しかし、本劣後ローン貸付実行日以降に、税制の変更等による公租公課の負担の増加その他の事情により諸費用が当初の想定よりも増加する可能性があります。また、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローンの任意弁済が行われない場合には、本社債の償還も行われない結果、諸費用の支払のために払い込まれた金銭が諸費用の支払に不足する可能性があります。

これらの場合において、住友生命は、当該不足額相当額の発行会社のA種優先株式及び本一般社団法人の基金を払い込む義務又は発行会社若しくは本一般社団法人に代わって当該諸費用を支払う義務をいずれも負担しておらず、さらに、住友生命以外の第三者もかかる義務を負っていません。従って、発行会社及び本一般社団法人が住友生命その他の第三者から当該不足額の資金調達を行うことができる、又は住友生命その他の第三者が発行会社若しくは本一般社団法人に代わって当該諸費用の支払を行うことができる、とは限りません。かかる資金調達を行うことができない場合、発行会社又は本一般社団法人において諸費用の支払を行うことができず、その結果、発行会社又は本一般社団法人の業務が遂行できず、ひいては発行会社又は本一般社団法人が存続できなくなる可能性があり、その結果、発行会社による本社債の利息の支払又は元金の償還ができなくなる可能性があります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

()発行会社の破産等に伴うリスク

発行会社が株式会社として解散又は倒産した場合には、本社債の元利金の支払は、当該解散又は倒産手続の影響を受け、その結果、発行会社は本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。また、上記()「本劣後ローン債権及び本社債がそれぞれ上位債権に劣後するリスク」に記載のとおり、発行会社が株式会社として解散又は倒産した場合には、本社債権者が本社債の元利金の支払につき発行会社の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。

この点、発行会社の普通株式（以下「本普通株式」といいます。）は全て本一般社団法人に保有されており、A種優先株式は全て住友生命に保有されます。A種優先株式については、発行会社

の定款において、全ての事項につき株主総会において議決権を有しないものとされており、且つ、発行会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式を有する株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとされています。従って、発行会社の通常の業務執行や運営に際して議決権を有する株式を保有している者は本一般社団法人のみとなります。

その上で、本一般社団法人及び業務受託者が、それぞれ、本一般社団法人誓約書及び業務受託者誓約書において、発行会社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある発行会社の定款の変更、取締役及び監査役の選解任又は発行会社の業務遂行及び債務負担を生ぜしめ、又は生ぜしめるおそれのある如何なる行為も行わず、また、発行会社の取締役をして行わしめないことを約束しているなどの倒産予防措置がとられているほか、下記(8)「債権放棄及び倒産手続開始申立て等の制限」記載の倒産不申立特約及び責任財産限定特約が本社債要項に規定され、また、その他発行会社が締結する各契約においても同種の規定がされているなど倒産手続防止措置もとられており、倒産状態が発生し又は倒産状態が発生したときに倒産手続が開始される可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

()発行会社が株式会社であることに関するリスク

資産流動化法上の特定目的会社においては、本劣後ローン債権を保有する場合には、資産流動化法第5条第2項及び資産流動化法施行令第3条第3号により、その計画期間(資産の流動化に係る業務の開始期日から終了期日(資産流動化計画に従って、優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定借入れに係る債務の履行を完了する日をいいます。))までの期間であって、特定目的会社が定める期間をいいます。)の上限は50年とされています。本劣後ローン元本の弁済までの期間は50年を超える可能性があるため、本劣後ローン債権を保有し、本劣後ローン債権の回収金によって本社債の元金の償還及び利息の支払を行う本社債の発行会社として資産流動化法上の特定目的会社を用いることが困難であり、本社債については、その発行会社を、会社法に基づき設立された株式会社としています。従って、発行会社に対しては、特定目的会社の業務の遂行に関わる規制(資産流動化法第195条から第214条まで)や、特定目的会社の監督に関わる規制(資産流動化法第215条から第221条まで)その他の資産流動化法上の特定目的会社に課される法律上の規制は課されていません。また、本社債は、資産流動化法上の特定社債ではないため、資産流動化法第128条第1項に基づく一般担保は付されていません。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(x) 発行会社の普通株式の株主が一般社団法人であることに関するリスク

全ての本普通株式は、本一般社団法人により保有されています。本一般社団法人及び東京共同会計事務所（以下「事務受託者」といいます。）は、発行会社及び本社債管理者に対して差し入れる本社債管理委託契約の締結日と同日付の誓約書において、本社債の全額が償還されるまで、第三者に対し、本普通株式を譲渡し、又は質権、譲渡担保権その他の担保権の目的としないことを約束しますが、本一般社団法人について倒産や解散等の事由が発生した場合には、本普通株式が本一般社団法人から発行会社の倒産隔離上不適切と考えられる者に譲渡され、その結果として発行会社の運営に悪影響が及ぶリスクがあります。しかしながら、本一般社団法人及び事務受託者は、上記の誓約書において、本一般社団法人につき破産手続開始、再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立てを行わないことを誓約し、また、本一般社団法人の理事、監事及び社員も、それぞれ、本一般社団法人及び本社債管理者に差し入れる本社債管理委託契約の締結日と同日付の誓約書において破産手続開始、再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立権を行使しないことを誓約します。さらに、本一般社団法人の定款において、本一般社団法人の基金の拠出者は、本一般社団法人の倒産申立てを行うことができないものとされています。また、本一般社団法人及び事務受託者は、上記の誓約書において、発行会社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある債務負担行為をしないこと等、本一般社団法人について破産手続開始原因としての支払停止、支払不能及び債務超過の発生を回避する観点から一定の事項につき誓約します。従って、これらの誓約が遵守される限りにおいて、かかるリスクが現実化する実際上の可能性は高いものと発行会社は考えています。

さらに、本一般社団法人の解散による悪影響の回避のため、解散事由が生じることのないよう、以下のような対応を採っています。一般社団法人法第148条には解散事由として社員が欠けたことが規定されており、かかる解散事由が生じるリスクを回避又は軽減するため、本一般社団法人の当初の社員を3人とし、当該社員は、それぞれ上記の誓約書において、本一般社団法人を退社する際には、速やかに新たな社員を入社させ、社員を3名維持するよう遵守する旨誓約します。また、事務受託者は、本業務委託契約において、本一般社団法人の社員が3名を下回らないよう、社員を提供することとされています。

以上から、社員が欠けたことで本一般社団法人の解散事由が生じる可能性は低いものと発行会社は考えています。

また、本一般社団法人の理事の不適切な業務執行又は本一般社団法人の社員の不適切な社員権の行使により、発行会社の運営に悪影響が及ぶリスクがありますが、本一般社団法人は、上記の誓約書において、発行会社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある発行会社の定款の変更、発行会社の取締役及び監査役の選解任その他の業務遂行又は債務負担を生ぜしめないこと等を誓約しており、本一般社団法人の理事、監事及び社員もそれぞれの誓約書において発行会社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある議決権の行使等を行わないことを誓約しており、これらの誓約が遵守される限り、かかるリスクが現実化する実際上の可能性は高いものと発行会社は考えています。なお、本一般社団法人の定款において、理事、監事及び社員については、本一般社団法人の基金の拠出者や本一般社団法人が保有する株式等に係る法人に対して資産を譲渡した者の役員又は従業員ではないこと等、その資格を有する者が限定され、典型的に適切な業務執行又は権利行使を期待できない者が理事、監事及び社員となる可能性が排除されています。

(x) 本一般社団法人が他の会社の株式等を取得・保有することから生じるリスク

本一般社団法人は現在、本普通株式、住友生命第1回劣後ローン流動化株式会社の普通株式、住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社の普通株式、住友生命第3回劣後ローン流動化株式会社の普通株式及び住友生命2023基金流動化株式会社の普通株式を保有しているほかは、他の会社の株式等を取得・保有しておらず、借入による資金調達を行っていません。しかし、将来において、本一般社団法人が他の会社の株式等を追加的に取得しつつ、かかる株式等の取得、租税支払、維持費用その他全ての支払債務の履行に必要な金額の基金の拠出を受けず、借入金等でその資金調達を行う可能性があります。当該株式等の発行体が社債その他の有価証券の発行又は借入

により債務を負担し、かかる債務につき当該株式等の発行体がデフォルトに陥った場合、その株式等の価値が毀損する結果、本一般社団法人は債務超過に陥る可能性があります。また、拠出された基金が本一般社団法人が負担する支払債務の履行以外の目的のために流用された場合、本一般社団法人は支払不能に陥る可能性があります。しかしながら、本一般社団法人は、上記(x)「発行会社の普通株式の株主が一般社団法人であることに関するリスク」記載の本一般社団法人及び東京共同会計事務所が発行会社及び本社債管理者に対して差し入れる誓約書において、かかる追加的な株式等を取得する場合には、事前に、その取得代金その他かかる取得に付随関連する一切の費用を支払うために十分な金額の基金の拠出を受け、その基金払込金を一定の口座で管理し、且つ、かかる株式等の追加取得が本社債の格付を低下させることにはならないことを本格付機関に確認すること並びにその負担する債務を履行するために十分な金額の基金の拠出を受け、且つ、かかる基金を一定の口座で管理することを誓約しますので、かかる誓約が遵守される限りにおいて、本一般社団法人が他の会社の株式等の取得を原因として、債務超過や支払不能に陥り、倒産手続が開始することになる可能性は低いと発行会社は考えています。

(x) 本社債権者が担保を有しないことに伴うリスク

本社債権者は、発行会社の特定の資産に対し担保権（対抗要件の具備の有無を問いません。）を有しておらず、発行会社に関する破産手続、更生手続、再生手続又は特別清算手続の場合、本社債権者は、配当額の分配において無担保債権者として扱われ、発行会社の資産に対して設定された対抗要件を具備した担保権（抵当権、質権等）等を有する債権者に劣後することになります。

かかるリスク要因に対しては、本社債管理委託契約において、発行会社は、本社債管理者に対し、上記()「発行会社が目的以外の債務を負うリスク」記載の約束を行っており、本社債権者に優先又は競合して発行会社の資産から回収することのできる重要な債権者が他に存在する可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(x) 法令の変更等に関するリスク

本社債は本社債の発行日現在の法令に基づいて発行され、本劣後ローン契約その他関係する契約も、当該契約締結日時点の法令に基づいて締結されます。これらの時点以降、本社債又は本劣後ローン契約の有効性その他の事項に悪影響を与える法令の変更等が行われた場合、本社債の元金の償還又は利息の支払に悪影響が及ぶ可能性があります。

なお、法令の変更等により、本各回劣後ローンにつき資本事由、税制事由、資本性変更事由、グロスアップ事由又は本社債税制事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、残存する当該本各回劣後ローンの元本の全部を任意弁済することができ、その場合、発行会社は、残存する本対応社債の元金の全部を償還することとされています。本社債の償還が行われるリスクについては、上記()「本社債の元金の償還に関するリスク」ウ「本劣後ローンの任意弁済に伴う本社債の償還に関するリスク」をご参照下さい。

(x) 税制の変更等に関するリスク

本届出書提出日以降、税制の変更等により、発行会社の公租公課の負担が増加した場合、本社債の元金の償還又は利息の支払の資金が不足し、発行会社による本社債の元金の償還又は利息の支払ができなくなる可能性があります。

なお、税制の変更等により、本各回劣後ローンにつき税制事由、グロスアップ事由又は本社債税制事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、残存する当該本各回劣後ローン元本の全部を任意弁済することができ、その場合、発行会社は、残存する本対応社債の元金の全部を償還することとされています。本社債の償還が行われるリスクについては、上記()「本社債の元金の償還に関するリスク」ウ「本劣後ローンの任意弁済に伴う本社債の償還に関するリスク」をご参照下さい。

(x) 保険会社が本社債を取得する際の留意事項

「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件」（平成8年大蔵省告示第50号。その後の改正を含みます。）第1条の2第1項によれ

ば、保険業法第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたっては、他の保険会社等（保険会社又は少額短期保険業者をいいます。本(x)において、以下同じです。）の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、又は同法第106条第1項第3号から第5号までに掲げる会社を子会社等（同法第110条第2項に規定する子会社等をいいます。本(x)において、以下同じです。）としている場合における当該子会社等の自己資本比率等の向上のため、意図的に当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段（上記告示第1条第4項第5号イ及びロに掲げるものを含みます。本(x)において、以下同じです。）を保有（外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本において保有）していると認められる場合（第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含みます。）における、当該保有している他の保険会社等又は子会社等の資本調達手段の額を控除するものとされています。本社債は、住友生命に対して実行された本劣後ローンに係る本劣後ローン債権を主な財産とする発行会社が発行した社債であり、法形式的には住友生命が直接発行する資本調達手段ではありません。しかし、発行会社の主な財産が住友生命に対して実行された本劣後ローンに係る本劣後ローン債権であるという本社債の実質的な性格から、保険会社等が本社債を保有する場合には上記告示との関係において「当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段を保有」しているものと解され、その結果、保険業法第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたって保有している本社債の金額が控除される可能性がありますので、保険会社等が本社債を購入する際には上記告示との関係に関して専門家への相談を含めた検討を行った上で購入されるようお願いいたします。

(x) 本社債の性質が市場価格に及ぼす影響に関するリスク

上記()「本社債の元金の償還に関するリスク」ア「本社債が永久劣後債であることによるリスク」及び()「本社債の利息の支払に関するリスク」に記載のとおり、本劣後ローン任意停止若しくは本劣後ローン強制停止又は本劣後ローン弁済要件の未充足により本劣後ローンの任意弁済が行われないことにより、本社債の利払停止が行われ、又は本社債の償還が行われない可能性があります。

利払停止の可能性がある本社債の市場価格は、かかる可能性のない通常の社債に比べて市場価格が不安定なものとなるおそれがあります。仮に、本社債の利払停止が行われ、又は本社債の償還が行われない場合、本社債の市場価格に悪影響を及ぼす可能性があります。かかる利払停止又は本社債の償還が行われない場合に本社債を売却する場合、発行会社が当該繰り延べられた利息の支払又は元金の償還を受けるまで本社債を保有する場合に比べ低い利益しか得られない可能性があります。

また、本社債権者は、かかる利払停止又は本社債の償還が行われないことにより特段の救済を得られるわけではありません。なお、本劣後ローン契約上、本劣後ローン任意停止若しくは本劣後ローン強制停止又は本劣後ローン弁済要件の未充足により本劣後ローンの任意弁済が行われない場合でも、住友生命の基金に係る元利金その他一切の支払及び社員配当の支払は禁止されないものとされています。

このような性質をもつ有価証券である本社債に対する投資者の需要は、市場参加者、監督官庁、格付機関等の第三者による評価により変わり得ます。従って、本社債権者は、本社債を売却する場合において、その取得価格よりも大幅に低い価格でしか売却できず、売却損を生じるリスクがあります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性のほか、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(x) 市場性に関するリスク

本社債の処分価格は、市場の金利水準に対応して変動すること（金利が上昇する過程では価格は下落し、逆に金利が低下する過程では価格は上昇すること）が想定されます。従って、本社債の第三者への譲渡に際しては、当該譲渡時点における市場の金利水準によって売却損を生じるリスクがあります。

また、本社債の流通市場は現在確立されておらず、本社債の流通性は何ら保証されるものではありません。流通市場の未整備により、本社債の売却が困難となることや、売却価格に悪影響が及ぶ可能性もあります。

かかるリスク要因は、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等発行会社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(x) 本劣後ローン同順位劣後債務並びに本劣後ローン債務及び本社債に関する通知の時期に関するリスク

本社債の償還、利払停止及び未払残高の支払に関する本社債権者及び本社債管理者への通知並びにその他住友生命から通知される事項に基づき本社債権者及び本社債管理者に通知される事項に関する通知(以下「本社債住友生命関連通知」といいます。)は、全て、住友生命から本劣後ローン債務の弁済、本劣後ローン任意停止及び本劣後ローン強制停止、本劣後ローン未払残高の支払並びにその他の住友生命から通知される事項に関する通知(以下「本劣後ローン住友生命関連通知」といいます。)を発行会社が受領した後に行われます。従って、住友生命が本劣後ローン同順位劣後債務に関し、本劣後ローン住友生命関連通知と同趣旨の通知を同時に行った場合であっても、本社債住友生命関連通知は、かかる住友生命の本劣後ローン同順位劣後債務に関する通知に遅れることがあります。その結果、本社債権者は、本劣後ローン同順位劣後債務の債権者が本劣後ローン同順位劣後債務に関するこれらの事項を知るよりも後に、本社債に関するこれらの事項を知ることがあり、かかる通知を受ける時点の差に起因して、本劣後ローン同順位劣後債務の債権者に比べて本社債の売却その他の回収手段につき制約を受ける可能性があるほか、本社債の価格変動その他の影響を受ける可能性があります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(5) 任意償還

本社債の元金は、下記9「償還期限及び償還の方法」(2)「償還の方法及び期限」()又は()の記載に基づき償還されることがあります。

(6) 期限の利益喪失事由

本社債は期限の利益喪失に関する特約を付しません。また、本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはありません。

(7) 利息支払の停止

本社債の利息は、下記8「利払日及び利息支払の方法」(6)「利息支払の停止」の記載に基づき、その支払が繰り延べられることがあります。

(8) 債権放棄及び倒産手続開始申立て等の制限

()本社債権者は、発行会社による本社債に基づく元利金支払債務その他の債務の履行は、発行会社の財産である本責任財産のみを責任財産として、且つ、下記第二部第1、3「管理及び運営の仕組み」(1)「資産管理等の概要」「管理資産の管理」イ「回収金の処理の方法」(ウ)に記載されている順序及び方法によってのみ行われることに合意し、本社債権者は、かかる債務の履行による満足を得るために本責任財産以外の財産について、強制執行、差押、仮差押、保全処分その他類似の手続の申立てを行わないことに合意するものとされています。

()本社債権者は、償還日が到来した場合において、本責任財産から充当した後に、本社債の未償還元金又は未払の利息が存在する場合、本社債の未償還元金総額及び未払利息額が本責任財産が換金された金額を超過するときは、その超過額につき、その債権を放棄するものとされています。

- () 本社債権者は、本社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、発行会社又はその財産について、特別清算手続開始、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、その他法令上適用のありうる同様の法的手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てず、第三者による申立てに対し参加、同意等を行わないものとされています。

(9) 劣後条件等

() 劣後特約(発行会社劣後事由)

発行会社は、発行会社劣後事由の発生後速やかに、本社債権者及び本社債管理者に対して、発行会社劣後事由が発生した事実を通知します。発行会社劣後事由が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件(発行会社劣後事由)が成就した場合にのみ発生します。

() 劣後特約(本劣後ローン劣後事由(本社債))

発行会社は、本劣後ローン劣後事由が発生した場合である本劣後ローン劣後事由(本社債)が発生した場合には、速やかに、本社債権者及び本社債管理者に対して、本劣後ローン劣後事由(本社債)が発生した事実を通知します。本劣後ローン劣後事由(本社債)が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就した場合にのみ発生します。

() 上位債権者等に対する不利益変更の禁止

本社債要項の各条項は、如何なる意味においても上位債権者及び同順位劣後債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意は如何なる意味においても、また如何なる者に対しても効力を生じません。この場合に、上位債権者とは、発行会社に対し発行会社上位債務に係る債権を有する全ての者及び住友生命に対し、本劣後ローン上位債務を有する全ての者をいい、同順位劣後債権者とは、発行会社に対し、発行会社同順位劣後債務に係る債権を有する全ての者及び住友生命に対し、本劣後ローン同順位劣後債務に係る債権を有する全ての者をいいます。

() 劣後特約に反する支払の禁止

劣後事由発生後、劣後支払条件(発行会社劣後事由)及び劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就していないにもかかわらず、本社債の元利金の全部又は一部が本社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、当該本社債権者は受領した元利金を直ちに発行会社に返還するものとされています。

() 相殺禁止

ア 発行会社について清算手続が開始され、且つ継続している場合、破産手続開始の決定がなされ、且つ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、且つ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合(但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合を除きます。)、又は日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続若しくはこれらに準ずる手続が行われている場合には、劣後支払条件(発行会社劣後事由)が成就しない限りは、本社債権者は、発行会社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

イ 本劣後ローン劣後事由(本社債)が発生し、継続している場合には、本社債権者は、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就しない限りは、発行会社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

(10) 本社債に関する信用格付

() 信用格付を特定するための事項

利息の利払日における支払と元金の全額償還の安全性について、2024年6月5日付で本社債につき、本格付機関からA+の予備格付を取得しており、払込期日(2024年6月28日)までに本格付機

関からA+の本格付を取得する予定です。但し、予備格付の付与以降に本格付機関が入手する情報によっては、本格付が予備格付と異なる符号となる可能性があります。なお、本社債の格付については、ある特定の投資家に対する市場価格や適格性に関するコメントではないのと同様に、如何なる証券の買い、保持又は売りを推奨するものでもありません。

()信用格付の前提及び限界に関する説明

本格付機関の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対する本格付機関の意見です。本格付機関は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではありません。信用格付は、如何なる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではありません。また、本格付機関は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、如何なる保証もしていません。

本格付機関は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じていますが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。本格付機関は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがあります。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがあります。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られています。

()信用格付に関する情報を入手するための方法

本社債の申込期間中に本社債に関して本格付機関が公表する情報へのリンク先は、本格付機関のホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」内の「ストラクチャードファイナンス、投資法人、ファンド信用格付」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載する予定です。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性があります。その場合の連絡先は以下のとおりです。

電話番号 03-6273-7471

3【券面総額】

本1回社債 500億円(予定)

本2回社債 100億円(予定)

合計 600億円(予定)

(注) 上記の金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、需要状況を把握した上で、2024年6月21日頃に決定される予定です。

4【各(特定)社債の金額】

金1,000万円

5【発行価額の総額】

本1回社債 500億円(予定)

本2回社債 100億円(予定)

合計 600億円(予定)

(注) 上記の金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、需要状況を把握した上で、2024年6月21日頃に決定される予定です。

6【発行価格】

各本社債の金額100円につき金100円

7【利率】

(1) 本社債の利率は、()本1回社債につき、(a)払込期日の翌日(当日を含みます。)から2029年7月3日(当日を含みます。)までは年(未定)%(注)とし、(b)2029年7月3日の翌日(当日を含みます。)から2034年7月3日(当日を含みます。)までは、利率改定日に改定され、当該利率改定日に係る改定後利率適用期間について、当該改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に(未定)%(年率)(注)を加えた値とし、(c)2034年7月3日の翌日(当日を含みます。)以降は、各利率改定日に改定され、当該各利率改定日に係る改定後利率適用期間について、当該各改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に(未定)%(年率)(注)を加えた値とし、()本2回社債につき、(a)払込期日の翌日(当日を含みます。)から2034年7月3日(当日を含みます。)までは年(未定)%(注)とし、(b)2034年7月3日の翌日(当日を含みます。)以降は、各利率改定日に改定され、当該各利率改定日に係る改定後利率適用期間について、当該各改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に(未定)%(年率)(注)を加えた値とします。但し、当該利率は0%を下回りません。

(注) 上記各利率は、2024年6月11日頃に仮条件の提示を行い、需要状況を把握した上で、2024年6月21日頃に決定される予定です。なお、() (a)及び() (a)の利率に係る仮条件の提示方法は、() (a)及び() (a)の利率を仮条件提示時において市場の慣行として10年満期の円建て社債の条件決定において参照する10年国債の流通利回り(年2回複利ベース)に一定の加算率を加えた値とした上で、かかる加算率の幅を仮条件として提示する方法、又は、() (a)及び() (a)の利率の幅を仮条件として提示する方法のいずれかによるものとします。の方法による場合、() (a)における加算率と() (b)における加算率は同率とし、() (b)における加算率は() (a)における加算率に1.00%を加えた値とします。の方法による場合、決定された() (a)の利率から当該利率決定時において市場の慣行として10年満期の円建て社債の条件決定において参照する10年国債の流通利回り(年2回複利ベース)を控除した値と() (b)における加算率は同率とし、() (b)における加算率は、決定された() (a)の利率から当該利率決定時において市場の慣行として10年満期の円建て社債の条件決定において参照する10年国債の流通利回り(年2回複利ベース)を控除した値に1.00%を加えた値とします。また、() (c)における加算率は、() (b)における加算率に1.00%を加えた値とします。

(2) 上記(1)(i)(b)及び(c)並びに() (b)における「5年国債金利」とは、利率基準日のレートとして利率決定日の東京時間午前9時30分以降に国債金利情報ページに表示される5年国債金利として住友生命が本劣後ローン契約に従い発行会社に通知する利率をいいます。

ある改定後利率適用期間に係る利率決定日の東京時間午前10時に、国債金利情報ページに利率基準日のレートとしての5年国債金利が表示されない場合、又は国債金利情報ページが利用不可能な場合、住友生命は利率決定日に全ての参照国債ディーラーに対し、利率基準日の東京時間午後3時現在のレートとして提示可能であった参照5年国債の売買気配の仲値の半年複利利回り(本(2)において、以下「提示レート」といいます。)の提示を求めるものとします。

上記により住友生命に提示レートを提示した参照国債ディーラーが4者以上である場合、当該改定後利率適用期間に適用される5年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの最も高い値と低い値をそれぞれ1つずつ除いた残りの提示レートの平均値(算術平均値を算出した上、小数点以下第4位を四捨五入します。)として住友生命が本劣後ローン契約に従い発行会社に通知する利率とします。住友生命に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者又は3者である場合、当該改定後利率適用期間に適用される5年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの平均値(算術平均値を算出した上、小数点以下第4位を四捨五入します。)として住友生命が本劣後ローン契約に従い発行会社に通知する利率とします。また、住友生命に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者に満たない場合、当該改定後利率適用期間に適用される5年国債金利は、当該利率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページに表示済みの最新の5年国債金利として住友生命が本劣後ローン契約に従い発行会社に通知する利率とします。

- (3) 発行会社及び本社債管理者は、各改定後利率適用期間の開始日(当日を含みます。)から5銀行営業日以内に、上記(1)() (b)及び(c)並びに() (b)並びに(2)に基づき決定された本社債の利率を、各本店において、その営業時間中、一般の閲覧に供します。

8【利払日及び利息支払の方法】

- (1) 本社債利息は、払込期日の翌日(当日を含みます。)からこれを付し、2025年1月3日を第1回の利払日としてその日(当日を含みます。)までの分を支払い、その後各利払日に、各々その日(当日を含みます。)までの前半か年分を支払います。
- (2) 本社債の利払日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰上げは、支払われる本社債利息の金額に影響を与えるものではありません。
- (3) 払込期日の翌日(当日を含みます。)から初回利率改定日(当日を含みます。)までの間において半か年に満たない期間につき本社債の利息を計算するときは、その半か年の日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。また、第1回の利払日に支払うべき本各回社債に係る利息を計算するときは、(i)1円に、本1回社債につき本社債要項上記7「利率」(1)() (a)に定める利率を、本2回社債につき上記7「利率」(1)() (a)に定める利率をそれぞれ乗じ、2で除して算出した金額(小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。)と、()上記(i)の金額に、払込期日の翌日(当日を含む。)から2024年7月3日(当日を含みます。)までの実日数を乗じ、182で除して算出した金額(小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。)の合計額に、各本社債権者が各口座管理機関の各口座に保有する本各回社債の各社債の金額の総額を乗じて計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。
- (4) 初回利率改定日の翌日(当日を含みます。)以降の本社債利息を計算するときは、各利息計算期間に関し、各本社債権者が各口座管理機関に保有する本各回社債の各社債の金額の総額に、本1回社債につき上記7「利率」(1)(i)(b)及び(c)に基づき決定される利率、本2回社債につき上記7「利率」() (b)に基づき決定される利率に当該利息計算期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じて得られる値(小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。)を乗じることによりこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。但し、利息計算期間に満たない期間を計算期間とする本各回社債の利息を計算するときは、各本社債権者が各口座管理機関に保有する本各回社債の各社債の金額の総額に、本1回社債につき上記7「利率」(1)(i)(b)及び(c)に基づき決定される利率、本2回社債につき上記7「利率」() (b)に基づき決定される利率に当該計算期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じて得られる値(小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。)を乗じることによりこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

(5) 本社債の償還日以降、当該償還額(本社債の元金の支払が不当に留保若しくは拒絶された場合又は本社債の元金の支払に関して債務不履行が生じている場合を除きます。)に係る利息は発生しないものとします。なお、() (a)当該償還日において残存する経過利息又は(b)当該償還日が利払日に該当する場合の本社債利息及び()未払残高は、下記9「償還期限及び償還の方法」(2)「償還の方法及び期限」の記載に従い償還とともに支払われます。

(6) 利息支払の停止

発行会社は、本各回社債につき利払停止事由が生じた場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに(但し、当該利払日の10銀行営業日前までに)通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べます。当該繰り延べられた本社債利息の未払金額である利払停止金額には、利息を付しません。

(7) 未払残高の支払

()発行会社は、本各回社債につき未払残高支払事由が生じた場合には、当該未払残高支払事由に係る本劣後ローン未払残高支払額相当額である支払金額を、本社債権者及び本社債管理者に対し、本()の記載に従った支払を行う利払日から10銀行営業日以上15銀行営業日以内の事前の通知(かかる通知には支払われる未払残高を記載することを要します。)を行うことにより、未払残高支払事由が発生した後最初に到来する利払日(但し、当該利払日に先立って上記の事前通知を行うことが実務上不可能な場合には、翌利払日)に、当該利払日時点の本社債権者に支払います。その場合、支払われる金額は、各本社債権者が各口座管理機関の各口座に保有する本各回社債の各社債の金額の総額に、支払金額の一通貨あたりの利子額を乗じて算出されます。

()未払残高の支払については、本(7)「未払残高の支払」の記載のほか、上記2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(9)「劣後条件等」()「劣後特約(発行会社劣後事由)」及び()「劣後特約(本劣後ローン劣後事由(本社債))」記載の劣後特約に従います。

(8) 本社債利息及び経過利息の支払については、本8「利払日及び利息支払の方法」の記載のほか、上記2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(9)「劣後条件等」()「劣後特約(発行会社劣後事由)」及び同()「劣後特約(本劣後ローン劣後事由(本社債))」の記載に従います。

9【償還期限及び償還の方法】

(1) 償還価額

各本社債の金額100円につき金100円

(2) 償還の方法及び期限

()本社債の償還期限は定められていません。但し、発行会社は、下記()又は()の記載に基づき本各回社債の元金の全部(一部は不可)をそれぞれ償還します。

()発行会社は、本各回社債につき、下記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」()「本劣後ローン債権の概要」才「弁済の方法及び期限」(イ)の記載に基づき、本対応劣後ローンの元本の弁済が本劣後ローン利払日において行われる旨の通知を受領した場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに(但し、当該本劣後ローン利払日の直後の利払日である本社債任意償還日(利払日)より30日以上60日以内の事前の)通知(撤回不能とします。)を行うことにより、本社債任意償還日(利払日)において、当該時点で残存する当該本各回社債の元金の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、当該利払日における本社債利息及び未払残高の支払とともに償還します。

()発行会社は、本各回社債につき、下記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」()「本劣後ローン債権の概要」才「弁済の方法及び期限」

(イ)の記載に基づき、本対応劣後ローンの元本の弁済が本劣後ローン利払日以外の日において行われる旨の通知を受領した場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに(但し、当該弁済が行われる日の3銀行営業日後の日である本社債任意償還日(利払日以外)より30日以上60日以内の事前の)通知(撤回不能とします。)を行うことにより、本社債任意償還日(利払日以外)において、当該時点で残存する当該本各回社債の元金の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、当該日(当日を含みます。)までの経過利息及び未払残高の支払とともに償還します。

()上記()及び()の記載に基づき本社債が償還される償還日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰上げは、支払われる経過利息又は本社債利息の金額に影響を与えるものではありません。

()本各回社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、下記16「振替機関に関する事項」記載の振替機関が別途定める場合を除き、本対応劣後ローンの弁済が住友生命と発行会社の間で合意された場合に、いつでもこれを行うことができます。

()本社債の元金の償還及び買入消却については、本9「償還期限及び償還の方法」(2)「償還の方法及び期限」の記載のほか、上記2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(9)「劣後条件等」()「劣後特約(発行会社劣後事由)」及び()「劣後特約(本劣後ローン劣後事由(本社債))」記載の劣後特約に従います。

10【募集の方法】

本社債は一般募集とします。

11【申込証拠金】

該当事項はありません。

12【申込期間及び申込取扱場所】

(1) 申込期間

2024年6月21日

(2) 申込取扱場所

下記金融商品取引業者の本店及び国内各支店

S M B C 日興証券株式会社

大和証券株式会社

みずほ証券株式会社

野村證券株式会社

その他の本社債の引受会社(未定)(注)

(注) その他の本社債の引受会社は、2024年6月11日頃に決定される予定です。

1 3 【払込期日及び払込取扱場所】

(1) 払込期日

2024年6月28日

(2) 払込取扱場所

三井住友信託銀行株式会社

なお、三井住友信託銀行株式会社は、本社債の払込期日に本社債の払込金額の総額の払込が行われたこと及び本社債の払込金の決済が適用法令等に基づき適正に行われたことを確認します。

1 4 【引受け等の概要】

本引受契約に規定される条項に従い、幹事会社は、本各回社債を下記のとおりそれぞれ連帯して買取引受を行います。

本社債の引受			
幹事会社の名称	住所	引受金額 (百万円) (注2)	引受の条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	(未定)	1. 幹事会社は、連帯して本1回社債の総額を引き受けます。 2. 本1回社債の引受手数料は、本1回社債の各社債の金額100円につき、金65銭とします。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	(未定)	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	(未定)	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	(未定)	
(未定)(注1)	(未定)(注1)	(未定)	
計	本1回社債	50,000	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	(未定)	1. 幹事会社は、連帯して本2回社債の総額を引き受けます。 2. 本2回社債の引受手数料は、本2回社債の各社債の金額100円につき、金65銭とします。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	(未定)	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	(未定)	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	(未定)	
(未定)(注1)	(未定)(注1)	(未定)	
計	本2回社債	10,000	

(注1) その他の幹事会社の名称及び住所は、2024年6月11日頃に決定される予定です。

(注2) 引受金額の合計額は、本届出書提出日現在の見込額であり、需要状況を把握した上で、2024年6月21日頃に決定される予定です。また、各幹事会社の引受金額の内訳についても2024年6月21日頃に決定される予定です。

1 5 【（特定）社債管理者又は（特定）社債の管理会社】

(1) 本社債の社債管理者は、三井住友信託銀行（東京都千代田区丸の内一丁目4番1号）とします。本社債管理者は、本社債権者のために本社債に係る債権の弁済を受け、又は本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有します。本社債管理者がかかる裁判上又は裁判外の行為をなすために要する費用については、全て発行会社の負担とします。本社債管理者は、本社債の償還額から本社債権者に優先して上記費用の弁済を受けることができます。但し、この規定は、発行会社の上記費用負担義務に影響を及ぼすものではありません。

(2) 本社債管理者は、本社債管理委託契約に従い、本社債要項に定める社債管理者の職務を行うものとします。

- (3) 本社債管理者は、法令、本社債管理委託契約及び本社債要項の定めに従い、本社債権者のために公平且つ誠実に本社債の管理を行うものとします。
- (4) 本社債管理者は、法令、本社債管理委託契約及び本社債要項の定めに従い、本社債権者に対し善良なる管理者の注意をもって本社債の管理を行うものとします。
- (5) 本社債管理者は、発行会社が提出した決議書、証明書、通知書その他の文書又は書類に依拠することができ、これらに依拠して行為し又は行為を留保することが保証されており、且つ、かかる行為又は行為の留保に起因する如何なる損害についても、法律が許容する限りにおいて、発行会社又は本社債権者に対し責任を負いません。
- (6) 本社債管理者は、本社債要項、本社債管理委託契約及び本社債について、本社債管理者により選任された弁護士、会計士その他の専門家の意見若しくは助言又はそれらの者から得た証明書若しくは情報に基づき善意により行為し又は行為を留保することができ、且つ、かかる行為又は行為の留保に起因する如何なる損害についても、法律が許容する限りにおいて、発行会社又は本社債権者に対し責任を負いません。
- (7) 本社債管理者が本社債要項及び本社債管理委託契約に定める社債管理者の職務を果たし得ず、法令に従って辞任する場合、又は、裁判所が法令に従って本社債管理者を解任した場合には、発行会社は法令の規定に従って新たに社債管理者を選任し、会社法第714条第4項に定める場合、その旨を公告し、且つ、知れている社債権者には、各別にこれを通知するものとします。但し、後任の社債管理者が選任されるまで、本社債管理者は、引き続き本社債管理委託契約上の社債管理者の事務を継続して行うものとし、かかる辞任又は解任の効力は生じないものとします。本社債管理者は、本(7)に基づく辞任又は解任の場合において、善良なる管理者の注意をもって本(7)に定める義務を履行したときは、以後、本社債に関して社債管理者としての一切の責任を負いません。本15「(特定)社債管理者又は(特定)社債の管理会社」の記載は、新たに選任された社債管理者についても、同様とします。
- (8) 会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されません。

16【振替機関に関する事項】

本社債の振替機関は、保管振替機構とします。

17【その他】

(1) 社債権者集会

- () 本各回社債及び本各回社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいいます。)の社債(本(1)において、以下「本種類の社債」といいます。)の社債権者集会は、発行会社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を下記(3)「通知の方法」記載の方法により公告又は通知します。
- () 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行います。
- () 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、発行会社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しません。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する本社債権者は、発行会社に対し、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示した上、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を発行会社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができます。
- () 本各回社債のいずれかの社債権者にのみ損害を及ぼす事項については、当該本各回社債に係る本種類の社債の社債権者集会の決議がなされることを要し、他の本各回社債に係る本種類の社債の社債権者集会の決議を要しないものとします。

- ()本各回社債の双方の社債権者に損害を及ぼす事項については、本各回社債の双方に係る本種類の社債の社債権者集会の決議がなされることを要し、それらの社債権者集会の決議が一致しない限り、いずれの本種類の社債の社債権者集会の決議も執行されないものとします。

(2) 発行会社の遵守事項

本社債管理委託契約において、発行会社は、本社債管理者に対し、本社債の元利金の全てが償還され又は支払われるまでの間、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、以下の各号に定めるところを遵守することを約束しています。

- ()発行会社は、本劣後ローン債権譲渡契約上の履行すべき一切の義務を履行し、本劣後ローン債権譲渡契約の各条項に従います。
- ()発行会社は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づきS M B C日興証券から発行会社に譲渡された本劣後ローン債権の取得、管理及び処分並びに本社債の元利金支払債務の弁済並びにその附帯業務のほか、他の業務を行いません。
- ()発行会社は、本社債以外の現在又は将来の発行会社又は第三者の債務を担保するために、発行会社の資産の全部又は一部に抵当権、質権その他一切の担保権を設定せず、また第三者の債務を担保するために保証債務を負担しません。
- ()発行会社は、発行会社の資産につき貸付、譲渡、交換その他の処分を行いません。
- ()発行会社は、(a)本劣後ローン債権の価値を維持・増加するために必要な資金を借入れる場合(但し、本社債に劣後する借入に限ります。)、本社債の元利金を償還若しくは支払うために必要な資金を借入れる場合(但し、本社債に劣後する借入に限ります。)、又は上記()記載の業務及びその附帯業務に関連して必要若しくは有益な債務の負担をする場合(発行会社による本社債関連諸契約及び資産関連諸契約の締結並びに発行会社がA種優先株式又は普通株式を発行する場合において、私募の取扱契約を締結することを含みますがこれに限られません。)且つ(b)本格付機関が本社債に付与した格付が当該債務負担行為により低下させられるものではないことを事前に本格付機関に確認した場合を除き、借入又はその他一切の債務負担行為をしません。
- ()発行会社は、上記()記載の業務及びその附帯業務に必要なない資産を購入せず、リースを受けず、また、かかる業務遂行に必要なない従業員を雇用しません。
- ()発行会社は、発行会社の財産である金銭を本社債管理委託契約の定めに従って支出又は運用します。
- ()発行会社は、資産関連諸契約及びこれに関連する契約に基づく他方当事者の義務を履行させるために必要な全ての行為を行い、かかる契約を遵守し、それに基づく発行会社の義務をその条項に従って履行します。
- ()発行会社は、本劣後ローン契約に基づく住友生命の義務を履行させるために必要な全ての行為を行います。
- ()発行会社は、事前に本社債管理者の書面による承諾がない限り、定款を変更(但し、下記(x)但書に基づいてA種優先株式を発行するために定款を変更する場合及び下記(x)但書に基づいて普通株式を発行するために定款を変更する場合を除きます。)しません。
- (x)発行会社は、発行会社に適用される法令、規則、命令、判決、決定、通達及び発行会社の定款その他の内部規則を遵守します。
- (x)発行会社は、金融商品取引法及びその他の関連法令等に従って官庁等に対する必要な届出、報告等に関する事務(金融商品取引法に基づく有価証券報告書、半期報告書及び臨時報告書の提出を含みますがこれらに限られません。)を適式に行います。
- (x)発行会社は、資本金の額及び資本準備金の額の減少を行いません。
- (x)発行会社は、払込期日までに住友生命に対して発行するものを除き、A種優先株式を発行しません。但し、発行会社は、本社債の元利金の償還若しくは支払又はこれらに関連する費用その他発行会社の事業の運営、維持及び管理に必要な費用を支払うための資金を調達する場合には、随時住友生命及び本一般社団法人に対して、A種優先株式を発行することができます。

- (x) 発行会社は、本一般社団法人以外の者に対して、普通株式を発行しません。但し、発行会社は、本一般社団法人に対して、随時普通株式を発行することができます。
- (x) 発行会社は、子会社(会社法第2条第3号並びに会社法施行規則第3条第1項及び第3項における意味を有します。)を持ちません。
- (x) 発行会社は、組織変更(会社法第2条第26号における意味を有します。)、合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付又は自己信託の設定を行いません。
- (x) 発行会社は、株式について配当を行いません。
- (x) 発行会社は、適用ある法令上提出が必要となる税務関連の申告書を税務当局にその提出すべき時期までに提出します。
- (xx) 発行会社は、自ら又は発行会社の役員若しくは発行会社の普通株主をして、発行会社又はその資産について、本社債に関する発行会社の債務の弁済が完了してから1年と1日を経過するまでの間、特別清算手続開始、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始その他法令上適用のありうる同様の法的手続の開始を申し立てる権利を放棄し又は放棄せしめることに同意します。
- (xxi) 発行会社は、本社債に関する本社債権者の権利に悪影響を生じさせる本劣後ローン契約、本社債関連諸契約及び資産関連諸契約の変更(法令の改正又は制定に伴い、当該法令の遵守に必要な変更を除きます。)を行いません。

(3) 通知の方法

- () 本社債に関する本社債権者への通知は、法令に別段の定めがある場合を除き、電子公告の方法によりこれを行うものとします。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法又は社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行うものとします。
- () 上記()の記載にかかわらず、発行会社が公告を行うことに代えて、全ての本社債権者に直接通知する場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、本社債要項に基づく公告を省略することができます。
- () 本届出書提出日現在における、発行会社の電子公告のURLは、「<https://kmasterplus.pronexus.co.jp/main/corp/m/5/m535/index.html>」です。

(4) 契約証書等の閲覧及び謄写

本社債要項及び本社債管理委託契約の謄本は、発行会社及び本社債管理者の本店に備え置き、その営業時間中、一般の閲覧又は謄写に供します。かかる謄写に要する一切の費用は、かかる請求をした者の負担とします。発行会社の定款並びに本劣後ローン契約及び資産関連諸契約の各契約証書の謄本は、発行会社の本店に備え置き、その営業時間中、本社債権者の閲覧又は謄写に供します。かかる謄写に要する一切の費用は、かかる請求をした者の負担とします。

(5) 本社債要項の変更

- () 本社債要項に定められた事項(但し、発行代理人及び支払代理人の記載を除きます。)の変更は、法令の定めがある場合を除き、社債権者集会の決議を要します。但し、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じません。
- () 上記()の社債権者集会の決議は、本社債要項と一体をなすものとされ、本社債を有する全ての本社債権者に対してその効力を有します。

(6) 元利金の支払

本社債に関する元利金は、社債等振替法及び業務規程等に従って支払われ、発行会社は、下記(7)「発行代理人及び支払代理人」に定める支払代理人を経由しての業務規程等に定義された機構加入者に対する元利金の交付をもって、本社債の元利金の支払に係る債務を免責されるものとします。

(7) 発行代理人及び支払代理人

本社債の業務規程等における発行代理人及び支払代理人は、三井住友信託銀行とします。

(8) 担保・保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はありません。

(9) 申込みの方法等

申込みの方法等に関しては、上記10「募集の方法」から上記14「引受け等の概要」までをご参照下さい。

(10) 投資者の情報開示について

本社債の購入を予定している投資者の名称、投資方針や検討状況、需要額・希望価格及び最終的な購入金額等の情報（個人情報を除き、業態別の投資者の数、需要額及び最終的な購入金額を含みます。また、文書、口頭、物品、電磁的記録その他如何なる媒体で提供されたものであるかを問いません。）（本(10)において、以下「投資者情報」といいます。）については、S M B C日興証券、大和証券、みずほ証券及び野村證券に対して投資者より情報開示に係る不同意の申出がない限り、直接又は代表主幹事会員（日本証券業協会「社債券等の募集に係る需要情報及び販売先情報の提供に関する規則」第2条第5号における代表主幹事会員をいいます。）を通じて、必要に応じて住友生命に開示、提供及び共有される予定です。

なお、住友生命は投資者情報について、本社債の需要調査に関する目的以外の目的では使用しません。

第2【特定優先出資証券】

該当事項はありません。

第3【コマーシャル・ペーパー及び（特定）短期社債】

該当事項はありません。

第4【売出しに係る内国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称】

該当事項はありません。

第5【手取金の使途】

発行会社は本社債の手取金を、本劣後ローン債権の取得代金に充当します。本劣後ローン債権の原保有者は、本劣後ローン債権の譲渡による手取金を、減少した手元資金に充当します。本劣後ローン債権の債務者である住友生命は、自己資本の充実を目的に、調達手段の多様化及び資本政策の柔軟性を確保する観点から本劣後ローンによる資金調達を行い、本劣後ローンの手取金を、運転資金等に充当します。

第二部【管理資産情報】

第1【管理資産の状況】

1【概況】

（1）【管理資産に係る法制度の概要】

発行会社は、2024年5月10日付で設立登記を行った株式会社です。発行会社の行いうる業務は、発行会社の定款に目的として記載されている、劣後ローン債権の取得並びにその保有、管理及び処分、当該劣後ローン債権を裏付けとする社債の発行、並びにこれらに附帯又は関連する一切の業務とされており、かかる目的に従って業務を営むこととなります。

発行会社の義務・責任に関しては、破産法等の日本法上適用ある倒産処理法の適用を受け、社債を発行、募集するにあたっては、会社法及び金融商品取引法の適用を受けます。

管理資産を構成する本劣後ローン債権は、民法及び商法その他、保険業法及びその他の関連法令、告示並びにそれらの解釈の適用を受けます。本劣後ローン債権は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき、原保有者であるS M B C日興証券から株式会社である発行会社に譲渡され、当該譲渡については本劣後ローン債権譲渡契約に基づき本劣後ローン債権の債務者である住友生命が確定日付ある証書による承諾を行うことにより債務者及び債務者以外の第三者対抗要件が具備される予定です。

本劣後ローン債権に関する保険業法及びその他の関連法令、告示並びにそれらの解釈の適用の態様については、上記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(4)「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」()「本社債の元金の償還に関するリスク」及び()「本社債の利息の支払に関するリスク」をご参照下さい。

（2）【管理資産の基本的性格】

管理資産は、本劣後ローン契約に基づきS M B C日興証券が取得し、本劣後ローン債権譲渡契約に基づきS M B C日興証券から発行会社に譲渡される住友生命に対する劣後特約付の2個の貸付債権である本劣後ローン債権です。

本劣後ローン契約の内容については、下記2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」をご参照下さい。

（3）【管理資産の沿革】

管理資産を構成する本劣後ローン債権は、本劣後ローン契約に基づき2024年6月28日にS M B C日興証券が取得し、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき同日に原保有者であるS M B C日興証券から発行会社に譲渡される予定です。

発行会社は、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、本社債の発行から償還時まで当該管理資産を保有し続けます。

（4）【管理資産の管理体制等】

【管理資産の関係法人】

S M B C日興証券は、本劣後ローン契約に基づき管理資産を構成する本劣後ローン債権を取得した上で、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき管理資産を発行会社に譲渡します。本劣後ローン債権の移転と同時に、発行会社は、S M B C日興証券が有する本劣後ローン契約上の地位の一切を承継します。

住友生命は、本劣後ローン契約に基づきS M B C日興証券から貸付けを受け、本劣後ローン債権の債務者となります。

発行会社は、本資産管理受託会社である三井住友信託銀行に対して、本資産管理委託契約に基づき、本劣後ローン債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

また、三井住友信託銀行は、本社債の社債管理者です。社債管理者は、その管理の委託を受けた社債につき、社債権者のために社債に係る債権の弁済を受け、又は社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為等をするために必要があるときは、裁判所の

許可を得て、当該社債を発行した会社の業務及び財産の状況を調査することができます(会社法第705条第1項及び第4項)。

【管理資産の管理及び処分に関する基本的態度】

発行会社は、本資産管理受託会社である三井住友信託銀行に対して、本資産管理委託契約に基づき、本劣後ローン債権の管理及び処分に関する業務を委託しており、かかる委託を受けている三井住友信託銀行は、本資産管理委託契約において、大要以下の事項を遵守することとされています。

- ()三井住友信託銀行は本劣後ローン債権譲渡契約に基づいて発行会社が取得した住友生命に対する本劣後ローン債権、その回収金、本社債関連口座の残高及びその余裕金からの投資その他発行会社に帰属すべき資産(本項において、以下「本資産等」といいます。)を、自己の固有財産その他の財産と分別して管理します。
- ()三井住友信託銀行は、発行会社の求めに応じ、本資産等の管理及び処分の状況について説明します。
- ()三井住友信託銀行は、本資産等の管理及び処分の状況を記載した書類を主たる事務所である三井住友信託銀行(資産金融部)に備え置き、発行会社の求めに応じ、これを閲覧させます。
- ()三井住友信託銀行は、発行会社の同意なく本資産管理委託契約に定める業務の再委託を行いません。

【管理資産の管理体制】

- ()管理資産の管理を行う会社の統治に関する事項

ア 法人の機関の内容

管理資産である本劣後ローン債権の管理者は、本資産管理受託会社としての三井住友信託銀行です。

三井住友信託銀行は、迅速な経営判断による柔軟且つ機動的な業務執行を推進するとともに、監査・監督機能の維持・強化を図るため、監査等委員会設置会社の形態を採用しています。社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を設置しており、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の監査委員会と連携した監査を行っています。

(ア) 取締役会

2019年6月の機関設計の移行に伴い、個別の業務執行に係る決定権限を取締役会から業務執行取締役へ大幅に委任しており、取締役会は、経営の基本方針を決定するとともに、業務執行取締役等の職務の執行を監督することをその中心的役割としています。また、取締役22名のうち7名を社外取締役とすることにより、経営の透明性向上と監督機能強化を図っています。

(イ) 監査等委員会

三井住友信託銀行は監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は5名の監査等委員である取締役で構成されており、うち3名は社外取締役となっています。

監査等委員会は、取締役会等の重要な会議への出席、取締役等から職務の執行状況についての報告聴取、内部監査部からの報告聴取、重要書類の閲覧等により、業務執行取締役の職務執行状況を監査いたします。

(ウ) 経営会議等

三井住友信託銀行では、経営の意思決定プロセスにおける相互牽制機能の強化と透明性の確保を図るため、経営に関する重要事項を協議又は決定する機関として経営会議を設置しています。経営会議では、取締役会で決定した基本方針に基づき、業務執行上の重要事項について協議又は決定を行うほか、取締役会決議事項の予備討議等を行っています。

また、重要な投融資案件を協議又は決定する「財務審議会」(2023年4月1日付で「ALM審議会」から改称)、受託財産の運用に関する重要事項を協議又は決定する「受託財産運用審

議会」等各種審議会を設置しているほか、「商品審査委員会」、「オペレーショナル・リスク管理委員会」、「コンプライアンス委員会」等各種委員会を設置しています。

イ 内部統制システムの整備状況

三井住友信託銀行の取締役会は、親会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(本イ「内部統制システムの整備状況」において、以下「持株会社」といいます。)の経営管理のもと、持株会社、三井住友信託銀行及びその子会社等から成る企業集団の信託銀行として三井住友信託銀行及びその子会社等の経営管理を担う責任を十分に認識し、取締役会の「内部統制基本方針」に関する決議に基づいて、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他三井住友信託銀行の業務並びに三井住友信託銀行及びその子会社等から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」を、以下のとおり整備しています。

(ア) コンプライアンス(法令等遵守)体制の整備について

- a 持株会社が定めるグループのコンプライアンスに関する基本方針等を踏まえ、三井住友信託銀行のコンプライアンスに関する基本方針について定める。
- b コンプライアンスに関する重要事項については、取締役会で決議・報告を行う。
- c 持株会社が定めるグループの利益相反管理に関する基本方針を踏まえ、三井住友信託銀行において顧客の利益が不当に害されることのないよう管理態勢を整備する。
- d 本部にコンプライアンスに関する統括部署を置き、また、各部の責任者・担当者を定める。
- e 毎年度、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画(コンプライアンス・プログラム)を持株会社の承認を得て策定するとともに、子会社等の計画策定を指導する。あわせてその進捗・達成状況を把握・評価する。
- f 役員及び社員のための手引書(コンプライアンス・マニュアル)を定め、コンプライアンスに関する教育・研修を継続的に実施する。
- g 役員及び社員に対し三井住友信託銀行における業務運営に係る法令違反行為等について報告する義務を課するとともに、役員及び社員等が社内・社外の窓口で直接通報できるコンプライアンス・ホットライン制度を設置する。
- h 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な提携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対に行わない。
- i マネー・ローンダリング及びテロ資金供与は、健全な金融システムに対する重大な脅威であり、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に毅然とした態度で臨み、関連法令等を厳守する。

(イ) リスク管理体制の整備について

- a 持株会社が定めるグループのリスク管理基本方針を踏まえ、三井住友信託銀行のリスク管理に関する基本方針について定める。
- b リスク管理に関する重要事項については、取締役会で決議・報告を行う。
- c 三井住友信託銀行は、3つの防衛線を基本としたリスク管理体制を構築する。
- d 本部にリスク管理に関する統括部署を置き、リスク・カテゴリー毎にリスク管理部署を置く。
- e リスク管理に関する持株会社が定めるグループの方針等を踏まえ、毎年度、三井住友信託銀行における計画(内部管理態勢整備計画)を持株会社の承認を得て策定するとともに、子会社等のリスク管理体制を整備する。
- f 役員及び社員に対しリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。
- g 緊急事態に備えた業務継続に係る管理活動を定め、持株会社が定めるグループの正常な業務活動の維持、継続を図る。

(ウ) 業務執行体制の整備について

- a 主要な取締役会決議・報告事項については、社長を議長とし関係役員が参加する経営会議において、予備討議を行う。
 - b 業務の円滑且つ適切な運営を図るべく、三井住友信託銀行における組織の機構・分掌並びに役員及び社員の職制・権限に関する基本的事項を、取締役会が定める。
 - c 社内規定は関連する法令等及び持株会社が定める基本方針等に準拠して制定するとともに、当該法令等の改廃があったときは、速やかに所要の改廃を行う。
- (エ) 経営の透明性確保について
- a 会計処理の適切性及び財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備するとともに、その有効性を評価する。
 - b 経営関連情報を適切に管理し、適時、正確且つ公平に開示する。
- (オ) グループ管理体制の整備について
- a 三井住友信託銀行のみならず子会社等のコンプライアンス体制及びリスク管理体制を整備する。
 - b グループ内取引等を実施する場合は、アームズレングス・ルールに基づく検証等を行うとともに、持株会社グループの経営に重大な影響を与える可能性のあるものは持株会社に対し事前協議を行う。また、子会社等の行う重要度の高いグループ内取引等は、三井住友信託銀行がリスク管理面、コンプライアンス面等での検証を行う。
 - c 子会社等は業務執行状況・財務状況等を定期的に三井住友信託銀行に報告する。
 - d 三井住友信託銀行は子会社等の業務の規模・特性に応じ、子会社等の業務運営の適正性及び効率性を管理する。
- (カ) 情報の保存・管理体制の整備について
- a 株主総会、取締役会及び経営会議について、議事の経過及び要領等を記録する議事録を作成し、関連資料とともに保存する。
 - b 情報管理に関する組織体制や重要度に応じた管理区分など、情報の保存及び管理に関する基本的事項を、取締役会が定める。
- (キ) 内部監査体制の整備について
- a 業務執行部門から独立し十分な牽制機能が働く内部監査部門を設置する。
 - b 持株会社が定めるグループの内部監査基本方針を踏まえ、内部監査計画を策定の上、内部監査部門が各業務執行部門及び必要に応じて子会社等に対して監査を実施し、改善すべき点の指摘・提言等を行う。
 - c 内部監査の結果等及び内部監査計画の進捗状況・達成状況を適時適切に取締役会及び監査等委員会に報告する。
- (ク) 監査等委員会監査に関する体制の整備について
- a 監査等委員会の職務を補助すべき社員等
 - (a) 監査等委員会の職務の執行を補助するため、監査等委員会室を設置し、室長1名を含む相当数の取締役、執行役員又は社員を配置する。
 - (b) 監査等委員会室員は監査等委員会の指揮命令のもとで監査等委員会の職務を補助する業務を行う。
 - (c) 監査等委員会室員の人事及び処遇に関する事項については監査等委員会と事前に協議する。
 - (d) 取締役は、監査等委員会室員が監査等委員会の職務を補助する業務を行う上で、不当な制約を受けることがないように配慮する。
 - b 監査等委員会への報告体制
 - (a) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び社員は、三井住友信託銀行若しくは子会社等に著しい損害を与えるおそれのある事実、信用を著しく失墜させる事実、内部統制の体制や手続等に関する重大な欠陥や問題についての事実、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を知った場合、直ちに監査等委員会へ報告しなければならない。

- (b) コンプライアンス統括部は、コンプライアンス・ホットライン制度による通報内容について、その都度、監査等委員会に対して報告しなければならない。
- (c) 内部監査部は、同部による三井住友信託銀行及び子会社等に対する内部監査の実施状況及び結果について、定期的に又は監査等委員会の求めに応じ、監査等委員会に対して報告しなければならない。
- (d) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び社員は、業務執行の状況その他の事項について監査等委員会から報告を求められた場合は、速やかに監査等委員会に対して報告しなければならない。
- (e) 上記(a)、(b)及び(d)に掲げる事項について、子会社等の取締役、監査役、執行役員及び社員又はこれらの者から報告を受けた者は、上記(a)に掲げる事実を知った場合は直ちに、子会社等の内部通報制度による上記(b)に掲げる通報内容についてはその都度、及び子会社等の上記(d)に掲げる事項について監査等委員会から報告を求められた場合は速やかに、三井住友信託銀行の監査等委員会に報告する。
- (f) 監査等委員会は、必要に応じ、上記(a)から(d)に掲げる事項について、上記(a)から(e)に掲げる者に対して報告を求めることができる。
- (g) 上記(a)から(f)に基づく報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

c その他監査等委員会監査の実効性確保のための体制

- (a) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び社員は、監査等委員会の監査活動に誠実に協力する。
- (b) 監査等委員は、取締役会のほか、監査等委員会が必要と認める会議(子会社等における会議を含む。)に出席することができる。
- (c) 代表取締役は、定期的に又は監査等委員会の求めに応じ、監査等委員会と意見交換を行う。
- (d) 内部監査部門は、監査等委員会に対して、内部監査計画の策定に係る事前協議を行い同意を得るほか、監査等委員会が指示するときは、当該指示に従い調査等を行う。監査等委員会による調査等の指示は、取締役その他の者の指示に優先する。
- (e) 代表取締役又は人事部門を担当する取締役は、監査等委員会に対して、内部監査部門を担当する取締役、執行役員のほか、内部監査部門の一定以上の職位の任免に係る事前協議を行い同意を得る。
- (f) 内部監査部門以外の財務、リスク管理、コンプライアンスなど内部統制に係わる部署においても、監査等委員会との円滑な連携に努める。
- (g) 三井住友信託銀行は、監査の実効性を確保するため、監査等委員会及び監査等委員の職務の執行に必要な費用を支出する。

(ケ) 監査等委員会と内部監査部門、会計監査人の連携状況

監査等委員会は、毎月1回内部監査部と定期的に会合をもち、内部監査計画の事前協議や内部監査結果の報告に加え、相互に意見・情報交換を実施し、内部監査の実施状況やリスク認識等についての報告を受けています。また、監査等委員会は、内部監査部とともに会計監査人と定期的に会合をもち、監査及び会計に関する情報、会計監査計画、監査の実施状況及び監査結果等について報告を受け、財務報告や内部統制の状況、改善提案についての意見交換を行っています。必要に応じて随時意見交換及び情報交換を実施する等、これらの内部監査部及び会計監査人との連携を緊密に行うことで監査の実効性及び効率性確保を図っています。

() 管理資産の管理を行う会社による管理資産に関するリスク管理体制の整備の状況

本資産管理受託会社は、管理資産の管理業務を資産金融部で行います。管理業務のための本資産管理委託契約その他の合意及び法令の遵守状況については、資産金融部により定期的に確認される体制が整備されています。

2【管理資産を構成する資産の概要】

（１）【管理資産を構成する資産に係る法制度の概要】

管理資産を構成する資産は、本劣後ローン契約に基づきＳＭＢＣ日興証券が取得し、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき原保有者から発行会社に譲渡される住友生命に対する劣後特約付の２個の貸付債権である本劣後ローン債権です。

本劣後ローン債権には、民法及び商法が適用になるほか、貸金業法が適用になります。同法は、貸金業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行う等により、その業務の適正な運営を確保し、資金需要者等の利益の保護等を図っています。原保有者であるＳＭＢＣ日興証券は、貸金業者として登録されています。発行会社にも、債権を譲り受けた者の書面交付義務についての規定のほか一定の規定が適用となります。

本劣後ローン債権には、保険業法及びその他の関連法令、告示並びにそれらの解釈も適用されますが、これらの保険業法及び若しくはその他の法令、告示又はそれらの解釈の適用の態様については、上記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(4)「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」()「本社債の元金の償還に関するリスク」及び()「本社債の利息の支払に関するリスク」をご参照下さい。

ＳＭＢＣ日興証券は、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン貸付実行日である2024年6月28日において貸付けを行い、同契約の定めに従い、同日に本劣後ローン債権が発生する予定です。

劣後特約付の貸付債権の譲渡については、民法上の通常の債権の譲渡に関する対抗要件の規定が適用されます。本劣後ローン債権譲渡契約に基づく本劣後ローン債権の原保有者であるＳＭＢＣ日興証券から発行会社に対する譲渡については2024年6月28日に効力が発生する予定であり、本劣後ローン債権の債務者である住友生命の確定日付ある証書による承諾の方法により債務者及び第三者対抗要件が具備される予定です。

本劣後ローン債権の債務者である住友生命に対する倒産、強制執行等に関しては、破産法、更生特例法、民事再生法、特定調停法、保険業法（清算並びに業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等の場合）及び民事執行法の適用を受けます。破産法は、債務者がその債務を完済することができない場合に、債務者の総財産を全ての債権者に公平に弁済する裁判上の手続を規定する法律です。更生特例法は、相互会社等について、利害関係人の利害を調整しつつその事業の維持更生を図るための手続等を定める法律です。民事再生法は、債務者の事業又は経済生活の再生を図るための手続を規定する法律です。特定調停法は、支払不能に陥るおそれのある債務者等の経済再生に資するための特定調停の手続を定める法律です。民事執行法は、強制執行・担保権の実行等民事執行に関する手続を定める法律です。清算並びに業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等の場合には、保険業法中の当該手続を定める条項が適用されます。

（２）【管理資産を構成する資産の原保有者の事業の概要】

管理資産を構成する資産の原保有者であるＳＭＢＣ日興証券の事業概要については、下記第三部第2、1「原保有者の概況」をご参照下さい。

（３）【管理資産を構成する資産の内容】

管理資産を構成する資産は、本劣後ローン契約に基づきＳＭＢＣ日興証券が取得し、本劣後ローン債権譲渡契約に基づきＳＭＢＣ日興証券から発行会社に譲渡された住友生命に対する劣後特約付の２個の貸付債権である本劣後ローン債権です。

（ ）本劣後ローン債権の概要

ア 金額

金600億円(予定)

(注) 上記金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、2024年6月21日頃に決定される予定です。

イ 用途

自己資本の充実を目的に、調達手段の多様化及び資本政策の柔軟性を確保する観点から本劣後ローンによる資金調達を行い、本劣後ローンの手取金を、運転資金等に充当します。

ウ 貸付実行日

本劣後ローン貸付実行日

エ 弁済日

本劣後ローンの弁済期限は定められていません。

オ 弁済の方法及び期限

(ア) 本劣後ローンの弁済期限は定められていません。但し、住友生命は、下記(イ)の記載に従って本劣後ローンの元本を弁済します。

(イ) 住友生命は、以下の場合において本各回劣後ローンを弁済することができます。

a 住友生命の選択による弁済

住友生命は、その選択により、いずれかの利率改定日（当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。）の3銀行営業日前の日である本劣後ローン任意弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し本劣後ローン任意弁済日より30日以上60日以内の事前の通知（本劣後ローン弁済要件を充足した旨の記載を含むものとし、撤回不能とします。）を行うことにより、本劣後ローン任意弁済日時点で残存する本各回劣後ローンの元本の全部（一部は不可）を、本劣後ローン任意弁済日を本劣後ローン利払日とする本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。

b 資本事由による弁済

本劣後ローン貸付実行日以降に本各回劣後ローンにつき資本事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、住友生命が当該弁済のために設定する日である資本事由弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し資本事由弁済日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、資本事由弁済日時点で残存する当該本各回劣後ローンの元本の全部（一部は不可）を、（ ）(a)資本事由弁済日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、資本事由弁済日の3銀行営業日後の日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から資本事由弁済日の3銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(b)資本事由弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及び（ ）本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。

c 資本性変更事由による弁済

本劣後ローン貸付実行日以降に本各回劣後ローンにつき資本性変更事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、住友生命が当該弁済のために設定する日である資本性変更事由弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し資本性変更事由弁済日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、資本性変更事由弁済日時点で残存する当該本各回劣後ローンの元本の全部（一部は不可）を、（ ）(a)資本性変更事由弁済日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、資本性変更事由弁済日の3銀行営業日後の日の直前の本劣後ローン利息

計算基準日の翌日(当日を含みます。)から資本性変更事由弁済日の3銀行営業日後の日(当日を含みます。)までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(b)資本性変更事由弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合、本劣後ローン利息及び()本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。

d 税制事由による弁済

本劣後ローン貸付実行日以降に本各回劣後ローンにつき税制事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、住友生命が当該弁済のために設定する日である税制事由弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し税制事由弁済日より30日以上60日以内の事前の通知(撤回不能とします。)を行うことにより、税制事由弁済日時点で残存する当該本各回劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を、() (a)税制事由弁済日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、税制事由弁済日の3銀行営業日後の日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)から税制事由弁済日の3銀行営業日後の日(当日を含みます。)までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(b)税制事由弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及び()本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。

e グロスアップ事由による弁済

本劣後ローン貸付実行日以降に本各回劣後ローンにつきグロスアップ事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、住友生命が当該弁済のために設定する日であるグロスアップ事由弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対しグロスアップ事由弁済日より30日以上60日以内の事前の通知(撤回不能とします。)を行うことにより、グロスアップ事由弁済日時点で残存する当該本各回劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を、() (a)グロスアップ事由弁済日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、グロスアップ事由弁済日の3銀行営業日後の日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)からグロスアップ事由弁済日の3銀行営業日後の日(当日を含みます。)までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(b)グロスアップ事由弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及び()本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。

f 本社債税制事由による弁済

本劣後ローン貸付実行日以降に本各回劣後ローンに係る本対応社債につき本社債税制事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、住友生命が当該弁済のために設定する日である本社債税制事由弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し本社債税制事由弁済日より30日以上60日以内の事前の通知(撤回不能とします。)を行うことにより、本社債税制事由弁済日時点で残存する当該本各回劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を、() (a)本社債税制事由弁済日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、本社債税制事由弁済日の3銀行営業日後の日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)から本社債税制事由弁済日の3銀行営業日後の日(当日を含みます。)までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(b)本社債税制事由弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及び()本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。

g 本社債の買入消却に伴う弁済

本劣後ローン貸付人が発行会社である場合において、発行会社が本社債買入消却を行う場合においては、本劣後ローン貸付人は、住友生命と本社債買入消却及びこれに伴う本対応社債に係る本各回劣後ローンの元本の弁済に関する事前の書面による合意である本社債買入消却関連合意を行うものとします。

本社債買入消却関連合意が成立した場合には、住友生命は、本社債買入消却関連合意に従い、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、()本社債買入消却関連合意に規定する金額の当該本各回劣後ローンの元本を弁済し、()本社債買入消却関連合意に規定する金額の本劣後ローンの利息（経過利息を含みます。）及び本劣後ローン未払残高（本社債買入消却関連合意において支払が合意された場合及び当該合意された金額に限りま。）を支払います。

住友生命が本社債買入消却関連合意に基づき本各回劣後ローンの元本の弁済として支払った金額にかかわらず、本社債買入消却関連合意に基づく本各回劣後ローンの元本の弁済に伴い、本社債買入消却によって買い入れられる本対応社債の金額相当額の当該本各回劣後ローンの元本が弁済されたものとみなされ、且つ、本社債買入消却によって買い入れられる本対応社債の金額相当額の当該本各回劣後ローンの元本に係る利息（経過利息を含みます。）及び本劣後ローン未払残高が支払われたものとみなされるものとします。

(ウ) 上記(イ)に基づき本劣後ローンが弁済される日である本劣後ローン弁済日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰上げは、支払われる本劣後ローン経過利息又は本劣後ローン利息の金額に影響を与えるものではありません。

(エ) 本劣後ローンの元本の弁済については、本才「弁済の方法及び期限」の記載のほか、下記コ「劣後条件等」(ア)「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

カ 利率

(ア) 本劣後ローンの利率は、()本1回劣後ローンにつき、(a)本劣後ローン貸付実行日の翌日（当日を含みます。）から2029年7月3日（当日を含みます。）までにおける各本劣後ローン利息計算期間については年(未定)%(注)とし、(b)2029年7月3日の翌日（当日を含みます。）から2034年7月3日（当日を含みます。）までは、利率改定日に改定され、当該利率改定日に係る改定後利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間について、当該改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に(未定)%(年率)(注)を加えた値とし、(c)2034年7月3日の翌日（当日を含みます。）以降は、各利率改定日に改定され、当該各利率改定日に係る改定後利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間について、当該各改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に(未定)%(年率)(注)を加えた値とし、()本2回劣後ローンにつき、(a)本劣後ローン貸付実行日の翌日（当日を含む。）から2034年7月3日（当日を含む。）までにおける各本劣後ローン利息計算期間については年(未定)%(注)とし、(b)2034年7月3日の翌日（当日を含む。）以降は、各利率改定日に改定され、当該各利率改定日に係る改定後利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間について、当該各改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に(未定)%(年率)(注)を加えた値とします。但し、当該利率は0%を下回りません。

(注) 上記() (a)及び() (a)の利率並びに() (b)及び(c)並びに() (b)における各加算率は、2024年6月21日頃に行われる本社債の利率の条件決定と同時に、上記第一部第1、7「利率」(1)() (a)及び() (a)の利率並びに() (b)及び(c)並びに() (b)における各加算率と、それぞれ同率で決定されることが予定されています。

(イ) 上記(ア)() (b)及び(c)並びに() (b)における「5年国債金利」とは、利率基準日のレートとして利率決定日の東京時間午前9時30分以降に国債金利情報ページに表示される5年国債金利をいいます。

ある改定後利率適用期間に係る利率決定日の東京時間午前10時に、国債金利情報ページに利率基準日のレートとしての5年国債金利が表示されない場合、又は国債金利情報ページが利用不可能な場合、住友生命は利率決定日に全ての参照国債ディーラーに対し、利率基準日の

東京時間午後3時現在のレートとして提示可能であった参照5年国債の売買気配の仲値の半年複利利回り(本項において、以下「提示レート」といいます。)の提示を求めるものとします。

上記により住友生命に提示レートを提示した参照国債ディーラーが4者以上である場合、当該改定後利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間に適用される5年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの最も高い値と低い値をそれぞれ1つつ除いた残りの提示レートの平均値(算術平均値を算出した上、小数点以下第4位を四捨五入します。)とします。住友生命に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者又は3者である場合、当該改定後利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間に適用される5年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの平均値(算術平均値を算出した上、小数点以下第4位を四捨五入します。)とします。また、住友生命に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者に満たない場合、当該改定後利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間に適用される5年国債金利は、当該利率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページに表示済みの最新の5年国債金利とします。

なお、上記(ア)() (b)及び(c)並びに() (b)における利率は、利率決定日に住友生命が決定します。

- (ウ) 住友生命は、利率決定日に、上記(ア)() (b)及び(c)並びに() (b)並びに上記(イ)により決定された本劣後ローンの利率並びに当該利率の算定に用いた5年国債金利をそれぞれ本劣後ローン貸付人に通知します。

キ 利息支払の方法及び制限

(ア) 利息支払の方法

- a 本劣後ローン利息は、本劣後ローン貸付実行日の翌日(当日を含みます。)からこれを付し、当初利率適用期間においては、()第1回の本劣後ローン利払日に、(a)1円に、本1回劣後ローンにつき上記力「利率」(ア)() (a)に記載の利率を、本2回劣後ローンにつき上記力「利率」(ア)() (a)に記載の利率をそれぞれ乗じ、2で除して算出した金額(小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。)と、(b)上記(a)の金額に、本劣後ローン貸付実行日の翌日(当日を含みます。)から2024年7月3日(当日を含みます。)までの実日数を乗じ、182で除して算出した金額(小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。)の合計額に、本各回劣後ローンの元本金額を乗じて算出した金額(円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。)を支払い、()第2回以降の各本劣後ローン利払日に、同日までの実日数にかかわらず、本各回劣後ローンの元本金額に、本1回劣後ローンにつき上記力「利率」(ア)() (a)に記載の利率を、本2回劣後ローンにつき上記力「利率」(ア)() (a)に記載の利率をそれぞれ乗じ、2で除して算出した金額を支払います。当初利率適用期間における()第1回の本劣後ローン利払日に支払われるべき利息の金額は、本1回劣後ローンにつき(未定)円(注)、本2回劣後ローンにつき(未定)円(注)であり、()第2回以降の各本劣後ローン利払日に支払われるべき利息の金額は、本1回劣後ローンにつき(未定)円(注)、本2回劣後ローンにつき(未定)円(注)です。

(注) 上記金額は、2024年6月21日頃に行われる本社債の利率の条件決定と同時に決定されることが予定されています。

各改定後利率適用期間においては、各本劣後ローン利払日に、本劣後ローンの元本金額に、本1回劣後ローンにつき上記力「利率」(ア)() (b)又は(c)に記載の利率に基づき決定される利率、本2回劣後ローンにつき上記力「利率」(ア)() (a)に基づき決定される利率に当該本劣後ローン利払日に係る本劣後ローン利息計算期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じて得られる値(小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。)を乗じて算出した金額(円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。)を支払います。

- b 当初利率適用期間において本劣後ローン利息計算期間に満たない期間を計算期間とする本劣後ローンに係る利息を計算するときは、本1回劣後ローンにつき上記力「利率」(ア)

() (a)に記載の利率、本2回劣後ローンにつき上記力「利率」(ア)() (a)に記載の利率により当該計算期間の実日数を分子とし当該本劣後ローン利息計算期間の実日数を分母とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

各改定後利率適用期間において本劣後ローン利息計算期間に満たない期間を計算期間とする本劣後ローンに係る利息を計算するときは、本劣後ローンの元本金額に、本1回劣後ローンにつき上記力「利率」(ア)() (b)又は(c)に基づき決定される利率、本2回劣後ローンにつき上記力「利率」(ア)() (a)に基づき決定される利率に当該計算期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じて得られる値(小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。)を乗じることによりこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

c 本劣後ローン弁済日以降、当該弁済額(本劣後ローンの元本の支払が不当に留保若しくは拒絶された場合又は本劣後ローンの元本の支払に関して債務不履行が生じている場合を除きます。)に係る本劣後ローン利息は発生しないものとします。なお、本各回劣後ローンにつき、() (a)当該本劣後ローン弁済日において残存する本劣後ローン経過利息又は(b)当該本劣後ローン弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及び() 本劣後ローン未払残高は、上記() 「本劣後ローン債権の概要」オ「弁済の方法及び期限」の記載に従い弁済とともに支払われます。

d 本劣後ローン利息及び本劣後ローン経過利息の支払については、本キ「利息支払の方法及び制限」の記載のほか、下記コ「劣後条件等」(ア)「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

(イ) 利払の任意停止

住友生命は、その裁量により、本各回劣後ローンにつき、その本劣後ローン利払日の15銀行営業日前の日である本劣後ローン基準日までに本劣後ローン貸付人に対し通知を行うことにより、当該通知に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べることができます。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン任意停止金額には、利息を付しません。

(ウ) 利払の強制停止

住友生命は、本各回劣後ローンにつき、本劣後ローン基準日の5銀行営業日前において、() 資本不足事由が生じ、且つ継続している場合、又は() 本劣後ローン同順位劣後債務(但し、住友生命の基金を除きます。)がその直前の支払期日において支払を停止している場合には、当該本劣後ローン基準日までに本劣後ローン貸付人に対して通知した上で、当該本劣後ローン通知基準日に係る本劣後ローン利払日以降、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べなければなりません。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン強制停止金額には、利息を付しません。

(エ) 本劣後ローン未払残高の支払

a 住友生命は、その裁量により、本各回劣後ローンにつき、本劣後ローン利払日の5銀行営業日以上15銀行営業日以内の本劣後ローン貸付人に対する事前の通知(かかる通知には支払われる本劣後ローン利払停止金額を記載することを要します。)を行うことにより、当該本劣後ローン利払日に本劣後ローン未払残高の全部又は一部を支払うことができます。但し、かかる支払は、当該通知の時点において、() 適用ある規制上の要件を充足し、() 資本不足事由が生じておらず、また、() 本劣後ローン同順位劣後債務がその支払を停止していないことを条件とします。

b 上記a、上記(イ)「利払の任意停止」及び(ウ)「利払の強制停止」並びに下記ク「本劣後ローン同順位劣後債務等の支払停止」の記載にかかわらず、本劣後ローン同順位劣後債務の支払が停止している場合であっても、住友生命は、本劣後ローン利払日において、本各回劣後ローンにつき、同日における本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の全部

又は一部の支払を行うことができます。但し、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直近の利息支払期日までの未払残高について、実質的に同時に、当該本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の合計額に占める支払額の比率と同一の比率(かかる比率の算定において、外貨換算その他の要素については住友生命が適当と認める方法により行うものとします。)で支払うことをその条件とします。なお、当該本劣後ローン同順位劣後債務の要項上、かかる実質的に同時の支払ができない場合には、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直後の利息支払期日における支払であっても上記の条件を満たすものとします。

c 住友生命が本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、本劣後ローン未払残高、本劣後ローン利息の順に充当され、且つ、本劣後ローン未払残高の一部のみを支払う場合、最も早い本劣後ローン利払日に係る本劣後ローン利払停止金額から順に充当されます。かかる充当の結果、本各回劣後ローンの両方につき同一順序で充当されるべき金額があり、その一部のみが支払われる場合、本各回劣後ローンのそれぞれにつき当該順序で支払われるべき金額に応じて按分した金額(円位未満の端数が生じた場合にはこれを四捨五入します。)を充当するものとします。

d 本劣後ローン未払残高の支払については、本(エ)「本劣後ローン未払残高の支払」のほか、下記コ「劣後条件等」(ア)「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

(オ) グロスアップ

住友生命は、本劣後ローン契約に基づく本各回劣後ローンに係る債務の支払につき、法令等により要求される場合を除き、公租公課等を控除してはなりません。住友生命が支払うべき金額から公租公課等を控除しなければならない場合には、住友生命は、本劣後ローン貸付人が公租公課等を課せられない場合に受領できる金額を受領できるように必要な金額を追加して支払うものとします。かかる場合、住友生命は、源泉徴収に係る住友生命の租税当局その他の監督官庁により発行された納税証明書を、支払を行った日より30日以内に本劣後ローン貸付人に宛てて直接送付します。

ク 本劣後ローン同順位劣後債務等の支払停止

住友生命が本劣後ローンに係る利息の支払の停止に関する通知をした場合又は上記(ア)「利息支払の方法」から(オ)「グロスアップ」までの記載に従って本劣後ローン利息の支払が停止している場合、住友生命は、本劣後ローン上位債務を除く住友生命の債務(本劣後ローンと同順位であるか、本劣後ローンに劣後するかを問わないが、かかる債務の条件として支払を行わないことが許容されていない債務を除きます。)に係る利息若しくは配当の支払、償還又は買入消却を行うことができません。但し、本劣後ローン同順位劣後債務の利息及び未払残高の支払は、かかる支払の直後に到来する本劣後ローン利払日において、同日における未払残高の全部又は一部を、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直近の利息支払期日における当該本劣後ローン同順位劣後債務に係る利息及び未払残高の合計額に占める本劣後ローン同順位劣後債務に係る当該支払額の比率と同一の比率(かかる比率の算定において、外貨換算その他の要素については住友生命が適当と認める方法により行うものとします。)で支払う(但し、当該本劣後ローン利払日が本劣後ローン強制停止に係る本劣後ローン利払日である場合を除きます。)ことを前提として行う場合には禁止されません。また、住友生命の基金に係る元利金その他一切の支払及び社員配当の支払は禁止されません。

ケ 期限の利益喪失の禁止

本劣後ローン貸付人は、本劣後ローン契約に基づく本劣後ローン元本の弁済並びに本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払につき、期限の利益を喪失させることはできません。

コ 劣後条件等

(ア) 劣後特約

住友生命は、本劣後ローン劣後事由の発生後速やかに、本劣後ローン貸付人に対して、本劣後ローン劣後事由が発生した事実を通知します。本劣後ローン劣後事由が発生し、継続している期間中、本劣後ローンに関する一切の請求権は、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就した場合にのみ発生し、且つ、その場合に本劣後ローン貸付人が住友生命に対して支払を請求しうる金額は、本劣後ローンに関する債務（本劣後ローン未払残高を含みます。）が住友生命の基金に基づく債務であるものとみなしてこれを計算します。すなわち、かかる金額は、本劣後ローンに関する債務（本劣後ローン未払残高を含みます。）を含む全ての住友生命の本劣後ローン同順位劣後債務をそれと同額の住友生命の基金に基づく債務であると仮定し、且つ全ての住友生命の基金に基づく債務が同順位であると仮定した場合、基金の払戻しとして本劣後ローン貸付人に支払われたであろう金額に減額されるものとします。

(イ) 本劣後ローン上位債権者に対する不利益変更の禁止

本劣後ローン契約の各条項は、如何なる意味においても本劣後ローン上位債権者及び本劣後ローン同順位劣後債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意は如何なる意味においても、また如何なる者に対しても効力を生じません。この場合に、本劣後ローン上位債権者とは、住友生命に対し、本劣後ローン上位債務に係る債権を有する全ての者をいい、本劣後ローン同順位劣後債権者とは、住友生命に対し、本劣後ローン同順位劣後債務に係る債権を有する全ての者をいいます。

(ウ) 劣後特約に反する支払の禁止

本劣後ローン劣後事由発生後、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就していないにもかかわらず、本劣後ローンの元利金の全部又は一部が本劣後ローン貸付人に支払われた場合には、その支払は無効とし、本劣後ローン貸付人は受領した元利金を直ちに住友生命に返還します。

(エ) 相殺の禁止

住友生命について清算手続が開始され、且つ継続している場合、破産手続開始の決定がなされ、且つ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、且つ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合（但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合を除きます。）、又は日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続若しくはこれらに準ずる手続が行われている場合には、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就されない限りは、本劣後ローン貸付人は、住友生命に対して負う債務と本劣後ローンに基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

サ 事実の表明及び保証

本劣後ローン契約において、住友生命は本劣後ローン貸付人に対し、本劣後ローン契約締結日及び本劣後ローン貸付実行日において、以下の事実を表明し、保証するものとされます。これらの表明及び保証につき違反の事実が判明した場合には、当該違反により本劣後ローン貸付人の被った全ての損害、損失及び費用について住友生命は賠償の責に任ぜられるものとされています。

(ア) 住友生命は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する相互会社である。

(イ) 住友生命は、本劣後ローン契約並びに本劣後ローン契約に基づいて交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授權手続を履践した。

(ウ) 住友生命による本劣後ローン契約の締結及び履行は、保険業法その他住友生命に適用がある法令、規則、通達、住友生命の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は住友生命を当事者とする若しくは住友生命が拘束される第三者との間の契約上の規定に、重要な点で違反又は抵触しておらず、住友生命の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担（本劣後ローン契約に基づき本劣後ローン貸付人のために負担するものを除く。）を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではない。

(エ) 住友生命による本劣後ローン契約の締結及び履行に際して、住友生命の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済み且つ有効である。

(オ) 本劣後ローン契約の締結及び履行に先立ち、住友生命から本劣後ローン貸付人に対して直近に提出された貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分にに関する決議書(写)は重要な点において正確であり、一般に公正妥当と認められる会計原則に基づき、当該書類作成時点における住友生命の財産及び損益の状況を適切且つ正確に反映したものである。これらの、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分にに関する決議書(写)の書類作成時点以降、住友生命の本劣後ローン契約に基づく債務の履行に重大な影響を与える事項は存在していないか、全て本劣後ローン貸付人に対して書面で開示されている。

(カ) 住友生命に対し、本劣後ローン契約の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本劣後ローン契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与えうる訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していない。

(キ) 本劣後ローン契約に基づき、住友生命から本劣後ローン貸付人に対し提供される情報は、当該情報の提出日現在、全ての重要な点について真実且つ正確であり、住友生命は本劣後ローン貸付人にとり重要と思われる情報を削除又は省略していない。また、当該情報は、本劣後ローン貸付実行日時点で残存する全ての本劣後ローン同順位劣後債務の年限及び金額が含まれている。

(ク) 住友生命を当事者とする又は住友生命が拘束される契約につき、本劣後ローン契約を締結し又はこれに基づく債務を履行する上で重大な影響を及ぼしうる債務不履行、期限の利益喪失事由若しくは潜在的な期限の利益喪失事由、解除事由、又は契約終了事由（これらの事由には、支払の停止、特別清算手続開始、破産手続開始、更生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがあったこと、保険業免許取消の処分を受け、又は解散したこと、保険業法第241条第1項に基づき、業務の全部若しくは一部の停止、合併若しくは保険契約の移転の協議その他必要な措置、又は保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分が行われ、且つ、債務超過であることが判明したこと、保険業法第266条第1項に基づき、同法第260条第1項に定める保険契約の移転等にあたり、住友生命が会員として加入する生命保険契約者保護機構に対する資金援助の申込が行われたこと、保険業法第267条第1項に基づき、住友生命が会員として加入する生命保険契約者保護機構に対する保険契約の承継等の申込が行われたこと等を含むが、これらに限られない。）は発生、継続しておらず、かかる事由は住

友生命による本劣後ローン契約の締結、又は本劣後ローン契約に基づく債務の履行の結果発生することもない。

シ 本劣後ローン貸付人に対する支払

本劣後ローン契約に別段の定めある場合を除き、住友生命が、本劣後ローン契約に基づき本劣後ローン貸付人に対して支払うべき金銭の一部のみを支払う場合、当該支払は、本劣後ローン未払残高、本劣後ローンの利息、本劣後ローンの元本の順に充当され、且つ、本劣後ローン未払残高の一部のみを支払う場合、最も早い本劣後ローン利払日に係る本劣後ローン利払停止金額から順に充当されます。かかる充当の結果、本各回劣後ローンの両方につき同一順序で充当されるべき金額があり、その一部のみが支払われる場合、本各回劣後ローンのそれぞれにつき当該順序で支払われるべき金額に応じて按分した金額（円位未満の端数が生じた場合にはこれを四捨五入します。）を充当するものとします。

ス 組織変更に伴う読替

住友生命が保険業法第85条第1項に基づき組織を変更して株式会社となる場合、本劣後ローン契約のうち一定の条項は、組織変更の効力発生をもって、読み替えられるものとされています。

本届出書における本劣後ローン契約に関する記載のうち、かかる読替の対象となる箇所及び読み替え後の内容は、下記のとおりです。

第一部 証券情報

第1 （特定）社債（（特定）短期社債を除く。）

2 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等

（前略）

「本劣後ローン上位債務」とは、本劣後ローン同順位劣後債務及び本劣後ローンに関する住友生命の債務を除く、劣後的破産債権に係る債務を含むあらゆる住友生命の債務をいいます。

（中略）

「本劣後ローン同順位劣後債務」とは、全ての住友生命の最優先の株式及び住友生命の清算手続における支払につき住友生命の最優先の株式又は本劣後ローンに関する債務と同順位となることが明示された住友生命のその他の債務をいいます（下記の債務を含みますが、これらに限られません。）。本1回劣後ローン及び本2回劣後ローンは、住友生命の清算手続における支払につき互いに同順位とします。

本劣後ローン同順位劣後債務に含まれる債務の例としては、本届出書提出日現在、下記の契約及び社債に係る住友生命の債務があります。

ア 住友生命第1回劣後ローン流動化株式会社との間の劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約（原契約締結日：2019年6月19日）（注）

イ 住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社との間の劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約（原契約締結日：2020年10月13日）

ウ 住友生命第3回劣後ローン流動化株式会社との間の劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約（原契約締結日：2022年12月20日）

エ 2077年満期米ドル建早期償還条項付劣後社債（利払繰延条項付）（発行日：2017年9月14日）

オ 2081年満期米ドル建早期償還条項付劣後社債（利払繰延条項付）（発行日：2021年4月15日）

カ 米ドル建永久劣後特約付社債（利払繰延条項付）（発行日：2024年1月18日）

キ 住友生命保険相互会社第3回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募）（発行日：2016年6月29日）

ク 住友生命保険相互会社第5回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募）（発行日：2016年12月21日）

ケ 住友生命保険相互会社第6回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募）（発行日：2016年12月21日）

（注）当該契約に係る債務は、2024年6月21日付で全て弁済により消滅する予定です。

（中略）

「本劣後ローン弁済要件」とは、本劣後ローン元本の弁済を行うために充足すべき、（ ）当該弁済を行った後において住友生命が十分なソルベンシー・マージン比率を維持することができると見込まれること、又は（ ）住友生命が当該弁済額以上の額の適格資本調達を行うことを条件とし、且つ、金融庁の事前の承認の取得（かかる承認が必要な場合に限り、）その他その時点において適用のある規制上の要件をいいます。「適格資本調達」には、株式の発行及び劣後債務による資金調達が含まれるものとします。

（中略）

「本劣後ローン劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

- ア 住友生命について、清算手続（会社法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。）が開始された場合。
- イ 管轄権を有する日本の裁判所が、住友生命について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。
- ウ 管轄権を有する日本の裁判所が、住友生命について、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。
- エ 管轄権を有する日本の裁判所が、住友生命について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合には、本エによる本劣後ローン劣後事由は生じなかったものとみなされます。
- オ 住友生命について日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

（中略）

「劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）」とは、以下に該当する場合をいいます。

- ア 住友生命の清算手続において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は住友生命に知れている債権者に係る全ての本劣後ローン上位債務が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- イ 住友生命の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足（供託による場合を含みます。）を受けた場合。
- ウ 住友生命の更生手続において、会社更生法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- エ 住友生命の再生手続において、民事再生法に基づき再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- オ 住友生命に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて本劣後ローン上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。但し、当該手続上そのような条件を付することが認められない場合には、本劣後ローンに基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件に服することなく発生します。

（後略）

第二部 管理資産情報

第1 管理資産の状況

2 管理資産を構成する資産の概要

(3) 管理資産を構成する資産の内容

()本劣後ローン債権の概要

キ 利息支払の方法及び制限

(前略)

(イ) 利払の任意停止

下記(カ)「強制利払」に従って本劣後ローン利息の支払が強制される場合を除き、住友生命は、その裁量により、本各回劣後ローンにつき、その本劣後ローン利払日の15銀行営業日前の日である本劣後ローン基準日までに本劣後ローン貸付人に対し通知を行うことにより、当該通知に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べることができます。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン任意停止金額には、利息を付しません。

(ウ) 利払の強制停止

住友生命は、本各回劣後ローンにつき、本劣後ローン基準日の5銀行営業日前において、資本不足事由が生じ、且つ継続している場合には、当該本劣後ローン基準日までに本劣後ローン貸付人に対して通知した上で、当該本劣後ローン基準日に係る本劣後ローン利払日以降、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べなければなりません。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン強制停止金額には、利息を付しません。

「資本不足事由」とは、() (a)住友生命のソルベンシー・マージン比率が200%（資本規制が変更された場合は、変更後の要求水準）を下回った場合、若しくは適用ある規制（当該規制に関する解釈を含みます。）上、本劣後ローン利息の支払の繰延べが要求される場合、若しくは、(b)当該本劣後ローン基準日に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払を行うことにより、住友生命のソルベンシー・マージン比率が200%（資本規制が変更された場合は、変更後の要求水準）を下回ることとなる場合、若しくは適用ある規制（当該規制に関する解釈を含みます。）上、本劣後ローン利息の支払の繰延べが要求されることとなる場合、又は()金融庁若しくはその他権限のある監督官庁から住友生命に対して早期是正措置が発動されている場合をいいます。

(エ) 本劣後ローン未払残高の支払

a 住友生命は、その裁量により、本各回劣後ローンにつき、本劣後ローン利払日の5銀行営業日以上15銀行営業日以内の本劣後ローン貸付人に対する事前の通知（かかる通知には支払われる本劣後ローン利払停止金額を記載することを要します。）を行うことにより、当該本劣後ローン利払日に本劣後ローン未払残高の全部又は一部を支払うことができます。但し、かかる支払は、当該通知の時点において、()適用ある規制上の要件を充足し、()資本不足事由が生じておらず、また、()本劣後ローン同順位劣後債務がその支払を停止していないことを条件とします。

b 上記a、上記(イ)「利払の任意停止」及び(ウ)「利払の強制停止」の記載にかかわらず、本劣後ローン同順位劣後債務の支払が停止している場合であっても、住友生命は、本各回劣後ローンにつき、本劣後ローン利払日において、同日における本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の全部又は一部の支払を行うことができます。但し、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直近の利息支払期日までの未払残高について、実質的に同時に、当該本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の合計額に占める支払額の比率と同一の比率（かかる比率の算定において、外貨換算その他の要素については住友生命が適当と認める方法により行うものとします。）で支払うことをその条件とします。なお、当該本劣後ローン同順位劣後債務の要項上、かかる実質的に同時の支

払ができない場合には、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直後の利息支払期日における支払であっても上記の条件を満たすものとします。

- c 住友生命が本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、本劣後ローン未払残高、本劣後ローン利息の順に充当され、且つ、本劣後ローン未払残高の一部のみを支払う場合、最も早い本劣後ローン利払日に係る本劣後ローン利払停止金額から順に充当されます。かかる充当の結果、本各回劣後ローンの両方につき同一順序で充当されるべき金額があり、その一部のみが支払われる場合、本各回劣後ローンのそれぞれにつき当該順序で支払われるべき金額に応じて按分した金額(円位未満の端数が生じた場合にはこれを四捨五入します。)を充当するものとします。
- d 本劣後ローン未払残高の支払については、本(エ)「本劣後ローン未払残高の支払」のほか、下記コ「劣後条件等」(ア)「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

(中略)

(カ) 強制利払

本各回劣後ローンにつき、ある本劣後ローン利払日に先立つ6か月間において以下のいずれかの事由(本項において、以下「本劣後ローン強制利払事由」といいます。)が生じた場合、住友生命は、金融庁の事前の承認の取得(かかる承認が必要な場合に限りです。)その他その時点において適用のある規制上の要件を充足した上で、当該本劣後ローン利払日に、本劣後ローン未払残高の支払とともに、当該本劣後ローン利払日に係る本劣後ローン利息を支払うものとします。但し、本劣後ローン強制利払事由が生じてから当該本劣後ローン利払日までの間に本劣後ローン強制停止事由が発生した場合は、この限りではありません。

- (1) 住友生命が株式の配当(会社法第454条第5項に規定される中間配当及び全額に満たない配当をする場合を含みます。)又は本劣後ローン同順位劣後債務に対する配当若しくは利息(未払残高を含みます。)の支払を行う決議をした場合又は支払を行った場合(但し、当該本劣後ローン同順位劣後債務の要項に基づき強制された支払及び上記(エ)「本劣後ローン未払残高の支払」記載の本劣後ローンと同一の比率での未払残高の全部又は一部の支払を除きます。)
- (2) 住友生命又は住友生命の子会社が住友生命の株式又は本劣後ローン同順位劣後債務の消却、買入れ又は取得をした場合(但し、以下の事由のいずれかによる場合を除きます。)

会社法に基づき義務づけられる消却、買入れ又は取得

合併その他の組織再編に伴って生じる買入れ又は取得

従業員又は役員に対するインセンティブ・プランに関連して生じる買入れ又は取得

ク 本劣後ローン同順位劣後債務等の支払停止

(全文削除)

(中略)

コ 劣後条件等

(ア) 劣後特約

住友生命は、本劣後ローン劣後事由の発生後速やかに、本劣後ローン貸付人に対して、本劣後ローン劣後事由が発生した事実を通知します。本劣後ローン劣後事由が発生し、継続している期間中、本劣後ローンに関する一切の請求権は、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就した場合にのみ発生し、且つ、その場合に本劣後ローン貸付人が住友生命に対して支払を請求しうる金額は、本劣後ローンに関する債務(本劣後ローン未払残高を含みます。)が住友生命の最優先の株式であるものとみなしてこれを計算します。すなわち、かかる金額は、本劣後ローンに関する債務(本劣後ローン未払残高を含みます。)を含む全ての住友生命の本劣後ローン同順位劣後債務をそれと同額の住友生命の最優先の株式であると仮定した場合、住友生命の残余財産から本劣後ローン貸付人に支払われたであろう金額に減額されるものとします。

（後略）

（ ）本劣後ローン債権の住友生命による利息の支払及び元本の弁済に関しては、物的又は人的担保は付されていません。

（ ）本劣後ローン債権譲渡契約においては、本劣後ローン債権が一定の属性を有することは求められておらず、本劣後ローン債権が一定の属性を有しない場合に行われ又は行われ得る措置（例えば、S M B C日興証券による買戻し等）は定められていません。

（ ）本劣後ローン債権の債務者に関する事項

管理資産を構成する本劣後ローン債権の唯一の債務者である住友生命に関する事項は以下のとおりです。

ア 名称

住友生命保険相互会社

イ 組織形態

保険業法第2条第5項に定める相互会社

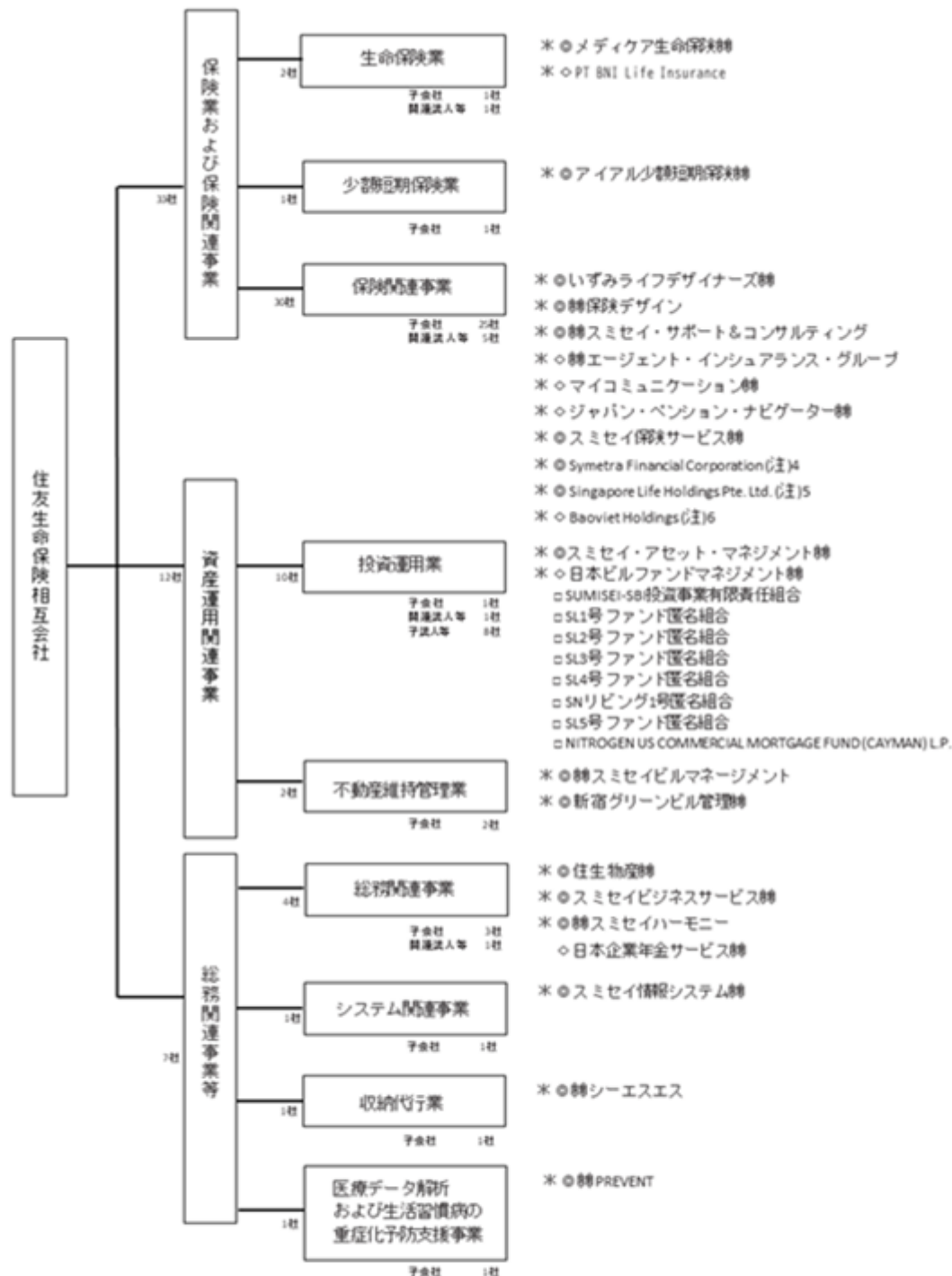
ウ 沿革

1907（明治40）年	5月	日之出生命保険株式会社設立（住友生命の創業年月）
1926（大正15）年	5月	住友生命保険株式会社に社名変更
1947（昭和22）年	8月	国民生命保険相互会社設立
1952（昭和27）年	6月	住友生命保険相互会社に社名変更
1960（昭和35）年	10月	住友生命社会福祉事業団（現住友生命福祉文化財団）設立
1977（昭和52）年	12月	「スミセイ絵画コンクール」がスタート
1985（昭和60）年	6月	住友生命健康財団設立
1986（昭和61）年	2月	「スミセイ安心だより」送付開始
1990（平成2）年	4月	「いずみホール」（現住友生命いずみホール）をオープン
	10月	「創作四字熟語」スタート
2001（平成13）年	4月	「LIVE ONE」発売
	7月	本社ビル竣工
2002（平成14）年	10月	銀行等の窓口にて年金商品の販売開始
	12月	三井住友アセットマネジメント（現三井住友DSアセットマネジメント）営業開始
2003（平成15）年	9月	「Qバック」発売
2004（平成16）年	10月	アリコジャパン（現メットライフ生命）との業務提携
2005（平成17）年	4月	「スミセイの千客万頼」発売
	11月	中国人民保険と合併で中国人民人寿保険を設立
2006（平成18）年	4月	「指定代理請求特約」発売
	7月	外部専門家で構成する「保険金等支払審議会」設置
	9月	スミセイダイレクトサービス開始
2007（平成19）年	1月	保険金等の支払に関する「相談窓口」及び「社外弁護士による無料相談制度」開設
	5月	創業100周年 「未来を築く子育てプロジェクト（現未来を強くする子育てプロジェクト）」開始
	11月	「がん長期サポート特約」発売
2008（平成20）年	3月	社外有識者で構成する「CS向上アドバイザー会議」設置
2009（平成21）年	1月	「入院保障充実特約」発売
	10月	三井住友海上の個人向け・企業向け損保商品の全面販売開始 保険代理店子会社を合併し、いずみライフデザイナーズに改称
2010（平成22）年	4月	生命保険子会社メディケア生命営業開始
	10月	エンベディッド・バリューを開示
2011（平成23）年	3月	ブランド戦略の開始 新コーポレートブランドスタート 「スミセイ未来応援活動」開始
	3月	「スミセイ未来応援サービス」開始
	12月	バオベト・ホールディングス（ベトナム）と戦略的業務提携を締結
2013（平成25）年	3月	「がんPLUS」「救Q隊GO」「ドクターGO」発売、「スミセイ・セカンドオピニオン・サービス」開始
	8月	「バリューケア」発売、「スミセイ ケア・アドバイス・サービス」開始
	12月	バンク・ネガラ・インドネシア、BNIライフ・インシュアランスと戦略的業務提携を締結
		「たのしみワンダフル」「たのしみ未来」発売
2014（平成26）年	3月	「スミセイアフタースクールプロジェクト」開始
	6月	先進医療給付金の医療機関あて直接支払いサービス開始
	9月	メディケア生命を完全子会社化 「スミセイ健康相談ダイヤル」開設
2015（平成27）年	7月	指名委員会等設置会社へ移行
	9月	「1UP」発売
2016（平成28）年	2月	米国生命保険グループ「シメトラ」の完全子会社化
	7月	「Japan Vitality Project」開始
	10月	エヌエヌ生命と業務提携を締結

2017（平成29）年	3月 5月 7月	「ブライムフィット」発売 住友生命創業110周年社会貢献事業「スミセイバイタリティアクション」がスタート 株式会社保険デザインを子会社化
2018（平成30）年	4月 7月 10月 11月	「スミセイ・デジタル・イノベーション・ラボ」開設 "住友生命「Vitality」"発売 ソニー生命と業務提携を締結 アクサ生命と業務提携を締結 アクサ生命と「ウィルエイジング共創ラボ」開設
2019（令和元）年	4月 6月 8月 10月	「parkrun」日本初開催 シングライフへ出資 アイアル少額短期保険を子会社化 "住友生命「Vitality」プラザ"の展開
2020（令和2）年	3月 11月	「認知症PLUS」発売 「SUMISEI INNOVATION FUND」を設立
2021（令和3）年	1月 3月 4月	給付金請求手続きのデジタル化開始 「がんPLUS ALIVE」発売 温室効果ガス排出量ネットゼロに向けた削減目標の設定
2022（令和4）年	3月 5月	"住友生命「Vitality」"累計100万件突破 「スミセイの認知症保険」発売 サステナビリティ経営方針の制定
2023（令和5）年	2月 3月 4月 10月 12月	東京本社を東京ミッドタウン八重洲に移転 「住友生命グループVision2030」策定 住友生命グループGHG排出量削減目標の設定 「Vitalityスマート」発売 三井住友カードとヘルスケア分野の業務提携 PREVENTのグループイン（完全子会社化）
2024（令和6）年	3月	シングライフHDの完全子会社化

エ 事業の内容

事業系統図（2024/3末）



(注) 1. 本図は2024年3月31日現在の状況です。

2. 「◎」を表示した会社は子会社（保険業法第2条第12項に規定する子会社）、

「◇」を表示した会社は関連法人等（保険業法施行令第15条の9の2第4項に規定する関連法人等）、

「□」を表示した会社は子法人等（保険業法施行令第15条の9の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いた子法人等）です。

3. 「※」を表示した会社は、2024年3月期の連結子会社、持分法適用会社です。

4. Symetra Financial Corporationの子会社であるSymetra Life Insurance Companyなど12社も、当社の子会社となります。

5. Singapore Life Holdings Pte. Ltd.の子会社であるSingapore Life Ltd.など2社も、当社の子会社となります。

6. Baoviet Holdingsの子会社であるBaoviet Life Corporationも、当社の関連法人等となります。

オ 営業の概況

住友生命の営業の概況については、下記第三部第3「住友生命保険相互会社の概況」をご参照下さい。

カ 割合その他の管理資産における本劣後ローン債権への集中の状況

住友生命は、管理資産を構成する本劣後ローン債権の唯一の債務者です。

キ 本劣後ローン債権の内容

上記()「本劣後ローン債権の概要」をご参照下さい。

()管理資産を構成する資産に係る価格等の調査の結果及び方法の概要等

管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権については、価格等の調査は行われていません。

(4)【管理資産を構成する資産の回収方法】

管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権の利息の支払及び元本の弁済については、原保有者から発行会社に対して本劣後ローン債権が譲渡された後においては、住友生命は発行会社に対して直接これを行うものとされています。本劣後ローン債権の利息の支払及び元本の弁済の詳細については、上記(3)「管理資産を構成する資産の内容」をご参照下さい。

3【管理及び運営の仕組み】

(1)【資産管理等の概要】

【管理資産の管理】

ア 概要

管理資産を構成する本劣後ローン債権は、本劣後ローン契約に基づき原保有者であるS M B C日興証券が住友生命に対して貸付金の貸付を行うことによって発生したものです。

原保有者であるS M B C日興証券は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づく本劣後ローン債権の譲渡に際して、自らが、その保有している本劣後ローン債権の単独唯一の権利者であり、その権利は他者の如何なる担保権その他の権利にも服するものではなく、自分のみがその処分権限を有することを除き、発行会社に対して、本劣後ローン債権に関連して、その有効性を含む一切の事項についての事実表明及び保証を何ら行っていません。

本劣後ローン債権の債務者である住友生命は、本劣後ローン契約において、本劣後ローン契約締結日付及び本劣後ローン貸付実行日付で、原保有者に対し、上記2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」()「本劣後ローン債権の概要」サ「事実の表明及び保証」記載の事実を表明し、保証しており、本劣後ローン債権譲渡契約に基づく本劣後ローン債権の発行会社への譲渡に対する承諾を行うに際し、本劣後ローン契約において原保有者に対して行った事実表明は、それが為された時点において全て真実且つ正確であり、且つ本劣後ローン債権譲渡契約の締結日及び本劣後ローン債権の譲渡実行日においても真実且つ正確であること及び本劣後ローン債権の譲渡は、住友生命に適用される法令により禁止されていない旨を原保有者及び発行会社に表明し、保証しています。

発行会社の普通株式及びA種優先株式の状況並びにその保有者については下記第三部第1「発行者の状況」をご参照下さい。なお、発行会社は、未償還の本社債が残存する限り当該株式の保有者たる株主に対する配当を行わないこと並びに資本金及び資本準備金の額の減少を行わないことを本社債管理委託契約において約束しています。

住友生命による本劣後ローン債権の利息の支払は各本劣後ローン利払日に、元本の弁済は本劣後ローン弁済日に発行会社に対して直接行われます。本社債要項においては、本劣後ローン利息の支払による回収金は発行会社の本社債関連口座内の利息支払勘定に、本劣後ローン元本の弁済による回収金は発行会社の本社債関連口座内の元金償還勘定において、それぞれ管理するものとされています。

発行会社は、本資産管理委託契約に基づき、本資産管理受託会社に対し、本劣後ローン債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

イ 回収金の処理の方法

- (ア) 本社債管理委託契約において、発行会社は、本社債管理委託契約に定めるとおり、発行会社の本社債関連口座を開設するものとし、本社債関連口座内の金銭を、費用支払勘定、利息支払勘定及び元金償還勘定に区分して管理するものとされています。
- (イ) 本社債管理委託契約において、発行会社は、本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、保有する金銭を下記の(ウ) a から e までに定める方法に基づき本社債関連口座内においてのみ保管するものとされています(但し、本社債買入消却関連合意に基づき受領した金銭については、本社債買入消却関連合意に従い、随時、本社債の買入消却に関連する支払に充当することができます。)。但し、本社債関連口座を開設している金融機関の格付が本格付機関による格付において、下記口座変更基準に定める格下げが公表された場合には、発行会社は当該格下げが公表されてから可能な限り速やか(遅くとも14銀行営業日以内)に、本格付機関の格付において下記の基準を上回る金融機関に新たに本社債関連口座を開設し、従来の本社債関連口座において保管されていた金銭をそれぞれ本社債管理者に対する書面による通知の上、移転するものとし、以後も同様とします。なお、発行会社は、本格付機関の格付において下記の基準を上回る格付を取得している金融機関への本社債関連口座の移転については、本社債管理者に対する書面による通知の上、いつでも行うことができます。

口座変更基準

株式会社格付投資情報センター

短期格付(又はこれと同等とみなされる発行体格付)がa-1(又はこれと同順位の格付)未満となった場合

- (ウ) 本社債管理委託契約において、発行会社は、下記の a から e までに定める方法と順序においてのみ金銭の支払を行うことができるとされています。但し、本社債買入消却関連合意に基づき受領した金銭については、本社債買入消却関連合意に従い、随時、本社債の買入消却に関連する支払に充当することができます。
- a 発行会社は、本劣後ローン契約に基づき住友生命から受領した金銭のうち本劣後ローンの利息(本劣後ローン未払残高を含みます。)として受領した金銭については、本社債関連口座に入金した上、利息支払勘定において管理し、本劣後ローン契約に基づき住友生命から受領した金銭のうち本劣後ローンの元本として受領した金銭については、本社債関連口座に入金した上、元金償還勘定において管理します。出資発行代り金については、その総額を本社債関連口座に入金した上、費用支払勘定において管理します。また、上記以外に発行会社が金銭を受領した場合における当該金銭については、その総額を本社債関連口座に入金した上、費用支払勘定において管理します。
- b 本社債の元金を償還すべき日又は利息を支払うべき日において、下記の方法に従い、費用並びに本社債の元金及び利息等の支払を行うものとします。但し、本社債の元金、利息及び未払残高の支払に関しては上記第一部第1、8「利払日及び利息支払の方法」及び同9「償還期限及び償還の方法」(2)「償還の方法及び期限」の規定に従うものとし、かかる支払において、本各回社債は相互間で優先することなく、同順位及び同等であって、下記の方法に従った場合に本各回社債の両方について支払うべき金額の合計額の一部のみが支払われる場合には、本各回社債のそれぞれについて支払われるべき金額に応じて按分した金額(円位未満の端数が生じた場合にはこれを四捨五入します。)の支払を行うものとします。

- (a) 本社債の元金を償還すべき日に該当しない本社債の利息を支払うべき日においては、利息支払勘定から本社債の利息及び未払残高の支払を行い、かかる支払を行った後の残余については、全て利息支払勘定に留保します。
- (b) 本社債の元金を償還すべき日においては、利息支払勘定ら本社債の利息及び未払残高の支払を行い、かかる支払を行った後の残余については、全て利息支払勘定に留保し、元金償還勘定から本社債の元金の支払を行い、かかる支払を行った後の残余については、全て元金償還勘定に留保します。但し、その後に償還すべき本社債の元金及び支払うべき本社債の利息がない場合、利息支払勘定及び元金償還勘定に留保した金銭は、全て費用支払勘定に振り替えます。
- c 下記の項目に該当する支払については、その支払時期が到来した時点において、随時、費用支払勘定から行うことができます。
- (a) 発行会社に対し、日本国又はその地方公共団体若しくはその下部行政機関により課される公租公課の支払。
- (b) 諸費用の支払。
- 本(ウ)において「諸費用」とは、以下に掲げる費用を意味するものとします。
- 本社債管理者に対して、本社債管理委託契約に基づき支払う社債管理手数料並びに損害、債務及び費用
- 本資産管理受託会社である三井住友信託銀行に対して、本資産管理委託契約に基づき支払う報酬、立替費用及び損害等の補償
- 発行会社が発行会社の会計監査人に対して支払う報酬及び費用
- 本格付機関に対して支払う本社債に関する格付手数料
- 支払代理人である三井住友信託銀行に対して、本社債事務委託契約に基づき支払う元金償還手数料及び利息支払手数料
- 事務管理会社である東京共同会計事務所に対して、本事務管理委託契約に基づき支払う報酬
- 税務事務管理受託者である東京共同会計事務所に対して、本税務事務管理委託契約に基づき支払う報酬
- (c) 上記(b)以外に発行会社の運営及び管理に必要な費用の支払。
- d 上記 a から c までの規定にかかわらず、発行会社は、払込期日に(但し、下記(d)から(g)までについては、請求のあり次第速やかに)以下の支払を費用支払勘定より行うものとし、
- (a) 払込期日までに支払期限の到来した公租公課
- (b) 幹事会社に対して、本引受契約に基づき支払う引受手数料及び費用
- (c) 三井住友信託銀行に対して、本社債事務委託契約に基づき支払う社債事務委託手数料及び本資産管理委託契約に基づき支払う報酬
- (d) 本社債の発行に関し保管振替機構に対して支払う手数料
- (e) S M B C 日興証券に対して、アドバイザー契約に基づき支払うアドバイザー手数料(以下「本アドバイザー報酬」といいます。)
- (f) 事務管理会社である東京共同会計事務所に対して、本事務管理委託契約に基づき支払う報酬
- (g) その他本社債の発行に関連して必要となる費用(発行会社設立費用、弁護士費用、会計士費用、税理士費用、本格付機関に対して支払う格付手数料等を含みますが、これらに限られません。)
- (h) 本劣後ローン債権譲渡契約第2条第1項に基づき発行会社から原保有者に対して支払う本劣後ローンに係る貸付債権の売買代金
- e 本社債権者は、本(ウ)に従って本社債権者以外の者に支払われた金額について、その後に来る本社債の元金を償還すべき日又は本社債の利息を支払うべき日における発行会社の財産の不足を理由としてその返還を求める権利を有しないものとします。

ウ 本社債の元金の償還及び利子の支払等に重大な影響を及ぼす要因については、上記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(4)「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」をご参照下さい。

【管理報酬等】

管理資産から支払われる報酬及び手数料としては以下のものがあり、上記「管理資産の管理」イ「回収金の処理の方法」(ウ)の記載に従い支払います。

ア 当初支払手数料として、幹事会社に対する引受手数料、三井住友信託銀行に対する社債事務委託手数料及び資産管理委託手数料、本社債の振替機関である保管振替機構に対する手数料、SMB C日興証券に対する本アドバイザー報酬、東京共同会計事務所に対する本事務管理委託契約に基づく報酬、本社債の発行に関連して必要となる費用(発行会社設立費用、弁護士費用、会計士費用、税理士費用、本格付機関に対する格付手数料等を含みますがこれらに限られません。)及びその他発行会社を維持するために必要となる費用を発行会社は支払うものとし、その合計は約493百万円(注)です。

(注) 上記概算額は、上記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額を600億円と仮定して算出された本届出書提出日現在の見込額であり、最終的な金額はかかる本社債の総額と同時(2024年6月21日頃)に決定される予定です。なお、以下の算式によって算出されます(1円未満の端数は切上げ)。

当初支払報酬・手数料概算額(1) = 51百万円 + (上記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額) × 0.666%(2) × 1.10 + (上記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」記載のA種優先株式の払込金額の総額の2分の1) × 7/1000(3)

(1) (上記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額) × 0.016%で計算された金額が8百万円を超える場合は、上記算式の「(上記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額) × 0.666%」の部分は、「((上記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額) × 0.650%(4) + 8百万円)」と変更されます。また、(上記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額) × 0.016%で計算された金額が2.4百万円を超えない場合は、上記算式の「(上記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額) × 0.666%」の部分は、「((上記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額) × 0.650%(4) + 2.4百万円)」と変更されます。

(2) 上記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額に応じて変動する引受手数料等を算出する割合です。

(3) 上記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」記載のA種優先株式の払込金額の総額に応じて変動する登録免許税を算出する割合です。

(4) 上記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額に応じて変動する引受手数料を算出する割合です。

イ 期中費用として、以下の費用を発行会社は支払います。

(ア) 支払代理人である三井住友信託銀行を通じて、本各回社債のそれぞれにつき、本社債権者が本社債を保有する口座管理機関に対して、元金償還手数料として、当該本各回社債の元金(任意償還する場合には、償還価額の総額)の10,000分の0.075並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、利息支払手数料として、当該本各回社債の元金(償還日における利金支払の場合には、当該償還前の残存元金)の10,000分の0.075並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、それぞれ支払います。発行会社は、元金償還手数料を本社債の償還日の前銀行営業日までに、利息支払手数料を本社債の利払日の前銀行営業日までに、それぞれ支払代理人である三井住友信託銀行に交付します。

(イ) 本社債管理者である三井住友信託銀行に対して、毎月の社債管理手数料を、本1回社債については各々その前月末における本1回社債の未償還元金残高100円につき0.5銭、本2回社債については各々その前月末における本2回社債の未償還元金残高100円につき0.5銭の料率(年率)で月割により計算し、これに消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、毎年3月及び9月の25日(当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。)に支払います。但し、払込期日が属する月については、払込期日の翌日から当該月末日までの手数料を発行額に対して日割で計算し、また本社債の償還日に本社債が全額償還される場

合、償還日が属する月については、当該月初日から償還日までの手数料を前月末における本社債の未償還元金残高に対して日割で計算します。この場合の日割計算は、年365日の方法によります。

- (ウ) 本資産管理受託会社である三井住友信託銀行に対して、アップフロントの委託報酬として6,000,000円(消費税及び地方消費税相当額は別途)を2024年6月28日に支払い、また、期中委託報酬として2,000,000円(本各回社債のいずれかが全て償還された場合、当該償還が行われる日(当日を含む。)以降に到来する支払期日に支払う期中委託報酬額は金1,000,000円)(消費税及び地方消費税相当額は別途)を、各支払期日の翌日からの1年分(2024年6月28日の支払いについては、2024年6月28日から2025年7月3日までの期間分)として、2024年6月28日を初回の支払期日とし、その後は2025年7月3日以降毎年7月3日を支払期日として前払で支払うものとされています。但し、()本資産管理委託契約が終了する日(当日を含みます。)以降に到来する支払期日においては年間委託報酬を支払わないものとし、()支払期日以外の日において本資産管理委託契約が終了した場合には、その直前の支払期日に支払った年間委託報酬額から、当該支払期日の翌日から本資産管理委託契約が終了した日までについて1年365日の日割で計算した額(1円未満を切り捨てます。)を控除した金額を、発行会社の請求に基づき、発行会社の指定する日までに払い戻すものとされています。また、本資産管理委託契約の契約期間が延長される場合の当該延長期間における委託報酬額については、発行会社及び本資産管理受託会社が別途合意するものとされています。上記各委託報酬を支払うべき日が銀行営業日以外の日に該当する場合は、その前銀行営業日にその支払を繰り上げるものとされており、かかる繰上げは委託報酬の計算に影響を及ぼさないものとされています。

- (エ) 上記以外の主な期中費用として、本格付機関に対する格付手数料、発行会社の会計監査人に対する報酬及び東京共同会計事務所に対する報酬その他発行会社を維持するために必要となる費用を発行会社は支払うものとし、その合計は年間約16百万円(注)です。

(注) 上記概算額は、上記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」記載のA種優先株式の払込金額の総額を1,202,000,000円と仮定して算出された本届出書提出日現在の見込額であり、最終的な金額は本社債の総額が決定されることに伴い決定されるA種優先株式の払込金額の総額と同時(2024年6月21日頃)に決定される予定です。なお、以下の算式によって算出されます(1円未満の端数は切上げ)。

上記(ア)から(ウ)まで以外の主な期中費用概算額(年間) = 10百万円 + (上記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」記載のA種優先株式の払込金額の総額 + 10万円) × 0.525%()

() いわゆる外形標準課税の税率です。

【その他】

発行会社の定款の変更は、株主総会の決議によらなければなりません。

発行会社は、本社債管理委託契約において、事前に本社債管理者の書面による承諾がない限り、定款を変更(但し、上記第一部第1、17「その他」(2)「発行会社の遵守事項」(x)但書に基づいてA種優先株式を発行するために定款を変更する場合及び同(x)但書に基づいて普通株式を発行するために定款を変更する場合を除きます。)しないことを約束しています。

本社債管理委託契約において、発行会社は、資産関連諸契約及び本劣後ローン契約は、本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き変更することができないものとされています。

本劣後ローン債権譲渡契約を変更する場合には、事前に本格付機関にその旨を書面で通知することとしています。本社債管理委託契約を変更する場合には、発行会社は事前にその旨を本格付機関に報告します。本資産管理委託契約は、()本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合又は()上記第一部第1、17「その他」(2)発行会社の遵守事項(xxi)に基づき許容されうる場合を除き、変更・修正できないものとされています。本資産管理委託契約を変更する場合には、発行会社は事前にその旨を本格付機関に報告します。本社債管理委託契約を変更した場合、変更後の契約に係る証書の謄本を発行会社及び本社債管理者の本店に備え置き、その営業時間中、一般の閲覧又は謄写に供します。また、発行会社の定款又は資産関連諸契約若しくは本劣後ローン契約を変更した場合、変更後の定款又は契約に係る証書の謄本を発行会社の本店に備え置き、そ

の営業時間中、本社債権者の閲覧又は謄写に供します。かかる謄写に要する一切の費用は、かかる請求をした者の負担とします。

(2) 【信用補完等】

本社債については、特段の信用補完・流動性補完は行われていません。なお、発行会社の普通株式及びA種優先株式の払込金は発行会社の本社債関連口座内の費用支払勘定において保管され、公租公課の支払や諸費用の支払の原資として利用されますが、本社債関連口座内の利息支払勘定及び元金償還勘定内の金銭が、本社債の利息及び元金の支払に不足する場合においても、当該不足に係る金額については、本社債関連口座内の費用支払勘定から支払われるものではありません。

(3) 【利害関係人との取引制限】

該当事項はありません。

4 【証券所有者の権利】

本社債権者に対して支払う利息金額及び償還金額の計算方法については、上記第一部第1、8「利払日及び利息支払の方法」及び同9「償還期限及び償還の方法」をご参照下さい。

本社債権者が有する利息支払請求権及び元金償還請求権は、各々、本社債の各利払日及び償還日に、当該日に支払が行われるべき金額について確定的に発生します。利息支払請求権及び元金償還請求権の消滅時効は、かかる権利が確定的に発生する利払日及び償還日から各々5年及び10年です。本社債に関する元金及び利息は、社債等振替法及び業務規程等に従い、各本社債権者に係るそれぞれの口座管理機関を通じて支払われます(但し、直接加入者の自己保有分については、支払代理人よりかかる直接加入者に対し、直接、支払われます。)。

発行会社は、本社債の全額が償還されるまでは、本社債以外の現在又は将来の債務を担保するために、発行会社の資産の上に抵当権、質権、先取特権その他の担保を設定せず、またこれを発生せしめないものとします。

本社債権者は、本社債の償還日が到来した場合において、発行会社の資産から充当した後に、本社債の未償還元金又は未払の利息が存在する場合、本社債の未償還元金総額及び未払利息額が発行会社の全ての財産が換金された金額を超過するときは、その超過額につき、その債権を放棄するものとします。

本社債権者は、本社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、発行会社又はその財産について、特別清算手続開始、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始その他法令上適用のありうる同様の法的手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てず、第三者による申立てに対し参加、同意等を行わないものとされます。

5 【管理資産を構成する資産の状況】

(1) 【管理資産を構成する資産の管理の概況】

原保有者であるS M B C日興証券からの本劣後ローン債権の譲渡は、本社債の発行と同時に行為られるため、管理資産のいずれについても現在は何ら資産が発生していません。

(2) 【損失及び延滞の状況】

管理資産譲受後1計算期間を経過する以前の日であるため、記載する事項はありません。

(3) 【収益状況の推移】

管理資産譲受後1計算期間を経過する以前の日であるため、記載する事項はありません。

6【投資リスク】

（１）【投資に関するリスクの特性】

発行会社は、本劣後ローン債権を裏付けとして本社債を発行します。本社債の元金金の支払は、発行会社が取得する本劣後ローン債権の元金金を支払原資として行われますが、住友生命の信用状態が悪化した場合その他の理由により、かかる支払債務の履行が行われない可能性があります。従って、本社債の元金金支払の前提となっている本劣後ローン債権の支払債務の履行が必ずしも確実に行われるとは限らない以上、本社債においてはその元金や一定の投資成果が保証されているものではありません。

本劣後ローン債権に係る支払債務の履行の程度その他の理由に基づく本劣後ローン債権の価値の下落、その他、上記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(4)「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」に記載される事由により、投資家は損失を被ることがあります。

また、本社債は預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

本社債に関する投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事由については、上記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(4)「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」及び下記第三部第3、5「住友生命の事業等のリスク」をご参照下さい。

上記及び上記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(4)「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」及び下記第三部第3、5「住友生命の事業等のリスク」に記載される将来に関する事項は本届出書提出日現在において判断したものです。

（２）【投資リスクに関する管理体制】

発行会社は、法令及び本社債管理委託契約の定めに従い、本社債についてそれぞれ、本社債への投資者たる本社債権者のために、本社債に係る債権の弁済の受領、本社債に係る債権の実現の保全その他の本社債の管理を行うことを本社債管理者に委託しています。本社債管理者は、本社債権者のために、本社債に係る債権の弁済を受け、又は本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有します。

本社債管理者は、上記の本社債の管理を行うために、本社債管理委託契約に基づき、その企業金融部において、本社債の管理業務を行います。上記管理のための本社債管理委託契約その他の合意及び法令の遵守状況については、企業金融部により定期的に確認される体制が整備されています。

第2【管理資産の経理状況】

1【主な資産の内容】

原保有者から発行会社への本劣後ローン債権の譲渡は、本社債の発行と同時にされるため、管理資産のいずれについても現在は何ら資産が発生していません。

2【主な損益の内容】

上記1「主な資産の内容」記載のとおりであり、管理資産に関する損益は未だ発生していません。

3【収入金（又は損失金）の処理】

該当事項はありません。

4【監査等の概要】

本社債の管理資産について、法令及び契約等により、公認会計士又は監査法人の監査を受けるものとする義務は課されていません。

第3【証券事務の概要】

1 本社債の名義書換

本社債は、社債等振替法第66条第2号の規定に基づき、その全部について社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、発行会社は、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき、本社債券を発行しません。本社債の社債原簿は作成されますが、本社債権者の氏名又は名称及び住所並びに本社債権者が各本社債を取得した日は記載されず、また、社債原簿管理人は設置されません。従って、社債原簿に係る取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料に関する事項については、該当事項はありません。

本社債の譲渡については、社債等振替法に基づき、本社債権者が振替機関又は口座管理機関に対して振替の申請を行い、譲受人がその口座における保有欄（社債等振替法に規定する機関口座にあっては、社債等振替法第68条第5項第2号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄）に当該譲渡に係る金額の増額の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じません。

2 証券所有者に対する特典

通常の社債権者の権利である元利金受領権のほかには、特典等はありません。

3 譲渡制限

本社債について譲渡制限はありません。

4 その他

本社債については、保管振替機構が定める社債等に関する業務規程第58条の23の規定に従い、償還日及び利払日の前営業日並びにその他業務規程等において振替停止日とされている日においては、本社債に係る振替を行うための振替の申請はすることができません。

第4【その他】

1 目論見書について

- (1) 目論見書の表紙に発行会社の名称を記載することがあります。また、目論見書に住友生命から使用許諾を得ているロゴマークや図案を使用することがあります。
- (2) 目論見書の表紙には、幹事会社の名称及びロゴマークが記載されることがあります。
- (3) 目論見書の表紙裏に金融サービス提供法に関する重要事項を記載することがあります。

2 仮目論見書について

- (1) 仮目論見書の表紙に発行会社の名称を記載することがあります。また、仮目論見書に住友生命から使用許諾を得ているロゴマークや図案を使用することがあります。
- (2) 仮目論見書の表紙には、幹事会社の名称及びロゴマークが記載されることがあります。
- (3) 仮目論見書の表紙裏に金融サービス提供法に関する重要事項を記載することがあります。

第三部【発行者及び関係法人情報】

第1【発行者の状況】

1【発行者の概況】

(1) 主要な経営指標等の推移

発行会社の設立後最初の事業年度は、本届出書提出日現在において未だ終了していないため、記載事項はありません。発行会社の最初の事業年度の終了日は、2024年12月31日です。

(2) 沿革

発行会社は、2024年5月10日に本一般社団法人によって資本金及び資本準備金の額をそれぞれ5万円にて会社法に基づく株式会社として設立されました。

発行会社の本店は、東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内に所在します。

(3) 事業の内容

発行会社の目的は、劣後ローン債権の取得並びにその保有、管理及び処分、当該劣後ローン債権を裏付けとする社債の発行、並びにこれらに附帯又は関連する一切の業務を行うことです。

(4) 関係会社の状況

発行会社の親会社は、本一般社団法人たる一般社団法人住友生命債権流動化ホールディングスです。なお、発行会社は子会社、関連会社、その他の関係会社を有していませんので、関係会社の状況のうち子会社、関連会社、その他の関係会社の記載は行っていません。

親会社

名称	住所	基金の額	主要な事業の内容	議決権の被所有割合	関係内容	
					役員の兼務等	事業上の関係
一般社団法人住友生命債権流動化ホールディングス	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内	4,345万円	・資産流動化法に基づいて設立された特定目的会社の特定出資の取得、保有及び処分 ・資産の流動化に係る業務を目的として設立された株式会社、合同会社その他の法人の株式、出資その他の持分の取得、保有及び処分	直接100%	なし	なし

(5) 従業員の状況

発行会社と雇用契約を締結している従業員はいません。発行会社は、本資産管理受託会社である三井住友信託銀行に本資産管理委託契約に基づき管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権の管理及び処分の業務を委託しています。

(6) 株式等の状況

株式の総数等

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8
A種優先株式	80,000
計	80,008

発行済株式	種類	発行数	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容(注2)
	普通株式	2株	該当事項はありません	
	A種優先株式	(注1)	該当事項はありません	・ 定款において、会社法第108条第1項第1号(注3)、第2号(注4)及び第3号(注5)に掲げる事項について定めています。 ・ 定款において、会社法第322条第2項に規定する定めをしています。 ・ 定款において、会社法第199条第4項及び第238条第4項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定めています。
	計	(注1)	—	—

(注1) 発行会社のA種優先株式の発行数及び発行会社が払込期日までに発行する普通株式とA種優先株式の発行数の合計については、上記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」において定義される「A種優先株式」をご参照下さい。

(注2) 定款において、会社法第107条第1項第1号に掲げる事項を定めています。

(注3) 定款において、発行会社は、各事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」といいます。）又はA種優先株式の登録株式質権者（A種優先株主と総称して以下「A種優先株主等」といいます。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」といいます。）又は普通株式の登録株式質権者（普通株主と総称して以下「普通株主等」といいます。）に先立ち、法令上可能な範囲内において、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額に0.05を乗じた額に相当する金額の配当金（以下「A種優先配当金」といいます。）を支払う旨、並びに、ある事業年度においてA種優先株主等に対して支払われた剰余金の配当の額が、A種優先配当金の額に達しないときは、その不足分は切り捨てられるものとし、翌事業年度以降に累積しない旨を定めています。

(注4) 定款において、発行会社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額を支払う旨、及び、A種優先株主等に対しては、のほか、残余財産の分配を行わない旨を定めています。

(注5) 定款において、A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない旨を定めています。

新株予約権等の状況

該当事項はありません。

発行済株式総数、資本金等の推移

設立日以降の発行済株式総数及び資本金の変化はありません。

発行会社が払込期日までに発行を予定するA種優先株式については、上記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」において定義される「A種優先株式」をご参照下さい。

発行会社は新株予約権、新株予約権付社債を発行していません。

所有者別状況

本届出書提出日現在、発行会社の発行済普通株式2株の全ては、本一般社団法人に所有されています。本届出書提出日現在、発行会社の発行済A種優先株式はありません。発行会社が払込期日までに発行を予定するA種優先株式については、上記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」において定義される「A種優先株式」をご参照下さい。

大株主の状況

(a) 普通株式の株主の状況

本屆出書提出日現在			
氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
一般社団法人住友生命債権流動化ホールディングス	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内	2株	100%
計	—	2株	100%

(b) A種優先株主の状況

本届出書提出日現在、発行会社のA種優先株主は存在しません。発行会社が払込期日までに発行を予定するA種優先株式の割当先については、上記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」において定義される「A種優先株式」をご参照下さい。

議決権の状況

(a) 発行済株式(注)

本屆出書提出日現在			
区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	0	—	—
議決権制限株式 （自己株式等）	0	—	—
議決権制限株式 （その他）	0	0	—
完全議決権株式 （自己株式等）	0	—	—
完全議決権株式 （その他）	2	2	普通株式
単元未満株式	0	—	—
発行済株式総数	2	—	—
総株主の議決権	—	2	—

(注) A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。発行会社が払込期日までに発行を予定するA種優先株式については、上記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」において定義される「A種優先株式」をご参照下さい。

(b) 自己株式等

本届出書提出日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数（株）	他人名義所有株 式数（株）	所有株式数の合 計（株）	発行済株総数に 対する所有株式 数の割合（％）
該当事項はありません					

(7) 自己株式の取得等の状況

該当事項はありません。

(8) 配当政策

発行会社は、未償還の本社債が残存する限り普通株式及びA種優先株式の各株主に対する配当は行いません。

(9) コーポレートガバナンスの状況等

コーポレートガバナンスの概要

発行会社の機関として、取締役及び監査役を置きます。

取締役は、会社法等に基づき職務を執行し、監査役は取締役の職務の監査を行います。

発行会社は、普通株式に加えA種優先株式を発行する種類株式発行会社です。これらの株式の内容については、上記(6)「株式等の状況」をご参照下さい。

役員の状況

男性2名 女性0名（役員のうちの女性比率0％）

役職名	氏 名	生年月日	略 歴	任期	所有株式数
取締役	関口 陽平	1973年 3月9日	1997年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行） 入行 2003年10月 東京共同会計事務所 入所（現職） 2024年5月 発行会社取締役 就任	（注1）	-
監査役	新海 大輔	1983年 1月20日	2010年3月 東京共同会計事務所 入所 2017年9月 KPMG税理士法人 入社 2020年9月 東京共同会計事務所 入所（現職） 2024年5月 発行会社監査役 就任	（注2）	-
計					-

（注1） 任期は、2025年12月期に係る定時株主総会の終結の時までです。

（注2） 任期は、2027年12月期に係る定時株主総会の終結の時までです。

監査の状況

(a) 監査役監査の状況

発行会社は、監査役1名が選任されています。監査役は、計算書類及びその附属明細書につき監査を行い、会計監査人から会計監査に関する報告、説明を受けます。

発行会社の設立後最初の事業年度は未だ終了していないため、監査役の活動状況については記載事項はありません。発行会社の設立後最初の事業年度の終了日は2024年12月31日です。

(b) 内部監査の状況等

該当事項はありません。

(c) 会計監査の状況

発行会社の会計監査人として、有限責任あずさ監査法人が選任されています。

同監査法人は、会計監査人に必要とされる専門性及び独立性を備えており、監査実施体制及び品質管理体制も整備されている上、発行会社と業態が類似する会社の監査実績も有しているところから、発行会社において適任と判断したものです。

発行会社の設立後最初の事業年度は未だ終了していないため、会計監査人の活動状況については記載事項はなく、過年度に係る監査報酬也没有ありません。発行会社の設立後最初の事業年度の終了日は2024年12月31日です。

監査報酬の決定について特段規定はありません。

役員の報酬等

取締役及び監査役は、その職務執行の対価として、発行会社から報酬、賞与その他の財産上の利益を受けません。

株式の保有状況

発行会社は、他の会社の株式を保有していないため、記載事項はありません。

2【事業の状況】

(1) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

発行会社は、資産の譲受け及びその管理を目的とし、その資金の大部分を本社債の発行により調達することを予定する会社であるため、経営の合理化と同時に、本社債の償還の安全性の確保を重要課題としています。

(2) サステナビリティに関する考え方及び取組

発行会社は、上記のとおり資産の譲受け及びその管理を目的とし、その資金の大部分を本社債の発行により調達することを予定する会社であり、また、その業務の大部分を本資産管理受託会社等に委託しています。そのため、発行会社のサステナビリティ（持続可能性）を確保すべく、必要最小限のガバナンス体制として、職務執行を行う取締役と、その職務の監査を行う監査役を置き、リスクの管理とともに経営の合理化に取り組んでいます。なお、発行会社には雇用契約を締結している従業員がいないため、発行会社は人的資本に関する特段の戦略を設定していません。

(3) 事業等のリスク

本2「事業の状況」及び下記4「経理の状況」等に関する事項のうち、経営者が発行会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクについては、上記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(4)「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」及び下記第三部第3、5「住友生命の事業等のリスク」をご参照下さい。その中における将来に関する事項は本届出書提出日現在において判断したものです。なお、本社債の元利金の支払は専ら住友生命の信用力に依存していますので、下記第三部第3、5「住友生命の事業等のリスク」に記載の住友生命の事業上のリスクが顕在化した場合、かかる支払に支障が生じる可能性があります。そのリスク要因については、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(4) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

発行会社の設立後最初の事業年度は未だ終了していないため、記載事項はありません。発行会社の設立後最初の事業年度の終了日は2024年12月31日です。

(5) 経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【設備の状況】

(1) 設備投資等の概要

該当事項はありません。

(2) 主要な設備の状況

発行会社は、記載すべき重要な設備を有していません。

(3) 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

4【経理の状況】

発行会社は、2024年5月10日に会社法に基づく株式会社として設立され、普通株式2株の払込金として10万円が払い込まれており、発行会社成立の時点における資本金及び資本準備金の額はそれぞれ5万円です。設立後間もないため、発行会社の財務諸表は作成されていません。設立後最初の事業年度に係る計算書類は2025年3月31日までに作成します。

発行会社は、毎年12月31日に終了する各会計年度に関してその後3か月以内に提出される有価証券報告書に含まれる貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表並びに毎年6月30日に終了する各6か月間に関してその後3か月以内に提出される半期報告書に含まれる中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について、有限責任あずさ監査法人の監査を受けることとしています。

なお、発行会社は子会社及び関連会社を有していないため連結財務諸表は作成しません。

【財務諸表】

該当事項はありません。

5 【その他】

該当事項はありません。

第2【原保有者その他関係法人の概況】

1【原保有者の概況】

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

() 名称

S M B C 日興証券株式会社

() 資本金の額

135,000百万円(2024年3月31日現在)

() 事業の内容

金融商品取引業

(2) 関係業務の概要

管理資産である発行会社の資産を構成する本劣後ローン債権の原保有者です。

(3) 資本関係

該当事項はありません。

(4) 経理の概況

() 最近2事業年度における主な資産、負債の概況(単位:百万円、未満切り捨て)

	(単体) (2022年3月31日現在)	(単体) (2023年3月31日現在)
資産合計	13,979,899	14,993,217
負債合計	13,099,627	14,147,220
純資産合計	880,272	845,997

() 最近2事業年度における損益の概況(単位:百万円、未満切り捨て)

	(単体) (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	(単体) (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業収益	333,183	262,888
営業利益	59,620	▲ 38,342
当期純利益	44,258	▲ 32,314

() その他

S M B C 日興証券の最近2事業年度における経理の状況の詳細については、会社法第440条第3項に基づき、貸借対照表及び損益計算書を電磁的方法により開示しているものをご参照下さい。

(5) その他

該当事項はありません。

2【その他関係法人の概況】

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

() 名称

三井住友信託銀行株式会社

() 資本金の額

342,037百万円（2023年3月31日現在）

() 事業の内容

信託業務、普通銀行業務及びその他兼営業務

(2) 関係業務の概要

発行会社から特定資産である本劣後ローン債権の管理及び処分に関する業務の委託を受けます。

(3) 資本関係

該当事項はありません。

(4) 経理の概況

() 最近2事業年度における主な資産、負債の概況（単位：百万円、未満切り捨て）

	(連結) (2022年3月31日現在)	(連結) (2023年3月31日現在)
資産合計	64,346,726	68,737,987
負債合計	61,998,216	66,269,765
純資産合計	2,348,510	2,468,222

() 最近2事業年度における損益の概況（単位：百万円、未満切り捨て）

	(連結) (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	(連結) (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
経常収益	1,249,695	1,695,357
経常利益	203,664	265,045
当期純利益	150,379	178,676

() その他

三井住友信託銀行の経理の状況の詳細については、2022年3月期及び2023年3月期の有価証券報告書、2024年3月期の半期報告書、（提出されている場合には）臨時報告書並びにこれらの訂正報告書をご参照下さい。

(5) その他

本資産管理委託契約の解約

ア 本資産管理委託契約の期間は、本資産管理委託契約の締結日から本社債の全額が償還された日までとされます。但し、当該期間終了後において、本資産管理委託契約所定の本資産管理受託会社の業務がなお現存する場合には、当該期間は当該業務が終了するまで延長されるものとし、本資産管理受託会社は引続き当該業務を遂行するものとされます。

イ 本資産管理委託契約の期間中、本資産管理受託会社において次のいずれかの事由が生じた場合には、発行会社は、書面による通知をなすことにより本資産管理委託契約を解除することができます。この場合、発行会社は、報酬・損害賠償その他名目の如何を問わず本資産管理受託会社に対する一切の債務から免れます。

(ア) 本資産管理受託会社が、本資産管理委託契約に基づく義務の履行を怠り、発行会社からその旨の通知の到着後30日以内にその履行がなされないとき

- (イ) 本資産管理受託会社について、支払の停止が生じたとき、特別清算手続開始、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始その他法令上適用のありうる同様の法的手続の開始の申立てがあったとき、本資産管理受託会社について銀行取引停止処分がなされたとき、又は本資産管理受託会社の重要な資産につき滞納処分による差押、仮差押、保全処分、差押、競売手続の開始その他の強制執行手続若しくは担保権実行手続が開始されたとき
- (ウ) その他発行会社が本資産管理受託会社の責に帰すべき事由により本資産管理委託契約の継続が困難であることを合理的・客観的な理由をもって認定したとき

第3【住友生命保険相互会社の概況】

1【名称、基金の総額及び事業の内容】

() 名称

住友生命保険相互会社

() 基金の総額

689,000百万円（2024年3月31日現在）

（注）基金とは、相互会社において株式会社の資本金に相当するものです。なお、基金の総額には、基金償却積立金の額（639,000百万円）を含みます。

() 事業の内容

生命保険業

2【関係業務の概要】

住友生命は、本劣後ローン債権の債務者であります。

3【資本関係】

該当事項はありません。

4【経理の概況】

() 最近2事業年度における主な資産、負債の概況（単位：百万円、未満切り捨て）

	(連結) (2023年3月31日現在)	(連結) (2024年3月31日現在)
資産合計	42,632,444	48,209,893
負債合計	41,902,180	46,425,050
純資産合計	730,264	1,784,843

() 最近2事業年度における損益の概況（単位：百万円、未満切り捨て）

	(連結) (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	(連結) (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
経常収益	4,222,291	4,378,769
経常利益	39,358	117,791
当期純剰余	119,999	164,203

5【住友生命の事業等のリスク】

本社債の元金の償還及び利息の支払は、発行会社が保有する住友生命を債務者とする本劣後ローン債権の元本の弁済及び利息の支払の状況の影響を受けます。本社債への投資にあたっては、本届出書に記載の本社債に関する情報に加えてかかるリスクに関する情報も十分検討した上、投資判断をして下さい。

(1) 生命保険業に関する法規制等

住友生命は、生命保険業免許を受けた保険会社であり、保険業法等の規制を受けます。従って、保険業法等が改正された場合には、住友生命の事業に影響を及ぼす可能性があります。

() 保険業法

保険業法は、保険業が、一般公衆を相手方とし、人の生死や社会に発生する様々な危険に備え、万一事故が発生した場合には経済生活の連続性を保障するという機能を通じて、国民経済及び国民生活の基礎となるという公共性を有していることから、

保険業を行う者の業務の健全且つ適切な運営を確保し、

保険募集の公正を確保することにより

保険契約者等の保護を図り、国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的としています。

() 免許

保険業法の規定により、保険業を行う者は免許を要することとされています。

免許の種類は、生命保険業免許と損害保険業免許の二種類とされており、住友生命は、

- ・ 人の生存又は死亡に関し、一定額の保険金を支払う保険
- ・ 疾病、傷害・疾病を原因とする人の状態又は傷害を直接の原因とする死亡などに関し、一定額の保険金を支払う保険（いわゆる第三分野）
- ・ 上記の保険に係る再保険

の引受けを行う事業に係る免許である生命保険業免許を受けた保険会社です。

なお、生命保険業免許と損害保険業免許を同時に受けることはできません。

保険会社は、保険業法第133条及び第134条の規定により、次に掲げる場合には、免許の取消しを受けることがあります。

- ・ 法令、法令に基づく処分又は、定款、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金の算出方法書に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき
- ・ 当該免許に付された条件に違反したとき
- ・ 公益を害する行為をしたとき
- ・ 財産の状況が著しく悪化し保険業を継続することが保険契約者等の保護の見地から適当でないと認められるとき

免許が取り消された場合、保険業法第152条第3項第2号の規定により、当該保険会社は解散することになります。

()業務の範囲

保険会社の業務の範囲は、保険業法第100条の規定により制限されており、その主な内容は次に掲げる表のとおりです。

これは、保険業が公共性を有していることから本来業務に専念すべきであるとともに、本来業務以外の業務の損失等が本来業務に影響を与えることを回避することが必要であるとの考え方に基づいています。また、子会社とすることのできる会社の範囲についても、上記の観点から保険業法第106条の規定により制限されています。

法令	内容
保険業法第97条に定める本来業務	・ 免許の種類に応じた保険の引受け ・ 保険料として収受した金銭その他の資産の運用
保険業法第98条に定める付随業務	・ 他の保険会社、少額短期保険業者、船主相互保険組合その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行 ・ 債務の保証 ・ 国債、地方債若しくは政府保証債（以下「国債等」といいます。）の引受け又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い ・ 金銭債権の取得又は譲渡 ・ 特定目的会社が発行する特定社債等の引受け又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い ・ 短期社債等の取得又は譲渡 ・ 有価証券の私募の取扱い ・ デリバティブ取引 ・ デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理 ・ 金融等デリバティブ取引 ・ 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理 ・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引 ・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理 ・ リース契約に基づきリース物件を使用させる業務 ・ リース契約に基づきリース物件を使用させる業務の代理又は媒介 ・ 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該保険会社の保有する情報を第三者に提供する業務であって、当該保険会社の行う保険業の高度化又は当該保険会社の利用者の利便の向上に資するもの ・ 当該保険会社の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該保険会社の行う保険業に係る経営資源を主として活用して行う業務であって、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資するもの ・ 保険業法第97条に定める業務に付随するその他の業務
保険業法第99条に定める法定他業（但し、保険業法第97条に定める本来業務の遂行を妨げない限度に限る。）	・ 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託 ・ 担保付社債信託法により行う担保付社債に関する信託業務 ・ 投資助言業務 ・ 算定割当量の取得若しくは譲渡を内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理 ・ 資金移動業 ・ 保険金信託業務 ・ 投資信託若しくは外国投資信託の受益証券又は投資証券若しくは外国投資証券の売買など

()運用規制

保険業法第97条の規定により、保険会社による、保険料として収受した金銭その他の資産の運用は次に掲げる方法に限定されています。

- ・ 有価証券の取得
- ・ 不動産の取得
- ・ 金銭債権の取得
- ・ 短期社債等の取得
- ・ 金地金の取得

- ・ 金銭の貸付け(コールローンを含みます。)
- ・ 有価証券の貸付け
- ・ 民法に規定する組合契約又は商法に規定する匿名組合契約に係る出資
- ・ 預金又は貯金
- ・ 金銭、金銭債権、有価証券又は不動産等の信託
- ・ 有価証券関連デリバティブ取引
- ・ デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引及び暗号資産(金融商品取引法第2条第24項第3号の2に規定する暗号資産をいいます。))又は暗号資産関連金融指標(金融商品取引法第185条の22第1項第1号に規定する暗号資産関連金融指標をいいます。))に係る取引を除きます。)
- ・ 金融等デリバティブ取引
- ・ 先物外国為替取引
- ・ 上記に掲げる方法に準ずる方法

加えて、保険業法第97条の2の規定により、特別勘定(保険業法第118条の規定に基づき、当該保険契約に係る責任準備金の金額に対応する財産をその他の財産と区別して経理するために設ける特別の勘定をいいます。))又は積立勘定(保険業法施行規則第30条の3第1項(同規則第63条で準用される場合を含みます。))の規定により設ける勘定をいいます。))以外の資産(一般勘定)においては、資産の運用対象が特定の相手方に偏ることのないよう同一人に対する株式、社債、貸付金などの資産の運用額の合計を総資産の額の10%以内(貸付金等については特に3%以内)とする制限が設けられています。

なお、特別勘定については、同一人に対する資産の運用額に関する制限は設けられていません。

() 監督

保険業法の規定により、保険会社は監督官庁の監督を受けており、その主な内容は次に掲げるとおりです。

ア 事業方法書等に定めた事項の変更に関する認可・届出

保険業法第123条の規定により、事業方法書、普通保険約款、並びに保険料及び責任準備金の算出方法書に定めた事項を変更しようとするときには、監督官庁の認可を取得することが必要となります。但し、保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ないものとして、保険業法施行規則で定める事項については、認可の取得は不要ですが、あらかじめ監督官庁に届出を行うことが必要となります。

イ 定款の変更の認可

保険業法第126条の規定により、次に掲げる事項に係る定款の変更についての総代会の決議は監督官庁の認可を受けなければ、その効力を生じません。

- ・ 商号又は名称
- ・ 基金の償却に関する事項
- ・ 社員の退社事由
- ・ 総代の定数及び選出方法に関する事項
- ・ その他保険業法第126条各号に定める事項

ウ 届出事項

保険業法第127条の規定により、次に掲げる事項に該当するときには監督官庁に届出を行うことが必要となります。

- ・ 資本金の額又は基金の総額を増額しようとするとき
- ・ 他に特段の定めのある事項以外の事項に係る定款の変更をしたとき
- ・ 外国において支店若しくは従たる事務所又は駐在員事務所を設置しようとするとき
- ・ その他保険業法第127条第1項各号に定める事項

エ 報告又は資料の提出

保険業法第128条の規定により、監督官庁は、保険会社の業務の健全且つ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときには、保険会社に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができます。

オ 立入検査

保険業法第129条の規定により、監督官庁は、保険会社の業務の健全且つ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときには、監督官庁の職員に、保険会社の営業所、事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができます。

カ 業務の停止等

保険業法第132条の規定により、監督官庁は、保険会社の業務若しくは財産又は保険会社及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該保険会社の業務の健全且つ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該保険会社に対し、

- ・ 措置を講ずべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又は、
- ・ その必要の限度において、期限を付して当該保険会社の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは当該保険会社の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができます。

これらの命令のうち、保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況によって必要があると認めるときにするものは、保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ内閣府令・財務省令で定めるものでなければならないとされており、「早期是正措置」と呼ばれています。

（早期是正措置）

早期是正措置とは、生命保険会社の業務の適切な運営を確保し、保険契約者の保護を図ることを目的として1999年4月から導入された制度です。

生命保険会社のソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合には、その状況に応じて監督官庁が業務の改善などの命令を発動することで、早期に経営改善への取組みを促しているとする制度であり、ソルベンシー・マージン比率の区分等に応じて、次のとおり措置内容が定められています。

区分	ソルベンシー・マージン比率	措置の内容
非対象区分	200%以上	なし
第一区分	100%以上200%未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
第二区分	0%以上100%未満	次の保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 (1) 保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 (2) 配当の禁止又はその額の抑制 (3) 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配の禁止又はその額の抑制 (4) 新規に締結しようとする保険契約に係る保険料の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含みます。）の変更 (5) 役員賞与の禁止又はその額の抑制その他の事業費の抑制 (6) 一部の方法による資産の運用の禁止又はその額の抑制 (7) 一部の営業所又は事務所における業務の縮小 (8) 本店又は主たる事務所を除く一部の営業所又は事務所の廃止 (9) 子会社等の業務の縮小 (10) 子会社等の株式又は持分の処分 (11) 保険業法第98条第1項各号に掲げる業務その他の保険業法第97条の規定により行う業務に付随する業務、保険業法第99条の規定により行う業務又は他の法律により行う業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 (12) その他金融庁長官が必要と認める措置
第三区分	0%未満	期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令

ソルベンシー・マージン比率が0%未満であっても、実質資産負債差額が、プラスとなる場合又はプラスとなると見込まれる場合には、第二区分の措置が採られることがあります。

ソルベンシー・マージン比率が0%を上回っていても、実質資産負債差額がマイナスとなる場合又はマイナスとなると見込まれる場合には、第三区分の措置が採られることがあります。

生命保険会社が、第二区分又は第三区分に該当したことを知った後、速やかに当該区分を超える限度までソルベンシー・マージンを改善するための合理的と認められる内容の経営改善計画を自ら策定し、監督官庁に提出した場合で、当該経営改善計画が所要の期間で達成できると見込まれる場合は、当該経営改善計画達成後に該当することになると見込まれる区分（非対象区分は除きます。）に応じた措置が採られることがあります。

（ソルベンシー・マージン比率）

ソルベンシー・マージン（solvency margin）とは、「支払余力」という意味です。生命保険会社は、将来の保険金などの支払に備えて責任準備金を積み立てており、通常予測できる範囲のリスクについては、この責任準備金で対応します。しかし、大災害や株価の大暴落など、通常の予測を超えてリスクが発生した場合に、これに対応する「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つがソルベンシー・マージン比率です。生命保険会社の単体ベースのソルベンシー・マージン比率の算定方法は以下のとおりです。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率(\%)} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\text{リスクの合計額} \times \frac{1}{2}} \times 100$$

〔ソルベンシー・マージン総額〕

貸借対照表の純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額（社員配当準備金に積み立てる金額を含みます。）、貸借対照表の評価・換算差額等の科目に計上した金額、保険業法第113条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額、価格変動準備金、危険準備金、一般貸倒引当金、（その他有価証券の評価差額金（税効果控除前）・繰延ヘッジ損益（税効果控除前））×90%（マイナスの場合100%）、土地の含み損益×85%（マイナスの場合100%）、全期チルメル式責任準備金相当額超過額、負債性資本調達手段等、全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうちマージンに算入されない額、控除項目及びその他の項目の合計額。

〔リスクの合計額〕

保険リスク、第三分野保険の保険リスク、予定利率リスク、最低保証リスク、資産運用リスク及び経営管理リスクなど、通常予測できる範囲を超える諸リスクを数値化して、その相当額を算出。

保険リスク相当額 … 保険リスク（実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生しうる危険のうち、第三分野保険に係るもの以外のもの）に対応する金額

第三分野保険の保険リスク相当額 … 第三分野の保険リスク（実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生しうる危険のうち、第三分野保険に係るもの）に対応する金額

予定利率リスク相当額 … 予定利率リスク（責任準備金算出の基礎となる予定利率を確保できなくなる危険）に対応する金額

最低保証リスク相当額 … 最低保証リスク（特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証するものについて、当該保険金等を支払うときにおける特別勘定に属する財産の価額が、当該保険契約が最低保証する保険金等の額を下回る危険であって、当該特別勘定に属する財産の通常の予測を超える価額の変動等により発生しうる危険）に対応する金額

資産運用リスク相当額 … 資産運用リスク（資産の運用等に関する危険であって、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生しうる危険）に対応する金額

経営管理リスク相当額 … 経営管理リスク（業務の運営上通常の予測を超えて発生しうる危険であって、保険リスク、第三分野保険の保険リスク、予定利率リスク、資産運用リスク及び最低保証リスクに該当しないもの）に対応する金額

住友生命の単体ベースのソルベンシー・マージン比率は、2023年3月期末：812.8%、2024年3月期末：717.6%です。2024年3月期末の単体ベースのソルベンシー・マージン比率が前期末比で低下したのは、適切なリスクコントロールのもとでの株式や外国債券の積増しに伴う資産運用リスクの増加などによるものです。

なお、2012年3月期末から、単体ベースのソルベンシー・マージン比率に加え、連結ベースでのソルベンシー・マージン比率が導入され、早期是正措置の指標として使用されています。

住友生命の連結ベースのソルベンシー・マージン比率は、2023年3月期末：679.0%、2024年3月期末：639.5%です。2024年3月期末の連結ベースのソルベンシー・マージン比率が前期末比で低下したのは、住友生命における適切なリスクコントロールのもとでの株式や外国債券の積増しに伴う資産運用リスクの増加などによるものです。

（実質資産負債差額）

実質資産負債差額とは、有価証券や不動産の含み損益を反映させた資産の合計が、価格変動準備金や危険準備金などを控除した負債の合計を上回る金額です。

住友生命の実質資産負債差額は、2023年3月期末：4兆5,022億円、2024年3月期末：4兆9,909億円です。2024年3月期末の実質資産負債差額が前期末比で増加したのは、有価証券の時価と貸借対照表計上額との差額の増加などによるものです。

ソルベンシー・マージン比率が200%を下回ることや、実質資産負債差額がマイナスとなることにより、早期是正措置などの監督官庁による監督措置が採られた場合、又は法令等の改正や解釈の変更がなされた場合には、住友生命の保険業の運営に重大な影響を与える可能性があります。また、監督措置が採られる水準とならない場合でも、ソルベンシー・マージン比率の低下などにより住友生命の信用力が低下し、住友生命の保険業の運営に重大な影響を与える可能性があります。

かかるリスクに備え、住友生命では、大規模な自然災害や金融市場の大きな混乱といった最悪のシナリオを想定したストレス・テストを実施し、ソルベンシー・マージン比率に与える影響も含め、健全性に与える影響を分析しています。ストレス・テストの結果は取締役会等に報告し、財務基盤の強化等の検討に役立てています。しかしながら、上記取組みや策定等によって上記リスクが消滅するわけではなく、当該取組みや策定等について十分な成果をあげることができない場合、住友生命の保険業の運営に重大な影響を与える可能性があります。

（ ）経済価値ベースのソルベンシー規制について

経済価値ベースのソルベンシー規制については、近年、国際的にIAIS（保険監督者国際機構）等において、その導入に向けた検討が行われています。日本では、2019年5月に「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」が設置され、2020年6月に公表された当該会議の報告書では「我が国において、中長期的な健全性の確保を通じて契約者保護を図りつつ、保険会社が持続可能な形で各種の保険ニーズに応えていくための規制・競争環境を整えるためには、ESR（注）に基づくソルベンシー規制に出来る限り早期に移行することが必要である。」と記されています。これを受けて2022年6月に公表された「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基本的な内容の暫定決定について」では、新規制導入の一定手前の時点でその基本的な内容を暫定的に決定し、システム投資等を含む保険会社の態勢整備を促進しつつ、2025年に新規制を導入することを前提として、引き続き着実な準備・検討を進めていくこととするとされています。そして、2023年6月に公表された「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基準の最終化に向けた検討状況について」では、保険会社におけるフォワードルッキングな態勢整備や新規制に関する周知・理解の促進のために基準の最終化に向けた論点および検討状況が示され、また2024年5月に公表された「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する残論点の方向性」では、最終化に向けた論点について新規制における方向性や基準案が示されるとともに、2025年夏頃の法令等の公布を経て2026年3月末より適用（2026年3月期より新規制に基づく報告開始）といったタイムラインが示されています。

将来的に経済価値ベースのソルベンシー規制が導入されることにより提案される可能性がある
基準改正の内容によっては、住友生命の保険業の運営に影響を与える可能性があります。

(注) 経済価値ベースのソルベンシー・マージン比率をいいます。

() 生命保険契約者保護機構

生命保険業界では、生命保険会社が万一破綻した場合の保険契約者の保護を充実させるため、保険業法に基づいて、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)を1998年12月に設立しました。現在、国内で事業を営む全ての生命保険会社が会員として加入しています。保護機構の財源は、会員である生命保険会社の負担金(保護資金負担金及び運営負担金)からなっています。会員各社は、保護機構の定款に定める基準により毎年負担金を納付し、その支出年度において、事業費として計上します。各社の保護資金負担金は、各社の収入保険料及び責任準備金等のシェアに応じて算出されます。

なお、2022年3月末に保護機構が積み立てている保険契約者保護資金の残高が保護機構の定款上の上限である4,000億円に到達したため、2022年度以降は、各社による保護資金負担金の納付は要しないこととされています。但し、生命保険会社の破綻が生じ、保護機構による資金援助等が行われることにより保険契約者保護資金の残高が減少した場合には、会員各社による保護資金負担金の納付が必要となります。なお、2027年3月末までに生命保険会社が破綻し、会員各社の負担金だけでは資金援助等の対応ができない場合には、国会審議を経て、国から保護機構に対して補助金を交付することが可能とされています。

() 保険契約に係る国際会計基準の動向

国際会計基準審議会(IASB)は、2020年6月にIFRS17「保険契約」の修正を公表しました。

当該基準又は当該基準に準じる基準が日本の保険相互会社において適用された場合、住友生命の保険契約に関する責任準備金の評価額等が変更となる可能性があります。また、現行の会計基準と比較して、住友生命の財務数値の決算期毎の変動が大きくなる可能性があります。そのため、当該基準又は当該基準に準じる基準が日本の保険相互会社に適用された場合には、住友生命の財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 民間生命保険会社の契約動向及び競合状況

() 契約動向

一般社団法人生命保険協会加盟の生命保険会社の2023年3月期末の保有契約年換算保険料は、個人保険・個人年金保険の合計で27兆円(注)となっており、2022年3月期末と比べて0.5%減少しています。また、2023年3月期の新契約年換算保険料は、個人保険・個人年金保険の合計で2.1兆円(注)となっており、2022年3月期と比べて17.4%増加しています。

今後、国内景気の低迷や、低金利の長期化、金融危機の再燃、他の生命保険会社の破綻、又は少子高齢化・人口減の進展等により、生命保険市場全体が悪影響を受ける場合には、解約の増加や新規契約の減少など、住友生命の業績にも悪影響を及ぼす可能性があります。

(注) 当該各数値は、一般社団法人生命保険協会ホームページにおける生命保険事業概況に基づき記載しています。

() 競合の状況

ア 競合する生命保険会社

2024年4月1日現在、国内における民間生命保険会社は、「生命保険業免許」を受けて営業している会社が住友生命を含めて41社あります。生命保険業界ではこれまでに国内損害保険会社や欧米大手保険グループによる新規参入や、インターネットを主要チャネルとする生命保険会社の新規設立などの競争環境の変化がみられました。また、2007年10月には日本郵政公社が民営化され、郵便局を通じて全国に大規模な販売ネットワークを有する、株式会社かんぽ生命保険が民間保険会社に加わりました。住友生命は、このように、国内市場において募集活動をめぐり同業他社と激しい競合関係にあります。

イ 生命保険事業における競合関係

民間生命保険会社が提供する生命保険と類似する機能を持つものとして、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会及び全国生活協同組合連合会等による生命共済等があり、これらも住友生命の生命保険事業と直接の競合関係にあります。

隣接業界・団体等	競合業務等
各種協同組合及び一定の地域ないし職域でつながる者によって構成される団体（農協・全労済・全国生協連等）	生命共済事業
損害保険会社	医療保障・介護保障などの、いわゆる第三分野保険

長らく続いた日本銀行のマイナス金利政策の転換、世界的な金利上昇の影響に加え、国内生命保険会社による非保険事業への進出・拡大等もあり、国内市場の競争環境が今後ますます変化していく可能性があります。これらの結果、住友生命の競争力が低下する場合、住友生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 住友生命の事業の状況

() 「住友生命グループ Vision2030」及び「スミセイ中期経営計画 2025」

住友生命は「社会公共の福祉に貢献する」というパーパスのもと、住友生命の果たすべき使命として定めている「サステナビリティ経営方針」を実現するため、2030年に向けた住友生命グループの目指す姿として「住友生命グループ Vision2030」を定めるとともに、それを踏まえ、2023年度からの新3か年計画「スミセイ中期経営計画 2025」を策定しました。

ア 「住友生命グループ Vision2030」

近年の社会環境・経済環境に目を向けると、住友生命グループを取り巻く事業環境や内部環境は加速度的に変化し続けています。今般、中期経営計画の策定にあたっては、このような時代だからこそ将来の「ありたい姿」を明確化することが大切であると考え、まずは2030年を到達点とする「住友生命グループ Vision2030」を定めました。2030年時点のありたい姿を、「ウェルビーイングに貢献する『なくてはならない保険会社グループ』」とし、その実現のため、Vitalityを核とした先進価値で、保険や健康増進といったお客さまのニーズに応えていく領域はもとより、地域創生や地球環境といった社会課題の解決にも積極的に取り組んでいきます。また、ビジネスパートナーや従業員といったすべてのステークホルダーのウェルビーイングを支える取組みを進め、1人でも多くの方の「よりよく生きる」に貢献し、持続可能な未来の実現を目指します。

イ 「スミセイ中期経営計画 2025」

「住友生命グループ Vision2030」を実現するために、次の3年間に取り組むべき課題と対策をバックカスティングすることで「スミセイ中期経営計画 2025」を策定しました。特にこれからの3年間は、2030年に向けた軌道を確立する期間と位置づけ、厳しい経営環境が想定される中においても、将来への投資を行い、確実な成長・飛躍を目指していきます。

() 商品・サービス

住友生命の商品販売実績は個人保険及び個人年金保険が中心となっており、2024年3月期末では、収入保険料の87.3%を占めています。また、2024年3月期末における個人保険・個人年金保険における商品区分別保有契約年換算保険料（件数）の構成比は、うち終身保険26.8%（21.0%）、定期付終身保険3.9%（9.1%）、利率変動型積立終身保険21.2%（20.9%）、定期保険1.3%（0.8%）、特約組立型保険4.4%（6.4%）、個人年金保険34.7%（27.9%）となっています。

近年、生命保険市場においては、低金利環境の継続可能性、少子高齢化や単独世帯の増加等を背景として、お客さまニーズの多様化・変化が加速しており、商品・サービスの競争の激化といった状況が発生しています。

住友生命もこうしたニーズ・環境の変化への対応として、2015年9月からは働きなくなるリスクに備える（就労不能状態を保障する）生活保険「1UP（ワンアップ）」、2017年3月からは新主力商品である特約組立型保険「プライムフィット」の販売を開始しているほか、銀行窓販向けに、円建及び外貨建貯蓄性商品を提供しています。

また、「人生100年時代」と言われる長寿社会において、消費者の健康意識の高まりや官民の健康増進の推進姿勢から健康関連マーケットは今後も拡大が見込まれるものの、日本では平均寿命と健康寿命との隔たりは小さくなく、その差を埋めていくことが社会的な課題となっています。住友生命は、2016年7月に南アフリカの金融サービス会社Discovery Ltd.（以下「ディスカバリー」といいます。）及びソフトバンク株式会社と提携し、“日本をもっと健康に”というキャッチフレーズを掲げた「Japan Vitality Project」を発表し、ディスカバリーが開発した健康増進プログラムである「Vitality」の日本市場導入に向けた取組みを推進してきました。そして、リスクに備えるだけでなく、顧客の健康増進をサポートし、リスクそのものを減らして健康な人生を過ごしていただくという「新たな価値」を顧客に提供することが出来る健康増進型保険“住友生命「Vitality」”を2018年7月から発売しています。更に、長寿社会においてますます増加が見込まれる認知症への対応は、健康長寿社会に向けた重要な社会的課題の一つであるとの認識のもと、見当識障害がある認知症を保障し経済的なサポートを行うとともに、早期発見・予防につなげることを目的とした特約「スミセイの認知症保険」を2022年3月に発売しています。

サービス面では、定期訪問等を通じて、お客さまにご加入内容の説明や必要な手続きの有無を確認するとともに、最新の情報をお届けする「スミセイ未来応援活動」に取り組んでいます。その中で、営業用携帯端末「SumiseiLief（スミセイリーフ）」を用いてお客さまの面前で出金や住所変更等の事務手続きを行うことができる「LiefDirect（リーフダイレクト）」の活用などにより、迅速・丁寧・誠実な対応に努めています。また、お客さま本位の業務運営の観点から、ご契約者本人による手続きが困難となる場合等に備え、事前に登録いただいたご家族が契約内容の確認やお手続きをすることができる「スミセイのご家族アシストプラス(注)」を2020年3月から開始しています。加えて、新型コロナウイルス感染拡大に伴う非接触での対応ニーズの高まりに応えるため、コンサルティングを主とした対面サポートを非対面でも等しく提供できるよう、デジタルを活用した各種ツールの導入や取扱のレベルアップを図りました。ご加入前のコンサルティングから新契約手続き、保全・支払のお手続きに至るまで、お客さまがご自身のスマホやパソコンで完結できる仕組みを構築しており、さらなる利便性向上のため、お客さま向けのモバイルアプリである「スミセイ・デジタルコンシェルジュ」を2023年4月にリリースしています。

（注）「スミセイのご家族アシストプラス」とは、「ご家族登録サービス」「契約者代理制度」「被保険者代理制度」の3つのサービス・制度の総称です。

法人向け分野に関しては、福利厚生制度の充実を図る商品の提供により総合的な企業福祉制度の実現をサポートしています。その中で、心と体の健康相談サービスを付帯した総合福祉団体定期保険を提供するとともに、「治療と仕事の両立支援」や「健康経営」というニーズにお応えするため、2018年3月から3大疾病を保障する団体保険商品を発売しています。また、確定給付企業年金や確定拠出年金などの年金制度のコンサルティングや運用商品の提案を行っています。

加えて、住友生命は、あらゆるリスクをカバーする「総合生活保障」の観点から、損害保険販売にも積極的に取り組んでおり、高度なリスクコンサルティング力・最大規模の損害サービスネットワークを有する三井住友海上火災保険株式会社の代理店として、同社の高品質な商品・サービスを提供しています。

非保険領域の取組みとしては、2018年7月に販売開始した“住友生命「Vitality」”を核としながら、「ウェルビーイング」を支えるWaaS(Wel-Being as a Service)を、エコシステムとして展開しています。2023年度には、生活習慣病の重症化予防サービスの社会実装事業を開始し、ブレコンセプションケアサービスの事業化を行いました。また、保険契約と切り離してVitality健康プログラムの一部を単独で提供する「Vitality スマート」を2023年4月に発売、企業向けサービスである「Vitality 福利厚生タイプ」を2024年6月に発売予定です。

しかしながら、今後、住友生命が変化する顧客のニーズに合致した商品・サービスを提供できない場合には、住友生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

()販売チャネル

住友生命は、対面によるきめ細やかなコンサルティングを行うチャネルとしてスミセイライフデザイナー（営業職員）を主力販売チャネルとしています。スミセイライフデザイナーの在籍数は、2024年3月期末の時点で32,082名です。住友生命では多様化・高度化する顧客ニーズに対応すべく、スミセイライフデザイナーを対象に各種研修を実施しています。

また、変化・多様化する顧客ニーズに対応するため、いち早くマルチチャネル戦略を掲げ、金融機関等代理店や保険ショップへの取組みを推進しています。

金融機関等代理店チャネルにおける取組みは、以下のとおりです。

- ・ 保険販売に関する代理店委託契約を結んだ銀行、信用金庫等による住友生命の保険商品販売
- ・ 2008年5月から開始した日本郵政グループ各社による住友生命の保険商品販売

保険ショップチャネルにおいては子会社化・関連会社化を行っており、具体的には以下のとおりです。

- ・ 2009年10月に、保険ショップを通じて保険販売を行っている子会社、いずみライフデザイナーズ株式会社を設立
- ・ 2017年7月に、関西エリアに保険ショップを展開する株式会社保険デザインを子会社化
- ・ 2018年1月に、首都圏・中部・関西エリアに保険ショップを展開するマイコミュニケーション株式会社を関連会社化

これらに加え、住友生命のホームページを通じたダイレクト販売チャネルなどがあるほか、企業等への販売を行う本部組織も有しています。

しかしながら、今後、生命保険市場の低迷、主力販売チャネルである営業職員数の減少、新たな販売チャネルの開拓・活用の遅れ、又は保険募集に関する規制の強化等により、住友生命が十分な販売量を確保できない場合には、住友生命の業績に悪影響を与える可能性があります。

そのため、住友生命では上記記載の対策を行うことにより、顧客接点の強化やコンサルティング力の向上に努め、顧客ニーズに応じた販売チャネルの強化にも取り組んでいます。しかしながら、かかる取組みによって上記リスクが消滅するわけではなく、当該取組みについて十分な成果をあげることができない場合、住友生命の業績に悪影響を与える可能性があります。

()グループ戦略・提携戦略

住友生命は、収益基盤の多様化と企業価値の持続的成長を図る観点から、精力的にグループ事業の強化、アライアンス体制の構築に取り組んできました。

ア 国内におけるグループ事業・提携戦略

国内におけるグループ事業の強化については、2010年4月に子会社であるメディケア生命保険株式会社（以下「メディケア生命」といいます。）を設立し、「自分にあった商品を主体的に選択したい」という意向を持ったお客さまに対し、シンプルで分かりやすい保険商品を機動的に提供しており、前述の保険ショップチャネルに対して住友生命とメディケア生命から商品供給を行っています。また、2019年8月にはアイアル少額短期保険株式会社を子会社化しました。

さらに、2023年12月に、医療データ解析、生活習慣病の重症化予防支援事業等を行う株式会社PREVENTのグループイン（完全子会社化）により、非保険領域での取組拡大を図っています。

一方、アライアンス体制の構築について、具体的には以下のとおりです。

- ・ 国内中小企業マーケットへの深耕、多様化する顧客ニーズに対するスピーディ且つ効率的な商品ラインアップの拡充を目的とした、エヌエヌ生命保険株式会社との業務提携（2016年10月～）

- ・ 国内個人マーケットへの深耕、多様化する顧客ニーズに対するスピーディ且つ効率的な商品ラインアップの拡充を目的とした、ソニー生命保険株式会社（以下「ソニー生命」といいます。）との業務提携（2018年7月～）
- ・ 介護関連ニーズに包括的に対応するサービスプラットフォームの構築を目的とした、アクサ生命保険株式会社との業務提携（2018年10月～）
- ・ 多様化するお客さまのニーズにより一層お応えすることを目的とした、ソニー生命におけるメディケア生命の医療保険の取扱いに関する業務提携（2023年1月～）

イ 海外におけるグループ事業

海外における具体的な取組みについては、以下のとおりです。今後も機会を捉え、既存出資先との関係強化や新たなM&Aに向けた検討を進めていく方針です。

- ・ 米国...海外事業からの収益規模の拡大、収益基盤の多様化、収益貢献時期や地理的リスクの分散を目的とした、米国の中堅生命保険グループSymetra Financial Corporationの完全子会社化（2016年2月）
- ・ シンガポール...高成長マーケットであるアジア地域からの収益規模の拡大を目指し、2019年7月から出資していたシングライフHDを完全子会社化(2024年3月)
- ・ 中国...中国の生命保険市場の高い成長性を享受するため、中国最大手損害保険会社を傘下に持つ、中国人民保険集团股份有限公司とともに、中国人民人寿保险股份有限公司を設立（2005年11月）
- ・ ベトナム...ベトナムの高い成長性を享受するため、ベトナム最大手の保険・金融グループであるバオベト・ホールディングスの発行済株式の18%を取得（2013年3月）、2019年12月に追加出資を実施し追加出資後の持分比率は約22%
- ・ インドネシア...インドネシアの生命保険市場の高い成長性を享受するため、インドネシア大手国営商業銀行であるバンク・ネガラ・インドネシアの生命保険子会社であるBNIライフ・インシュアランスが発行する新株の引受けにより、発行済株式の約40%を取得（2014年5月）

しかしながら、これらの国内外のグループ・提携戦略について、十分な成果を上げることができない場合には、出資の毀損、事業費の増加など、住友生命の業績に悪影響を与える可能性があります。

() 収支の状況

ア 生命保険料と収支の構造

生命保険料は、保険種類、契約時の被保険者の年齢、性別、保険期間、保険金額などによって、計算基礎率（次に掲げる予定死亡率、予定利率、予定事業費率等）に基づいて決められます。

計算基礎率	内容
予定死亡率	過去の統計をもとに、性別・年齢別の死亡者数を予測し、将来の保険金の支払などにあてるための必要額を算出するために用いる死亡率を予定死亡率といいます。
予定利率	保険料の設定においては、資産運用による一定の収益をあらかじめ見込んで割り引いていますが、このあらかじめ見込む割引率を予定利率といいます。
予定事業費率	保険料の設定においては、保険金の支払や保険料の収納などの必要な事業費をあらかじめ見込んでいますが、その見込む事業費の率を予定事業費率といいます。

これらの計算基礎率は、通常、保守的に設定していますので、特に有配当保険においては、実績との差額が生じることが多くなります。有配当保険においては、この差額（剰余金）に基づいて、社員配当（株式会社においては契約者配当）が支払われます。

但し、一部の契約において、実際の運用利回りが予定利率を下回る、いわゆる「逆ざや」の状態にあります（「逆ざや」につきましては、下記ウ「順ざやの状況」をご参照下さい。）。

また、事業費等の増加等により事業費率が予定事業費率を上回る場合に差損が発生する可能性があるほか、大災害や新型インフルエンザ等のパンデミック被害の発生等により一時的に死亡率等が急上昇して予定死亡率を上回る場合は、住友生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

イ 損益計算書と基礎利益

損益計算書

生命保険会社の損益計算書は、生命保険業の性格上、一般の企業のように営業損益と営業外損益といった区分がないなどの特徴があります。

生命保険会社の「経常収益」の主なものは、保険料等収入並びに利息及び配当金等収入・有価証券売却益等の資産運用収益です。これに対して「経常費用」の主なものは、保険金、年金、給付金、解約返戻金等の保険金等支払金、責任準備金等繰入額、有価証券売却損等の資産運用費用及び会社運営のための事業費です。経常収益から経常費用を差し引いた後の利益が経常利益となります。

このように、生命保険会社の経常利益には、保険に係わる損益のほか、資産運用に係わる損益なども含まれるため、株式市況等の運用環境が変動した場合の影響も強く受けることから、金融不安の再燃や急激な為替相場の変動等により運用環境が悪化した場合、多額の有価証券評価損が発生して経常損失が発生するなど、住友生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

経常利益等の明細（基礎利益）

「基礎利益」とは、一年間の保険本業の収益力を示す指標の一つです。これに有価証券売却益、有価証券売却損及び有価証券評価損などの「キャピタル損益」と危険準備金戻入額、危険準備金繰入額、個別貸倒引当金繰入額等の「臨時損益」を加えたものが「経常利益」となります。

ここでいう保険本業とは、収納した保険料や運用収益から保険金・年金・給付金等を支払い、将来の支払に備えるために責任準備金を積み立て、運用することなどをいいます。基礎利益は、保険関係差及び順ざや（逆ざや）の合計ですが、それぞれ以下のような状況が発生し、損失が発生した場合は、住友生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ・保険関係差：予定死亡率等に基づく保険金・給付金等支払予定額と実際の保険金・給付金等支払額との差額や予定事業費率に基づく事業費等支出予定額と実際の事業費等支出との差額などの合計を指します。大災害や新型インフルエンザ等のパンデミック被害の発生等により一時的に死亡率等が急上昇して保険金・給付金等の支払額が増加した場合や、予定を上回る事業費等の増加等により、損失が発生する可能性があります。
- ・順ざや（逆ざや）：下記ウ「順ざやの状況」をご参照下さい。

基礎利益については、損益計算書に項目が設けられていないため、生命保険会社各社がディスクロージャー誌において別途項目を設け、2001年3月期決算から公表しています。

住友生命の損益計算書における経常利益と基礎利益の関係は下記6.「住友生命2023年度決算」「2023年度決算のお知らせ」7.「経常利益等の明細（基礎利益）」のとおりです。

ウ 順ざやの状況

生命保険会社は、保険料を計算するにあたり、資産運用を通じて得られる収益をあらかじめ見込んで、その分保険料を割り引いて計算しています。この割引率を予定利率といい、市中金利水準等を勘案し、安全を見込んで設定しています。そのため、保険会社は、毎年割り引いた分に相当する金額（予定利息）などの負債コストを運用収益等で確保する必要があります。負債コストを上回る運用収益等を確保した場合、その超過分を利差益といいます。

しかし、金利が長らく低水準で推移する中で、この負債コストを実際の運用収益等でまかなえない状態、つまり利差損が生じている状態が一部の契約で発生しており、これを「逆ざや」状態といいます。

「逆ざや」による負担を単年度の全体収益で補えない場合、経営の健全性にマイナスの影響を与えることになります。

住友生命は、逆ざや解消への取組み等により、順ざやを確保しています。

しかしながら、今後、金利の低下や企業業績の悪化等により、利息や配当収入等が減少する場合には、再び逆ざやに転じるなど、住友生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

かかるリスクに備え、住友生命では、新契約の予定利率について、市場の状況等を踏まえて見直しを行うとともに、保有契約についても、追加責任準備金を積み立てることで、平均予定利率の水準をコントロールしています。一方、基礎利益上の運用収支等の利回りについても、運用力強化に向けた様々な取組みを通じて、低金利環境が継続する中でも高水準の利回りを確保できるよう努めています。しかしながら、かかる取組みによって上記リスクが消滅するわけではなく、当該取組みについて十分な成果をあげることができない場合、住友生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

順ざや額の算出方法について

生命保険業界では、以下の算式に基づいて順ざや額を算出しています。

順ざや額 = (基礎利益上の運用収支等の利回り - 平均予定利率) × 一般勘定責任準備金

- 基礎利益上の運用収支等の利回りは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から社員配当金積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回り
- 平均予定利率は、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回り
- 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定の期初の責任準備金と期末の責任準備金（予定利息による増加分を除く）の合計の二分の一

() 財産の状況

ア 責任準備金

責任準備金は、生命保険会社が将来の保険金などの支払を確実に行うために、保険料や運用収益などを財源として保険業法により積み立てが義務付けられている準備金のことで、生命保険会社の負債の最も大きな部分を占めています。

なお、責任準備金の経理処理としては、決算期末において要積立額を計算し、前期末の要積立額との差額を損益計算書に計上します。すなわち、当期末要積立額が前期末要積立額を上回る場合にはその差額を責任準備金繰入額として経常費用の科目に計上し、当期末要積立額が前期末要積立額を下回る場合にはその差額を責任準備金戻入額として経常収益の科目に計上します。責任準備金の積立水準として法令等により定められる標準利率・標準生命表に、今後、変更があった場合には、保険料の見直しや責任準備金の積増し等によって、住友生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

イ 金融商品の時価会計

金融商品を時価で財務諸表に反映させることにより企業会計の透明性を高めようとする考え
方から、2001年3月期より金融商品の時価会計が導入されました。

生命保険会社では、商品の長期性等に由来する負債特性と、それに対応する資産の特性を踏
まえ、有価証券をその保有目的に応じて区分し、それぞれ次に掲げる表のように評価します。

金融商品の区分	定義	評価基準	評価差額の取扱い (注1)
売買目的有価証券	時価の変動により利益を得 ることを目的として保有す る有価証券	時価	損益計算書に計上
満期保有目的の債券	満期まで所有する意図を 持って保有する社債その他 の債券	償却原価(注2)	—
責任準備金対応債券 (注3)	金利変動に対する債券と責 任準備金の時価変動を概ね 一致させることにより、責 任準備金の金利変動リスク を回避することを目的とし て保有する債券	償却原価(注2)	—
子会社・関連会社株式	—	原価	—
その他有価証券	上記に区分される以外の有 価証券	時価（但し、時価の あるものに限ります。 ）	損益計算書に計上せ ず、貸借対照表の純 資産の部に直接計上 (注4)

(注1) 評価差額とは、帳簿価額と時価との差額のことです。

(注2) 償却原価とは、償還金額より安く（高く）取得した場合に、その差額を利益（損失）として償還
時に一度に計上せず、所有期間に応じて分割して毎期計上し、毎期の計上額に応じて帳簿価額を加
算（減算）した価額です。

(注3) 責任準備金対応債券は、保険会社の特性（契約の長期性等）を考慮し、保険会社だけに認められ
た区分です。

(注4) 税効果部分については資産又は負債の部に計上します。

住友生命における有価証券の保有目的に応じた区分の状況は、下記6.「住友生命2023年度決
算」「2023年度決算のお知らせ」4.「2023年度の一般勘定資産の運用状況」h.「有価証券の時
価情報（一般勘定）」(1)「売買目的有価証券の評価損益」及び(2)「有価証券の時価情報（売
買目的有価証券以外）」に記載のとおりです。

2024年3月期末では、その他有価証券の含み益14,559億円について、税効果を除いた10,488
億円をその他有価証券評価差額金として純資産の部に計上しています。

今後、株価の下落や円高の進行、外国金利の上昇等によって、含み損益の悪化や評価損の計
上等、住友生命の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

ウ 退職給付会計

退職給付債務は、将来支払う見通しの退職給付（一時金及び年金）を一定の割引率等により
現在価値に割り引いて算出します。積み立てた年金資産を時価で評価し、退職給付債務よりも
年金資産が少なければ、その差額が積立不足となります。住友生命の2024年3月期末における
退職給付債務の額は3,006億円で、年金資産は4,070億円、前払年金費用は284億円です。

今後、割引率等の退職給付債務等の計算基礎が変動する場合や運用環境の悪化等により年金
資産が大きく減少した場合等においては、不足額の積立負担が増大し、住友生命の業績に悪影
響を及ぼす可能性があります。

エ 固定資産の減損会計

固定資産の減損会計とは、不動産等の固定資産の資産価値が著しく下落したと考えられる場合に、下落分を減損損失として認識するものです。

住友生命の固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しています。

- ・資産をグルーピングした方法

保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしています。

- ・減損損失の認識に至った経緯

地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。

- ・回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しています。

なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しています。

また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しています。

住友生命の減損損失の計上額は、2023年3月期で23億円、2024年3月期で1億円となっています。

不動産価格の大幅な下落等が発生した場合、減損損失が増大し、住友生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

オ 税効果会計

住友生命は、将来の税金負担額の軽減効果を有すると合理的に見込まれる額を繰延税金資産として計上し、その他有価証券評価差額金等に係る繰延税金負債と相殺した上で、貸借対照表に表示しています。住友生命は、2023年3月期末に繰延税金資産を4,930億円、2024年3月期末に繰延税金資産を2,083億円計上しています。繰延税金資産及び繰延税金負債の金額は、回収又は支払が行われると見込まれる期の税率に基づいて計算することが税効果会計基準において明記されており、税率変更があった場合、過年度に計上された繰延税金資産及び繰延税金負債についても将来の適用税率により再計算されることになります。

繰延税金資産の計上は、税金負担額の軽減効果に見合う将来の課税所得の見積もり等の前提に基づいて行われています。今後、会計基準等の変更や、将来の課税所得の見積もり額の変更等により、繰延税金資産の一部又は全部の回収が困難であると住友生命が判断した場合は、繰延税金資産計上額が減額され、住友生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

カ 不良債権の状況

（保険業法に基づく債権）

下記6.「住友生命2023年度決算」「2023年度決算のお知らせ」10.「保険業法に基づく債権の状況」に記載される、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「三月以上延滞債権」及び「貸付条件緩和債権」に区分される債権がいわゆる不良債権にあたり、これらの債権以外が「正常債権」となります。不良債権合計額は、2023年3月期末で7億円、2024年3月期末で5億円となっています。また、不良債権の合計額が貸付金残高に占める割合（不良債権比率）は、2023年3月期末で0.01%、2024年3月期末で0.01%となっています。

（資産の自己査定）

住友生命は、資産内容の実態を客観的に把握し、経営の健全性を維持するために、資産の自己査定を実施しています。

具体的には、貸付金等住友生命の保有する資産を、回収の危険性又は価値が毀損する危険性の度合いに従って区分し、この結果に基づき償却・引当を実施します。

自己査定にあたっては、各資産所管部署（投融資執行部門等）において1次査定、運用審査部又は経理部において2次査定を実施しています。また、これらの組織から独立した内部監査部が監査を行うことで、査定結果の正確性等を検証しています。

（貸倒引当金の計上）

貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

〔計上基準〕

- ・ 破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下、「実質破綻先」という。）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
- ・ 現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。
- ・ 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しています。
- ・ 全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っています。
- ・ 「破綻先」及び「実質破綻先」に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。

今後の景気動向によって新たに多額の不良債権が発生し、既に積み立てている貸倒引当金で対応できない場合には、住友生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

（ ）近時の経済金融環境について

経済金融環境の変化は、住友生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。今後、例えば、国内金利の上昇、円高や株安が進行した場合には、有価証券評価損の増加等から、資産運用に係わる収支が悪化する可能性があります。また、経済金融環境の変化等によって企業活動や家計等の実体経済が悪化した場合には、住友生命の取引先企業の業況悪化に伴う不良債権の増加、あるいは生命保険販売における新契約業績の悪化、解約・失効の増加等に影響する可能性があります。

このように、今後、経済金融環境が悪化した場合は、直接的又は間接的に住友生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

かかるリスクを踏まえ、住友生命は、網羅的にリスクを洗い出し、大規模な自然災害や金融市場の大きな混乱といった最悪のシナリオを想定したストレス・テストを実施し、健全性に与える影響を分析しています。ストレス・テストの結果は取締役会等に報告し、財務基盤の強化等の検討に役立てています。しかしながら、かかる取組みによって上記リスクが消滅するわけではなく、当該取組みについて十分な成果をあげることができない場合、住友生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

()内部統制システムの整備

住友生命は、経営の健全性・適切性を確保する観点から、「内部管理体制の強化」に取り組んでいます。取締役会において、保険業法第53条の30第1項第1号口及びホの規定に基づき「内部統制基本方針」を定め、また「グループ経営管理基本方針」を定めています。この方針に基づいて、グループ全体の経営管理の高度化を含めたリスク管理やコンプライアンス体制、内部監査機能の充実を図るとともに、監査委員会の監査が実効的に行われるための体制整備など、内部統制システムが有効に機能するような取組みを行っています。しかし、かかる体制の整備にもかかわらず、構築した体制が十分に機能しない場合や欠陥が発生した場合等においては、下記(ix)「コンプライアンスへの取組み」に記載のコンプライアンス上の問題が発生し、又は、下記(x)「リスク管理」に記載のリスクが顕在化するなど、それによって直接的な損害又は支出が発生する可能性があるほか、住友生命の信用力が低下し、業績に悪影響を与える可能性があります。

(内部統制基本方針の概要)

(前文)

当社は、経営の根本精神を表した企業理念である「経営の要旨」を頂点とし、「経営の要旨」に示された当社の普遍的な使命をサステナビリティの視点から明文化した「サステナビリティ経営方針」および中長期的に目指していくお客さまの視点から見た当社の姿を示す「住友生命ブランドビジョン」を経営方針としている。経営方針を役職員が行動レベルで実践するための指針として「住友生命グループ行動規範」を制定しており、また、お客さまの最善の利益を追求する観点から、「お客さま本位の業務運営方針」を策定し、公表している。

上記の経営方針等に則り、当社および子会社等（以下、「グループ」という）における業務の健全性および適切性の確保に向けた内部統制システムの整備に係る基本方針として、保険業法第53条の30第1項第1号口およびホの規定に基づき取締役会が本方針を定め、役職員に対して周知徹底を図るとともに法令に基づく開示を行う。

また、グループの経営管理会社として、「グループ経営管理基本方針」を定め、グループ全体の経営管理体制の高度化を図る。

当社は、本方針およびグループ経営管理基本方針に則って内部統制システムを整備するとともに、取締役会においてその実効性を検証し、必要な改善を図ることとするほか、内部統制システムの運用状況の概要の開示を行う。

上記の前文とともに、以下の各項目について方針を定めています。

1. 監査委員会の職務の執行のための体制

監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

監査委員会への報告に関する体制

監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

2. 業務の適正を確保するための体制

執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

お客さま本位の業務運営を実現するための体制

内部監査の実効性を確保するための体制

（グループ経営管理基本方針の概要）

（前文）

「経営の要旨」、「サステナビリティ経営方針」および「住友生命ブランドビジョン（以下、「経営方針」という）」ならびに内部統制基本方針に基づき本方針を定める。

上記の前文とともに、以下の各項目について方針を定めています。

1. 基本的な考え方

当社は、グループの経営管理会社として、経営方針および内部統制基本方針に基づき、子会社等の所在法域の制度や市場環境、事業内容に応じた自律的な経営管理体制の構築を適切に支援し、効率的な管理を実施することにより、グループ全体としての経営管理体制の高度化を図る。

2. 経営の役割・責任

取締役会および取締役の役割・責任

社長および経営政策会議の役割・責任

担当執行役（担当執行役員を含む。）の役割・責任

3. 組織体制

グループ法令等遵守体制

グループ保険数理管理体制

グループリスク管理体制

グループ外部委託体制

グループ内部監査体制

（ ）コンプライアンスへの取組み

住友生命では、お客さまの信頼にお応えし続けていくという経営の基本をより強固なものとしていくため、コンプライアンスを重要な経営課題と捉え、以下のコンプライアンス推進体制を構築しています。

コンプライアンスに関する基本方針・規程

「社会公共の福祉に貢献する」というパーパスに基づいて、経営の基本理念である「経営の要旨」並びに住友生命グループ各社及び役職員一人ひとりが実践していく指針を定めた「住友生命グループ行動規範」に則り誠実に業務を遂行しています。更に、コンプライアンスに関する基本方針を明確化するため、その推進に関する基本的事項を定めた「グループ法令等遵守方針」、「法令等遵守方針」及び「保険募集管理方針」を制定し、これに基づきコンプライアンス推進体制を整備しています。

コンプライアンスを重視した企業風土の醸成

コンプライアンスを重視した企業風土の醸成とその徹底を図るべく、コンプライアンスに関する基本的な考え方や個々の業務に関し特に留意すべき事項等をまとめた「コンプライアンス・マニュアル」及び「保険募集コンプライアンス・マニュアル」を策定し、全役職員への徹底を図っています。

コンプライアンスに関する研修を幅広く実施しているほか、イントラネットやデジタルツール等を活用したコンプライアンス教育も定期的・継続的に行っています。

コンプライアンス推進体制

全社のコンプライアンスを推進するため、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しています。コンプライアンス委員会は、下部組織であるモニタリング連絡会議を通じて、個別課題等のモニタリング・分析状況等について報告を受け課題解決に向け審議しています。

また全社のコンプライアンスを統括する組織としてコンプライアンス統括部を設置しています。コンプライアンス統括部では、上記個別課題への取組みに加え、会社全体の法令等遵守状況を取締役会等へ報告し、業務運営に必要な指示を受けています。

このような取組みを機能させるため、本社各部門及び各支社はコンプライアンス取組計画を策定し、年度計画を通じたコンプライアンス推進に努めています。また、各支社においては、支社コンプライアンス委員会を中心とした自律機能の発揮にも力を入れています。

このように経営主導の下、全社一丸となったコンプライアンスに対する取組みを行っています。

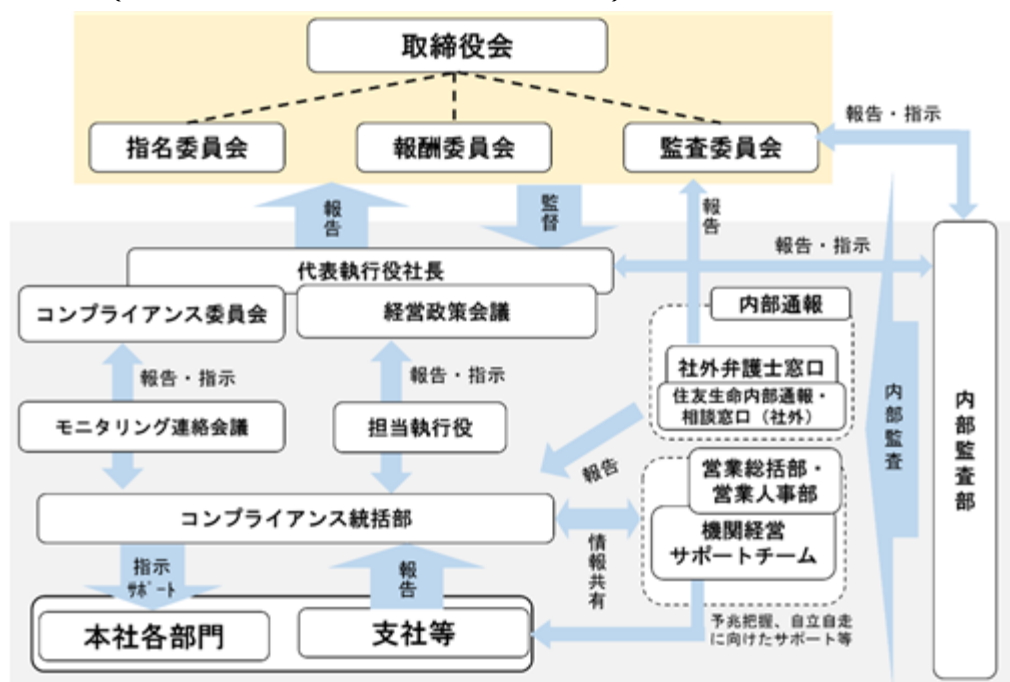
マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策

金融システムの健全性の維持に資するべく、法令等や外部環境を踏まえたリスクベースのマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策を下記のコンプライアンス推進体制の下で実施しています。

内部通報制度

法令・規定に違反する行為の早期発見と是正を図るため内部通報・相談窓口を設置しています。内部通報制度の実効性を高める観点から、通報者が通報を理由として不利益な取扱いを受けないことを明確に定め、電話やWeb等で受け付ける通報・相談窓口に加え、社外弁護士窓口を設置するなど、安心して通報できる環境の整備に取り組んでいます。

(住友生命のコンプライアンス推進体制)



しかし、これらの取組みにもかかわらず、法令違反による処分や重大な訴訟の発生、個人情報情報の漏洩等、コンプライアンス上の問題が生じた場合には、損害賠償の支払等の直接的な支出が発生する可能性があるほか、住友生命の信用力が低下し、業績に悪影響を与える可能性があります。

()リスク管理

住友生命では、健全な財務基盤を確保し、ご契約いただいたお客さまに保険金等を确实且つ適切にお支払いするため、経営を取り巻くさまざまなリスクを把握・分析し、適切なリスクコントロールを行っています。具体的には、「保険引受リスク」「流動性リスク」「資産運用リスク」「オペレーショナル・リスク」等、それぞれのリスク特性に応じたリスクコントロールを行っており、リスク管理態勢の整備・高度化にも取り組んでいます。

リスク管理に関する方針、規程等

取締役会等において、リスク管理態勢等に関する方針を定めたリスク管理方針(注)や、これらの管理方針に基づき具体的なリスク管理手法等を定めたリスク管理規程等を定めています。

(注)「グループリスク管理方針」、「統合的リスク管理方針」及びリスク・カテゴリーごとのリスク管理方針

リスク管理体制

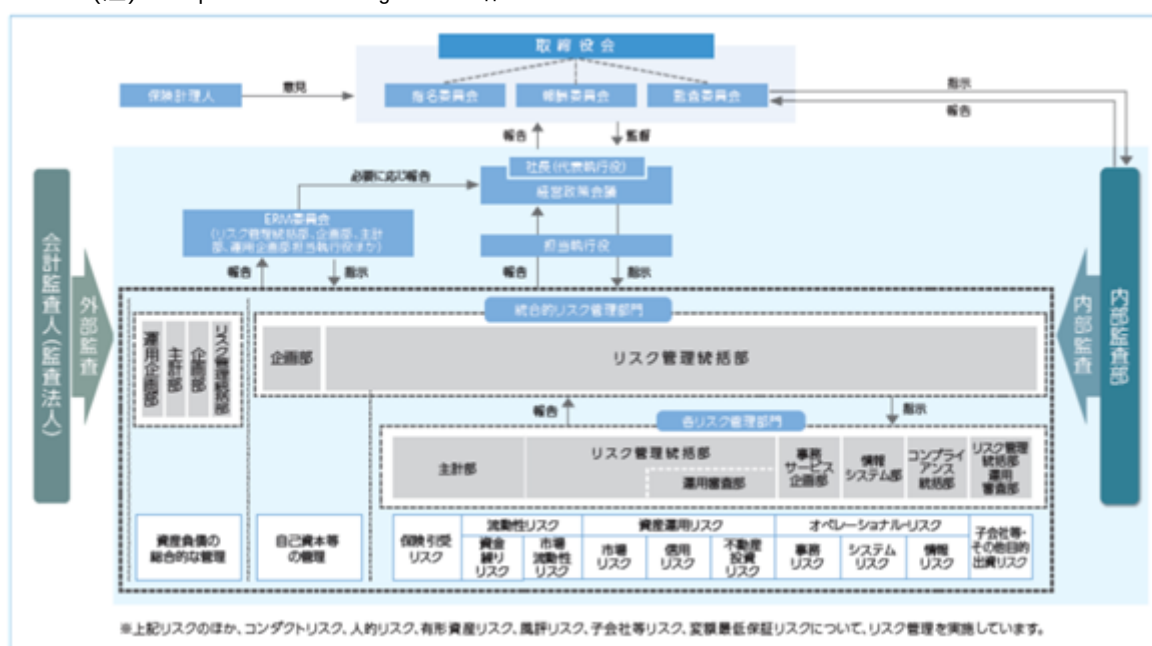
取締役会等は、リスク管理方針等に基づき、リスク状況について報告を受け、統合的リスク管理態勢の実効性の評価、問題点等の検証を行っています。

リスク管理統括部と各リスク管理部門は、リスク管理方針等に基づき、適切に連携し、本社、支社、子会社等及び外部委託先の各リスクを管理する態勢としています。

また、ERM(注)委員会は、各種リスク状況を適切にモニタリングし、リスク管理に関する部門横断的な課題対応やERMの経営への活用等について審議を行っています。

更に、リスク管理について内部監査や外部監査による検証を受けることで一層の適切性・有効性の確保を図っています。

(注)Enterprise Risk Managementの略



統合的リスク管理

様々なリスクを全社的な観点から統合的に評価し、経済価値ベースで自己資本等と比較するなど、グループ全体も含めリスク状況を適時適切にモニタリングすること等を通じて、事業全体としてリスクをコントロールする統合的リスク管理・運営を行っています。

また、統合的リスク管理の枠組みを支えるリスク文化の醸成に努めています。

統合的リスク管理等の取組状況は、ORSA(注)レポートとして体系的に取りまとめ、統合的リスク管理の高度化等に活用しています。

(注)Own Risk and Solvency Assessmentの略

重要なリスクの管理

住友生命に極めて大きな影響を及ぼす可能性のある事象を網羅的に把握し、取締役会等の議論を通じて、重要なリスクとして特定しています。特定した重要なリスクの状況や影響度を定期的に評価・モニタリングを行い、必要に応じてリスク管理プロセスに反映しています。

重要なリスク（2024年度）

- ・ 国内外の金融市場の大幅な変動
- ・ サイバーリスク
- ・ 大規模なシステム障害
- ・ ブランドの毀損につながるお客さま利益を損なう行為の発生
- ・ 大規模な災害（巨大地震・パンデミック）の発生
- ・ 大規模な事務ミスの発生
- ・ 国内外の法規制の改正
- ・ 環境変化への対応不十分

ストレス・テストの実施

統合的リスク管理におけるリスク計測モデルでは把握が困難な事象として、重要なリスクを踏まえ、大規模な自然災害や金融市場の大きな混乱といった最悪のシナリオを想定したストレス・テストを実施し、健全性に与える影響を分析しています。

ストレス・テストの結果は、取締役会等に報告され、経営戦略上の対応や財務基盤の強化等の検討に役立てています。

ALM体制

ALMとは、資産（Asset）と負債（Liability）を総合的に管理（Management）することをいいます。生命保険会社における負債の大半は、将来の保険金等をお支払いするために積み立てている責任準備金であり、市場環境等の悪化時にも保険金等のお支払いを確実に行うため、資産と負債を適切に管理することが重要となります。

ERM委員会において、負債特性を踏まえた資産運用戦略や金利リスクの状況等のALMに関する重要事項について審議を行い、リスクを適切にコントロールしつつ、収益の向上を図っています。

リスクの定義

リスクの種類		リスクの定義
保険引受リスク		経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスク
流動性リスク	資金繰りリスク	想定外の資金流出等により資金繰りが悪化し、資金確保に通常よりも著しく低い価格での取引等を余儀なくされ、損失を被るリスク
	市場流動性リスク	市場の混乱等により取引機会が消失したり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされ、損失を被るリスク
資産運用リスク	市場リスク	金利、為替、株価等の変動により、保有する資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスク
	信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、保有する資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスク
	不動産投資リスク	賃貸料等の不動産収益の減少や不動産価格の下落により損失を被るリスク、及び不動産に関する事故の発生等により、損失を被るリスク
オペレーショナル・リスク	事務リスク	正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスク
	システムリスク	コンピュータシステムのダウン若しくは誤作動等のシステム不備等、又はコンピュータの不正使用等により、損失を被るリスク
	情報リスク	顧客情報等の漏えい、滅失、毀損等により、損失を被るリスク
子会社等・その他目的出資リスク		国内外の子会社・関連法人等への出資金がき損し、損失を被るリスク

(注) 上記リスクのほか、コンダクトリスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク、子会社等リスク、変額最低保証リスクについて、リスク管理を実施しています。

保険引受リスク

保険商品の開発に際して、保険事故発生率の不確実性等、内在するリスクの分析・評価をするとともに、保険料等の価格設定においては、基礎データの信頼度を考慮した計算基礎率の設定等により、将来の保険金等のお支払いが確実に履行できるよう十分配慮しています。

また、被保険者の健康状態等に応じた引受基準の設定にあたり、保険事故の実際発生率の検証等により、保険商品の基礎率等に応じて適切に設定されていることを確認しています。

更に、保険商品の発売後においては、収支状況、保険事故発生率の状況、将来収支予測及びリスク量の計測等のモニタリングを行っています。

これらの情報をもとに、保険引受リスクの顕在化がみられる場合には、関連各部署とともに適時適切な対応を講じています。

再保険について	
項目	内容
再保険を付す際の方針	保有する保険引受リスクの内容、規模、集中度等を踏まえ、リスクの分散又は収益の安定化等が必要な場合に、再保険を活用することとしています。
再保険を引き受ける際の方針	保険引受リスクが経営に影響を与えない範囲内で、リスクの特性及び収益性等を踏まえ、再保険の引受けを行うこととしています。
再保険カバーの入手方法	出再先の選定に際しては、格付等により出再先の信用力を踏まえるとともに、移転させるリスクの特定の出再先への集中の状況について留意しています。

流動性リスク

資金繰りリスクについては、会社全体のキャッシュ・フローを一元的に把握し、常に一定額以上の余裕資金を準備することにより対応しています。また、資金繰りの逼迫度に応じてとるべき対応策を定め、流動性危機時等における対応体制を構築しています。

市場流動性リスクについては、資産ごとの市場規模等に基づき、一定期間内におけるキャッシュ化可能額を推計し、不測の事態に対処できるよう努めています。

資産運用リスク

資産運用ポートフォリオ全体、及び運用目的に応じて区分した各ポートフォリオについて、リスク量としてVaR(注)を計測し、それぞれに設定したリスクリミットと比較することで、リスク状況をモニタリングしています。資産運用リスクを構成する市場リスク、信用リスク及び不動産投資リスクについても、リスク量とリスクリミットを比較することなどにより、リスクの把握・管理に努めています。

また、信用リスクを有する主な資産（公社債、貸付金等）においては、個別投融資先に対し信用力に応じた社内格付を付与するとともに、定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しています。

不動産への投資においては、投資利回り及び収益予測の検証を行い、投資対象を選別するとともに、保有物件の立地、用途等の観点から不動産ポートフォリオの分散を図っています。また、空室の解消や計画的・効果的な営繕工事等を通じて物件価値向上・事故の未然防止のための取り組みを行っています。

(注) VaR（バリュー・アット・リスク）：過去の株価や金利などの変動率をリスクの大きさと捉え、現在保有する資産・負債ポートフォリオに過去の変動率を当てはめて理論的に算出した、一定の確率の下で生じる最大損失金額。

オペレーショナル・リスク

(a) 事務リスク

事務リスク管理においては、業務の健全且つ適切な運営を図るため、各組織が社内規定等を踏まえて事務を執行し、それに伴うリスクを自律的に管理するとともに、内部監査部による確認もあわせて行っています。

また、事務リスク管理部門は、PDCAサイクル(注)の継続的実践による全社的な事務リスク管理に努め、各組織は、事務リスクの未然防止に取り組むとともに、誤った事務処理等が発生した場合には、お客さま対応、原因分析、再発防止策の策定を、的確且つ速やかに行うよう努めています。

(注) PDCAサイクル：Plan（計画）、Do（実施・実行）、Check（点検・評価）、Action（処置・改善）のサイクルを繰り返すことで継続的な業務改善を行う仕組み。

(b) システムリスク

システムリスク管理においては、業務・サービスを根幹で支え、大切なお客さまの情報を管理しているコンピュータシステムの安定的且つ安全な稼働を確保するために、「セキュリティポリシー」及び「システムリスク管理方針」に基づいた各種対策の実施とシステムの運行管理に努めています。具体的には、故障・障害等の発生に備えたバックアップの仕組みやシステム開発保守態勢の整備のほか、大規模災害等に備えバックアップセンターを設置するなど、体制の維持・確保に取り組んでいます。

年々巧妙化・深刻化するサイバー攻撃のリスクに備えるため、サイバーリスクを経営上の重要なリスクとして認識し、サイバーセキュリティ確保に係る対応方針、取組計画を定めて人員・予算の確保に努めるとともにリスク状況について定期的に経営政策会議で議論し、継続的にサイバーセキュリティ対策のレベルアップを図っています。

システム開発やサービス提供にあたって適切なサイバーセキュリティ対策の実施に努め、特にインターネットを介したサービスを安心してご利用いただけるよう、お客さま情報の漏えいやシステムへの不正アクセス防止対策など多層的な防御策を実施しています。また、早期検知・対応・復旧を重視したサイバーセキュリティ強化にも取り組んでいます。

サイバーセキュリティに関する専門的な責任者であるサイバーセキュリティ統括責任者のもとで対応を整備の上、技術的対策の実施、サイバーセキュリティ専門人材の育成、継続的な社内教育に取り組むとともに、社内横断的なサイバーセキュリティ対応組織「CSIRT（注）」を設け、サイバー攻撃のモニタリング状況の共有、定期的なサイバー攻撃発生時の対応演習・訓練の実施などを通じて、有事の対応力強化にも努めています。更には、委託先のサイバーセキュリティ対策の確認などサプライチェーン対策に努めています。

また、関係官庁や一般社団法人金融ISAC等のセキュリティに関する情報機関と連携し、積極的に情報共有を行うなど、自助・共助の取組みを推進し、社会全体でのサイバーセキュリティ対策向上に取り組んでいます。

(注) Computer Security Incident Response Team

(c) 情報リスク

情報リスク管理においては、顧客情報等が漏えいし、お客さまの大切な権利・利益や住友生命の健全な業務運営が損なわれることがないように、「セキュリティポリシー」及び「顧客情報等管理方針」に基づいて、顧客情報等を適切に管理しています。

具体的には、取得・保管・送付・廃棄等の各段階における顧客情報等の適切な取扱いを社内規定として明確化し、これらのルールを社内通知や社内研修等の機会を通じて役職員に周知徹底するとともに、各組織の情報管理状況を把握し、必要な対策を講じています。

このような顧客情報等の安全管理状況については、内部監査部が実施する内部監査でも適宜確認しており、確認結果に基づき安全管理措置の充実・強化に取り組んでいます。

(d) その他のオペレーショナル・リスク

上記のほか、コンダクトリスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクを管理対象としています。

コンダクトリスクについては、「法令等への不適切な対応、お客さま視点の欠如等により、お客さま本位の業務運営が適切に行われず、将来の大きな損失につながるリスク」と規定し、社内研修等を通じて、リスク管理の観点からも、お客さま本位の業務遂行を全職員に徹底しています。

子会社等・その他目的出資リスク

国内外の子会社・関連法人等への出資金の株価や為替の変動によるリスク、所在国のントリーリスク（外貨事情、政治・経済情勢等）のモニタリングを実施しています。

大規模災害等への対策について

住友生命では、大規模な災害や深刻な風評被害等が発生した場合に備えて「危機管理規程」を定め、更に「大規模災害等対策マニュアル」で大規模災害発生時の会社の意思決定・事務遂行能力維持のための体制・手順等を規定しています。また、本社機能が停止する等、通常の方法では保険金の支払等の重要業務の継続が困難となった場合に備えて、「業務継続計画（BCP）」を定めており、具体的な対応を「業務継続マニュアル」に規定しています。

実際に、東日本大震災や平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、新型コロナウイルス感染症においては、発生後迅速に危機対策本部を立ち上げ、社内外の被害状況の確認や、お客さまへのご連絡・お見舞い訪問、保険金等のお支払いなど、迅速かつ適切な対応を実施しました。

これからもお客さまの信頼にお応えすることができるよう、毎年計画に基づいて訓練を実施し、その結果から随時マニュアルを見直し・改定する等、維持・向上に努めていきます。

しかし、住友生命におけるこれらのリスク管理にもかかわらず、保険料率の設定ミスによる損失の発生や、解約の急激な増加による資金繰りの悪化、リスク許容度を越えたリスク性資産への投資による資産運用損の発生、大規模なコンピュータシステムのダウンなどのリスクが顕在化した場合には、住友生命の業績に悪影響を与える可能性があります。

(x) ERM経営の推進

ERMの考え方

住友生命では、「ERM経営の推進」を住友生命のサステナビリティ重要項目（マテリアリティ）の一つである「サステナビリティを支える経営体制」に対する取組項目の一つと位置付けています。

具体的には、ERM経営（及びリスク管理）の推進に取り組み、リターン・リスク・資本についてより一体的な管理を進めることで、事業の持続可能性を確保していくとともに、お客さま（社員）への安定した配当還元を推進していきます。

ERMの経営への活用

上記ERMの考え方に基づき、「資本を有効活用して、どのようなリスクをどの程度のリスク量まで取ってリターンを獲得するのか」という経営上のリスク選好（定性面・定量面）を明確化した「リスクアペタイト・ステートメント」を策定した上で、「リスク選好と整合的な経営計画の策定(Plan)→経営施策の執行(Do)→計画の進捗状況のモニタリング(Check)→必要に応じた計画等の見直し(Action)」という「PDCAサイクル」を通じて、ERMの更なる高度化を図っています。

(x) 個人情報の保護について

住友生命は、お客さまの個人情報は、住友生命が業務上必要な範囲でお預かりしたお客さまの大切な財産であると認識しており、「個人情報の保護に関する法律」を遵守して、適正に取り扱っています。

具体的には、まず、「住友生命グループ行動規範」において、お客さま情報を厳正に管理することを定め、その上で、個人情報の管理体制や適切な取扱いについて「顧客情報等管理方針」「セキュリティポリシー」等に明確に定めています。

また、個人情報を適正に収集させていただくことや、住友生命における個人情報の利用目的を特定し、この利用目的を達成するために必要な範囲に限り個人情報を取り扱うことを徹底するなど、「個人情報の保護に関する法律」にも確実に対応しています。

これらの個人情報保護に関する方針や取組みは、「個人情報保護に関する基本方針」としてまとめ、住友生命ホームページ等で公表しています。

住友生命では、雇用契約時等において個人情報に関する非開示契約を締結する等、役職員の守秘義務を明確にした上で、個人情報にアクセスできる者を業務上必要最小限の範囲の者に限定して、個人情報の漏えい等を防止するために各種のセキュリティ対策を講じています。例えば、営業職員が使用する営業用携帯端末(SumiseiLief)や個人情報を管理するオンラインシステム等について、ID・パスワード等による本人識別・認証を確実に実施するとともに、アクセスできる個人情報の範囲についても、業務に応じて適切なコントロールを実施する等、アクセスの厳正管理を実施しています。

また、外部からの不正アクセス等を防止するための各種の安全管理措置も講じています。

これらの取組みにもかかわらず、個人情報が漏洩した場合は住友生命への信頼が損なわれ、新契約の減少や解約の増加等により、住友生命の業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

(x) 保険財務力格付

本届出書提出日現在において、住友生命は、株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・ジャパン株式会社(Moody's)、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(S&P)及びフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(Fitch)に依頼し、保険財務力格付等の格付を取得しています。この他、住友生命の依頼に基づかない、いわゆる勝手格付も存在します。

今後、住友生命の支払余力、収益力、資産の質などの悪化により格付が引き下げられた場合、新契約の減少や解約の増加等により、住友生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

かかるリスクに備え、住友生命では、中長期的な収支及び健全性の向上に向けた取組みを行っています。しかしながら、かかる取組みによって上記リスクが消滅するわけではなく、当該取組みについて十分な成果をあげることができない場合、住友生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、これらの保険財務力格付等は、本社債に関する利息の利払日における支払と元金の償還日における全額償還の安全性についての格付とは異なるものであることにご留意下さい。

6【住友生命2023年度決算】

住友生命の2023年度(2023年4月1日～2024年3月31日)の決算は以下のとおりです。なお、以下に掲げられた「2023年度決算のお知らせ」「2023年度決算補足資料」の全部又は一部については、金融商品取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を受けていません。



NEWS RELEASE

2024年5月23日

住友生命保険相互会社

2023年度決算のお知らせ

住友生命保険相互会社（取締役 代表執行役社長 高田 幸徳）の2023年度（2023年4月1日～2024年3月31日）の決算をお知らせいたします。

<目 次>

1. 主要業績	1 頁
2. 2023年度末保障機能別保有契約高	3 頁
3. 2023年決算に基づく社員配当金について	4 頁
4. 2023年度の一般勘定資産の運用状況	13 頁
5. 貸借対照表	23 頁
6. 損益計算書	40 頁
7. 経常利益等の明細（基礎利益）	43 頁
8. 基金等変動計算書	44 頁
9. 剰余金処分案	46 頁
10. 保険業法に基づく債権の状況	46 頁
11. 貸倒引当金の状況	47 頁
12. ソルベンシー・マージン比率	48 頁
13. 2023年度特別勘定の状況	49 頁
14. 保険会社及びその子会社等の状況	51 頁

以 上



1. 主要業績

a. 年換算保険料

(1) 保有契約

区 分	2022年度末		2023年度末	
		前年度末比		前年度末比
個 人 保 険	14,830	99.8	14,777	99.6
個 人 年 金 保 険	7,765	99.1	7,850	101.1
合 計	22,596	99.6	22,627	100.1
うち生前給付保障+医療保障等	5,611	100.5	5,627	100.3
うち生前給付保障	1,875	101.8	1,908	101.8
うち医療保障	3,662	99.9	3,651	99.7

(2) 新契約+転換純増

区 分	2022年度		2023年度	
		前年度比		前年度比
個 人 保 険	861	113.1	740	86.0
個 人 年 金 保 険	233	94.6	340	145.9
合 計	1,094	108.6	1,081	98.8
うち生前給付保障+医療保障等	327	92.9	301	91.8
うち生前給付保障	129	93.2	126	97.7
うち医療保障	198	92.8	175	88.6

(ご参考) 解約+失効

区 分	2022年度		2023年度	
		前年度比		前年度比
個 人 保 険 + 個 人 年 金 保 険	721	103.5	690	95.7

(注)1. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額等）を計上しています。

2. 生前給付保障の年換算保険料は、就労不能・介護給付、認知症給付、特定疾病給付、重度慢性疾患給付、特定重度生活習慣病給付及び保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。

3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

b. 保有契約高及び新契約高

(1) 保有契約高

(単位：千件、億円、%)

区 分	2022年度末				2023年度末			
	件 数	前年度末比	金 額	前年度末比	件 数	前年度末比	金 額	前年度末比
個 人 保 険	8,028	99.5	510,584	94.4	7,912	98.8	479,709	94.0
個人年金保険	3,109	98.8	145,040	98.3	3,085	98.8	142,782	98.4
個人保険＋個人年金保険	11,135	99.3	655,624	95.2	10,977	98.8	622,472	94.9
団 体 保 険	-	-	333,894	100.2	-	-	333,182	99.8
団体年金保険	-	-	28,999	99.4	-	-	27,909	103.4

(注)1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。

3. 団体3大疾病保障保険は、普通死亡の保障がないため、上表の団体保険の保有契約高には計上しておりません。

団体3大疾病保障保険の保有契約の3大疾病保険金額は、2022年度末3,389億円、2023年度末3,875億円です。

(2) 新契約高

(単位：千件、億円、%)

区 分	2022年度						2023年度					
	件 数	前年度比	金 額	前年度比	新契約	転換による純増加	件 数	前年度比	金 額	前年度比	新契約	転換による純増加
個 人 保 険	671	98.4	9,316	194.7	15,151	△5,834	719	107.2	4,952	53.2	12,824	△7,872
個人年金保険	91	98.2	3,800	90.2	3,831	△30	93	101.9	3,980	110.5	4,087	△87
個人保険＋個人年金保険	782	98.1	12,917	147.1	18,782	△5,865	812	108.5	8,932	69.2	18,911	△7,959
団 体 保 険	-	-	814	93.8	814	-	-	-	328	40.3	328	-
団体年金保険	-	-	0	103.8	0	-	-	-	0	30.4	0	-

(注)1. 件数は、新契約に転換後契約及び保障一括見直し後契約を加えた数値です。

2. 転換による純増加には、保障一括見直しによる純増加の金額を含んでいます。

3. 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は、年金支払開始時における年金原資です。

4. 新契約の団体年金保険の金額は第1回収入保険料です。

5. 団体3大疾病保障保険は、普通死亡の保障がないため、上表の団体保険の新契約高には計上しておりません。

団体3大疾病保障保険の新契約の3大疾病保険金額は、2022年度543億円、2023年度521億円です。

c. 主要収支項目

(単位：百万円、%)

区 分	2022年度	前年度比	2023年度	前年度比
保 険 料 等 収 入	2,216,429	103.4	2,182,842	98.5
資 産 運 用 収 益	1,203,013	138.7	1,316,580	109.4
保 険 金 等 支 払 金	1,963,119	111.7	2,031,101	103.5
資 産 運 用 費 用	594,954	529.6	489,848	79.0
経 常 利 益	61,852	42.4	147,276	238.1

d. 剰余金処分

(単位：百万円、%)

区 分	2022年度	前年度比	2023年度	前年度比
当期末処分剰余金	147,987	249.9	69,812	47.0
社員配当準備金繰入額	57,087	97.9	58,355	102.3
純 剰 余 金	90,900	10,100.0	11,267	12.4

e. 総資産

(単位:百万円、%)

区 分	2022年度末		2023年度末	
		前年度末比		前年度末比
総 資 産	35,298,166	96.9	38,201,001	108.2

f. 基礎利益

(単位:百万円、%)

区 分	2022年度		2023年度	
		前年度比		前年度比
基 礎 利 益	236,366	70.9	261,745	110.7

2. 2023年度末保障機能別保有契約高

(単位:千件、億円)

項 目		個人保険		個人年金保険		団体保険		合 計	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
死亡保障	普 通 死 亡	7,742	476,716	—	—	21,851	333,161	29,593	809,878
	災 害 死 亡	(6,046)	(137,615)	(22)	(995)	(2,273)	(8,274)	(8,342)	(146,886)
	その他の条件付死亡	(—)	(—)	(—)	(—)	(60)	(232)	(60)	(232)
生 存 保 障		170	2,992	3,065	142,762	5	21	3,240	145,776
入院保障	災 害 入 院	(4,279)	(248)	(64)	(3)	(1,190)	(10)	(5,533)	(262)
	疾 病 入 院	(4,278)	(247)	(62)	(2)	(14)	(0)	(4,355)	(251)
	その他の条件付入院	(7,038)	(2,816)	(25)	(2)	(64)	(0)	(7,128)	(2,819)
障 害 保 障		(5,257)	(—)	(20)	(—)	(2,016)	(—)	(7,294)	(—)
手 術 保 障		(4,875)	(—)	(78)	(—)	(—)	(—)	(4,954)	(—)

項 目	団体年金保険		財形保険		財形年金保険		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
生 存 保 障	6,322	27,909	41	1,452	13	282	6,378	29,644

項 目	医療保障保険	
	件 数	金 額
入 院 保 障	143	0

項 目	就業不能保障保険	
	件 数	金 額
就 業 不 能 保 障	—	—

(注)1. ()内の数値は付随保障部分及び特約の保障を表します。

2. 団体保険、団体年金保険、財形保険、財形年金保険及び医療保障保険の件数は被保険者数を表します。

3. 生存保障欄の金額は、個人年金保険、団体保険(年金特約)及び財形年金保険(財形年金積立保険を除く)については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したもの、団体年金保険、財形保険及び財形年金積立保険については責任準備金を表します。

4. 入院保障欄の金額は入院給付日額を表します。

5. 医療保障保険の入院保障欄には、疾病入院に関わる数値を記載しています。

6. 受再保険については、被保険者85千名、金額1113億円です。

3. 2023 年度決算（案）に基づく社員配当金について

2023 年度決算（案）に基づく社員配当率は以下のとおりです。

a. 個人保険、個人年金保険

- (1) 一部の医療保険および生前給付特約の長期継続配当等を増配としました。
- (2) その他の配当については据置きとしました。

b. 団体保険

配当率は据置きとしました。

c. 団体年金保険

＜新企業年金保険、厚生年金基金保険(02)及び確定給付企業年金保険(02)等＞

配当率は、予定利率 0.75%又は 1.25%(解約控除あり)に対する責任準備金に対して 0.00%としました。

＜拠出型企業年金保険(02)＞

配当率は、予定利率 1.25%に対する責任準備金に対して 0.00%としました。

（注）新単位口別利率設定特約部分の責任準備金は含みません。

個人保険、個人年金保険について受取金額を例示しますと、以下のとおりです。

<例1>3年ごと配当付特約組立型保険(健康増進乗率適用特約、生活障害収入保障特約(20年タイプ)付加契約)

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、(生活)収入保障年金年額150万円

特定重度生活習慣病保険金額150万円、総合医療特約 日額1万円

入院保障充実特約(09) 給付金額10万円

加入年度 (経過年数)	保険料(*) (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金+配当金]
3年ごと配当タイプ			
2018年度 (6年)	124,692 円	(224) 16,422 円	20,328,000 円

(*)保険料は割引率が15%の場合の金額です。

<例2>最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険(生活障害収入保障特約(20年タイプ)付加契約)

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、(生活)収入保障年金年額150万円

特定重度生活習慣病保険金額150万円、総合医療特約 日額1万円

入院保障充実特約(09) 給付金額10万円

加入年度 (経過年数)	保険料 (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金+配当金]
3年ごと配当タイプ			
2015年度 (9年)	149,820 円	(46,785) 48,885 円	15,658,500 円

<例3>最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険(*1)(新介護収入保障特約(10回タイプ)付加契約(*2))

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、年金年額240万円

総合医療特約(*3) 日額1万円、入院保障充実特約(09)(*4) 給付金額10万円

加入年度 (経過年数)	保険料(*5) (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金+配当金]
3年ごと配当タイプ			
2012年度 (12年)	246,288 円	(395) 395 円	23,522,400 円
2009年度 (15年)	203,460	(31,523) 31,523	22,519,200
2006年度 (18年)	206,340	(54,092) 54,092	22,519,200

(*1)2006年度契約は最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険とします。

(*2)2006年度契約および2009年度契約は新介護収入保障特約(20年タイプ)とします。

(*3)2006年度契約および2009年度契約はそれぞれ災害入院特約(01)、疾病医療特約(01)、入院治療重点保障特約付加契約とします。

(*4)2006年度契約は通院特約(04)付加契約とし、日額は3千円とします。2009年度契約は入院保障充実特約付加契約とし、給付金額は3万円とします。

(*5)保険料は45歳時に災害・疾病関係特約を更新した後の金額です。

(注)1. 保険料、保険金額は主契約(保険ファンド)部分を除いた金額です。

2. 「死亡契約」欄は、契約応当日以後死亡の場合の受取金額を示します。

<例1>、<例2>および<例3>については、年金の現価相当額を示します。

3. 「受取金額」欄の()内の数字は、前年度配当率に基づいて計算した場合を示します。

<例4>定期付終身保険10倍型(10年更新型)

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金2,000万円(うち終身部分200万円)

災害入院特約(01)、疾病医療特約(01) 日額1万円、通院特約 日額3千円

加入年度（経過年数）	保険料(*) (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配 当 金]	死亡契約 [保険金+配当金]
毎年配当タイプ			
1996年度（28年）	358,296 円	(50,474) 50,474 円	20,000,000 円

(*)保険料は55歳時に更新した後の金額です。

<例5>定期付終身保険10倍型(10年更新型)

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金2,000万円(うち終身部分200万円)

加入年度（経過年数）	保険料（*1） （年換算）	受取金額	
		継続中の契約 〔配当金（*2）〕	死亡契約 〔保険金＋配当金〕
毎年配当タイプ			
1994年度（30年）	265,512 円	(122,972) 122,972 円	20,000,000 円

(*)保険料は55歳時に更新した後の金額です。

(*2)定期保険特約は保険期間満了時につき配当を2回分お支払いします。

<例6>定期保険(10年更新型)

45歳加入、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金1,000万円

総合医療特約 日額1万円、入院保障充実特約(09) 給付金額10万円

加入年度（経過年数）	保険料 (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 〔配当金〕	死亡契約 〔保険金＋配当金〕
5年ごと利差配当タイプ			
2014年度（10年）	136,080 円	(56,868) 63,168 円	10,000,000 円

<例7>養老保険

30歳加入、30年満期、男性、口座振替料率、月払、保険金100万円

加入年度（経過年数）	保険料 （年換算）	受取金額	
		継続中の契約 〔配 当 金〕	満期・死亡契約 〔保険金＋配当金〕
5年ごと利差配当タイプ			
2014年度（10年）	33,360 円	（ 3,812） 3,812 円	死亡 1,000,000 円
2009年度（15年）	31,656	（ 0） 0	死亡 1,000,000
2004年度（20年）	31,656	（ 0） 0	死亡 1,000,000
1999年度（25年）	30,132	（ 0） 0	死亡 1,000,000
毎年配当タイプ			
1994年度（30年）	25,272	— —	満期(1,000,000) 1,000,000

(注) 1.「死亡契約」、「満期・死亡契約」欄は、満期又は契約応当日以後死亡の場合の受取金額を示します。

2.「受取金額」欄の()内の数字は、前年度配当率に基づいて計算した場合を示します。

個人保険、個人年金保険についての配当金の計算は、以下のとおりです。

< 3年ごと配当タイプ〔販売名称：プライムフィット・ライブワン・Qパック〕 >

2003年度、2006年度、2009年度、2012年度、2015年度、2018年度及び2021年度にご契約いただいた3年ごと配当保険が、今年度に3年ごとの契約応当日を迎えるため、配当対象となります。

配当金は、以下のa、bの合計額です。
ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

a. 利差益配当〔据置〕

各年度の責任準備金に以下の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額（定期保険特約等の特約部分）

（例示）2003年度契約、2006年度契約、2009年度契約及び2012年度契約（予定利率1.65%）の利差益配当率の推移

決算年度	配当基準 利回り	予定利率	利差益 配当率
2021年度	1.60%	1.65%	△0.05%
2022年度	1.60%		△0.05%
2023年度	1.60%		△0.05%

2015年度契約（予定利率1.25%）の利差益配当率の推移

決算年度	配当基準 利回り	予定利率	利差益 配当率
2021年度	1.60%	1.25%	0.35%
2022年度	1.60%		0.35%
2023年度	1.60%		0.35%

2018年度契約及び2021年度契約（予定利率0.65%）の利差益配当率の推移

決算年度	配当基準 利回り	予定利率	利差益 配当率
2021年度	1.20%	0.65%	0.55%
2022年度	1.20%		0.55%
2023年度	1.20%		0.55%

b. 長期継続配当 [増配]

①契約後経過6年以降(*1)の3年ごとの契約応当日に、その保険料(年換算)(*2)に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

(例示) 男性の場合

保険種類			契約時の年齢	
			30歳	50歳
定期保険特約(18)	2018年8月2日以降契約	6年経過時	0.00%	0.00%
定期保険特約	2007年4月2日以降 2018年8月1日以前契約	9年経過時	20.00%	50.00%
		12年経過時	8.00%	20.00%
		15年経過時	12.00%	30.00%
新介護収入保障特約	2007年4月1日以前契約	18年経過時	21.00%	46.50%
	2013年4月2日以降契約	9年経過時	20.00%	40.00%
	2007年4月2日以降	12年経過時	12.00%	20.00%
	2013年4月1日以前契約	15年経過時	18.00%	30.00%
特定疾病保障定期 保険特約 重度慢性疾患保障 保険特約	2007年4月2日以降契約	18年経過時	27.00%	46.50%
		9年経過時	10.00%	20.00%
		12年経過時	4.00%	8.00%
	2007年4月1日以前契約	15年経過時	6.00%	12.00%
生活障害収入保障特約	2007年4月1日以前契約	18年経過時	10.50%	20.25%
特定重度生活習慣病保障特約		6年経過時	11.00%	4.00%
		6年経過時	12.00%	21.00%

②災害・疾病関係特約の一部については、契約後経過6年以降(*1)の3年ごとの契約応当日に、その入院給付日額等に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

(例示) 日額1,000円あたり 30歳加入の場合

保険種類			男性	女性
災害入院特約(01) (本人型)	2007年4月2日以降契約	15年経過時	399円	567円
	2007年4月1日以前契約	18年経過時	399円	567円
疾病医療特約(01) (本人型)	2007年4月2日以降契約	15年経過時	441円	0円
	2007年4月1日以前契約	18年経過時	0円	0円
総合医療特約	2018年8月2日以降契約	6年経過時	1,320円	0円
	2018年8月1日以前契約	9年経過時	1,673円	560円
		12年経過時	938円	196円

(例示) 保険料(年換算)(*2)あたり

保険種類			男性	女性
新先進医療特約	2021年4月2日以降契約	6年経過時	0.00%	0.00%
	2018年8月2日以降	6年経過時	248.40%	248.40%
	2021年4月1日以前契約			
	2018年8月1日以前契約	6年経過時	150.00%	150.00%
		9年経過時	112.50%	112.50%
		12年経過時	75.00%	75.00%

(*1)更新後の場合を含みません。ただし、更新後の新先進医療特約は対象とします。

(*2)健康増進乗率適用特約を付加した保険契約の場合、割引・割増前の保険料(健康増進乗率適用特約を付加していない場合の保険料)とします。

<5年ごと利差配当タイプ>

1999年度、2004年度、2009年度、2014年度及び2019年度にご契約いただいた5年ごと利差配当付保険が、今年度に5年ごとの契約応当日を迎えるため、配当対象となります。

配当金は、以下のa、bの合計額です。

ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

a. 利差益配当〔据置〕

各年度の責任準備金に以下の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額

（例示）1999年度契約（予定利率2.15%）の利差益配当率の推移

決算年度	配当基準 利回り	予定利率	利差益 配当率
2019年度	1.15%	2.15%	△1.00%
2020年度	1.15%		△1.00%
2021年度	1.15%		△1.00%
2022年度	1.15%		△1.00%
2023年度	1.15%		△1.00%

2004年度契約及び2009年度契約（予定利率1.65%）の利差益配当率の推移

決算年度	配当基準 利回り	予定利率	利差益 配当率
2019年度	1.60%	1.65%	△0.05%
2020年度	1.60%		△0.05%
2021年度	1.60%		△0.05%
2022年度	1.60%		△0.05%
2023年度	1.60%		△0.05%

2014年度契約（予定利率1.25%）の利差益配当率の推移

決算年度	配当基準 利回り	予定利率	利差益 配当率
2019年度	1.60%	1.25%	0.35%
2020年度	1.60%		0.35%
2021年度	1.60%		0.35%
2022年度	1.60%		0.35%
2023年度	1.60%		0.35%

2019年度契約（予定利率0.65%）の利差益配当率の推移

決算年度	配当基準 利回り	予定利率	利差益 配当率
2019年度	1.20%	0.65%	0.55%
2020年度	1.20%		0.55%
2021年度	1.20%		0.55%
2022年度	1.20%		0.55%
2023年度	1.20%		0.55%

ただし、下記の契約については、上記にかかわらず以下のとおりとします。

対象	利益配当率	例示
一時払養老保険	0%	予定利率1.00%の契約…0%
一時払個人年金保険	0%	予定利率1.00%の契約…0%
1988年7月2日以降の一時払終身保険	0%	予定利率1.40%の契約…0%

b. 長期継続配当 [増配]

- ①契約後経過 10 年以降(*1)の 5 年ごとの契約応当日に、その保険料（年換算）(*2)に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

(例示) 男性の場合

保険種類			契約時の年齢	
			30 歳	50 歳
定期保険（特約）	2018 年 8 月 2 日以降契約	10 年経過時	0.00%	0.00%
	2007 年 4 月 2 日以降	10 年経過時	28.00%	70.00%
	2018 年 8 月 1 日以前契約	15 年経過時	20.00%	50.00%
	2007 年 4 月 1 日以前契約	20 年経過時	57.50%	77.50%
新介護収入保障特約	2013 年 4 月 2 日以降契約	10 年経過時	28.00%	56.00%
	2007 年 4 月 2 日以降	15 年経過時	30.00%	50.00%
	2013 年 4 月 1 日以前契約	20 年経過時	62.50%	67.50%
特定疾病保障定期 保険（特約）	2007 年 4 月 2 日以降契約	10 年経過時	14.00%	28.00%
		15 年経過時	10.00%	20.00%
重度慢性疾患保障 保険（特約）	2007 年 4 月 1 日以前契約	20 年経過時	28.75%	33.75%
生活障害収入保障特約		10 年経過時	55.00%	20.00%
特定重度生活習慣病保障特約		10 年経過時	60.00%	105.00%

- ②災害・疾病関係特約等の一部については、契約後経過 10 年以降(*1)の 5 年ごとの契約応当日に、その入院給付日額等に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

(例示) 日額 1,000 円あたり 30 歳加入の場合

保険種類			男性	女性
災害入院特約(01) (本人型)	2007 年 4 月 2 日以降契約	15 年経過時	665 円	945 円
	2007 年 4 月 1 日以前契約	20 年経過時	700 円	840 円
疾病医療特約(01) (本人型)	2007 年 4 月 2 日以降契約	15 年経過時	735 円	0 円
	2007 年 4 月 1 日以前契約	20 年経過時	0 円	0 円
総合医療特約	2018 年 8 月 2 日以降契約	10 年経過時	1,540 円	0 円
	2018 年 8 月 1 日以前契約	10 年経過時	2,961 円	980 円

(例示) 保険料（年換算）(*2)あたり

保険種類			男性	女性
新先進医療特約	2021 年 4 月 2 日以降契約	10 年経過時	0.00%	0.00%
	2018 年 8 月 2 日以降	10 年経過時	248.40%	248.40%
	2021 年 4 月 1 日以前契約	10 年経過時	150.00%	150.00%
	2018 年 8 月 1 日以前契約	10 年経過時	150.00%	150.00%

(*1)更新後の場合を含みません。ただし、更新後の新先進医療特約は対象とします。

(*2)健康増進乗率適用特約を付加した保険契約の場合、割引・割増前の保険料(健康増進乗率適用特約を付加していない場合の保険料)とします。

<毎年配当タイプ>

配当金は、以下のa、b、c、dの合計額です。
ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

a. 利差益配当〔据置〕

責任準備金に、予定利率に応じた利差益配当率を乗じた額

対象	利差益配当率	例示
予定利率1%未満の契約	1.20%－予定利率	予定利率0.55%の契約… 0.65%
予定利率1%以上2%以下の契約	1.60%－予定利率	予定利率1.50%の契約… 0.10%
予定利率2%超の契約	1.15%－予定利率	予定利率5.00%の契約…△3.85%

ただし、下記の契約については、上記にかかわらず以下のとおりとします。

対象	利差益配当率	例示
1985年8月1日以降の一時払養老保険	0%	予定利率1.75%の契約… 0%
1988年7月2日以降の一時払個人年金保険	0%	予定利率1.50%の契約… 0%
1988年7月2日以降の一時払終身保険	0%	予定利率2.00%の契約… 0%

(変額年金の年金開始後・年金繰下げ期間中の利差益配当は0円)

b. 死差益配当〔据置〕

危険保険金に被保険者の年齢、性別、予定死亡表及び配当回数の区別に応じた死差益配当率を乗じた額

(例示) 危険保険金額100万円あたり 終身保険、男性の場合

契約年度	40歳	50歳	60歳
1985年4月2日以降 1990年4月1日以前	450円	1,570円	4,060円
1990年4月2日以降 1996年4月1日以前	390円	1,400円	3,220円

c. 災害・疾病特約配当〔増配〕

災害・疾病関係特約が付加されている場合には、被保険者の年齢、性別及び保険種類に応じた額

(例示) 日額 1,000 円あたり 40 歳の場合

保険種類		男性	女性
新疾病医療特約(87) (本人型)		580 円	0 円
新災害入院特約(87) (本人型)		300 円	420 円
総合医療特約	2018 年 8 月 2 日以降契約	240 円	0 円
	2018 年 8 月 1 日以前契約	410 円	290 円

(例示) 1 件あたり

保険種類		男性	女性
新先進医療特約(*)	2021 年 4 月 2 日以降契約	0 円	0 円
	2018 年 8 月 2 日以降	1,476 円	1,476 円
	2021 年 4 月 1 日以前契約		
	2018 年 8 月 1 日以前契約	540 円	540 円

(*) 費差益配当の額を含みます

d. 費差益配当〔据置〕

保険金に費差益配当率を乗じた額(保険料払込中の保険契約)
ただし、配当回数 1 回目においては、これを 0 円とします。

(例示) 1990 年 4 月 2 日以降、1993 年 4 月 1 日以前の契約

養老保険及び終身保険の場合…保険金 100 万円あたり 250 円

定期保険特約の場合 …保険金 100 万円あたり 200 円

さらに、配当回数 4 回目以降の保険契約においては、以下の上乗せを行います。

保険金額ランクによる上乗せ	保険金額 100 万円あたり
配当回数 5 回目ごと（配当回数 5 回目、10 回目、15 回目…）に 総保険金額が 2,000 万円を超える部分	300 円
総保険金額が 3,000 万円以上 5,000 万円未満の場合	50 円
総保険金額が 5,000 万円以上の場合	100 円

4. 2023年度の一般勘定資産の運用状況

a. 2023年度の資産運用状況

(1) 運用環境

2023年度の日本経済は、個人消費等の内需が弱かったものの、インバウンド需要等に支えられて、緩やかに成長しました。

- ・国内金利は、上半期末にかけて日本銀行の金融政策修正への思惑等により上昇基調で推移しましたが、その後は欧米の金融緩和に対する期待等に応じて一進一退で推移しました。また、2024年3月には、賃金の上昇を伴う2%の物価安定目標の実現の見通しが立ったことをうけ、マイナス金利政策の解除が決定されました。

【30年国債利回り 2023年3月末 1.30% → 2024年3月末 1.78%】

- ・国内株式は、2023年3月の東京証券取引所の要請による企業経営改革への期待、堅調な企業業績等を背景にした海外資金の流入等により大きく上昇し、日経平均株価は34年ぶりに過去最高値を更新しました。

【TOPIX 2023年3月末 2003pt → 2024年3月末 2768pt】

- ・米国金利（10年国債利回り）は、年度前半にはインフレ抑制のための金融引締めが加速したことを受けて上昇しましたが、その後は、景気悪化懸念や先々の利下げ観測等を背景に一進一退で推移しました。

【米国10年国債利回り 2023年3月末 3.47% → 2024年3月末 4.20%】

- ・外国為替相場は、上半期末にかけて日米の金利差拡大などを背景にドル高円安が進みましたが、その後は金利差縮小の見通しもあり一旦円高方向で推移しました。年明けからは良好な米経済指標や日本の低金利継続が意識され、3月に約34年ぶりのドル高円安水準を付けました。

【ドル/円 2023年3月末 132.9円 → 2024年3月末 151.4円】

(2) 運用方針

契約期間が長期にわたる生命保険契約の負債特性に応じて資産を管理するALM（資産負債の総合的な管理）の推進を基本方針として、国内の公社債や貸付金等の円金利資産を中心に投資を行うことにより、安定的な収益確保と市場環境悪化時においても確実な保険金等のお支払いの実現を図ります。さらに許容されるリスクの範囲内で株式や外国債券等への投資による収益の向上を目指します。

こうした基本方針のもと、一般勘定資産の基本ポートフォリオを「ALM運用ポートフォリオ」と「バランス運用ポートフォリオ」の2つに区分し、それぞれの運用目的に応じて「資産運用収益力向上」と「リスクコントロールの強化」を推進しています。「ALM運用ポートフォリオ」では、保険金等の確実な支払いに資することを目的として、日本国債・国内事業債・国

内融資を中心とした運用により保険契約の負債特性に応じたALMを推進するとともに、為替リスクをとらない外貨建事業債や不動産・インフラエクイティファンド等への投資により、収益力向上を図っています。「バランス運用ポートフォリオ」では、企業価値の持続的向上を目的として、許容されるリスクの範囲内で市場見通しに応じ、株式や為替リスクをとるオープン外債といった流動性の高い資産の運用により収益の上乗せを図っています。また、安定した収益の確保に加え、持続可能な社会の実現に貢献すべく、ESG（※1）を含む中長期的な持続可能性を考慮した資産運用（責任投資）にも取り組んでいます。

（※1. ESG投融資：環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）に対する取組みなどの非財務情報も考慮しつつ、投資先企業等を選別して行う投融資）

（3）運用状況

国内債券については、国内金利が上昇するなか、超長期の日本国債や収益性の高いクレジット資産（社債等）等へ投資を行い、収益力向上に取り組みました。

外国証券は、為替ヘッジコストが高止まっており、収益性の低下した為替ヘッジ付外債を大幅削減し、中期的に投資妙味のある為替ヘッジ付外貨建クレジット資産や為替リスクをとるオープン外債を積み増しました。

国内株式や外国株式については、中期的な収益力の向上を図るため、残高を積み増しました。

貸付金は、再生可能エネルギー関連のプロジェクトファイナンス等への投資を推進しました。

不動産は、環境等に配慮した建築プロジェクトや省エネ改修工事等に取り組むとともに、テナント募集に注力し、保有物件の収益力向上に努めました。

責任投資の観点からは、投資先企業との対話促進や脱炭素社会に向けた資金需要に積極的に対応するため、インフラファンド、グリーンボンド、グリーン認証オフィス等のESGテーマ型投融資を進めました。

b. 資産の構成（一般勘定）

（単位：百万円、％）

区 分	2022年度末		2023年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
現預金・コールローン	2,076,849	6.0	1,474,957	3.9
買入金銭債権	407,646	1.2	479,404	1.3
金銭の信託	14,990	0.0	24,345	0.1
有価証券	28,225,231	81.7	31,789,069	85.0
公 社 債	14,976,500	43.3	14,420,176	38.6
株 式	2,322,637	6.7	3,279,944	8.8
外国証券	10,582,451	30.6	13,560,063	36.3
公 社 債	8,370,096	24.2	10,020,877	26.8
株 式 等	2,212,355	6.4	3,539,186	9.5
その他の証券	343,641	1.0	528,885	1.4
貸付金	2,198,274	6.4	2,164,509	5.8
保険約款貸付	234,873	0.7	226,775	0.6
一般貸付	1,963,401	5.7	1,937,734	5.2
不動産	588,024	1.7	643,568	1.7
うち投資用	403,356	1.2	468,707	1.3
繰延税金資産	493,008	1.4	208,307	0.6
その他の	547,963	1.6	597,969	1.6
貸倒引当金	△867	△0.0	△804	△0.0
一般勘定計	34,551,122	100.0	37,381,328	100.0
うち外貨建資産	9,754,013	28.2	12,080,542	32.3

(注)「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

c. 資産の増減（一般勘定）

（単位：百万円）

区 分	2022年度	2023年度
	金 額	金 額
現預金・コールローン	1,032,339	△601,892
買入金銭債権	97,505	71,758
金銭の信託	10,076	9,354
有価証券	△2,495,764	3,563,838
公 社 債	456,081	△556,324
株 式	△136,671	957,306
外国証券	△2,636,443	2,977,612
公 社 債	△2,360,469	1,650,781
株 式 等	△275,973	1,326,830
その他の証券	△178,731	185,243
貸付金	6,021	△33,764
保険約款貸付	△9,322	△8,098
一般貸付	15,343	△25,666
不動産	31,551	55,543
うち投資用	11,178	65,350
繰延税金資産	204,421	△284,700
その他の	△13,011	50,006
貸倒引当金	58	62
一般勘定計	△1,126,801	2,830,205
うち外貨建資産	△2,906,490	2,326,528

(注)「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

d. 資産運用関係収益（一般勘定）

（単位：百万円、％）

区 分	2022年度		2023年度	
		前年度比		前年度比
利息及び配当金等収入	761,129	114.0	859,455	112.9
預貯金利息	9,883	1254.7	18,623	188.4
有価証券利息・配当金	673,754	113.6	753,948	111.9
貸付金利息	27,127	112.5	32,512	119.9
不動産賃貸料	32,485	101.2	34,941	107.6
その他利息配当金	17,878	104.4	19,429	108.7
金銭の信託運用益	287	75.5	2,861	997.0
有価証券売却益	358,718	535.2	144,673	40.3
国債等債券売却益	9,971	43.2	20,322	203.8
株式等売却益	142,723	669.2	35,820	25.1
外国証券売却益	206,023	910.2	88,531	43.0
有価証券償還益	1,120	63.6	3,398	303.3
為替差益	80,608	81.5	187,958	233.2
貸倒引当金戻入額	48	-	51	105.4
その他運用収益	1,100	40.3	728	66.2
合 計	1,203,013	143.1	1,199,128	99.7

e. 資産運用関係費用（一般勘定）

（単位：百万円、％）

区 分	2022年度		2023年度	
		前年度比		前年度比
支払利息	21,778	210.1	28,965	133.0
売買目的有価証券運用損	-	-	22	-
有価証券売却損	344,998	507.0	115,774	33.6
国債等債券売却損	15,206	65.1	6,430	42.3
株式等売却損	5,896	156.0	10,857	184.1
外国証券売却損	323,894	792.0	98,486	30.4
有価証券評価損	2,690	27.9	3,992	148.4
株式等評価損	2,625	27.2	3,992	152.1
外国証券評価損	65	-	-	-
有価証券償還損	75	-	5	7.7
金融派生商品費用	161,882	-	289,919	179.1
賃貸用不動産等減価償却費	8,950	106.2	9,758	109.0
その他運用費用	48,275	305.0	21,408	44.3
合 計	588,650	524.0	469,848	79.8

f. 資産別運用利回り（一般勘定）

（単位：％）

区 分	2022年度	2023年度
現預金・コールローン	2.86	5.21
買入金銭債権	0.59	0.47
金銭の信託	△1.13	△0.68
有価証券	2.06	2.38
うち公社債	1.44	1.53
うち株式	13.97	6.01
うち外国証券	1.54	3.00
公社債	0.41	3.44
株式等	6.16	1.43
貸付金	1.64	2.06
うち一般貸付	1.38	1.88
不動産	2.23	2.12
うち投資用	3.22	2.93
一般勘定計	1.79	2.10
うち海外投融資	1.27	2.89

（注）1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。

2. 当利回りの算出においては、デリバティブによる損益を分子に含めています。

3. 海外投融資とは、外貨建資産と円貨建資産の合計です。

g. 主要資産の平均残高（一般勘定）

（単位：百万円）

区 分	2022年度	2023年度
現預金・コールローン	1,268,238	1,304,464
買入金銭債権	423,906	531,765
金銭の信託	9,449	15,556
有価証券	28,378,349	28,618,729
うち公社債	14,631,708	14,790,443
うち株式	1,351,763	1,462,639
うち外国証券	11,959,660	11,958,839
公社債	9,609,526	9,299,097
株式等	2,350,134	2,659,742
貸付金	2,139,151	2,265,080
うち一般貸付	1,896,723	2,031,067
不動産	577,575	642,662
うち投資用	400,978	464,303
一般勘定計	34,334,827	34,724,696
うち海外投融資	13,498,138	13,372,842

h. 有価証券の時価情報(一般勘定)

(1) 売買目的有価証券の評価損益

(単位:百万円)

区 分	2022年度末		2023年度末	
	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価損益	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価損益
売買目的有価証券	14,990	28	24,345	2,044

(注) 本表には、金銭の信託等の売買目的有価証券を含んでいます。

(2) 有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外)

(単位:百万円)

区 分	2022年度末					2023年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
満期保有目的の債券	1,631,156	1,739,570	198,413	199,537	△124	1,926,806	2,092,804	166,198	184,790	△16,592
責任準備金対応債券	18,192,906	19,610,612	417,707	975,098	△557,390	19,799,338	19,527,225	△272,100	687,908	△939,909
子会社・関連会社株式	53,077	45,626	△7,451	-	△7,451	43,524	44,050	425	425	-
その他の有価証券	12,881,722	13,260,150	368,428	1,309,032	△934,604	13,740,536	15,113,583	1,372,947	2,288,171	△895,224
公 社 債	3,025,881	2,839,870	△192,011	34,902	△226,913	2,488,781	2,174,180	△394,580	37,573	△432,154
株 式	1,065,126	2,119,405	1,053,280	1,004,853	△48,427	1,323,271	3,072,377	1,749,106	1,774,963	△26,857
外国証券	7,793,747	7,207,489	△496,257	160,382	△656,640	8,950,882	8,835,843	△115,039	407,093	△522,832
公 社 債	6,169,489	5,789,654	△379,835	95,914	△465,750	6,659,920	6,540,941	△117,978	219,599	△331,519
株 式 等	1,644,260	1,418,834	△125,426	64,468	△189,903	2,291,962	2,294,902	2,939	194,053	△191,113
その他の証券	348,157	251,419	9,261	19,658	△16,396	355,876	398,928	43,052	67,063	△19,811
買入金銭債権	295,610	295,712	201	3,238	△3,034	387,043	377,300	△9,743	978	△10,721
譲渡性預金	543,300	543,253	△46	-	△46	255,000	254,953	△47	-	△47
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	27,658,852	28,635,959	977,097	2,478,638	△1,499,540	29,510,192	30,777,063	1,267,470	3,121,196	△1,853,726
公 社 債	16,166,612	16,639,037	367,624	1,015,901	△648,278	14,714,787	14,314,687	△400,099	694,389	△1,094,329
株 式	1,065,954	2,119,958	1,052,994	1,004,853	△48,141	1,324,111	3,072,642	1,749,531	1,775,389	△26,857
外国証券	10,337,417	9,890,578	△446,838	351,989	△798,828	12,473,804	12,358,151	△115,653	599,505	△706,958
公 社 債	8,740,918	8,425,680	△314,237	287,521	△601,758	10,138,858	10,020,494	△118,364	399,452	△517,845
株 式 等	1,696,499	1,463,897	△132,601	64,468	△197,069	2,334,947	2,337,687	2,739	194,053	△191,113
その他の証券	348,157	251,419	9,261	19,658	△16,396	355,876	398,928	43,052	67,063	△19,811
買入金銭債権	295,610	295,712	201	3,238	△3,034	387,043	377,300	△9,743	978	△10,721
譲渡性預金	543,300	543,253	△46	-	△46	255,000	254,953	△47	-	△47
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)1.本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

2.市場価格のない株式等および組合等は本表から除いています。

市場価格のない株式等および組合等の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区 分	2022年度末	2023年度末
子会社・関連会社株式	789,941	1,193,362
その他の有価証券	198,522	261,773
国内株式	21,414	22,762
外国株式	34,558	34,558
その他	142,548	204,452
合 計	988,463	1,455,135

i. 金銭の信託の時価情報（一般勘定）

（単位：百万円）

区 分	2022年度末					2023年度末				
	貸借対照表計上額	時価	差損益	差益	差損	貸借対照表計上額	時価	差損益	差益	差損
金 銭 の 信 託	14,990	14,990	-	-	-	24,345	24,345	-	-	-

(注)時価相当額の算定は、取引金融機関が合理的に算定した価格によっています。

・運用目的の金銭の信託

（単位：百万円）

区 分	2022年度末		2023年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
運 用 目 的 の 金 銭 の 信 託	14,990	28	24,345	2,044

・運用目的以外の金銭の信託

2022年度末、2023年度末ともに残高がないため、記載していません。

（ご参考）

金融商品に係る会計基準における「市場価格のない株式等および組合等」についても

一定の前提をおいて算定した価額を含めた場合の時価情報は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区 分	2022年度末					2023年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
満期保有目的の債券	1,931,196	1,739,670	198,419	198,537	△134	1,928,606	2,092,804	166,198	184,790	△18,592
責任準備金対応債券	13,192,905	13,810,812	417,707	975,068	△557,360	13,799,326	13,627,225	△272,100	687,808	△939,909
子会社・関連会社株式	843,019	879,266	36,235	43,697	△7,461	1,236,988	1,366,097	118,110	118,110	-
その他の有価証券	13,080,244	13,497,116	416,871	1,353,918	△935,144	14,002,409	15,458,404	1,455,994	2,351,609	△895,614
公 社 債	3,025,881	2,833,870	△192,011	34,990	△226,919	2,468,761	2,174,180	△294,580	27,673	△322,154
株 式	1,088,539	2,139,830	1,051,290	1,084,853	△31,573	1,348,034	3,096,139	1,748,105	1,774,963	△326,827
外 国 証 券	7,873,993	7,415,358	△448,635	208,543	△657,179	9,155,258	9,133,656	△22,601	490,311	△512,913
公 社 債	6,159,486	5,788,664	△370,822	95,914	△466,736	6,658,920	6,540,941	△117,978	213,539	△331,518
株 式 等	1,714,507	1,626,693	△87,813	112,629	△190,443	2,496,338	2,591,716	95,377	278,772	△193,394
その他の証券	255,018	269,101	4,082	20,480	△16,397	399,312	434,173	43,861	97,781	△13,920
買入金銭債権	296,510	296,712	201	3,236	△3,034	387,043	377,300	△9,743	978	△10,721
譲渡性預金	542,300	642,263	△48	-	△46	255,000	264,963	△47	-	△47
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	28,647,325	29,716,654	1,069,328	2,569,399	△1,500,080	30,965,328	32,433,631	1,468,302	3,322,319	△1,854,116
公 社 債	16,188,512	16,636,037	387,524	1,916,991	△949,376	14,714,757	14,914,687	△400,069	694,259	△1,094,329
株 式	1,289,357	2,323,351	1,033,994	1,084,853	△31,858	1,539,838	3,286,369	1,746,531	1,774,389	△326,827
外 国 証 券	11,031,086	10,875,657	△155,429	443,838	△799,367	13,992,665	13,877,335	84,670	793,910	△709,239
公 社 債	8,740,918	8,426,680	△314,237	287,521	△601,758	10,138,858	10,020,404	△118,392	399,453	△517,845
株 式 等	2,290,168	2,348,976	△41,291	156,315	△197,608	3,453,808	3,556,871	203,062	394,457	△193,394
その他の証券	339,559	343,641	4,082	20,480	△16,397	435,634	438,885	43,251	97,781	△13,920
買入金銭債権	296,510	296,712	201	3,236	△3,034	387,043	377,300	△9,743	978	△10,721
譲渡性預金	542,300	642,263	△48	-	△46	255,000	264,963	△47	-	△47
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

2. 有価証券の時価情報の差損益と本表の差損益との差額は、2022年度末が 82,131百万円、2023年度末が 200,732百万円となっています。

不動産（土地・借地権）の差損益

（単位：百万円）

区 分	2022年度末	2023年度末
不 動 産 の 差 損 益	212,562	213,009

(注)土地の時価については、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、または公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

j. デリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用・非適用の合算値)(一般勘定)

(1) 差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位:百万円)

区 分	2022年度末					2023年度末				
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他
ヘッジ会計適用分	4,015	△200,674	-	-	-	△195,659	△13,805	△355,739	-	-
ヘッジ会計非適用分	1,147	△200,021	△2,833	-	△1,129	△203,836	56	△114,666	△2,342	-
合 計	5,163	△400,696	△2,833	-	△1,129	△400,496	△13,748	△470,406	△2,342	-

(注)ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分、及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

なお時価ヘッジ適用分の差損益は、2022年度末通貨関連 △229,955百万円、2023年度末通貨関連 △357,149百万円となっています。

(2) 金利関連

(単位: 百万円)

区分	種 類	2022年度末				2023年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
店頭	金利スワップ								
	固定金利受取/変動金利支払	264,235	253,210	△12,010	△12,010	378,210	378,200	△33,873	△33,873
	固定金利支払/変動金利受取	100,147	100,147	17,173	17,173	113,557	113,557	20,124	20,124
	合 計				5,163				△13,748

(注)差損益欄には、時価を記載しています。

(ご参考)

金利スワップ契約の内容

[2023年度末]

(単位:百万円、%)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
受取固定・支払変動スワップの想定元本額	10	500	2,000	700	-	375,000	378,210
平均受取固定金利	0.85	0.18	0.71	0.83	-	0.95	0.94
平均支払変動金利	0.63	0.41	0.55	0.47	-	0.01	0.01
支払固定・受取変動スワップの想定元本額	-	-	45,423	68,134	-	-	113,557
平均支払固定金利	-	-	1.83	2.39	-	-	2.17
平均受取変動金利	-	-	6.77	7.31	-	-	7.09

(3) 通貨関連

(単位：百万円)

区分	種 類	2022年度末				2023年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
店頭	為替予約								
	売建	8,298,542	702,853	△482,097	△482,097	5,924,009	449,248	△495,458	△495,458
	(米ドル)	4,959,945	663,063	△292,028	△292,028	4,532,049	437,284	△381,858	△381,858
	(ユーロ)	2,131,914	-	△176,149	△176,149	777,954	-	△55,944	△55,944
	(豪ドル)	926,262	27,290	△14,534	△14,534	439,328	-	△51,538	△51,538
	買建	3,522,443	-	54,000	54,000	1,383,039	1,514	30,252	30,252
	(米ドル)	1,697,147	-	10,407	10,407	981,910	1,514	22,013	22,013
	(ユーロ)	1,336,183	-	47,926	47,926	234,633	-	7,270	7,270
	(豪ドル)	396,207	-	△5,848	△5,848	114,029	-	1,298	1,298
	通貨オプション								
	売建								
	コール	83,200	-			407,720	-		
	(米ドル)	(678)		256	422	(944)		595	49
	プット	-	-			130,000	-		
	(米ドル)	(-)		-	-	(392)		4	387
	買建								
	プット	914,650	-			699,040	-		
	(米ドル)	(3,933)		1,532	△2,301	(3,899)		171	△3,697
	通貨スワップ								
	(米ドル)	37,806	35,351	△7,039	△7,039	40,507	40,507	△15,019	△15,019
	(ユーロ)	36,351	36,351	△8,534	△8,534	40,507	40,507	△15,019	△15,019
	合 計					△437,916			△434,495

(注)1.()内には、オプション料を記載しています。

2.外貨建金銭債権債務等が為替予約又は通貨スワップが付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建金銭債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。

開示の対象より除いている通貨スワップは、2022年度末が米ドルの契約額 582,357百万円、時価 38,318百万円、差損益 38,318百万円、2023年度末が米ドルの契約額 830,583百万円、時価 14,088百万円、差損益 14,088百万円です。

3.差損益欄には、為替予約及びスワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(4) 株式関連

(単位：百万円)

区分	種 類	2022年度末				2023年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年経				うち1年経		
店頭	株価指数オプション								
	売 建								
	コール	40,000	-			-	-		
		(1,046)		390	656	(-)		-	-
	買 建								
	プット	547,130	-			550,000	-	0	
		(4,936)		446	△4,489	(2,342)			△2,342
合 計					△3,833				△2,342

(注)1. ()内には、オプション料を記載しています。

2. 差損益欄には、オプション料と時価との差額を記載しています。

(5) 債券関連

2022年度末、2023年度末ともに残高がないため、記載していません。

(6) その他

(単位：百万円)

区分	種 類	2022年度末				2023年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年経				うち1年経		
店頭	マルチ・アセット指数オプション								
	売 建								
	コール	97,881	-			90,352	-		
		(291)		182	108	(219)		610	△391
	買 建								
	コール	198,144	-			204,444	-	11,368	
		(4,144)		2,965	△1,238	(5,520)			5,942
合 計					△1,129				5,450

(注)1. ()内には、オプション料を記載しています。

2. 差損益欄には、オプション料と時価との差額を記載しています。

5. 貸借対照表

(単位:百万円)

期 別 科 目	2022年度末 (2023年3月31日現在)	2023年度末 (2024年3月31日現在)	期 別 科 目	2022年度末 (2023年3月31日現在)	2023年度末 (2024年3月31日現在)
	金 額	金 額		金 額	金 額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現金及び預貯金	1,329,461	740,776	保険契約準備金	28,641,672	29,101,622
現金	10	10	支払準備金	120,531	126,094
預 貯 金	1,329,451	740,766	責任準備金	28,306,473	28,761,989
コールローン	947,386	634,182	社員配当準備金	215,667	213,536
買入金銭債権	407,646	479,404	再 保 険 借	120	3,230
金銭の借耗	14,990	24,346	社 債	396,510	446,696
有 価 証 券	28,929,411	32,471,386	その他の負債	4,209,470	5,745,603
国 債	11,686,665	11,314,168	売 現 先 勘 定	3,110,297	4,760,283
地 方 債	192,009	188,844	債券貸借取引受入担保金	67,438	-
社 債	3,309,271	3,116,211	借 入 金	170,000	170,000
株 式	2,456,106	3,449,389	未 払 法 人 税 等	-	1,116
外 国 証 券	10,831,959	13,658,643	未 払 金	73,741	31,091
その他の証券	363,398	543,939	未 払 費 用	43,804	46,335
貸 付 金	2,198,274	2,184,509	前 受 収 益	845	863
保険約款貸付	234,873	226,776	預 り 金	71,007	70,202
一般貸付	1,963,401	1,937,734	預 り 保 証 金	29,688	32,816
有形固定資産	694,472	646,061	金融派生商品	590,475	660,899
土地	385,086	432,329	金融商品等受入担保金	34,091	66,806
建物	197,769	204,907	リ ー ス 債 務	1,808	594
リース資産	1,727	676	資産除去債務	1,769	1,777
建設仮勘定	6,169	6,331	仮 受 金	10,911	10,017
その他の有形固定資産	4,720	3,907	その他の負債	3,612	1,999
無形固定資産	37,366	44,316	価格変動準備金	849,526	907,826
ソフトウェア	30,677	30,469	再評価に係る繰延税金負債	12,466	12,430
その他の無形固定資産	6,689	13,640	負債の部合計	34,109,767	36,219,409
代 理 店 貸	0	-	(純 資 産 の 部)		
再 保 険 貸	120	412	基 金	-	50,000
その他の資産	620,127	667,636	基金償却積立金	639,000	639,000
未 収 金	61,984	33,862	再評価積立金	2	2
前 払 費 用	7,368	7,697	剰 余 金	320,961	332,786
未 収 収 益	144,341	177,246	損失填補準備金	6,404	6,604
預 耗 金	4,988	5,031	その他の剰余金	314,546	326,180
先物取引差入証拠金	46,331	45,003	価格変動積立金	166,000	266,000
金融派生商品	146,926	46,673	社会及び契約者利益増進基金	1,366	1,344
金融商品等差入担保金	91,236	163,906	別 途 積 立 金	223	223
仮 払 金	9,037	10,012	当期末処分剰余金	147,967	69,612
その他の資産	13,906	48,003	基金等合計	969,963	1,021,787
前払年金費用	26,764	28,479	その他の有価証券評価差額金	300,314	1,046,898
繰延税金資産	493,008	206,307	繰延ヘッジ損益	△12,224	△32,494
貸倒引当金	△867	△804	土地再評価差額金	△59,645	△56,600
			評価・換算差額等合計	226,444	969,803
			純資産の部合計	1,188,398	1,961,591
資産の部合計	36,296,166	36,201,001	負債及び純資産の部合計	36,296,166	36,201,001

2023 年度 貸借対照表注記

1. 有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの、並びに金銭の信託を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 保険種類・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
なお、小区分は次のとおり設定しております。

個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く）
最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の主契約
確定給付企業年金保険及び新企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）
拠出型企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）
確定拠出年金保険契約及び新単位別利率設定特約
一時払養老保険契約（一部を除く）
利率変動型終身保険（一時払）契約
個人保険及び個人年金保険のうち、米ドル建契約
個人保険及び個人年金保険のうち、豪ドル建契約（一部の保険種類を除く）
3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法
5. 有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。

建物
定額法によっております。
リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引
リース期間に基づく定額法によっております。

その他の有形固定資産

定率法によっております。

6. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、28百万円です。

8. 退職給付引当金は、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌期から 8年

退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	299,457 百万円
勤務費用	12,802 百万円
利息費用	1,721 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	899 百万円
退職給付の支払額	△14,211 百万円
期末における退職給付債務	300,669 百万円

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	333,368 百万円
期待運用収益	2,153 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	72,035 百万円
事業主からの拠出額	5,410 百万円
退職給付の支払額	△5,889 百万円
期末における年金資産	407,078 百万円

③ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	300,669 百万円
年金資産	△407,078 百万円
	△106,408 百万円
未認識数理計算上の差異	77,929 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△28,479 百万円
前払年金費用	△28,479 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△28,479 百万円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	12,802 百万円
利息費用	1,721 百万円
期待運用収益	△2,153 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△352 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	12,018 百万円

⑤ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

株 式	50%
生命保険一般勘定	28%
債 券	5%
投資信託	4%
その他	13%
合 計	100%

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が 56%含まれています。

⑥ 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦ 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりです。

割引率	0.575%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	1.3%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、1,328 百万円です。

9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建仕債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。また、責任準備金の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。

ヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（2022年3月17日 企業会計基準委員会 実務対応報告第40号）の適用範囲に含まれるヘッジ関係に、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、次のとおりです。

ヘッジ会計の方法	主に特例処理（振当処理を含む）
ヘッジ手段である金融商品の種類	金利スワップ、通貨スワップ
ヘッジ対象である金融商品の種類	貸付金
ヘッジ取引の種類	キャッシュ・フローを固定するもの

11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

12. 責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条の規定に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第1号の規定に基づき、次の方式により計算しております。

(1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、2006年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成8年大蔵省告示第48号）を適用（ただし、2006年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。

収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。

また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号の規定に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

保険業法施行規則第69条第1項、第2項及び第4項の規定により積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第5項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。

追加の責任準備金の計上要否、金額の決定にあたっては、関連する法令等に基づき、保険数理に関する専門知識を活用した将来キャッシュ・フロー等の見積りが必要となることから、保険計理人による責任準備金の積立ての十分性を確認する将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定しております。

13. 個人保険・個人年金保険の既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等に入院給付金等を支払う特別取扱いを2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という。）第1条第1項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、次の方法により算出した額を計上しております。

IBNR告示第1条第1項本文に掲げるすべての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本文と同様の方法により算出しております。

なお、前事業年度末においては、当該みなし入院に係る額の代わりに、重症化リスクの高い方以外のみなし入院に係る額を除外しておりましたが、当事業年度中にみなし入院の入院給付金の取扱いを終了したことにより、当該みなし入院に係る額を除外して算出する方法に見直しております。

14. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

15. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（2022年10月28日 企業会計基準第27号）等を当期首から適用し、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

従来、所得等に対する法人税及び住民税について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税及び住民税について、その発生源となる取引等に応じて、損益、基金等及び評価・換算差額等に区分して計上することとし、評価・換算差額等に計上された法人税及び住民税については、当該法人税及び住民税が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、基金等又は評価・換算差額等に関連しており、かつ、基金等又は評価・換算差額等に対して課された法人税及び住民税の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

この結果、当期の「法人税及び住民税」が25,985百万円減少、「当期純剰余」が同額増加し、評価・換算差額等の「その他有価証券評価差額金」が同額減少しております。

16. 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式（外国証券の中に含まれる株式を含む）については、市場リスク（株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。

貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップ取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。

為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。その他、責任準備金の一部に関する金利変動リスクのヘッジ手段として「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップ取引を行い、ヘッジ会計を適用しております。

これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。

なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確認し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。

市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュエーション・アット・リスク（VaR）を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット（含み損益や売却損益を考慮）と比較することで管理しております。

信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュエーション・アット・リスク（VaR）を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、

デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当期末における主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表に含めておりません。また、現金及び預貯金（譲渡性預金除く）、コールローン及び売現先勘定は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金（譲渡性預金）	254,952	254,952	-
うち、その他有価証券	254,952	254,952	-
買入金銭債権	479,404	475,173	△4,231
うち、その他有価証券	377,300	377,300	-
金銭の信託	24,345	24,345	-
有価証券	30,933,203	30,827,726	△105,476
売買目的有価証券	682,316	682,316	-
満期保有目的の債券	1,926,606	2,092,804	166,198
責任準備金対応債券	13,799,326	13,527,225	△272,100
子会社株式及び関連会社株式	43,624	44,050	425
その他有価証券※1	14,481,329	14,481,329	-
貸付金	2,164,509		
貸倒引当金※2	△542		
	2,163,967	2,105,204	△58,762
社債	448,695	439,871	△8,824
借入金	170,000	167,646	△2,354
デリバティブ取引※3	(503,825)	(503,825)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	(102,320)	(102,320)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(401,505)	(401,505)	-

※1 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24-3項及び第24-9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託が含まれております。

※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（ ）で示しております。

（注1）有価証券（「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものを含む）に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	162,180	170,468	8,288
	外国証券(公社債)	1,315,800	1,492,302	176,502
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	58,625	57,799	△826
	外国証券(公社債)	390,000	372,233	△17,766
合計		1,926,606	2,092,804	166,198

② 責任準備金対応債券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	7,553,241	8,211,639	658,397
	外国証券(公社債)	309,190	318,600	9,410
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	4,471,948	3,700,599	△771,348
	外国証券(公社債)	1,464,946	1,296,385	△168,560
合計		13,799,326	13,527,225	△272,100

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③ その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	-	-	-
	買入金銭債権	38,221	39,199	978
	公社債	399,842	427,415	27,573
	株式	1,167,911	2,942,875	1,774,963
	外国証券	4,407,634	4,816,363	408,729
	公社債	3,303,358	3,518,034	214,675
	株式等	1,104,275	1,298,329	194,053
	その他の証券	202,671	259,734	57,063
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	譲渡性預金	255,000	254,952	△47
	買入金銭債権	348,822	338,101	△10,721
	公社債	2,068,919	1,746,765	△322,154
	株式	155,360	129,502	△25,857
	外国証券	4,542,111	4,019,479	△522,632
	公社債	3,354,425	3,022,906	△331,518
	株式等	1,187,686	996,572	△191,113
	その他の証券	153,005	139,194	△13,811
合計		13,739,500	15,113,583	1,374,083

（注2）市場価格のない株式等及び組合出資金等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
市場価格のない株式等 ^{※1}	1,176,653
組合出資金等 ^{※2}	361,529

※1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

※2 組合出資金等には投資事業組合等が含まれております。これらは、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
譲渡生預金	255,000	-	-	-
買入金銭債権	236,052	223	309	252,543
有価証券	560,613	3,326,020	7,820,294	13,295,073
満期保有目的の債券	215,741	380,300	440,700	889,524
責任準備金対応債券	121,447	1,672,357	4,429,210	7,592,579
その他有価証券	223,424	1,273,362	2,950,384	4,812,969
貸付金 ^{※1}	276,792	513,047	525,931	581,962
社債	-	-	-	297,030
借入金	-	-	-	170,000

※1 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

（3）金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、次の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
譲渡性預金	-	254,952	-	254,952
買入金銭債権	-	235,977	141,323	377,300
金銭の信託	-	-	24,345	24,345
有価証券	6,909,309	6,245,604	1,418,287	14,573,202
売買目的有価証券	566,436	115,879	-	682,316
その他有価証券	6,342,873	6,129,724	1,418,287	13,890,885
国債	973,547	-	-	973,547
地方債	-	39,461	-	39,461
社債	-	1,161,172	-	1,161,172
株式	3,067,828	4,548	-	3,072,377
外国証券	2,140,240	4,700,865	1,418,287	8,259,393
公社債	1,679,300	3,699,544	1,162,096	6,540,941
株式等	460,939	1,001,320	256,191	1,718,452
その他の証券	161,256	223,676	-	384,933
デリバティブ取引	1,840	44,861	171	46,873
通貨関連	-	31,093	171	31,265
金利関連	-	2,405	-	2,405
株式関連	1,639	-	0	1,639
その他	201	11,362	-	11,563
資産計	6,911,150	6,781,396	1,584,127	15,276,674
デリバティブ取引	231	549,568	899	550,699
通貨関連	-	512,592	899	513,492
金利関連	-	36,365	-	36,365
株式関連	231	-	-	231
その他	-	610	-	610
負債計	231	549,568	899	550,699

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24-3項及び第24-9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託は、上表に含めておりません。当該投資信託の貸借対照表計上額は590,444百万円です。

当該投資信託の期首残高から当期末残高への調整表は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	基準価額を時価とみなす 投資信託
期首残高	335,133
当期の損益又は評価・換算差額等	61,852
損益に計上 ^{※1}	4,431
評価・換算差額等に計上	57,421
購入、売却、償還等の純額	193,458
当期に基準価額を時価とみなす取扱いを適用した額	-
当期に基準価額を時価とみなす取扱いを適用しないこととした額	-
当期末残高	590,444
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益	-

※1 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

なお、当期末における解約等に関する制限のうち主なものは、任意解約が認められていないというものであり、その貸借対照表計上額は408,797百万円です。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	-	97,872	97,872
有価証券	10,230,934	5,431,139	2,006	15,664,079
満期保有目的の債券	100,875	1,991,928	-	2,092,804
国債	100,875	-	-	100,875
社債	-	127,392	-	127,392
外国証券	-	1,864,536	-	1,864,536
公社債	-	1,864,536	-	1,864,536
責任準備金対応債券	10,128,793	3,396,425	2,006	13,527,225
国債	10,128,793	-	-	10,128,793
地方債	-	127,064	-	127,064
社債	-	1,656,381	-	1,656,381
外国証券	-	1,612,980	2,006	1,614,986
公社債	-	1,612,980	2,006	1,614,986
子会社株式及び関連会社株式	1,264	42,785	-	44,050
貸付金	-	15,965	2,089,238	2,105,204
資産計	10,230,934	5,447,105	2,189,117	17,867,156
社債	-	439,871	-	439,871
借入金	-	167,646	-	167,646
負債計	-	607,517	-	607,517

（注1）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

① 買入金銭債権

買入金銭債権のうち証券化商品については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（情報ベンダー又はブローカーから入手する価格）等によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

これらに該当しない買入金銭債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を時価としており、重要なインプットである割引率等が観察不能である場合はレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

② 金銭の信託

金銭の信託については、取引金融機関から提示された信託財産の構成物の価格によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

③ 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、主なインプットは、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としており、主な信託財産の構成物のレベルに基づき、レベル2の時価又はレベル3の時価に分類しております。

④ 貸付金

一般貸付については、貸付の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

保険約款貸付については、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから、帳簿価額を時価とし、レベル3の時価に分類しております。

負債

① 社債

社債については、活発ではない市場の相場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

② 借入金

借入金については、借入金を裏付として発行される、市場が活発ではない社債の相場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や株式先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利、為替レート、ボラティリティ等が含まれます。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主にブレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれます。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

① 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

重要な観察できないインプットを推計していないため、重要な観察できないインプットに関する定量的情報に関する記載を省略しております。

② 期首残高から当期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	買入金銭債権	金銭の信託	有価証券	デリバティブ取引 ^{※2}	合計
期首残高	153,716	14,990	1,055,717	1,431	1,225,856
当期の損益又は 評価・換算差額等	△9,933	2,868	139,375	△9,962	122,349
損益に計上 ^{※1}	2	2,868	124,094	△9,962	117,003
評価・換算差額等 に計上	△9,935	-	15,281	-	5,345
購入、売却、発行及び 決済等の純額	△2,460	6,485	223,193	7,801	235,021
レベル3の時価への 振替	-	-	-	-	-
レベル3の時価からの 振替	-	-	-	-	-
当期末残高	141,323	24,345	1,418,287	△728	1,583,227
当期の損益に計上した 額のうち貸借対照表日 において保有する金融 資産及び金融負債の評 価損益	-	-	-	△5,602	△5,602

※1 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

※2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、合計で正味の債務・損失となる場合には、△で示しております。

③ 時価の評価プロセスの説明

当社はリスク管理部署にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部署等が時価を取得及び算定しております。取得及び算定された時価は、リスク管理部署等にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は每期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いており、また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④ 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

重要な観察できないインプットを推計していないため、重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明を省略しております。

17. 当社では、東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等（土地を含む））を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は 469,084 百万円、時価は 622,640 百万円です。
なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。
また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務 1,436 百万円を計上しております。
18. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、5,188,107 百万円です。
19. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当期末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は 37 百万円であり、担保に差し入れているものはありません。
20. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、585 百万円です。なお、それぞれの内訳は、次のとおりです。
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はあります。危険債権額は、585 百万円です。
上記取立不能見込額の直接減額は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、15 百万円です。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権です。
債権のうち、三月以上延滞債権額はあります。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
債権のうち、貸付条件緩和債権額はあります。
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
21. 有形固定資産の減価償却累計額は、413,933 百万円です。
22. 保険業法第 118 条に規定する特別勘定の資産の額は、881,798 百万円です。なお、負債の額も同額です。
23. 子会社等に対する金銭債権の総額は、185,272 百万円、金銭債務の総額は、12,049 百万円です。
24. グループ通算制度を適用している当社は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（2021 年 8 月 12 日 企業会計基準委員会 実務対応報告第 42 号）に基づき、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示を行っております。
25. 繰延税金資産の総額は、710,268 百万円、繰延税金負債の総額は、480,018 百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、21,941 百万円です。
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 343,668 百万円及び価格変動準備金 253,828 百万円です。
繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 381,110 百万円です。
当期における税効果会計適用後の法人税等の負担率は 9.1%であり、法定実効税率 27.96%との差異の主な内訳は、社員配当準備金繰入額 △20.6%です。

26. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

当期首現在高	215,667 百万円
前期剰余金よりの繰入額	57,067 百万円
当期社員配当金支払額	59,221 百万円
利息による増加等	25 百万円
当期末現在高	213,538 百万円

27. 子会社等の株式等の総額は、1,256,296 百万円です。

28. 担保に提供している資産の額は、有価証券 5,387,434 百万円です。

29. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は、21 百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は、134,319 百万円です。

30. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、1,016,406 百万円です。

31. 保険業法第60条の規定により基金を50,000 百万円新たに募集いたしました。

32. 2024年6月21日に、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金50,000 百万円の期限前返済を行う予定です。

33. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、7,789 百万円です。

34. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債です。

35. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金です。

6. 損益計算書

(単位:百万円)

期 別 科 目	2022年度 〔 自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日 〕	2023年度 〔 自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日 〕
	金 額	金 額
経常収益	3,495,347	3,564,941
保険料収入	2,216,429	2,182,842
再保険料収入	2,213,957	2,178,902
準備金受取	491	1,627
運用金収入	1,980	2,311
利息及び配当金等収入	1,203,013	1,316,580
預り金利息・配当	761,129	859,455
有価証券の売却益	9,883	18,623
貸付金利息・配当	873,754	753,948
貸付金利息・配当	27,127	32,512
その他の利益	32,485	34,941
金有為貸の特	17,878	19,429
金有為貸の特	287	2,861
金有為貸の特	358,718	144,673
金有為貸の特	1,120	3,398
金有為貸の特	80,608	187,958
金有為貸の特	48	51
金有為貸の特	1,100	728
金有為貸の特	-	117,452
金有為貸の特	75,904	65,518
金有為貸の特	5,198	4,418
金有為貸の特	33,529	26,152
金有為貸の特	4,614	1,714
金有為貸の特	32,562	33,233
経常費用	3,433,494	3,417,665
保険料支払	1,983,119	2,031,101
再保険料支払	547,393	541,534
準備金支払	424,557	432,258
運用金支払	388,804	322,738
利息及び配当金等支払	551,624	554,615
有価証券の売却損	49,718	53,411
貸付金利息・配当	1,021	126,542
貸付金利息・配当	424,098	462,103
貸付金利息・配当	2,853	5,562
貸付金利息・配当	421,218	456,515
貸付金利息・配当	28	25
貸付金利息・配当	594,954	469,848
貸付金利息・配当	21,778	28,965
貸付金利息・配当	-	22
貸付金利息・配当	344,998	115,774
貸付金利息・配当	2,690	3,992
貸付金利息・配当	75	5
貸付金利息・配当	161,882	289,919
貸付金利息・配当	8,950	9,768
貸付金利息・配当	48,275	21,408
貸付金利息・配当	6,304	-
貸付金利息・配当	336,414	332,573
貸付金利息・配当	114,908	122,038
貸付金利息・配当	45,528	50,214
貸付金利息・配当	28,253	28,111
貸付金利息・配当	18,932	18,498
貸付金利息・配当	22,192	25,213
経常利益	61,852	147,276
特別利益	123,888	1,528
固定資産等処分益	1,445	1,528
固定資産等処分益	122,420	-
特別損失	3,723	69,652
固定資産等処分損	703	521
固定資産等処分損	2,320	163
固定資産等処分損	-	9,958
固定資産等処分損	-	58,300
固定資産等処分損	699	711
税法引当	181,995	79,151
法人税等	6,312	△20,773
法人税等	28,477	27,978
法人税等	34,790	7,204
法人税等	147,204	71,945

2023 年度 損益計算書注記

1. 保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
2. 保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
なお、保険業法第 117 条及び保険業法施行規則第 72 条の規定に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
3. 子会社等との取引による収益の総額は、12,265 百万円、費用の総額は、21,518 百万円です。
4. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 20,322 百万円、株式等 35,820 百万円、外国証券 88,531 百万円です。
有価証券売却損の内訳は、国債等債券 6,430 百万円、株式等 10,857 百万円、外国証券 98,486 百万円です。
有価証券評価損の内訳は、株式等 3,992 百万円です。
5. 支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は、3 百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は、132,191 百万円です。
6. 売買目的有価証券運用損の内訳は、利息及び配当金等収入 0 百万円、売却損 22 百万円です。
7. 金銭の信託運用益に含まれる評価損益はありません。
8. 金融派生商品費用には、評価益が 17,240 百万円含まれております。
9. 固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。
なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

資産をグルーピングした方法

保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で 1 つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに 1 つの資産グループとしております。

減損損失の認識に至った経緯

地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
賃貸不動産等	土地及び建物等	122 百万円
遊休不動産等	土地及び建物等	41 百万円
	計	163 百万円

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。

なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。

7. 経常利益等の明細（基礎利益）

		(単位：百万円)	
区 分		2022年度	2023年度
基礎利益	A	236,366	261,745
キャピタル収益		543,768	551,585
金銭の信託運用益		28	2,044
売買目的有価証券運用益		—	—
有価証券売却益		358,718	144,673
金融派生商品収益		—	—
為替差益		80,608	187,958
その他キャピタル収益		104,412	216,907
キャピタル費用		607,042	593,984
金銭の信託運用損		—	—
売買目的有価証券運用損		—	22
有価証券売却損		344,998	115,774
有価証券評価損		2,690	3,992
金融派生商品費用		161,882	289,919
為替差損		—	—
その他キャピタル費用		97,472	184,274
キャピタル損益	B	△63,274	△42,398
キャピタル損益含み基礎利益	A+B	173,091	219,347
臨時収益		—	—
再保険収入		—	—
危険準備金戻入額		—	—
個別貸倒引当金戻入額		—	—
その他臨時収益		—	—
臨時費用		111,239	72,071
再保険料		—	—
危険準備金繰入額		50,600	17,000
個別貸倒引当金繰入額		14	27
特定海外債権引当勘定繰入額		—	—
貸付金償却		—	—
その他臨時費用		60,624	55,044
臨時損益	C	△111,239	△72,071
経常利益	A+B+C	61,852	147,276

(参考)その他項目の内訳

		(単位：百万円)	
		2022年度	2023年度
基礎利益		△6,081	△31,816
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金変動の影響額		△5,961	291
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額		71,212	177,969
指数連動に係る保険料積立金変動の影響額		△2,480	6,014
金銭の信託運用損益のうち利息及び配当金等収入に該当する額		268	816
為替に係るヘッジロストに相当する額		△94,935	△213,508
投資信託の解約損益に相当する額		26,269	△7
有価証券償還損益のうち為替変動部分に相当する額		△1,045	△3,392
その他キャピタル収益		104,412	216,907
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金変動の影響額		5,961	—
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額		—	—
指数連動に係る保険料積立金変動の影響額		2,480	—
為替に係るヘッジロストに相当する額		94,935	213,508
投資信託の解約損益に相当する額		—	7
有価証券償還損益のうち為替変動部分に相当する額		1,045	3,392
その他キャピタル費用		97,472	184,274
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金変動の影響額		—	291
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額		71,212	177,969
指数連動に係る保険料積立金変動の影響額		—	6,014
為替に係るヘッジロストに相当する額		—	—
投資信託の解約損益に相当する額		26,269	—
有価証券償還損益のうち為替変動部分に相当する額		—	—
その他臨時費用		80,824	65,044
個人年金保険の年金開始後契約の一部および一時払個人年金保険契約の一部についての保険料積立金を追加して積み立てた額		80,824	65,044

8. 基金等変動計算書

2022年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	基金等										基金等 合 計
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	剰余金							
				損失填補 準備金	その他剰余金				剰余金 合計		
					価格変動 積立金	社会及び 契約者福祉 増進基金	別途 積立金	当期末処分 剰余金			
当 期 首 残 高	-	639,000	2	6,204	165,000	1,355	223	59,210	231,993	870,995	
当 期 変 動 額											
社員配当準備金の立 積								△58,310	△58,310	△58,310	
損失填補準備金の立 積				200				△200	-	-	
当 期 純 剰 余								147,204	147,204	147,204	
社会及び契約者福祉 増進基金の積立						700		△700	-	-	
社会及び契約者福祉 増進基金の取崩						△699		699	-	-	
土地再評価差額金の取 崩								63	63	63	
基金等以外の項目の 当期変動額（純額）											
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	200	-	0	-	88,757	88,958	88,958	
当 期 末 残 高	-	639,000	2	6,404	165,000	1,355	223	147,967	320,951	959,953	

（単位：百万円）

	評価・換算差額等				純資産合計
	其他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	895,346	△6,879	△59,581	828,885	1,699,880
当 期 変 動 額					
社員配当準備金の積立					△58,310
損失填補準備金の積立					-
当 期 純 剰 余					147,204
社会及び契約者福祉増進基金の積立					-
社会及び契約者福祉増進基金の取崩					-
土地再評価差額金の取崩					63
基金等以外の項目の当期変動額（純額）	△595,032	△5,344	△63	△600,440	△600,440
当 期 変 動 額 合 計	△595,032	△5,344	△63	△600,440	△511,482
当 期 末 残 高	300,314	△12,224	△59,645	228,444	1,188,398

2023年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	基金等									
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	剰余金						基金等 合 計
				損失填補 準備金	その他剰余金				剰余金 合計	
					価格変動 積立金	社会及び 契約者福祉 増進基金	別当 積立金	当期末処分 剰余金		
当 期 首 残 高	-	639,000	2	6,404	165,000	1,355	223	147,967	320,951	959,953
当 期 変 動 額										
基 金 の 募 集	50,000									50,000
社員配当準備金の 立 積								△57,067	△57,067	△57,067
損失填補準備金の 立 積				200				△200	-	-
当 期 純 剰 余								71,946	71,946	71,946
価格変動積立金の 立 積					90,000			△90,000	-	-
社会及び契約者福祉 増進基金の 積立						700		△700	-	-
社会及び契約者福祉 増進基金の 取崩						△711		711	-	-
土地再評価差額金の 取 崩								△3,045	△3,045	△3,045
基金等以外の項目の 当期変動額（純額）										
当 期 変 動 額 合 計	50,000	-	-	200	90,000	△11	-	△78,354	11,933	61,633
当 期 末 残 高	50,000	639,000	2	6,604	255,000	1,344	223	69,612	332,785	1,021,787

（単位：百万円）

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	300,314	△12,224	△59,645	228,444	1,188,398
当 期 変 動 額					
基 金 の 募 集					50,000
社員配当準備金の 積 立					△57,067
損失填補準備金の 積 立					-
当 期 純 剰 余					71,946
価格変動積立金の 積 立					-
社会及び契約者福祉 増進基金の積立					-
社会及び契約者福祉 増進基金の取崩					-
土地再評価差額金の 取 崩					△3,045
基金等以外の項目の 当期変動額（純額）	748,583	△20,289	3,045	731,359	731,359
当期変動額合計	748,583	△20,289	3,045	731,359	793,193
当 期 末 残 高	1,048,898	△32,494	△56,600	959,803	1,981,591

9. 剰余金処分案

(単位：百万円)

科 目	2022年度	2023年度
当期末処分剰余金	147,967	69,612
剰余金処分額	147,967	69,612
社員配当準備金	57,067	58,355
差引純剰余金	90,900	11,257
損失填補準備金	200	200
基金利息	-	357
任意積立金	90,700	10,700
基金償却準備金	-	10,000
価格変動積立金	90,000	-
社会及び契約者福祉増進基金	700	700

10. 保険業法に基づく債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	2022年度末	2023年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
危険債権	783	585
三月以上延滞債権	-	-
貸付条件緩和債権	-	-
小 計	783	585
(対合計比)	(0.01)	(0.01)
正 常 債 権	6,211,212	7,378,897
合 計	6,211,996	7,379,482

(注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。(注1に掲げる債権を除く。)

3. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金です。(注1及び2に掲げる債権を除く。)

4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金です。(注1から3に掲げる債権を除く。)

5. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から4までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

11. 貸倒引当金の状況

(単位:百万円)

摘 要	2022年度末	2023年度末
(1) 貸倒引当金残高		
(イ) 一般貸倒引当金	619	541
(ロ) 個別貸倒引当金	247	263
(ハ) 特定海外債権引当勘定	-	-
(2) 個別貸倒引当金		
(イ) 繰入額	277	291
(ロ) 取崩額(償却に伴う取崩額を除く)	263	264
(ハ) 純繰入額	14	27
(3) 特定海外債権引当勘定		
(イ) 対象国数	0カ国	0カ国
(ロ) 債権額	-	-
(ハ) 繰入額	-	-
(ニ) 取崩額	-	-
(4) 貸付金償却	-	-

12. ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)		
項 目	2022年度末	2023年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	4,257,297	5,358,237
基金等	902,886	963,075
価格変動準備金	849,526	907,826
危険準備金	752,500	769,500
一般貸倒引当金	619	541
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	369,236	1,276,042
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	140,576	143,513
全期デルメル式責任準備金相当額超過額	727,392	729,409
負債性資本調達手段等	566,510	618,695
全期デルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△160,000	△160,000
その他	108,048	109,632
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4+R_5)^2}+R_6$ (B)	1,047,545	1,493,334
保険リスク相当額 R_1	61,574	59,651
第三分野保険の保険リスク相当額 R_2	69,167	70,199
予定利率リスク相当額 R_3	175,772	181,889
最低保証リスク相当額 R_4 ※	2,973	2,855
資産運用リスク相当額 R_5	837,483	1,271,094
経営管理リスク相当額 R_6	22,939	31,713
ソルベンシー・マージン比率 (A) $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	812.8%	717.6%

※最低保証リスク相当額は、平成8年大蔵省告示第50号別表6の2に定める標準的方式により算出しています。

(注) 上記は、保険業法第130条、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

(ご参考) 責任準備金積立方式・積立率

		2022年度末	2023年度末
積立方式	標準責任準備金 対象契約	金融庁長官が定める方式 (平成8年大蔵省告示第48号)	金融庁長官が定める方式 (平成8年大蔵省告示第48号)
	標準責任準備金 対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率(危険準備金を除く)		100.0%	100.0%

(注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険、団体年金保険、財形保険、財形年金保険、医療保障保険及び受再保険は含みません。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

13. 2023年度特別勘定の状況（2023年4月1日～2024年3月31日）

a. 特別勘定資産残高の状況

（単位：百万円）

区 分	2022年度末	2023年度末
	金 額	金 額
個 人 変 額 保 険	58,299	66,305
変 額 個 人 年 金 保 険	43,759	41,215
団 体 年 金 保 険	688,460	774,278
特 別 勘 定 計	790,519	881,798

b. 個人変額保険（特別勘定）の状況

（1）保有契約高

（単位：件、百万円）

区 分	2022年度末		2023年度末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
個人変額保険（有期型）	7	30	4	21
個人変額保険（終身型）	44,702	233,611	42,936	227,115
合 計	44,709	233,641	42,940	227,137

（2）年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳

（単位：百万円、％）

区 分	2022年度末		2023年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
現預金・コールローン	826	1.4	1,334	2.0
有 価 証 券	55,474	95.2	64,010	96.5
公 社 債	15,351	26.3	19,016	28.7
株 式	17,434	29.9	20,128	30.4
外 国 証 券	22,689	38.9	24,865	37.5
公 社 債	5,994	10.3	6,345	9.6
株 式 等	16,694	28.6	18,520	27.9
そ の 他 の 証 券	-	-	-	-
貸 付 金	-	-	-	-
そ の 他	1,998	3.4	959	1.4
貸 倒 引 当 金	-	-	-	-
合 計	58,299	100.0	66,305	100.0

（3）個人変額保険特別勘定の運用収支状況

（単位：百万円）

区 分	2022年度	2023年度
	金 額	金 額
利息配当金等収入	1,076	1,026
有価証券売却益	2,988	5,990
有価証券償還益	-	-
有価証券評価益	12,355	18,951
為替差益	34	17
金融派生商品収益	59	150
その他の収益	2	2
有価証券売却損	1,247	733
有価証券償還損	17	24
有価証券評価損	14,573	11,893
為替差損	21	16
金融派生商品費用	14	169
その他の費用	0	0
収 支 差 額	641	13,301

（注）2022年度の有価証券評価益 12,355百万円には有価証券振戻益 1,358百万円が、有価証券評価損 14,573百万円には有価証券振戻損 13,397百万円がそれぞれ含まれています。
2023年度の有価証券評価益 18,951百万円には有価証券振戻益 1,178百万円が、有価証券評価損 11,893百万円には有価証券振戻損 10,987百万円がそれぞれ含まれています。

c. 変額個人年金保険（特別勘定）の状況

(1) 保有契約高

区 分	2022年度末		2023年度末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
変 額 個 人 年 金 保 険	66,094	133,848	57,701	104,363

(単位：件、百万円)

(2) 年度末変額個人年金保険特別勘定資産の内訳

区 分	2022年度末		2023年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
現預金・コールローン	4,173	9.5	3,665	8.9
有 価 証 券	36,711	83.9	34,184	82.9
公 社 債	12,585	28.8	10,788	26.2
株 式	3,877	8.9	3,793	9.2
外 国 証 券	16,595	37.9	16,557	40.2
公 社 債	15,487	35.4	15,591	37.8
株 式 等	1,108	2.5	966	2.3
そ の 他 の 証 券	3,652	8.3	3,044	7.4
貸 付 金	-	-	-	-
そ の 他	2,874	6.6	3,365	8.2
貸 倒 引 当 金	-	-	-	-
合 計	43,759	100.0	41,215	100.0

(単位：百万円、%)

(3) 変額個人年金保険特別勘定の運用収支状況

区 分	2022年度	2023年度
	金 額	金 額
利 息 配 当 金 等 収 入	680	1,146
有 価 証 券 売 却 益	1,882	1,407
有 価 証 券 償 還 益	-	-
有 価 証 券 評 価 益	3,619	4,738
為 替 差 益	20	8
金 融 派 生 商 品 収 益	211	64
そ の 他 の 収 益	1	2
有 価 証 券 売 却 損	818	268
有 価 証 券 償 還 損	12	22
有 価 証 券 評 価 損	5,713	3,331
為 替 差 損	14	2
金 融 派 生 商 品 費 用	146	96
そ の 他 の 費 用	446	91
収 支 差 額	△736	3,553

(単位：百万円)

(注)2022年度の有価証券評価益 3,619百万円には有価証券振戻益 866百万円が、有価証券評価損 5,713百万円には有価証券振戻損 5,045百万円がそれぞれ含まれています。
2023年度の有価証券評価益 4,738百万円には有価証券振戻益 668百万円が、有価証券評価損 3,331百万円には有価証券振戻損 2,753百万円がそれぞれ含まれています。

14. 保険会社及びその子会社等の状況

a. 主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円)		
項 目	2022年度	2023年度
経 常 収 益	4,222,291	4,378,769
経 常 利 益	39,358	117,791
親会社に帰属する当期純剰余	119,992	164,196
包 括 利 益	△826,535	1,062,308

項 目	2022年度末	2023年度末
総 資 産	42,632,444	48,209,893
ソルベンシー・マージン比率	679.0%	639.5%

b. 連結範囲及び持分法の適用に関する事項

連結子法人等数	36社
持分法適用非連結子法人等数	0社
持分法適用関連法人等数	7社
期中における重要な関係会社の異動について 「連結財務諸表の作成方針」をご参照ください。	

(注) Singapore Life Holdings Pte. Ltd.は、International Financial Reporting Standards IFRS17「Insurance Contracts」を当連結会計年度の期首より適用しております。IFRS17の適用による影響は遡及適用され、前連結会計年度については、遡及適用後の連結財務諸表となっております。

この結果、遡及適用前と比べて、前連結会計年度の連結損益計算書において、経常利益および税金等調整前当期純剰余は、それぞれ19,794百万円減少しております。

また、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、税金等調整前当期純剰余は19,794百万円減少、営業活動によるキャッシュ・フローの小計に含まれる持分法による投資損益は同額増加しております。

なお、前連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、前連結会計年度の連結剰余金の期首残高は10,168百万円減少しております。

c. 保険業法に基づく債権の状況

(単位:百万円、%)		
区 分	2022年度末	2023年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
危険債権	783	585
三月以上延滞債権	-	-
貸付条件緩和債権	-	-
小計	783	585
(対合計比)	(0.01)	(0.01)
正常債権	7,190,810	8,539,925
合計	7,191,593	8,540,510

- (注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。(注1に掲げる債権を除く。)
3. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金です。(注1及び2に掲げる債権を除く。)
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金です。(注1から3に掲げる債権を除く。)
5. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から4までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

d. 連結貸借対照表

(単位：百万円)

期 別 科 目	2022年度末 (2023年3月31日現在)	2023年度末 (2024年3月31日現在)	期 別 科 目	2022年度末 (2023年3月31日現在)	2023年度末 (2024年3月31日現在)
	金 額	金 額		金 額	金 額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金 及 び 預 貯 金	1,565,738	1,102,612	保 険 契 約 準 備 金	35,233,129	37,723,230
コ ー ル ロ ー ン	847,388	834,182	支 払 備 金	169,352	228,310
買 入 金 銭 債 権	407,648	479,404	責 任 準 備 金 等	34,848,109	37,281,381
金 銭 の 債 権	14,990	24,345	社 員 配 当 準 備 金	215,667	213,538
有 価 証 券	33,568,041	38,952,298	再 保 険 借	12,643	21,144
貸 付 金	3,175,130	3,322,097	社 債	428,417	539,766
有 形 固 定 資 産	598,313	660,619	そ の 他 負 債	5,381,612	7,216,973
土 地	385,089	432,348	売 現 先 勘 定	3,110,297	4,780,283
建 物	198,570	206,170	債券貸借取引受入担保金	67,438	-
リ ー ス 資 産	2,128	7,592	そ の 他 の 負 債	2,183,877	2,456,689
建 設 仮 勘 定	5,169	5,427	退職給付に係る負債	4,133	2,440
その他の有形固定資産	7,355	8,062	役員退職慰労引当金	-	1
無 形 固 定 資 産	234,084	693,893	価 格 変 動 準 備 金	849,771	908,100
ソ フ ト ウ ェ ア	38,591	45,261	繰 延 税 金 負 債	5	964
の れ ん	40,085	490,405	再評価に係る繰延税金負債	12,466	12,430
その他の無形固定資産	155,407	158,197	負 債 の 部 合 計	41,902,180	46,425,050
代 理 店 貸	151	113	(純資産の部)		
再 保 険 貸	12,480	32,601	基 金	-	50,000
そ の 他 資 産	1,588,901	1,821,437	基 金 償 却 積 立 金	639,000	639,000
退職給付に係る資産	35,837	108,311	再 評 価 積 立 金	2	2
繰 延 税 金 資 産	588,114	282,554	減 耗 剩 余 金	125,036	229,119
貸 倒 引 当 金	△4,373	△4,466	基 金 等 合 計	764,039	918,122
			その他有価証券評価差額金	5,584	884,280
			繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△13,063	△36,360
			土 地 再 評 価 差 額 金	△69,645	△56,600
			為 替 換 算 調 整 勘 定	28,216	38,740
			退職給付に係る調整累計額	5,005	57,188
			その他の包括利益累計額合計	△33,921	887,227
			非 支 配 株 主 持 分	147	△507
			純 資 産 の 部 合 計	730,284	1,784,943
資 産 の 部 合 計	42,632,444	48,209,893	負債及び純資産の部合計	42,632,444	48,209,893

e. 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(連結損益計算書)

(単位:百万円)

期 別 科 目	2022年度 〔 自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日 〕	2023年度 〔 自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日 〕
	金 額	金 額
経 常 収 益	4,222,291	4,378,769
保 険 料 等 収 入	2,583,077	2,844,208
資 産 運 用 収 益	1,542,012	1,843,252
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	964,997	1,132,182
金 銭 的 信 託 運 用 益	287	2,861
売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益	-	31,917
有 価 証 券 売 却 益	361,890	148,786
有 価 証 券 償 還 益	2,076	3,559
為 替 差 益	77,386	192,241
そ の 他 運 用 収 益	135,375	14,270
特 別 勘 定 資 産 運 用 益	-	117,452
そ の 他 経 常 収 益	97,200	91,311
経 常 費 用	4,182,932	4,280,978
保 険 金 等 支 払 金	2,161,551	2,303,512
保 険 金	597,894	597,207
年 金	424,618	432,351
給 付 金	519,679	480,481
解 約 返 戻 金	553,709	557,210
そ の 他 返 戻 金 等	65,648	236,261
責 任 準 備 金 等 繰 入 額	545,040	784,409
支 払 備 金 繰 入 額	5,945	15,223
責 任 準 備 金 繰 入 額	540,087	749,160
社 員 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額	26	25
資 産 運 用 費 用	816,509	501,233
支 払 利 息	32,319	55,551
売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損	68,513	-
有 価 証 券 売 却 損	377,985	137,691
有 価 証 券 評 価 損	8,618	5,712
有 価 証 券 償 還 損	1,221	445
金 融 派 生 商 品 費 用	235,685	229,103
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	84	39
貸 貸 用 不 動 産 等 減 価 償 却 費	8,954	9,758
そ の 他 運 用 費 用	76,842	82,931
特 別 勘 定 資 産 運 用 損 費	6,304	-
事 業 費	478,930	507,797
そ の 他 経 常 費 用	179,901	184,025
経 常 利 益	39,358	117,791
特 別 利 益	124,317	107,212
固 定 資 産 等 処 分 益	1,920	1,528
股 隆 取 得 に 係 る 差 益	-	105,684
価 格 変 動 準 備 金 戻 入 額	122,397	-
特 別 損 失	3,946	59,796
固 定 資 産 等 処 分 損 失	775	575
減 損 損 失	2,471	180
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	-	58,328
社 会 及 び 契 約 者 福 祉 増 進 助 成 金	699	711
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 余	169,730	185,208
法 人 税 及 び 住 民 税 等	8,404	△11,807
法 人 税 等 調 整 額 計	31,326	12,612
法 人 税 等 合 計	39,730	1,004
当 期 純 利 余	119,999	184,203
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 余	6	7
親 会 社 に 帰 属 す る 当 期 純 利 余	119,992	184,196

(連結包括利益計算書)

(単位：百万円)

期 別 科 目	2022年度 〔 自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日 〕	2023年度 〔 自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日 〕
	金 額	金 額
当 期 純 利 益	119,999	164,203
そ の 他 の 包 括 利 益	△ 946,534	898,104
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 1,005,446	855,230
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 10,061	△ 23,297
為 替 換 算 調 整 勘 定	57,026	14,404
退 職 給 付 に 係 る 調 整 額	6,072	52,182
持 分 法 適 用 会 社 に 対 す る 持 分 相 当 額	5,873	△ 416
包 括 利 益	△ 826,535	1,062,308
親 会 社 に 係 る 包 括 利 益	△ 826,542	1,062,300
非 支 配 株 主 に 係 る 包 括 利 益	6	7

f. 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	期 別	2022年度	2023年度
		〔 自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日 〕	〔 自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日 〕
		金 額	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純剰余（△は損失）		159,730	165,208
賃貸用不動産等減価償却費		8,954	9,758
減価償却費		38,442	36,220
減損損失		2,471	180
のれん償却額		7,470	9,970
支払備金の増減額（△は減少）		7,789	20,169
責任準備金の増減額（△は減少）		755,023	849,702
社員配当準備金積立利息繰入額		26	25
貸倒引当金の増減額（△は減少）		△153	△128
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）		△4,486	△1,701
価格変動準備金の増減額（△は減少）		△122,397	58,328
利息及び配当金等収入		△964,997	△1,132,205
有価証券関係損益（△は益）		98,407	△142,801
支払利息		32,319	55,551
為替差損益（△は益）		△81,491	△195,482
有形固定資産関係損益（△は益）		△1,136	222
持分法による投資損益（△は益）		18,586	7,039
段階取得に係る差損益（△は益）		—	△105,684
代理店費の増減額（△は増加）		125	47
再保険費の増減額（△は増加）		△10,527	△19,959
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）		△1,524	△30,056
再保険償の増減額（△は減少）		△6,287	6,628
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）		△133,121	106,342
その他		291,642	222,627
小 計		92,866	△69,998
利息及び配当金等の受取額		1,004,892	1,120,312
利息の支払額		△30,118	△54,840
社員配当金の支払額		△68,896	△59,221
その他		△699	△711
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）		△52,984	4,470
営業活動によるキャッシュ・フロー		955,081	940,010
投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額（△は増加）		△209,419	342,535
買入金銭債権の取得による支出		△1,562,482	△2,992,621
買入金銭債権の売却・償還による収入		1,451,157	2,910,824
金融の信託の増加による支出		△9,788	△6,498
有価証券の取得による支出		△6,989,808	△8,203,715
有価証券の売却・償還による収入		8,800,634	6,527,627
貸付けによる支出		△913,355	△855,267
貸付金の回収による収入		873,810	785,846
その他		△2,167,721	739,815
資 産 運 用 活 動 計		△715,954	△751,553
（営業活動及び資産運用活動計）		(239,126)	(188,457)
有形固定資産の取得による支出		△54,824	△78,622
有形固定資産の売却による収入		3,895	5,134
連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出		—	△339,342
その他		△16,738	△23,689
投資活動によるキャッシュ・フロー		△783,621	△1,188,073
財務活動によるキャッシュ・フロー			
借入れによる収入		50,000	—
借入金の返済による支出		—	△18
社債の発行による収入		—	151,665
社債の償還による支出		△84,000	△99,480
基金の募集による収入		—	50,000
その他		89,920	11,130
財務活動によるキャッシュ・フロー		55,920	113,297
現金及び現金同等物に係る換算差額		21,305	8,053
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）		248,685	△126,711
現金及び現金同等物期首残高		297,861	546,546
現金及び現金同等物期末残高		546,546	419,835

g. 連結基金等変動計算書

2022年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	基金等				
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	連結剰余金	基金等合計
当 期 首 残 高	-	639,000	2	73,458	712,461
シンガポール再分派運用関連 法人等の会計基準（IFRS17）に 基づく累積的影響額				△10,188	△10,188
シンガポール再分派運用関連 法人等の会計基準（IFRS17）を 反映した当期首残高	-	639,000	2	63,269	702,292
当 期 変 動 額					
社員配当準備金の 立				△58,310	△58,310
親会社に帰属する 当 期 純 利 余				119,992	119,992
土地再評価差額金の 取				63	63
基金等以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	61,746	61,746
当 期 末 残 高	-	639,000	2	125,036	764,039

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額						非支配株主 持分	純資産合計
	その他の包括利益 累計額	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,015,428	△3,001	△59,581	△39,098	△1,087	912,676	141	1,625,279
シンガポール再分派運用関連 法人等の会計基準（IFRS17）に 基づく累積的影響額								△10,188
シンガポール再分派運用関連 法人等の会計基準（IFRS17）を 反映した当期首残高	1,015,428	△3,001	△59,581	△39,098	△1,087	912,676	141	1,615,110
当 期 変 動 額								
社員配当準備金の 立								△58,310
親会社に帰属する 当 期 純 利 余								119,992
土地再評価差額金の 取								63
基金等以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,009,861	△10,081	△63	67,315	6,072	△946,596	5	△946,593
当 期 変 動 額 合 計	△1,009,861	△10,081	△63	67,315	6,072	△946,596	5	△884,846
当 期 末 残 高	5,564	△13,083	△59,645	28,216	5,006	△33,921	147	730,264

2023年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	基金等				
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	連結剰余金	基金等合計
当 期 首 残 高	-	839,000	2	125,036	764,039
当 期 変 動 額					
基 金 の 募 集	50,000				50,000
社員配当準備金の 積立				△57,087	△57,087
親会社に帰属する 当期純剰余				164,196	164,196
土地再評価差額金の 取崩				△3,045	△3,045
基金等以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	50,000	-	-	104,083	154,083
当 期 末 残 高	50,000	839,000	2	229,119	918,122

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額						非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	5,564	△13,053	△59,645	28,216	5,005	△33,921	147	730,264
当 期 変 動 額								
基 金 の 募 集								50,000
社員配当準備金の 積立								△57,087
親会社に帰属する 当期純剰余								164,196
土地再評価差額金の 取崩								△3,045
基金等以外の項目の 当期変動額（純額）	858,695	△23,297	3,045	10,523	52,182	901,149	△654	900,495
当期変動額合計	858,695	△23,297	3,045	10,523	52,182	901,149	△654	1,054,678
当 期 末 残 高	864,260	△36,350	△56,600	38,740	57,188	897,227	△507	1,784,843

連結財務諸表の作成方針

記載項目	
(1) 連結の範囲に関する事項	連結子会社及び子法人等数 36社 主な連結される子会社及び子法人等は、メディケア生命保険株式会社、株式会社スミセイビルマネージメント、住生物産株式会社、スミセイビジネスサービス株式会社、新宿グリーンビル管理株式会社、株式会社スミセイハーモニー、スミセイ情報システム株式会社、株式会社シーエスエス、スミセイ保険サービス株式会社、いずみライフデザイナーズ株式会社、株式会社スミセイ・サポート&コンサルティング、株式会社保険デザイン、アイアル少額短期保険株式会社、スミセイ・アセット・マネジメント株式会社、株式会社 PREVENT、Symetra Financial Corporation、Singapore Life Holdings Pte. Ltd. です。 なお、当連結会計年度に株式会社 PREVENT の株式を取得したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。また、Singapore Life Holdings Pte. Ltd. の株式を追加取得したことに伴い、同社及びその子会社7社を連結の範囲に含めております。 主な非連結の子会社及び子法人等は、SUMISEI-SBI 投資事業有限責任組合です。 非連結の子会社及び子法人等については、総資産、売上高、当期損益及び（利益）剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。
(2) 持分法の適用に関する事項	持分法適用の非連結の子会社及び子法人等数 0社 持分法適用関連法人等数 7社 主な持分法適用関連法人等は、日本ビルファンドマネジメント株式会社、ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社、マイコミュニケーション株式会社、株式会社エージェント・インシュアランス・グループ、Baoviet Holdings、PT BNI Life Insurance です。 なお、当連結会計年度に Singapore Life Holdings Pte. Ltd. の子会社1社を清算したことに伴い、持分法適用関連法人等から除いております。また、Singapore Life Holdings Pte. Ltd. の株式を追加取得し、同社及びその子会社1社を連結の範囲に含めたことに伴い、持分法適用関連法人等から除いております。 持分法を適用していない非連結の子会社及び子法人等（SUMISEI-SBI 投資事業有限責任組合他）並びに関連法人等（日本企業年金サービス株式会社）については、連結損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

記載項目	
(3)連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項	連結子会社及び子法人等のうち、海外の子会社及び子法人等の決算日は12月31日です。作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
(4)のれんの償却に関する事項	のれん及び持分法適用関連法人等に係るのれん相当額については、20年以内のその効果の及ぶ期間で、定額法により償却しております。 ただし、重要性が乏しいものについては、発生連結会計年度に全額償却しております。

2023 年度 連結貸借対照表注記

1. 当社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。
有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの、並びに金銭の信託を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 当社は、保険種類・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
なお、小区分は次のとおり設定しております。
 - 個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く）
 - 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の主契約
 - 確定給付企業年金保険及び新企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）
 - 拠出型企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）
 - 確定拠出年金保険契約及び新単位別利率設定特約
 - 一時払養老保険契約（一部を除く）
 - 利率変動型終身保険（一時払）契約
 - 個人保険及び個人年金保険のうち、米ドル建契約
 - 個人保険及び個人年金保険のうち、豪ドル建契約（一部の保険種類を除く）
3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当社の保有する事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法

5. 当社の保有する有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。

建物

定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間に基づく定額法によっております。

その他の有形固定資産

定率法によっております。

6. 当社の保有する外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

7. 当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、28百万円です。

連結子会社及び子法人等については、主として当社と同水準の資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、引当を行っております。

8. 退職給付に係る負債は、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は、主として次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌連結会計年度から 8年

退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、一部の退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

一部の連結子会社及び子法人等は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しており、一部の海外の連結子会社及び子法人等は、確定拠出制度を設けております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	308,660 百万円
勤務費用	13,270 百万円
利息費用	1,752 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△291 百万円
退職給付の支払額	△14,478 百万円
その他	91 百万円
期末における退職給付債務	<u>309,005 百万円</u>

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	340,364 百万円
期待運用収益	2,282 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	72,523 百万円
事業主からの拠出額	5,655 百万円
退職給付の支払額	△6,002 百万円
その他	51 百万円
期末における年金資産	<u>414,875 百万円</u>

③ 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	306,564 百万円
年金資産	<u>△414,875 百万円</u>
	△108,311 百万円
非積立型制度の退職給付債務	2,440 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△105,870 百万円</u>
退職給付に係る負債	2,440 百万円
退職給付に係る資産	<u>△108,311 百万円</u>
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△105,870 百万円</u>

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	13,270 百万円
利息費用	1,752 百万円
期待運用収益	△2,282 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△322 百万円
その他	12 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>12,430 百万円</u>

⑤ その他の包括利益等に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

数理計算上の差異	72,492 百万円
合計	<u>72,492 百万円</u>

その他の包括利益累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

未認識数理計算上の差異	79,434 百万円
合計	<u>79,434 百万円</u>

⑥ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

株 式	50%
生命保険一般勘定	28%
債 券	5%
投資信託	4%
その他	13%
合 計	100%

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が 55%含まれています。

⑦ 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧ 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、主として次のとおりです。

割引率	0.575%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	1.3%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、3,498 百万円です。

9. 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定により算出した額を計上しております。

10. 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。また、責任準備金の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第 26 号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。

なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。

当社のヘッジ関係のうち、「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（2022 年 3 月 17 日 企業会計基準委員会 実務対応報告第 40 号）の適用範囲に含まれるヘッジ関係に、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、次のとおりです。

ヘッジ会計の方法	主に特例処理（振当処理を含む）
ヘッジ手段である金融商品の種類	金利スワップ、通貨スワップ
ヘッジ対象である金融商品の種類	貸付金
ヘッジ取引の種類	キャッシュ・フローを固定するもの

11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。

12. 当社の責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条の規定に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第1号の規定に基づき、次の方式により計算しております。

(1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、2006年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成8年大蔵省告示第48号）を適用（ただし、2006年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007（年金開始後）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。

収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。

また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号の規定に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

保険業法施行規則第69条第1項、第2項及び第4項の規定により積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第5項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。

追加の責任準備金の計上要否、金額の決定にあたっては、関連する法令等に基づき、保険数理に関する専門知識を活用した将来キャッシュ・フロー等の見積りが必要となることから、保険計理人による責任準備金の積立の十分性を確認する将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定しております。

海外の連結子会社及び子法人等の責任準備金は、米国会計基準または国際財務報告基準に基づき算出した額を計上しております。

13. 当社の個人保険・個人年金保険の既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等に入院給付金等を支払う特別取扱いを2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という。）第1条第1項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、次の方法により算出した額を計上しております。

IBNR告示第1条第1項本文に掲げるすべての連結会計年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本文と同様の方法により算出しております。

なお、前連結会計年度末においては、当該みなし入院に係る額の代わりに、重症化リスクの高い方以外のみなし入院に係る額を除外しておりましたが、当連結会計年度中にみなし入院の入院給付金の取扱いを終了したことにより、当該みなし入院に係る額を除外して算出する方法に見直しております。

14. 当社の無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

15. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号）に基づいて識別した会計上の見積りは、次のとおりです。

(1) のれんの評価

当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されているのれんには、当社による米国子会社の買収に伴い発生したのれん 34,859 百万円が含まれております。

米国子会社の買収に伴うのれんは、米国子会社の連結貸借対照表に計上され、米国会計基準 FASB Accounting Standards Codification Topic 350「無形資産－のれん及びその他」の非公開会社の特例に基づき、定額法による償却の実施及び減損損失の判定を行っております。

減損損失の判定は、減損の兆候となる事象・環境の変化の有無について、全社単位での判定を行い、のれんを含む報告単位の公正価値が帳簿価額を下回る可能性が50%を超えると定性的に判断した場合に、定量的な減損の検討を行います。当社は、米国子会社での判定の結果を踏まえ、日本の会計基準に基づき減損損失の認識の判断を行っております。

減損の兆候判定及び定性評価にあたっては、マクロ経済や米国の生命保険業界の動向、米国子会社の業績及び将来の利益計画、その他の関連する固有の事象と状況を総合的に評価しています。また、定量的な減損の検討における公正価値の算定においては、将来の経済環境予測を踏まえた保険料収入、保険金給付率等を反映した将来キャッシュ・フロー、割引率及び長期成長率などの主要な仮定を設定します。

将来の不確実な経済条件の変動などにより、減損の兆候となる事象の発生や環境の変化が生じた場合は、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。

なお、当連結会計年度においては、減損の兆候はないと判断しており、減損損失は計上しておりません。

(2) 保有契約価値及び繰延新契約費の償却

当連結会計年度の連結貸借対照表において計上されている無形固定資産には、米国子会社の買収に伴う保有契約価値 22,816 百万円が、その他資産には、米国子会社の繰延新契約費 285,518 百万円がそれぞれ含まれております。

保有契約価値は、米国子会社の買収時点で保有している保険契約に関して、保険契約から得られる将来利益を見積現在価値として計算し、米国子会社の連結貸借対照表に計上したものであります。また、繰延新契約費は、米国子会社の買収後の保険契約の獲得に係る費用のうち、一定の条件を満たすものを米国子会社の連結貸借対照表上、資産として認識したものであります。

保有契約価値及び繰延新契約費は、保険契約の効果が及ぶと見積もられる期間にわたり、将来の見積総利益の発生見込を基礎とした比率等により償却しております。将来の見積総利益の算定においては、継続率、死亡率などの主要な仮定を設定しています。

将来の不確実な経済条件の変動などにより、翌連結会計年度において保有契約価値及び繰延新契約費の減価相当額が損失計上される可能性があります。

16. 当連結会計年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は次のとおりです。

・「金融サービス－保険契約」（Topic944）（ASU 第2018-12号、ASU 第2022-05号）

(1) 概要

長期保険契約に係る負債の測定方法等が改正されました。

(2) 適用予定日

米国子会社において、2025年度の期末より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

適用された連結会計年度における影響は評価中です。

17. 当社は、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（2022年10月28日 企業会計基準第27号）等を当連結会計年度の期首から適用し、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。
- 従来、所得等に対する法人税及び住民税等について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税及び住民税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、基金等及びその他の包括利益累計額に区分して計上することとし、その他の包括利益累計額に計上された法人税及び住民税等については、当該法人税及び住民税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、基金等又はその他の包括利益累計額に関連しており、かつ、基金等又はその他の包括利益累計額に対して課された法人税及び住民税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。
- この結果、当連結会計年度の「法人税及び住民税等」が25,985百万円減少、「親会社に帰属する当期純剰余」が同額増加し、その他の包括利益累計額の「その他有価証券評価差額金」が同額減少しております。

18. 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式（外国証券の中に含まれる株式を含む）については、市場リスク（株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。

貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップ取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。

為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。その他、責任準備金の一部に関する金利変動リスクのヘッジ手段として「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップ取引を行い、ヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。

なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確認し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。

市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット（含み損益や売却損益を考慮）と比較することで管理しております。

信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融商品に係る連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表に含めておりません。また、現金及び預貯金（譲渡性預金除く）、コールローン及び売現先勘定は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
現金及び預貯金（譲渡性預金）	254,952	254,952	-
うち、その他有価証券	254,952	254,952	-
買入金銭債権	479,404	475,173	△4,231
うち、その他有価証券	377,300	377,300	-
金銭の信託	24,345	24,345	-
有価証券	38,269,218	38,162,559	△106,658
売買目的有価証券	2,392,119	2,392,119	-
満期保有目的の債券	2,055,291	2,219,178	163,887
責任準備金対応債券	13,834,827	13,561,628	△273,198
子会社株式及び関連会社株式	41,397	44,050	2,652
その他有価証券※1	19,945,582	19,945,582	-
貸付金	3,322,067		
貸倒引当金※2	△4,017		
	3,318,049	3,174,378	△143,671
社債	539,766	530,644	△9,122
デリバティブ取引※3	(393,095)	(393,095)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	12,753	12,753	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(405,848)	(405,848)	-

※1 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24-3項及び第24-9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託が含まれております。

※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（ ）で示しております。

(注1) 有価証券（「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものを含む）に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	公社債	213,533	225,974	12,440
	外国証券(公社債)	1,315,800	1,492,302	176,502
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	公社債	135,958	128,668	△7,290
	外国証券(公社債)	390,000	372,233	△17,766
合計		2,055,291	2,219,178	163,887

② 責任準備金対応債券

（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	公社債	7,557,941	8,216,365	658,424
	外国証券(公社債)	309,190	318,600	9,410
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	公社債	4,502,750	3,730,276	△772,473
	外国証券(公社債)	1,464,946	1,296,385	△168,560
合計		13,834,827	13,561,628	△273,198

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③ その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	取得原価又は 償却原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表 計上額が取得原 価又は償却原価 を超えるもの	譲渡性預金	-	-	-
	買入金銭債権	38,221	39,199	978
	公社債	454,960	484,884	29,924
	株式	1,167,967	2,943,123	1,775,155
	外国証券	5,835,302	6,273,331	438,028
	公社債	4,731,027	4,975,002	243,975
	株式等	1,104,275	1,298,329	194,053
連結貸借対照表 計上額が取得原 価又は償却原価 を超えないもの	その他の証券	202,671	259,734	57,063
	譲渡性預金	255,000	254,952	△47
	買入金銭債権	348,822	338,101	△10,721
	公社債	2,121,973	1,796,578	△325,394
	株式	155,360	129,502	△25,857
	外国証券	8,759,567	7,919,233	△840,333
	公社債	7,571,880	6,922,661	△649,219
	株式等	1,187,686	996,572	△191,113
	その他の証券	153,005	139,194	△13,811
合計		19,492,851	20,577,835	1,084,983

（注2）市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額
市場価格のない株式等※1	128,402
組合出資金等※2	454,645

※1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

※2 組合出資金等には投資事業組合等が含まれております。これらは、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
譲渡性預金	255,000	-	-	-
買入金銭債権	236,052	223	309	252,543
有価証券	1,095,430	5,013,577	9,261,006	15,534,252
満期保有目的の債券	215,941	381,711	487,277	976,974
責任準備金対応債券	121,447	1,672,357	4,429,210	7,631,879
その他の有価証券	758,042	2,959,509	4,344,518	6,925,398
貸付金※	297,416	632,782	714,435	1,400,623
社債	33,909	-	59,114	297,030

※ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、次の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
譲渡性預金	-	254,952	-	254,952
買入金銭債権	-	235,977	141,323	377,300
金銭の信託	-	-	24,345	24,345
有価証券	7,603,914	12,545,346	1,597,996	21,747,257
売買目的有価証券	1,227,630	1,095,044	69,445	2,392,119
其他有価証券	6,376,283	11,450,302	1,528,551	19,355,137
国債	1,006,709	-	-	1,006,709
地方債	-	39,667	-	39,667
社債	-	1,235,085	-	1,235,085
株式	3,068,076	4,548	-	3,072,625
外国証券	2,140,240	9,947,323	1,528,551	13,616,115
公社債	1,679,300	8,945,905	1,272,359	11,897,565
株式等	460,939	1,001,418	256,191	1,718,550
その他の証券	161,256	223,676	-	384,933
貸付金	-	-	122,421	122,421
デリバティブ取引	2,080	188,333	10,370	200,784
通貨関連	-	53,152	171	53,323
金利関連	-	28,245	-	28,245
株式関連	1,814	95,573	10,199	107,587
その他	265	11,362	-	11,628
資産計	7,605,994	13,224,610	1,896,456	22,727,061
デリバティブ取引	252	592,401	1,226	593,879
通貨関連	-	521,004	899	521,904
金利関連	-	64,273	-	64,273
株式関連	252	6,512	326	7,091
その他	-	610	-	610
負債計	252	592,401	1,226	593,879

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24-3項及び第24-9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託は、上表に含めておりません。当該投資信託の連結貸借対照表計上額は590,444百万円です。

当該投資信託の期首残高から当連結会計期間末残高への調整表は以下のとおりです。

(単位：百万円)	
	基準価額を時価とみなす 投資信託
期首残高	335,133
当連結会計期間の損益又はその他の包括利益	61,852
損益に計上 ^{※1}	4,431
その他の包括利益に計上 ^{※2}	57,421
購入、売却、償還等の純額	193,458
当連結会計期間に基準価額を時価とみなす取扱いを適用した額	-
当連結会計期間に基準価額を時価とみなす取扱いを適用しないこととした額	-
当連結会計期間末残高	590,444
当連結会計期間の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益	-

※1 連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

※2 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

なお、当連結会計期間末における解約等に関する制限のうち主なものは、任意解約が認められていないというものであり、その連結貸借対照表計上額は408,797百万円です。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	-	97,872	97,872
有価証券	10,286,617	5,536,234	2,006	15,824,857
満期保有目的の債券	156,558	2,062,620	-	2,219,178
国債	156,558	-	-	156,558
地方債	-	16,097	-	16,097
社債	-	181,986	-	181,986
外国証券	-	1,864,536	-	1,864,536
公社債	-	1,864,536	-	1,864,536
責任準備金対応債券	10,128,793	3,430,828	2,006	13,561,628
国債	10,128,793	-	-	10,128,793
地方債	-	128,290	-	128,290
社債	-	1,689,557	-	1,689,557
外国証券	-	1,612,980	2,006	1,614,986
公社債	-	1,612,980	2,006	1,614,986
子会社株式及び関連会社株式	1,264	42,785	-	44,050
貸付金	-	15,965	3,035,991	3,051,956
資産計	10,286,617	5,552,200	3,135,869	18,974,687
社債	-	530,644	-	530,644
負債計	-	530,644	-	530,644

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

① 買入金銭債権

買入金銭債権のうち証券化商品については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（情報ベンダー又はブローカーから入手する価格）等によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

これらに該当しない買入金銭債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を時価としており、重要なインプットである割引率等が観察不能である場合はレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

② 金銭の信託

金銭の信託については、取引金融機関から提示された信託財産の構成物の価格によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

③ 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、主なインプットは、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としており、主な信託財産の構成物のレベルに基づき、レベル2の時価又はレベル3の時価に分類しております。

④ 貸付金

一般貸付については、貸付の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

保険約款貸付については、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから、帳簿価額を時価とし、レベル3の時価に分類しております。

負債

① 社債

社債については、活発ではない市場の相場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や株式先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利、為替レート、ボラティリティ等が含まれます。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主にブレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれます。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

（注2）時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

① 重要な観察できないインプットに関する定量的情報^{※1}

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲
貸付金	割引現在価値法	割引率	6.15%～7.45%

※1 レベル3の時価となるもので、第三者から入手した価格を調整せずに使用しているものは記載しておりません。

② 期首残高から当連結会計期間末残高への調整表、当連結会計期間の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	買入金銭 債権	金銭の信託	有価証券	貸付金	デリバティブ 取引 ^{※4}	合計
期首残高	153,716	14,990	1,126,664	123,140	5,156	1,423,668
当連結会計期間の損益 又はその他の包括利益 損益に計上 ^{※1}	△9,933	2,868	142,079	814	△14,523	121,305
その他の包括利益に計上 ^{※2}	2	2,868	124,208	814	△14,523	113,371
購入、売却、発行及び 決済等の純額	△9,935	-	17,870	-	-	7,934
レベル3の時価への振替 ^{※3}	△2,460	6,485	323,341	△1,534	18,511	344,344
レベル3の時価からの振替	-	-	5,911	-	-	5,911
当連結会計期間末残高	-	-	-	-	-	-
当連結会計期間末残高	141,323	24,345	1,597,996	122,421	9,143	1,895,230
当連結会計期間の損益に計上 した額のうち連結貸借対照表 日において保有する金融資産 及び金融負債の評価損益	-	-	△0	△12,102	△10,252	△22,355

※1 連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

※2 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

※3 レベル1の時価またはレベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は、当連結会計年度の期首に行っております。

※4 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、合計で正味の債務・損失となる場合には、△で示しております。

③ 時価の評価プロセスの説明

当社はリスク管理部署にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部署等が時価を取得及び算定しております。取得及び算定された時価は、リスク管理部署等にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いており、また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④ 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率

割引率は、キャッシュ・フローの不確実性と金融商品の流動性を反映して割引率を調整するものであります。一般に、割引率の著しい上昇（下落）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

19. 東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等（土地を含む））を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額は 469,084 百万円、時価は 622,640 百万円です。
 なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。
 また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務 1,436 百万円をその他の負債に計上しております。
20. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、585 百万円です。なお、それぞれの内訳は、次のとおりです。
 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はあります。危険債権額は、585 百万円です。
 上記取立不能見込額の直接減額は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、15 百万円です。
 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権です。
 債権のうち、三月以上延滞債権額はあります。
 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
 債権のうち、貸付条件緩和債権額はあります。
 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
21. 有形固定資産の減価償却累計額は、423,931 百万円です。
22. 保険業法第 118 条に規定する特別勘定の資産の額は、881,798 百万円です。なお、負債の額も同額です。
23. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- | | |
|------------------|-------------|
| 当期首現在高 | 215,667 百万円 |
| 前連結会計年度剰余金よりの繰入額 | 57,067 百万円 |
| 当連結会計年度社員配当金支払額 | 59,221 百万円 |
| 利息による増加等 | 25 百万円 |
| 当連結会計年度末現在高 | 213,538 百万円 |
24. 非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等の株式等の総額は、187,476 百万円です。
25. 担保に提供している資産の額は、有価証券 5,429,574 百万円、貸付金 773,250 百万円、現金及び預貯金 10,837 百万円です。
26. 取得による企業結合に関する事項は次のとおりです。
- (1) 企業結合の概要
- ① 被取得企業の名称及びその事業の内容
- | | |
|----------|-----------------------------------|
| 被取得企業の名称 | Singapore Life Holdings Pte. Ltd. |
| 事業の内容 | 保険事業および保険関連事業（注 1） |

（注1）Singapore Life Holdings Pte. Ltd. は持株会社であり、同社傘下の子会社が保険事業等を営んでおります。

② 企業結合を行った主な理由

当社は、シンガポールをアジア事業戦略における中核市場の一つと位置付けており、Singapore Life Holdings Pte. Ltd. に対しては、2019年の初回出資以降、長期的に経営に関与する戦略投資家として、その事業拡大を支援してきました。

Singapore Life Holdings Pte. Ltd. は、創業当初からデジタルを活用したビジネスモデルに強みを持ち、2020年にはAvivaのシンガポール事業を買収するなど、順調に業容を拡大しており、現在では多様な商品・販売チャネルを有するシンガポール大手生命保険会社の一角に成長しました。

また、アジア地域の事業展開としてフィリピンへも進出しています。このような実績・成長性の両面と、これまで築き上げてきた両社の良好な関係性を踏まえ、今般、子会社化の判断に至りました。

③ 企業結合日

2023年12月31日（みなし取得日）

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

Singapore Life Holdings Pte. Ltd.

⑥ 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率	26.47%
<u>企業結合日に追加取得した議決権比率</u>	<u>73.53%</u>
取得後の議決権比率	100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が議決権の過半数を所有し、意思決定機関を支配していることが明確であるためであります。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

企業結合日の決算財務諸表を使用しているため、被取得企業の業績は連結財務諸表に含まれておりません。

(3) 被取得企業の取得原価およびその内訳

企業結合の直前に所有していた株式の企業結合日における時価	126,937 百万円
<u>追加取得に伴い支出した現金</u>	<u>378,489 百万円</u>
取得原価	505,426 百万円

(4) 被取得企業の取得原価と、持分法による評価額との差額

段階取得に係る差益 105,684 百万円

(5) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 3,494 百万円

(6) 取得原価の配分に関する事項

① 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産の部合計 1,335,651 百万円
（うち有価証券 1,213,740 百万円）
負債の部合計 1,286,431 百万円
（うち保険契約準備金 1,176,396 百万円）

② 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間

1. 発生したのれんの金額 455,546 百万円
2. 発生原因

買収価格算定時に見込んだ将来利益を反映させた投資額が、企業結合時に受け入れた資産及び引き受けた負債の純額を上回ったためであります。

なお、当連結会計年度末において、企業結合日時点における識別可能資産及び負債の特定ならびに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、現時点で入手可能な合理的な情報等に基づき暫定的な会計処理を行っております。

そのため、現時点においては、無形固定資産等の追加認識を行っておらず、暫定的に取得原価と企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の純額との差額をのれんに計上しております。

従って、のれんの償却方法および償却期間も検討中です。

- (7) 企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定したときの当連結会計年度の連結損益計算書への影響の概算額

経常収益 417,594 百万円、経常損失 2,918 百万円、親会社に帰属する当期純損失 4,501 百万円であります。

概算額は、Singapore Life Holdings Pte. Ltd. の 2023 年 12 月期の年次決算書に基づき算定された経常収益、経常損失及び親会社に帰属する当期純損失であります。なお、取得原価の配分が完了していないため、のれん等の償却額は当該計算に含めておりません。当該概算額は、実際に企業結合が当連結会計年度開始の日に完了した場合の Singapore Life Holdings Pte. Ltd. の経常収益、経常損失及び親会社に帰属する当期純損失を表すものではありません。

なお、当該影響額については監査証明を受けておりません。

27. 当社は、保険業法第 60 条の規定により基金を 50,000 百万円新たに募集いたしました。
28. 当社は、2024 年 6 月 21 日に、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 50,000 百万円の期限前返済を行う予定です。
29. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、5,188,107 百万円です。
30. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当連結会計年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は 37 百万円であり、担保に差し入れているものはありません。
31. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、22,331 百万円です。
32. 負債の部の社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債が 506,019 百万円含まれています。
33. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が 170,000 百万円含まれています。
34. その他資産及びその他負債には、米国子会社の修正共同保険式再保険に係る資産及び負債がそれぞれ 667,754 百万円、609,211 百万円含まれています。
35. 国内の連結子会社及び子法人等における修正共同保険式再保険のうち現金授受を行わない取引では、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険貸に計上し、再保険契約期間にわたって償却しております。
36. グループ通算制度を適用している当社及び一部の国内連結子会社は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（2021 年 8 月 12 日 企業会計基準委員会 実務対応

報告第 42 号)に基づき、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示を行っております。

37. 繰延税金資産の総額は、852,325 百万円、繰延税金負債の総額は、553,322 百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、17,412 百万円です。
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 442,138 百万円及び価格変動準備金 253,898 百万円です。
繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 380,593 百万円です。
当連結会計年度における税効果会計適用後の法人税等の負担率は 0.6%であり、法定実効税率 27.96%との差異の主な内訳は、段階取得に係る差益 △17.9%および社員配当準備金繰入額 △9.9%です。
38. Singapore Life Holdings Pte. Ltd. は、International Financial Reporting Standards IFRS17「Insurance Contracts」を当連結会計年度の期首より適用しております。

(2023 年度連結損益計算書注記)

1. 当社の保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
2. 当社の保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
なお、保険業法第 117 条及び保険業法施行規則第 72 条の規定に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
3. 当社の固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。
なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

資産をグルーピングした方法

保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で 1 つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに 1 つの資産グループとしております。

減損損失の認識に至った経緯

地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
賃貸不動産等	土地及び建物等	122 百万円
遊休不動産等	土地及び建物等	41 百万円
		計 163 百万円

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。

なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを 5.0%で割り引いて算定しております。

(2023年度連結包括利益計算書注記)

1. その他の包括利益の内訳項目ごとの組替調整額、法人税等及び税効果の金額は、次のとおりです。

その他有価証券評価差額金：	
当期発生額	1,181,218 百万円
組替調整額	<u>△8,442 百万円</u>
法人税等及び税効果調整前	1,172,776 百万円
法人税等及び税効果額	<u>△317,545 百万円</u>
その他有価証券評価差額金	<u>855,230 百万円</u>
繰延ヘッジ損益：	
当期発生額	△35,141 百万円
組替調整額	<u>3,172 百万円</u>
法人税等及び税効果調整前	△31,968 百万円
法人税等及び税効果額	<u>8,671 百万円</u>
繰延ヘッジ損益	<u>△23,297 百万円</u>
為替換算調整勘定：	
当期発生額	14,404 百万円
組替調整額	<u>—</u>
法人税等及び税効果調整前	14,404 百万円
法人税等及び税効果額	<u>—</u>
為替換算調整勘定	<u>14,404 百万円</u>
退職給付に係る調整額：	
当期発生額	72,815 百万円
組替調整額	<u>△322 百万円</u>
法人税等及び税効果調整前	72,492 百万円
法人税等及び税効果額	<u>△20,310 百万円</u>
退職給付に係る調整額	<u>52,182 百万円</u>
持分法適用会社に対する持分相当額：	
当期発生額	8,280 百万円
組替調整額	<u>△8,696 百万円</u>
持分法適用会社に対する持分相当額	<u>△416 百万円</u>
その他の包括利益合計	<u>898,104 百万円</u>

2023年度 連結キャッシュ・フロー計算書注記

1. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、現金及び預貯金（当社及び国内の連結子会社及び子法人等の有利息の預貯金を除く）及び海外の連結子会社及び子法人等の短期有価証券です。
2. 資金（現金及び現金同等物）の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目との関係は、次のとおりです。

現金及び預貯金	1,102,612 百万円
当社及び国内の連結子会社及び子法人等の有利息の預貯金	<u>△682,776 百万円</u>
資金（現金及び現金同等物）	<u>419,835 百万円</u>

3. 投資活動によるキャッシュ・フローのその他は、主に短期資金活動による純増減額及び金融派生商品の決済による収支（純額）です。
4. 財務活動によるキャッシュ・フローのその他は、主に米国子会社における財務活動によるキャッシュ・フローの資金調達契約の実行及び返済です。

h. 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況
(連結ソルベンシー・マージン比率)

(単位: 百万円)

項 目	2022年度末	2023年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	3,597,472	4,772,386
基金等	518,919	233,369
価格変動準備金	849,771	908,100
危険準備金	756,736	773,900
異常危険準備金	—	—
一般貸倒引当金	4,123	4,215
(その他の有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	32,194	1,055,840
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	140,574	143,511
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	6,942	79,434
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	779,854	787,136
負債性資本調達手段等	566,510	618,695
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△166,213	△170,265
その他	108,056	338,447
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1^2 + R_5^2 + R_6 + R_9)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4 + R_8$ (B)	1,059,629	1,492,488
保険リスク相当額 R_1	99,759	109,343
一般保険リスク相当額 R_5	—	873
巨大災害リスク相当額 R_6	0	1366
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	95,565	111,448
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R_9	9	9
予定利率リスク相当額 R_2	175,797	181,913
最低保証リスク相当額 R_7^*	8,134	9,577
資産運用リスク相当額 R_3	832,861	1,249,530
経営管理リスク相当額 R_4	24,242	33,281
ソルベンシー・マージン比率 (A) $(1/2) \times (B) \times 100$	679.0%	639.5%

※最低保証リスク相当額は、平成23年金融庁告示第23号別表11に定める標準的方式により算出しています。

(注) 上記は、保険業法第130条、保険業法施行規則第88条の2及び第88条並びに平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。

また、2022年度末はSingapore Life Holdings Pte. Ltd.におけるIFRS17適及適用後の計数を記載しています。

i. 子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況

(ソルベンシー・マージン比率)

(メディケア生命保険株式会社)

(単位: 百万円)

項 目	2022年度末	2023年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	56,047	44,236
資本金等	29,211	32,897
価格変動準備金	245	273
危険準備金	4,236	4,400
一般償倒引当金	—	—
(その他の有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	△740	△631
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	52,462	57,727
負債性資本調達手段等	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	△29,368	△50,430
持込資本金等	—	—
控除項目	—	—
その他	—	—
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_5)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	5,393	5,572
保険リスク相当額 R_1	455	410
第三分野保険の保険リスク相当額 R_5	3,107	2,481
予定利率リスク相当額 R_2	24	23
最低保証リスク相当額 R_7	—	—
資産運用リスク相当額 R_3	3,728	4,477
経営管理リスク相当額 R_4	219	221
ソルベンシー・マージン比率 (A) $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	2,078.2%	1,587.7%

(注) 上記は、保険業法施行規則第58条及び第57条、並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

j. セグメント情報

2022年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)及び2023年度(自2023年4月1日 至2024年3月31日)において、当社及び連結子会社の事業は、単一セグメントであるため、セグメント情報及び関連情報の記載を省略しています。

2024年5月23日

住友生命保険相互会社

2023年度決算補足資料

1. 一般勘定

a. 有価証券関係

(1) 有価証券明細表	・・・	1 頁
(2) 地域別地方債保有内訳	・・・	1 頁
(3) 有価証券残存期間別残高	・・・	2 頁
(4) 業種別株式保有の状況	・・・	3 頁

b. 貸付金関係

(1) 貸付金明細表	・・・	4 頁
(2) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	・・・	4 頁
(3) 貸付金残存期間別残高	・・・	5 頁
(4) 貸付金業種別内訳	・・・	6 頁
(5) 貸付金担保別内訳	・・・	7 頁
(6) 貸付金地域別内訳	・・・	7 頁

c. 海外投融資の状況

(1) 資産別明細	・・・	8 頁
(2) 海外投融資の地域別構成	・・・	9 頁
(3) 外貨建資産の通貨別構成	・・・	9 頁

2. 個人変額保険・変額個人年金保険 特別勘定

a. 売買目的有価証券の評価損益	・・・	10 頁
b. 金銭の信託の時価情報	・・・	10 頁
c. デリバティブ取引の時価情報	・・・	11 頁

3. 会社計

a. 資産の構成	・・・	13 頁
b. 有価証券の時価情報	・・・	14 頁
c. 金銭の信託の時価情報	・・・	15 頁
d. デリバティブ取引の時価情報	・・・	16 頁

1. 一般勘定

a. 有価証券関係

(1) 有価証券明細表

(単位: 百万円、%)

区 分	2022年度末		2023年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
国 債	11,530,860	40.9	11,176,175	35.2
地 方 債	179,858	0.6	179,710	0.6
社 債	3,265,782	11.6	3,064,290	9.6
うち公社・公団債	2,061,529	7.3	1,826,541	5.7
う ち 外 貨 建	510,464	1.8	407,026	1.3
株 式	2,322,637	8.2	3,279,944	10.3
外 国 証 券	10,582,451	37.5	13,560,063	42.7
公 社 債	8,370,096	29.7	10,020,877	31.5
う ち 外 貨 建	6,536,038	23.2	7,680,012	24.2
株 式 等	2,212,355	7.8	3,539,186	11.1
う ち 外 貨 建	2,083,495	7.4	3,393,525	10.7
そ の 他 の 証 券	343,641	1.2	528,885	1.7
合 計	28,225,231	100.0	31,789,069	100.0
う ち 外 貨 建	9,129,998	32.3	11,480,564	36.1

(2) 地域別地方債保有内訳

(単位: 百万円)

区 分	2022年度末	2023年度末
北 海 道	131	429
東 北	-	-
關 東	82,195	82,723
中 部	38,923	38,396
近 畿	35,745	35,595
中 国	3,207	3,097
四 国	-	-
九 州	19,655	19,468
合 計	179,858	179,710

住友生命保険相互会社

(3) 有価証券残存期間別残高

<2022年度末>

(単位:百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
有 価 証 券	641,877	1,835,200	2,153,332	2,834,342	4,378,389	11,794,182	4,788,145	28,225,231
国 債	481,101	258,851	798,073	1,638,390	2,645,440	5,715,201	-	11,530,880
地 方 債	2,896	5,898	-	2,695	17,049	151,321	-	179,858
社 債	95,935	183,475	393,088	183,932	158,084	1,900,286	347,082	3,265,782
株 式							2,322,637	2,322,637
外 国 証 券	61,844	1,188,363	957,210	1,009,989	1,542,988	4,028,333	1,795,781	10,582,451
公 社 債	61,844	1,188,363	943,717	945,281	1,349,429	3,881,480	-	8,370,098
株 式 等	0	-	13,493	64,687	193,539	144,873	1,795,781	2,212,355
その他の証券	-	813	982	1,354	18,827	1,019	322,683	343,641
買入金銭債権	142,995	-	-	-	-	153,716	-	296,712
譲渡性預金	542,253	-	-	-	-	-	-	542,253
そ の 他	-	-	-	-	-	0	14,990	14,990
合 計	1,326,927	1,835,200	2,153,332	2,834,342	4,378,389	11,947,879	4,803,136	29,079,188

<2023年度末>

(単位:百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
有 価 証 券	580,835	1,401,480	1,928,423	3,628,983	4,429,505	12,736,870	7,103,171	31,789,089
国 債	103,235	551,033	825,321	2,185,483	1,908,805	5,604,316	-	11,178,175
地 方 債	5,864	-	-	11,864	7,788	154,212	-	179,710
社 債	71,559	257,848	211,222	190,033	119,884	1,813,682	400,080	3,064,290
株 式							3,279,944	3,279,944
外 国 証 券	379,975	591,748	890,544	1,225,227	2,372,278	5,154,489	2,945,819	13,560,083
公 社 債	379,975	580,959	878,624	1,183,586	2,047,721	4,922,797	29,213	10,020,877
株 式 等	0	10,788	13,920	41,640	324,557	231,672	2,916,606	3,539,196
その他の証券	-	853	1,333	18,393	22,788	10,208	477,327	528,895
買入金銭債権	235,977	-	-	-	-	141,323	-	377,300
譲渡性預金	254,952	-	-	-	-	-	-	254,952
そ の 他	-	-	-	-	-	5,035	19,309	24,345
合 計	1,051,564	1,401,480	1,928,423	3,628,983	4,429,505	12,883,229	7,122,481	32,445,688

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

住友生命保険相互会社

(4) 業種別株式保有の状況

(単位:百万円、%)

区 分		2022年度末		2023年度末	
		金 額	占率	金 額	占率
水 産 ・ 農 林 業		320	0.0	390	0.0
鉱 業		100	0.0	168	0.0
建 設 業		66,288	2.9	114,729	3.5
製 造 業	食 料 品	76,358	3.3	102,915	3.1
	織 維 製 品	12,335	0.5	14,791	0.5
	パ ル プ ・ 紙	7,141	0.3	9,541	0.3
	化 学	179,119	7.7	217,801	6.6
	医 薬 品	189,460	8.2	257,075	7.8
	石 油 ・ 石 炭 製 品	6,185	0.3	10,759	0.3
	ゴ ム 製 品	8,285	0.4	17,531	0.5
	ガ ラ ス ・ 土 石 製 品	23,485	1.0	48,077	1.5
	鉄 鋼	24,962	1.1	34,645	1.1
	非 鉄 金 属	49,016	2.1	75,129	2.3
	金 属 製 品	9,566	0.4	16,204	0.5
	機 械	183,219	7.9	225,623	6.9
	電 気 機 器	309,327	13.3	431,882	13.2
	輸 送 用 機 器	69,250	3.0	135,957	4.1
	精 密 機 器	22,097	1.0	28,309	0.9
	そ の 他 製 品	66,709	2.9	57,179	1.7
電 気 ・ ガ ス 業		27,967	1.2	41,512	1.3
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸 運 業	172,698	7.4	188,113	5.7
	海 運 業	11,003	0.5	15,301	0.5
	空 運 業	3,501	0.2	3,863	0.1
	倉 庫 ・ 運 輸 関 連 業	11,411	0.5	13,496	0.4
	情 報 ・ 通 信 業	74,439	3.2	109,464	3.3
商 業	卸 売 業	198,505	8.5	325,744	9.9
	小 売 業	40,576	1.7	57,211	1.7
金 融 ・ 保 険 業	銀 行 業	159,289	6.9	278,814	8.5
	証 券、商 品 先 物 取 引 業	6,369	0.3	15,477	0.5
	保 険 業	200,388	8.6	249,310	7.6
	そ の 他 金 融 業	17,821	0.8	43,883	1.3
不 動 産 業		34,967	1.5	61,911	1.9
サ ー ビ ス 業		60,466	2.6	77,122	2.4
合 計		2,322,637	100.0	3,279,944	100.0

(注)業種区分は、「証券コード協議会」の「業種別分類項目」に準拠しています。

住友生命保険相互会社

b. 貸付金関係

(1) 貸付金明細表

(単位：百万円)

区 分	2022年度末	2023年度末
保 険 約 款 貸 付	234,873	226,775
契 約 者 貸 付	214,618	207,831
保 険 料 振 替 貸 付	20,255	18,944
一 般 貸 付	1,963,401	1,937,734
(うち非居住者貸付)	(141,112)	(154,522)
企 業 貸 付	1,762,288	1,815,024
(うち国内企業向け)	(1,621,176)	(1,660,502)
国・国際機関・政府関係機関貸付	169,994	89,835
公 共 団 体 ・ 公 企 業 貸 付	29,500	31,500
住 宅 ロ ー ン	1,614	1,372
消 費 者 ロ ー ン	3	2
そ の 他	-	-
合 計	2,198,274	2,164,509

(2) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

(単位：件、百万円、%)

区 分		2022年度末		2023年度末	
			占率		占率
大 企 業	貸付先数	171	72.8	168	72.7
	金 額	1,410,418	87.0	1,438,767	86.6
中 堅 企 業	貸付先数	-	-	-	-
	金 額	-	-	-	-
中 小 企 業	貸付先数	64	27.2	63	27.3
	金 額	210,757	13.0	221,735	13.4
国 内 企 業 向 け 貸 付 計	貸付先数	235	100.0	231	100.0
	金 額	1,621,176	100.0	1,660,502	100.0

(注)1. 規模の区分は業種により以下のとおり定義しています。

業 種	①右の②、③、④を 除く企業種		②小売業、飲食業		③サービス業		④製造業	
大 企 業	常用人 300人以上	資本金 10億円以上	常用人 50人以上	資本金 10億円以上	常用人 100人以上	資本金 10億円以上	常用人 100人以上	資本金 10億円以上
中 堅 企 業	かつ 常用人 100人以上	資本金3億円超 10億円未満	かつ 常用人 100人以上	資本金5千万円超 10億円未満	かつ 常用人 100人以上	資本金5千万円超 10億円未満	かつ 常用人 100人以上	資本金1億円超 10億円未満
中 小 企 業	資本金3億円以下または 常用人300人以下		資本金5千万円以下または 常用人50人以下		資本金5千万円以下または 常用人100人以下		資本金1億円以下または 常用人100人以下	

2. 貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の債務者数をいい、貸付件数ではありません。

3. 従業員数及び資本金額は、資料作成時点で当社が把握しているものによります。

4. サービス業は、「物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療・福祉」、及び「その他のサービス」で構成されます。

5. 規模の区分は、日本銀行の「貸出先別貸出金（業種別、設備資金新規貸出）」の規模区分に準拠しています。

住友生命保険相互会社

(3) 貸付金残存期間別残高

<2022年度末>

(単位:百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
変 動 金 利	50,914	5,662	48,099	13,199	68,483	91,231	6,000	283,591
固 定 金 利	259,049	233,306	226,014	130,227	274,284	556,926	-	1,679,809
一般貸付計	309,963	238,969	274,114	143,427	342,768	648,157	6,000	1,963,401

<2023年度末>

(単位:百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
変 動 金 利	60,513	7,941	61,603	73,787	8,258	98,581	40,000	350,685
固 定 金 利	199,679	235,978	176,728	149,517	274,824	550,319	-	1,587,048
一般貸付計	260,192	243,919	238,332	223,305	283,083	648,901	40,000	1,937,734

住友生命保険相互会社

(4) 貸付金業種別内訳

区 分		2022年度末		2023年度末	
		金 額	占率	金 額	占率
国内向け		163,498	8.3	152,502	7.9
	食料	14,014	0.7	14,774	0.8
	繊維	900	0.0	900	0.0
	木材・木製品	400	0.0	100	0.0
	パルプ・紙	16,700	0.9	18,380	0.9
	印刷	-	-	-	-
	化学	26,316	1.3	25,922	1.3
	石油・石炭	25,800	1.3	28,800	1.4
	窯業・土石	10,058	0.5	10,182	0.5
	鉄鋼	18,100	0.9	8,100	0.4
	非金属製品	4,650	0.2	4,850	0.2
	はん用・生産用・業務用機械	12,847	0.7	13,537	0.7
	電気機械	16,130	0.8	12,357	0.6
	輸送用機械	15,542	0.8	14,800	0.8
	その他の製造業	1,020	0.1	1,000	0.1
	農業、林業	-	-	-	-
	漁業	-	-	-	-
	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
	建設業	10,487	0.6	10,825	0.6
	電気・ガス・熱供給・水道業	241,498	12.3	257,107	13.3
海外向け	情報通信業	20,990	1.1	23,500	1.2
	運輸業、郵便業	169,955	8.7	172,955	8.9
	卸売業	339,500	17.3	322,800	16.6
	小売業	4,990	0.3	4,871	0.3
	金融業、保険業	396,523	20.2	440,747	22.7
	不動産業	188,359	9.6	192,147	9.9
	物品賃貸業	107,232	5.6	107,012	5.5
	学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-
	宿泊業	-	-	-	-
	飲食業	-	-	-	-
	生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-
	教育、学習支援業	-	-	-	-
	医療・福祉	-	-	-	-
	その他のサービス	8,000	0.4	8,000	0.4
	地方公共団体	-	-	-	-
	個人（住宅・消費・納税資金等）	1,618	0.1	1,374	0.1
	合 計	1,822,288	92.8	1,783,211	92.0
海外向け	政府機関等	-	-	-	-
	金融機関	141,112	7.2	154,522	8.0
	商工業等	-	-	-	-
	合 計	141,112	7.2	154,522	8.0
一 般 貸 付 計		1,963,401	100.0	1,937,734	100.0

(注)1. 国内向けの区分は、日本銀行の「貸出先別貸出金(業種別、設備資金新規貸出)」の業種分類に準拠しています。

2. 「国内向け貸付の合計」ならびに「一般貸付計」には日本国政府向け貸出を含みます。

(2022年度末 1,696億円、2023年度末 895億円)

住友生命保険相互会社

(5) 貸付金担保別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	2022年度末		2023年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
担 保 貸 付	10,732	0.5	9,534	0.5
有 価 証 券 担 保 貸 付	-	-	-	-
不 動 産 ・ 動 産 ・ 財 団 担 保 貸 付	10,732	0.5	9,534	0.5
指 名 債 権 担 保 貸 付	-	-	-	-
保 証 貸 付	12,656	0.6	10,838	0.6
信 用 貸 付	1,938,394	98.7	1,915,986	98.9
そ の 他	1,618	0.1	1,374	0.1
一 般 貸 付 計	1,963,401	100.0	1,937,734	100.0
う ち 劣 後 特 約 付 貸 付	125,800	6.4	162,300	8.4

(6) 貸付金地域別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	2022年度末		2023年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
北 海 道	9,266	0.5	10,070	0.6
東 北	17,110	0.9	18,102	1.0
關 東	1,502,644	82.5	1,465,159	82.2
中 部	97,100	5.3	92,300	5.2
近 畿	140,366	7.7	144,151	8.1
中 国	15,112	0.8	17,400	1.0
四 国	5,550	0.3	5,430	0.3
九 州	33,520	1.8	29,224	1.6
合 計	1,820,670	100.0	1,781,837	100.0

(注)1. 個人ローン、非居住者貸付、保険約款貸付等を含みません。

2. 地域区分は、資料作成時点で当社が把握している貸付先の本社所在地によります。

住友生命保険相互会社

c. 海外投融資の状況

(1) 資産別明細

ア. 外貨建資産

(単位: 百万円、%)

区 分	2022年度末		2023年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
公 社 債	7,046,502	58.0	8,087,039	53.7
株 式 等	2,083,495	17.2	3,393,525	22.6
現 預 金・その他	624,015	5.1	599,977	4.0
外 貨 建 資 産 計	9,754,013	80.3	12,080,542	80.3

イ. 円貨額が確定した外貨建資産

(単位: 百万円、%)

区 分	2022年度末		2023年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
貸 付 金	236,846	2.0	232,867	1.5
現 預 金・その他	3,244	0.0	3,235	0.0
円 貨 額 が 確 定 し た 外 貨 建 資 産 計	240,091	2.0	236,103	1.6

ウ. 円貨建資産

(単位: 百万円、%)

区 分	2022年度末		2023年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
公 社 債	1,834,058	15.1	2,340,865	15.6
株 式 等	271,013	2.2	347,851	2.3
そ の 他	40,272	0.3	42,312	0.3
円 貨 建 資 産 計	2,145,344	17.7	2,731,029	18.1

エ. 合計

(単位: 百万円、%)

区 分	2022年度末		2023年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
海 外 投 融 資	12,139,449	100.0	15,047,675	100.0

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約等が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

住友生命保険相互会社

(2) 海外投融資の地域別構成

(単位:百万円、%)

区 分		2022年度末				2023年度末			
		外国証券	公社債	株式等	非居住者 貸付	外国証券	公社債	株式等	非居住者 貸付
北 米	金額	4,298,388	3,771,103	527,283	141,112	6,083,650	5,116,322	967,227	154,522
	占率	40.6	45.1	23.8	100.0	44.9	51.1	27.3	100.0
ヨーロッパ	金額	1,828,123	1,709,754	118,388	-	2,262,239	2,053,678	208,560	-
	占率	17.3	20.4	5.4	-	16.7	20.5	5.9	-
オセアニア	金額	630,571	630,571	-	-	709,496	709,496	-	-
	占率	6.0	7.5	-	-	5.2	7.1	-	-
ア ジ ア	金額	161,532	2,019	159,512	-	581,356	35,164	546,192	-
	占率	1.5	0.0	7.2	-	4.3	0.4	15.4	-
中 南 米	金額	3,450,631	2,043,421	1,407,210	-	3,682,859	1,865,653	1,817,206	-
	占率	32.6	24.4	63.6	-	27.2	18.6	51.3	-
中 東	金額	-	-	-	-	-	-	-	-
	占率	-	-	-	-	-	-	-	-
アフリカ	金額	3,533	3,533	-	-	3,510	3,510	-	-
	占率	0.0	0.0	-	-	0.0	0.0	-	-
国際機関	金額	209,692	209,692	-	-	237,050	237,050	-	-
	占率	2.0	2.5	-	-	1.7	2.4	-	-
合 計	金額	10,582,451	8,370,096	2,212,355	141,112	13,560,083	10,020,877	3,539,188	154,522
	占率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注)本表は発行会社の国籍に基づき作成されています。

(3) 外貨建資産の通貨別構成

(単位:百万円、%)

区 分	2022年度末		2023年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
米 ド ル	7,314,169	75.0	9,469,941	78.4
豪 ド ル	916,665	9.4	929,565	7.7
ユ ー ロ	905,311	9.3	693,525	5.7
シンガポールドル	41,183	0.4	462,258	3.8
カナダドル	211,719	2.2	308,185	2.6
ニュージーランドドル	244,187	2.5	94,027	0.8
中 国 元	50,381	0.5	55,249	0.5
ベトナムドン	52,260	0.5	42,814	0.4
インドネシアルピア	15,722	0.2	15,724	0.1
英 ポ ン ド	16	0.0	6,116	0.1
そ の 他	2,394	0.0	3,133	0.0
合 計	9,754,013	100.0	12,080,542	100.0

住友生命保険相互会社

2. 個人変額保険・変額個人年金保険 特別勘定

a. 売買目的有価証券の評価損益

(1) 個人変額保険

(単位：百万円)

区 分	2022年度末		2023年度末	
	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価損益	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価損益
売買目的有価証券	55,474	9,821	64,010	16,879

(2) 変額個人年金保険

(単位：百万円)

区 分	2022年度末		2023年度末	
	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価損益	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価損益
売買目的有価証券	36,711	2,084	34,184	3,491

b. 金銭の信託の時価情報

個人変額保険、変額個人年金保険ともに残高がないため、記載していません。

住友生命保険相互会社

c. デリバティブ取引の時価情報

(1) 個人変額保険

(株式関連)

(単位：百万円)

区分	種 類	2022年度末				2023年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年経				うち1年経		
取引所	株価指数先物								
	売建	-	-	-	-	994	-	4	4
	買建	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計					-				4

(通貨関連)

(単位：百万円)

区分	種 類	2022年度末				2023年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年経				うち1年経		
店頭	為替予約								
	売建	142	-	△2	△2	-	-	-	-
	(株ドル)	-	-	-	-	-	-	-	-
	(ユーロ)	142	-	△2	△2	-	-	-	-
	買建	142	-	2	2	-	-	-	-
	(株ドル)	-	-	-	-	-	-	-	-
	(ユーロ)	142	-	2	2	-	-	-	-
合 計					△0				-

(注) 外貨建金銭債権債務等が為替予約が付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建金銭債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。

住友生命保険相互会社

(2) 変額個人年金保険

(株式関連)

(単位：百万円)

区分	種 類	2022年度末			2023年度末		
		契約額等	時価	差損益	契約額等	時価	差損益
		うち1年超			うち1年超		
取引所	株価指数先物						
	売建	-	-	-	-	-	-
	買建	449	-	7	362	-	△4
合 計				7			△4

(通貨関連)

(単位：百万円)

区分	種 類	2022年度末			2023年度末		
		契約額等	時価	差損益	契約額等	時価	差損益
		うち1年超			うち1年超		
店頭	為替予約						
	売建	64	-	△1	-	-	-
	(※FA)	-	-	-	-	-	-
	(※OP)	64	-	△1	-	-	-
	買建	64	-	1	-	-	-
	(※FA)	-	-	-	-	-	-
	(※OP)	64	-	1	-	-	-
	合 計			0			-

(注) 外貨建金銭債権債務等が為替予約が付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建金銭債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。

住友生命保険相互会社

3. 会社計

a. 資産の構成（会社計）

(1) 資産の構成

(単位：百万円、%)

区 分	2022年度末		2023年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
現預金・コールローン	2,176,849	6.2	1,574,957	4.1
買 入 金 銭 債 権	407,646	1.2	479,404	1.3
金 銭 の 信 託	14,990	0.0	24,345	0.1
有 価 証 券	28,829,411	81.7	32,471,386	85.0
公 社 債	15,187,946	43.0	14,619,214	38.3
株 式	2,456,106	7.0	3,449,389	9.0
外 国 証 券	10,831,959	30.7	13,858,843	36.3
公 社 債	8,455,063	24.0	10,110,124	26.5
株 式 等	2,376,895	6.7	3,748,718	9.8
その他の証券	353,398	1.0	543,939	1.4
貸 付 金	2,198,274	6.2	2,164,509	5.7
保 険 約 款 貸 付	234,873	0.7	226,775	0.6
一 般 貸 付	1,963,401	5.6	1,937,734	5.1
不 動 産	588,024	1.7	643,568	1.7
う ち 投 資 用	403,356	1.1	468,707	1.2
繰 延 税 金 資 産	493,008	1.4	208,307	0.5
そ の 他	590,827	1.7	635,326	1.7
貸 倒 引 当 金	△867	△0.0	△804	△0.0
会 社 計	35,298,166	100.0	38,201,001	100.0
うち外貨建資産	10,019,114	28.4	12,395,549	32.4

(注)「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

(2) 資産の増減

(単位：百万円)

区 分	2022年度	2023年度
	金 額	金 額
現預金・コールローン	1,032,339	△601,892
買 入 金 銭 債 権	97,505	71,758
金 銭 の 信 託	10,076	9,354
有 価 証 券	△2,533,230	3,641,975
公 社 債	420,309	△568,731
株 式	△139,541	993,282
外 国 証 券	△2,638,615	3,026,884
公 社 債	△2,379,453	1,655,061
株 式 等	△259,162	1,371,822
その他の証券	△175,382	190,540
貸 付 金	6,021	△33,764
保 険 約 款 貸 付	△9,322	△8,098
一 般 貸 付	15,343	△25,666
不 動 産	31,551	55,543
う ち 投 資 用	11,178	65,350
繰 延 税 金 資 産	204,421	△284,700
そ の 他	6,098	44,498
貸 倒 引 当 金	58	62
会 社 計	△1,145,157	2,902,835
うち外貨建資産	△2,888,550	2,376,434

(注)「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

住友生命保険相互会社

b. 有価証券の時価情報（会社計）

(1) 売買目的有価証券の評価損益

(単位：百万円)

区 分	2022年度末		2023年度末	
	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価損益	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価損益
売買目的有価証券	619,170	△19,521	706,661	67,828

(注) 本表には、金融の信託等の売買目的有価証券を含んでいます。

(2) 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外）

(単位：百万円)

区 分	2022年度末					2023年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
満期保有目的の債券	1,631,156	1,729,570	198,413	198,537	△124	1,926,606	2,092,804	166,198	184,790	△18,592
責任準備金対応債券	13,192,906	13,610,612	417,707	975,068	△557,360	13,799,328	13,627,225	△272,100	667,608	△939,909
子会社・関連会社株式	53,077	45,626	△7,451	-	△7,451	43,624	44,050	425	425	-
その他の有価証券	12,881,723	13,280,180	398,458	1,303,032	△904,604	13,740,636	15,113,583	1,372,947	2,368,171	△995,224
公 社 債	3,025,881	2,833,870	△192,011	34,902	△226,913	2,488,781	2,174,180	△294,600	27,573	△322,154
株 式	1,065,126	2,118,405	1,053,280	1,084,853	△31,573	1,323,271	3,072,377	1,749,106	1,774,963	△25,857
外 国 証 券	7,703,747	7,207,489	△496,257	160,382	△656,640	8,950,882	8,835,843	△115,038	407,593	△522,632
公 社 債	6,159,486	5,788,684	△370,822	95,914	△466,736	6,658,920	6,540,941	△117,978	213,539	△331,518
株 式 等	1,544,260	1,418,824	△125,436	64,468	△189,903	2,291,962	2,294,902	2,939	194,053	△191,113
その他の証券	248,187	281,419	3,261	19,658	△16,396	385,676	398,928	43,251	87,063	△13,811
買入金銭債権	296,510	296,712	201	3,236	△3,034	387,043	377,300	△9,743	978	△10,721
繰返性預金	542,300	542,253	△46	-	△46	255,000	254,952	△47	-	△47
その他の債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	27,658,862	28,635,959	977,097	2,476,638	△1,499,540	29,510,192	30,777,663	1,267,470	3,121,196	△1,853,726
公 社 債	16,168,612	15,636,037	367,624	1,016,901	△649,276	14,714,757	14,314,687	△400,069	694,259	△1,094,329
株 式	1,065,984	2,118,958	1,052,994	1,084,853	△31,858	1,324,111	3,073,642	1,749,531	1,775,389	△25,857
外 国 証 券	10,337,417	9,890,578	△446,838	351,989	△798,828	12,473,804	12,358,151	△115,653	593,506	△708,958
公 社 債	8,740,918	8,426,680	△314,237	287,521	△601,758	10,138,856	10,020,464	△118,392	399,452	△517,845
株 式 等	1,596,499	1,483,897	△132,601	64,468	△197,069	2,334,747	2,337,687	2,939	194,053	△191,113
その他の証券	248,187	281,419	3,261	19,658	△16,396	385,676	398,928	43,251	87,063	△13,811
買入金銭債権	296,510	296,712	201	3,236	△3,034	387,043	377,300	△9,743	978	△10,721
繰返性預金	542,300	542,253	△46	-	△46	255,000	254,952	△47	-	△47
その他の債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

2. 市場価格のない株式等および組合等は本表から除いています。

市場価格のない株式等および組合等の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	2022年度末	2023年度末
子会社・関連会社株式	789,941	1,193,362
その他の有価証券	198,522	261,773
国 内 株 式	21,414	22,762
外 国 株 式	34,558	34,558
そ の 他	142,548	204,452
合 計	988,463	1,455,135

住友生命保険相互会社

c. 金銭の信託の時価情報（会社計）

（単位：百万円）

区 分	2022年度末					2023年度末				
	貸借対照表計上額	時価	差額益	利益	益損	貸借対照表計上額	時価	差額益	利益	益損
金 銭 の 信 託	14,990	14,990	-	-	-	24,345	24,345	-	-	-

(注)時価相当額の算定は、取引金融機関が合理的に算定した価格によっています。

・運用目的の金銭の信託

（単位：百万円）

区 分	2022年度末		2023年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
運 用 目 的 の 金 銭 の 信 託	14,990	28	24,345	2,044

・運用目的以外の金銭の信託

2022年度末、2023年度末ともに残高がないため、記載していません。

住友生命保険相互会社

d. デリバティブ取引の時価情報（会社計）

【定性的情報】

(1) 取引の内容

当社では、資産運用方針および運用する資金特性に応じて、以下のデリバティブ取引を活用しています。

	取引所取引	店頭取引
金利派生商品	－	金利スワップ、金利スワップション
為替派生商品	－	為替予約、通貨スワップ、通貨オプション
株式派生商品	株価指数先物、株価指数オプション	個別株オプション、株価指数オプション、 株価指数先渡
債券派生商品	債券先物、債券先物オプション	債券現物オプション
その他	－	マルチ・アセット指数オプション

(2) 取組方針

当社では、主に保有する資産または負債の価値が変動するリスクを回避する目的で、デリバティブ取引を活用しています。

また、運用する資金特性にそぐわないデリバティブ取引（例えば、原資産の価格変動に対する当該取引時価の変動率が大きいレバレッジの高い取引等）は行わないこととしています。

(3) 利用目的

当社では、外貨建資産に係る為替リスク等の回避を目的としたヘッジ取引、もしくはリスクを一定範囲内に限定したデリバティブ取引を行っています。

なお、ヘッジ会計の適用要件を満たすヘッジ取引については、ヘッジ会計を適用しています。

(4) リスクの内容

当社が利用しているデリバティブ取引には、現物資産と同様に、市場リスクと信用リスクがあります。

ア. 市場リスク

金利、株価、為替等の市場の変動およびキャッシュフローの変動によって保有するポートフォリオやポジションの価値が変動するリスクをいいます。

イ. 信用リスク

与信先の信用状態の変化により保有するポートフォリオやポジションの価値が変動するリスクをいいます。（デリバティブ取引の取引相手先のデフォルト（債務不履行）により、保有するポジションから期待する経済効果を得られないリスクを含みます。）

(5) リスク管理体制

ア. リスク管理の基本方針

保有する資産または負債に対して効果的にデリバティブ取引が活用されているか、また、投資案件ごとに設定した運用方針、運用ルール、報告体制が遵守されているか等を定期的に確認することで、リスクの顕在化を未然に防止することをリスク管理の基本としています。

住友生命保険相互会社

イ. リスク管理部署

収益部門から独立した資産運用リスク管理部署が、デリバティブ取引のリスク状況を株式、債券等原資産と合わせて管理しています。

ウ. リスク管理規定

「資産運用リスク管理方針」および「資産運用リスク管理規程」において、デリバティブ取引についての利用目的、取組対象、およびリスク管理体制等を規定しています。また、資産運用部門の細則等において、各部それぞれの役割に応じた具体的な取組みを規定しています。

エ. リスク管理

ヘッジ取引を行う場合は、ヘッジ対象である原資産とヘッジ手段としてのデリバティブ取引を合わせてリスクを定量的に把握・分析・管理しています。

ヘッジ取引に該当しない取引を行う場合は、取引限度額、許容リスク量を設定するとともにロス・カット・ルールを策定し、ポジション状況、リスク状況および損益状況を管理しています。

(6) 定量的情報に関する補足説明

ア. デリバティブ取引に関わる信用リスクの状況

債権債務の関係が法的に相殺可能である契約については、取引相手先が当社に対して有する与信額を考慮したネットベースのカレント・エクスポージャー方式で信用リスク相当額を算出しています。

(単位：億円)

	契約金額・想定元本額		信用リスク相当額	
	2023年3月末	2024年3月末	2023年3月末	2024年3月末
金利スワップ				
金利スワップション(買建)	1,111	1,135	182	213
為替予約	119,107	73,962	2,847	1,230
通貨スワップ				
通貨オプション(買建)	15,348	13,701	1,103	1,282
株式オプション(買建)				
株価指数先渡	5,471	5,500	328	330
マルチ・アセット指数オプション(買建)	1,861	2,644	215	378
合 計			1,399	1,838

(注1) 契約金額・想定元本額は、取引を執行する際の計算基礎として位置付けられているものであり、リスク量を表す指標ではありません。

(注2) 取引種類別の信用リスク相当額は、取引相手先が当社に対して有する与信額を考慮しないグロスベースのカレント・エクスポージャー方式で算出しており、合計(ネットベースのカレント・エクスポージャー方式にて算出)とは一致しません。

イ. 差損益に関する補足説明

ヘッジ取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を明確にした上で取り組んでおり、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の損益を単独で認識するのではなく、ヘッジ対象としての資産・負債の損益と合算して認識する必要があります。

したがって、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体として管理することで、為替変動リスク、金利変動リスク等が減殺されている効果を確認しています。

住友生命保険相互会社

【定量的情報】

(1) 差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）（会社計）

（単位：百万円）

区 分	2022年度末						2023年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計
ヘッジ会計適用分	4,915	△200,674	-	-	-	△196,659	△13,805	△355,739	-	-	-	△369,545
ヘッジ会計非適用分	1,147	△200,368	△2,806	776	△1,129	△202,367	56	△114,929	△934	201	5,450	△110,164
合 計	6,062	△401,042	△2,806	776	△1,129	△399,026	△13,749	△470,669	△934	201	5,450	△479,709

(注)ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分、及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

なお時価ヘッジ適用分の差損益は、2022年度末通貨関連 △229,955百万円、2023年度末通貨関連 △357,149百万円となっています。

(2) 金利関連（会社計）

（ヘッジ会計が適用されていないもの）

（単位：百万円）

区 分		種 類	2022年度末				2023年度末			
			契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超			
店頭	金利スワップ									
	固定金利受取/変動金利支払	32,600	32,600	1,147	1,147	32,600	32,600	56	56	
合 計					1,147				56	

(注)差損益欄には、時価を記載しています。

（ヘッジ会計が適用されているもの）

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	種 類	主なヘッジ対象	2022年度末			2023年度末		
			契約額等		時価	契約額等		時価
			うち1年超			うち1年超		
繰延ヘッジ	金利スワップ	貸付金						
	固定金利受取／変動金利支払		13,500	2,500	△11	2,500	2,500	△16
	金利スワップ	保険負債						
	固定金利受取／変動金利支払		217,500	217,500	△13,146	342,500	342,500	△33,908
特例処理	金利スワップ	貸付金						
	固定金利受取／変動金利支払		735	710	0	710	700	△4
	固定金利支払／変動金利受取		100,147	100,147	17,173	113,557	113,557	20,124
合 計					4,015			△13,805

住友生命保険相互会社

(3) 通貨関連（会社計）

（ヘッジ会計が適用されていないもの）

（単位：百万円）

区 分	種 類	2022年度末				2023年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
店 頭	為替予約								
	売建	3,823,484	-	△282,498	△282,498	1,854,771	1,616	△139,588	△139,588
	(米ドル)	1,829,812	-	△123,913	△123,913	1,130,873	1,616	△94,938	△94,938
	(ユーロ)	1,280,422	-	△124,993	△124,993	239,423	-	△28,022	△28,022
	(豪ドル)	401,852	-	△4,138	△4,138	125,955	-	△12,630	△12,630
	買建	3,534,394	-	54,022	54,022	1,384,308	1,614	30,257	30,257
	(米ドル)	1,897,932	-	10,414	10,414	982,784	1,614	22,018	22,018
	(ユーロ)	1,337,349	-	47,940	47,940	235,016	-	7,269	7,269
	(豪ドル)	396,207	-	△5,848	△5,848	114,029	-	1,298	1,298
	通貨オプション								
	売建								
	コール	83,200	-			407,720	-		
	(米ドル)	(878)	-	256	422	(944)	-	895	49
		83,200	-			407,720	-		
		(878)	-	256	422	(944)	-	895	49
	プット	-	-			130,000	-		
	(米ドル)	(-)	-	-	-	(392)	-	4	387
		-	-			130,000	-		
		(-)	-	-	-	(392)	-	4	387
	買建								
	プット	914,650	-			899,040	-		
	(米ドル)	(3,933)	-	1,632	△2,301	(3,869)	-	171	△3,697
		914,650	-			899,040	-		
		(3,933)	-	1,632	△2,301	(3,869)	-	171	△3,697
	通貨スワップ								
	(米ドル)	-	-	-	-	5,166	5,166	△2,339	△2,339
		-	-	-	-	5,166	5,166	△2,339	△2,339
合 計					△200,355			△114,929	

(注)1. ()内には、オプション科を記載しています。

2. 差損益欄には、為替予約については時価を記載し、

オプション取引についてはオプション科と時価との差額を記載しています。

（ヘッジ会計が適用されているもの）

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	種 類	主なヘッジ 対象	2022年度末			2023年度末		
			契約額等		時価	契約額等		時価
			うち1年超			うち1年超		
時価ヘッジ	為替予約	外貨建資産						
	売建		4,762,898	702,883	△229,955	4,457,128	447,631	△357,149
	(米ドル)		3,181,135	663,063	△168,052	3,559,006	435,667	△287,124
	(ユーロ)		872,598	-	△51,356	560,699	-	△27,932
	(豪ドル)		524,937	27,290	△10,483	313,784	-	△39,024
繰延ヘッジ	通貨スワップ	外貨建資産	37,806	35,351	△7,039	35,351	35,351	△12,680
	(米ドル)		35,351	35,351	△6,634	35,351	35,351	△12,680
	(ユーロ)		2,454	-	△405	-	-	-
振当処理	通貨スワップ	外貨建資産	235,846	230,642	△29,226	232,867	199,346	△65,472
	(米ドル)		235,846	230,642	△29,226	232,867	199,346	△65,472
	通貨スワップ	外貨建負債	345,510	246,030	65,546	397,695	397,695	79,562
	(米ドル)		345,510	246,030	65,546	397,695	397,695	79,562
	合 計					△200,674		

(4) 株式関連(会社計)

(ヘッジ会計が適用されていないもの)

(単位:百万円)

区分	種 類	2022年度末				2023年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
取引所	株価指数先物								
	売 建	7,576	-	△77	△77	8,940	-	△220	△220
	買 建	66,763	-	1,104	1,104	76,971	-	1,628	1,628
店頭	株価指数オプション								
	売 建								
	コール	40,000 (1,046)	-	390	656	- (-)	-	-	-
	買 建								
	プット	547,130 (4,936)	-	445	△4,459	550,000 (2,943)	-	0	△2,943
合 計					△2,008				△934

(注)1. ()内には、オプション科を記載しています。

2. 差損益欄には、先物取引については時価を記載し、

オプション取引についてはオプション科と時価との差額を記載しています。

(ヘッジ会計が適用されているもの)

2022年度末、2023年度末ともに残高がないため、記載していません。

(5) 債券関連(会社計)

(ヘッジ会計が適用されていないもの)

(単位:百万円)

区分	種 類	2022年度末				2023年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
取引所	債券先物								
	買 建	33,768	-	776	776	42,179	-	201	201
合 計					776				201

(注)差損益欄には、時価を記載しています。

(ヘッジ会計が適用されているもの)

2022年度末、2023年度末ともに残高がないため、記載していません。

(6) その他(会社計)

(ヘッジ会計が適用されていないもの)

(単位:百万円)

区分	種 類	2022年度末				2023年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
店頭	マルチ・アセット指数オプション								
	売 建								
	コール	97,881 (291)	-	183	108	90,352 (219)	-	610	△391
	買 建								
	コール	196,144 (4,144)	-	2,965	△1,238	204,444 (5,520)	-	11,362	5,842
合 計					△1,129				5,450

(注)1. ()内には、オプション科を記載しています。

2. 差損益欄には、オプション科と時価との差額を記載しています。

(ヘッジ会計が適用されているもの)

2022年度末、2023年度末ともに残高がないため、記載していません。

住友生命保険相互会社